

岡山県公報

発行
岡山県



目次

担当課（室）

【規則】

- 岡山県議会に係る知事の権限に属する事務の専決及び代決に関する規則
- 岡山県環境への負荷の低減に関する条例施行規則の一部を改正する規則
- 災害救助法施行細則の一部を改正する規則
- 介護支援専門員の登録等に関する規則の一部を改正する規則
- 岡山県開発登録簿閲覧規則の一部を改正する規則
- 都市計画法施行細則の一部を改正する規則

行政改革推進室

新エネルギー・温暖化対策室

保健福祉課

長寿社会課

建築指導課

〃

総務学事課

行政改革推進室

環境管理課

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

目次

担当課（室）

（県例規集登載）

○ 令和五年度自衛官第二次募集（自衛官候補生）

補生）

○ 優良図書の特典

○ 有害図書の指定

○ 指定居宅サービスの事業の廃止

○ 〃

○ 〃

○ 〃

○ 〃

○ 〃

○ 指定居宅サービス等の事業の廃止

○ 〃

○ 〃

○ 指定介護療養型医療施設の指定の辞退

○ 土地改良区の解散

○ 道路の区域変更

○ 道路の供用開始

○ 都市計画下水道の事業計画の変更認可

○ 〃

○ 土地改良事業計画の変更認可申請の縦覧

○ 土地改良事業の工事完了

○ 林業種苗法に基づく生産事業者の登録

○ 基本測量の実施

○ 基本測量の終了

○ 公共測量の終了

危機管理課

男女共同参画青少年課

〃

指導監査室

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

耕地課

道路整備課

〃

都市計画課

〃

耕地課

〃

治山課

監理課

〃

〃

〃

◎岡山県規則第四十二号

岡山県議会に係る知事の権限に属する事務の専決及び代決に関する規則を次のように定める。

令和五年三月三十一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山県議会に係る知事の権限に属する事務の専決及び代決に関する規則

(目的)

第一条 この規則は、知事の補助機関である職員で岡山県議会事務局の職員に併任されているものが処理すべき知事の権限に属する事務の専決及び代決その他必要な事項を定めるものとする。

(専決事項)

第二条 岡山県議会事務局長（以下「事務局長」という。）、次長、課長及び室長（以下「事務局長等」という。）が専決する事項は、別表のとおりとする。

(知事等の承認)

第三条 事務局長等が専決する事項のうち、特に重要又は異例に属するものについては、前条の規定にかかわらず、あらかじめ事務局長が専決する事項にあつては知事の、次長、課長又は室長が専決する事項にあつては事務局長の承認を受けなければならない。

(代決)

第四条 事務局長が不在のときは、次長が事務局長の専決する事項を代決することができる。

2 事務局長及び次長が共に不在のときは、担当の課長又は室長（以下「課長等」という。）が事務局長の専決する事項を代決することができる。

3 次長が不在のときは、担当の課長等が次長の専決する事項を代決することができる。

4 課長等が不在のときは、担当の課長代理又は室長代理（以下「課長代理等」という。）が課長等の専決する事項を代決することができる。

5 課長等及び課長代理等が共に不在のときは、担当の課長補佐又は担当の係長が課長等の専決する事項を代決することができる。

6 前各項の規定は、事案の内容が特に重要又は異例に属するものについては適用しない。

(代決事項の後閲)

第五条 前条の規定により代決した事項のうち専決者の後閲を要すると認められるものは、速やかに閲覧の手續をしなければならない。

(知事による決裁)

第六条 別表に掲げられていない事項については、副知事を経由して知事の決裁を受けるものとする。ただし、軽易若しくは定例的な事項又はあらかじめ知事と協議を行い承諾を得た事項については、副知事が決裁することができる。

(合議)

第七条 合議については、岡山県事務処理規則（昭和四十四年岡山県規則第五十五号）

第十条及び第十一条の規定を準用する。この場合において、同規則第十条第一項中「別表第一(1)及び別表第三」とあるのは「別表第一(1)」と、「これらの表」とあるのは「同表」と、同規則第十一条の見出し中「本庁における合議」とあるのは「合議の方法」と、同条第一項中「本庁において合議する」とあるのは「合議する」と、「主務課長を」とあるのは「担当の課長又は室長を」と、「主務部長を」とあるのは「事務局長を」と、「主務課長又は主務部長」とあるのは「事務局長」と、同条第一項及び第二項中「同一部内」とあるのは「岡山県議会事務局内」と、同項中「主務課長又は主務

令和5年3月31日 岡山県公報 第12485号

部長」とあるのは「担当の課長若しくは室長又は事務局長」と、「部長の」とあるのは「事務局長の」と読み替えるものとする。

附 則

この規則は、令和五年四月一日から施行する。

別表（第二条関係）

事務の種類	専決する事項	専決者			備考
		事務局長	次長	課長等	
1 公文書に関する事務	1 告示、公告及び掲示の決定			○	
2 職員の賠償責任に関する事務（物品に関するものを除く。）	1 職員による損害の発生の認定、監査委員に対する監査の実施及び賠償額の決定の要求並びに職員に対する賠償の命令（地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2の2第3項、第4項）			○	
3 補助金に関する事務	1 補助金（負担金、交付金、貸付金、利子補給金等を含む。）の申請に係る事案又は交付に係る事案の決定（変更、取下げ又は取消しを含む。）			○	
4 物品の交付及び修繕に関する事務	1 物品の交付及び修繕に係る事案の決定				
	(1) 1件1000万円以上のもの			○	
	(2) 1件500万円以上1000万円未満のもの			○	
5 その他収支を伴う事案の執行	(3) 1件500万円未満のもの			○	総務課長
	1 その他収支を伴う事案の決定				
	(1) 1件1000万円以上のもの			○	

6 予算経理事務	(2) 1件1000万円未満のもの		○			
	1 支出を伴う事案の決定に係る契約の締結（契約条項に基づき諸処理を含む。以下同じ。）その他の支出負担行為			○	総務課長	
	2 収入を伴う事案の決定に係る契約の締結その他収入の原因となるべき行為			○	総務課長	
	3 岡山県財務規則（昭和61年岡山県規則第8号）に基づく収入決定者及び支出命令者行うべき収入決定、支出命令その他の行為			○	総務課長	
	4 予算の編成及び執行計画並びに歳出予算の流用、予備費の充当、予算の繰越しに係る処理		○			
	5 歳出予算の移用			○	総務課長	
	6 歳出予算の分任			○	総務課長	

◎岡山県規則第四十三号

岡山県環境への負荷の低減に関する条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和五年三月三十一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山県環境への負荷の低減に関する条例施行規則の一部を改正する規則

岡山県環境への負荷の低減に関する条例施行規則（平成十四年岡山県規則第四十号）

の一部を次のように改正する。

第五十七条第一号中「エネルギーの使用の合理化等に関する法律施行規則」を「エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律施行規則」に改め、同条第三号中「エネルギーの使用の合理化等に関する法律」を「エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律」に、「第九十九条第一項」を「第三百条第一項」に、「エネルギーの使用の合理化等に関する法律施行令」を「エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律施行令」に改め、同条第四号中「エネルギーの使用の合理化等に関する法律」を「エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律」に改める。

様式第三十一号別紙中「~~田穂削減率~~」を「~~田穂年度の田穂削減率~~」に、「~~田穂達成~~」を「~~田穂達成~~（~~田穂年度のみ記入~~）」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和五年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正前の岡山県環境への負荷の低減に関する条例施行規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

◎岡山県規則第四十四号

災害救助法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和五年三月三十一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

災害救助法施行細則の一部を改正する規則

災害救助法施行細則（昭和三十五年岡山県規則第二十三号）の一部を次のように改正する。

別表第二中「一四、九〇〇円」を「一四、〇〇〇円」に、「一五、三〇〇円」を「一五、一〇〇円」に、「二一、六〇〇円」を「二一、八〇〇円」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

◎岡山県規則第四十五号

介護支援専門員の登録等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。
令和五年三月三十一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

介護支援専門員の登録等に関する規則の一部を改正する規則
介護支援専門員の登録等に関する規則（平成十八年岡山県規則第九十三号）の一部を
次のように改正する。

第二条中「介護支援専門員登録事項変更届出書（様式第一号）によるものとする」を
「知事が別に定める届出書に次に掲げる書類を添えてしなければならない」に改め、同
条に次の各号を加える。

- 一 法第六十九条の七第一項の介護支援専門員証（以下「介護支援専門員証」という。）
の写し、省令第一百三十一条の八第一項の規定による通知（以下「都道府県知事の登録
通知書」という。）の写し又は介護支援専門員登録証明書（介護保険法施行令等の
一部を改正する政令（平成十八年政令第五百四十四号）附則第二十一条の規定により
介護支援専門員証とみなされたものをいう。以下同じ。）の写し
- 二 氏名を変更した場合にあっては、戸籍抄本
- 三 住所を変更した場合にあっては、住民票の写し（届出の日前六月以内に作成され
たものに限る。）

第二条に次の一項を加える。

- 2 前項の規定にかかわらず、省令第一百三十一条の二十三第一項の規定による書換え交付
を併せて申請した者については、前項第一号に掲げる書類の添付を省略することがで
きる。

第三条中「介護支援専門員登録消除申請書（様式第二号）によるものとする」を「知
事が別に定める申請書に介護支援専門員証、都道府県知事の登録通知書又は介護支援専
門員登録証明書を添えてしなければならない」に改める。

第四条第一項を次のように改める。

法第六十九条の二第一項の登録を受けた日から五年以内に法第六十九条の七第一項
の規定による申請をしようとする者は、省令第一百三十一条の二十第一項に定めるもの
ほか、知事が別に定める申請書に都道府県知事の登録通知書の写しを添えて知事に提
出しなければならない。

第四条中第三項を第四項とし、同条第二項中「介護支援専門員証交付申請書（更新）
（様式第四号）によるものとする」を「知事が別に定める申請書に次に掲げる書類を添
えてしなければならない」に改め、同項に次の各号を加える。

- 一 法第六十九条の八第二項本文に規定する更新研修の修了を証する書面の写し又は
同項ただし書の研修の修了を証する書面の写し
- 二 現に有する介護支援専門員証の写し
- 三 写真（申請の日前六月以内に撮影した正面、上半身、無帽及び無背景の縦三セン
チメートル横二・四センチメートルの大きさであって、裏面に氏名、生年月日及び
登録番号を記載したもの）

第四条中第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

- 2 前項の規定にかかわらず、法第六十九条の三の規定による登録の移転を併せて申請
した者については、前項に規定する書類の添付を省略することができる。
- 第五条から第九条までを次のように改める。

（介護支援専門員の登録の申請）

第五条 法第六十九条の二第一項の規定による登録を受けようとする者は、省令第一百

三条の七第一項に規定する登録申請書に次に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

一 法第六十九条の二第一項に規定する介護支援専門員実務研修の修了を証する書類の写し

二 住民票の写し（申請の前六月以内に作成されたものに限る。）

（介護支援専門員の登録の移転の申請）

第六条 法第六十九条の三の規定による登録の移転を申請しようとする者は、省令第一百三十九条の十に規定する登録移転申請書に次に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

一 現に有する介護支援専門員証の写し、都道府県知事の登録通知書の写し又は介護支援専門員登録証明書の写し

二 岡山県内に所在する事業所又は施設で介護支援専門員の業務に従事し、又は従事しようとすることを証する書面の写し

（介護支援専門員の死亡等の届出）

第七条 法第六十九条の五に規定する届出は、知事が別に定める届出書に省令第一百三十九条の十三に定めるもののほか、介護支援専門員証の写し、都道府県知事の登録通知書の写し又は介護支援専門員登録証明書の写しを添えてしなければならない。

（介護支援専門員証の書換え交付の申請）

第八条 省令第一百三十九条の二十三第一項の規定による書換え交付を受けようとする者は、知事が別に定める申請書に同条第二項に定めるもののほか、現に有する介護支援専門員証の写しを添えて知事に提出しなければならない。

（介護支援専門員証の再交付の申請）

第九条 省令第一百三十九条の二十五第一項の規定による再交付を受けようとする者は、知事が別に定める申請書に同条第二項に定めるもののほか、汚損し、又は破損した介護支援専門員証の写しを添えて知事に提出しなければならない。

様式第一号から様式第九号までを削る。

附 則

この規則は、令和五年十月一日から施行する。

◎岡山県規則第四十六号

岡山県開発登録簿閲覧規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和五年三月三十一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山県開発登録簿閲覧規則の一部を改正する規則

岡山県開発登録簿閲覧規則（昭和四十五年岡山県規則第三十八号）の一部を次のように改正する。

第六条中「開発登録簿謄本交付申請書（様式）」を「知事が別に定める申請書」に改める。

様式を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

◎岡山県規則第四十七号

都市計画法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和五年三月三十一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

都市計画法施行細則の一部を改正する規則

都市計画法施行細則（昭和四十六年岡山県規則第三十七号）の一部を次のように改正する。

第二条中「土地の試掘等の許可申請書（様式第一号）」に「提出」を「申請」に改める。

第三条第一項中第十号を削り、第十一号を第十号とし、同条第二項中「開発行為協議書（様式第一号の二）」を「知事が別に定める協議書」に改める。

第四条の見出し中「の様式」を削り、同条中「開発行為協議書」を「協議書」に、「書類」を「書類には」に、「様式による」を「書類を添付しなければならない」に改め、同条第一号を削り、同条第二号中「様式第三号及び様式第四号」を「印鑑証明書及び土地の登記事項証明書（全部事項証明書に限る。）」に改め、同条第一号とし、同条第三号中「様式第五号」を「当該設計者の資格に関する最終学歴又は資格免許等を有することを証する書類」に改め、同条第二号とし、同条第四号を同条第三号とし、同条を次のように改める。

三 前条第一項第八号の申請者の資力及び信用に関する書類 次の申請者の区分に応じ、それぞれ次に定める書類

イ 法人 最近の事業年度における財務諸表及び法人税並びに法人事業税に関する納税証明書

ロ 個人 最近の事業年度における所得税及び事業税に関する納税証明書並びに住

民票
第四条第五号中「様式第七号」を「建設業法（昭和二十四年法律第百号）の規定による建設業の許可を受けていることを証する書類及び法人の登記事項証明書」に改め、同条を同条第四号とし、同条第六号を削る。

第五条の見出し中「届」を「の届出」に改め、同条中「開発行為の着手届出書（様式第八号）」を削り、「提出しなければ」を「届け出なければ」に改め、同条に後段として次のように加える。

この場合において、当該工事が法第七条第一項に規定する市街化区域内にある農地において行われるときは、農地法施行令（昭和二十七年政令第四百四十五号）第三条第二項に規定する書面の写しを添えて知事に届け出なければならない。

第六条中「様式第九号」を「様式第一号」に改める。

第七条の見出し中「届出書」を「届出」に改め、同条中「既存の権利の届出書（様式第十号）」を削る。

第七条の二の見出し中「申請書」を「申請」に改め、同条第一項中「、開発行為変更許可申請書（様式第十号の二）」を削り、「提出」を「申請」に改め、同条第二項中「開発行為軽微変更届出書（様式第十号の三）」を「第三条第一項各号に掲げる図書のうち開発行為の変更に伴いその内容が変更されるものを添えて」に改め、同条第三項中「開発行為変更協議書（様式第十号の四）」を「知事が別に定める協議書」に改める。

第八条の見出し中「申請書」を「申請」に改め、同条中「開発行為に関する工事完了公告前の建築物の建築又は特定工作物の建設の承認申請書（様式第十一号）」を削り、「提出」を「申請」に改める。

第十条の見出し中「申請書」を「申請」に改め、同条中「建築物の形態制限区域内に

おける建築許可申請書（様式第十二号）に」を削り、「提出」を「申請」に改める。

第十一条の見出し中「申請書」を「申請」に改め、同条中「予定建築物以外の建築等又は特定工作物の建設等の許可申請書（様式第十三号）に」を削り、「提出」を「申請」に改める。

第十二条第二項中「建築物の新築、改築若しくは用途の変更又は第一種特定工作物の新設協議書（様式第十三号の二）に、」を「知事が別に定める協議書に」に改める。

第十四条の見出し中「届出書」を「届出」に改め、同条中「地位承継届出書（様式第十四号）に、」を削り、「提出しなければ」を「届け出なければ」に改める。

第十五条の見出し中「申請書」を「申請」に改め、同条中「地位承継承認申請書（様式第十五号）に」を削り、「提出」を「申請」に改める。

第十七条中「事業予定地指定等申出書（様式第十六号）に、」を「知事が別に定める申出書に」に改める。

第十八条中「土地買取申出書（様式第十七号）に、」を「知事が別に定める申出書に」に改める。

第十九条中「都市計画事業地内建築物等許可申請書（様式第十八号）に」を削り、「提出」を「申請」に改める。

第二十条を削る。

第二十一条中「様式第二十号」を「様式第二号」に、「様式第二十一号」を「様式第三号」に改め、同条を第二十条とする。

第二十二条を削り、第二十三条を第二十一条とし、同条の次に次の一条を加える。

（その他）

第二十二條 この規則の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

様式第一号から様式第八号までを削り、様式第九号を様式第一号とする。

様式第十号から様式第十九号までを削る。

様式第二十号中「~~様式第二十号~~」を「~~様式第二十号~~」に改め、同様式を様式第二号とする。

様式第二十一号中「~~様式第二十一号~~」を「~~様式第二十一号~~」に改め、同様式を様式第三号とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

令和5年3月31日 岡山県公報 第12485号

◎岡山県訓令第5号

庁 中 一 般

岡山県庁文書規程（昭和三十八年岡山県訓令第十八号）の一部を次のように改正する。

令和五年三月三十一日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

第八条中「岡山県行政情報公開条例（平成八年岡山県条例第三号）若しくは岡山県個人情報保護条例（平成十四年岡山県条例第三号）」を「個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）若しくは岡山県行政情報公開条例（平成八年岡山県条例第三号）」に改める。

附 則

この訓令は、令和五年四月一日から施行する。

令和5年3月31日 岡山県公報 第12485号

◎岡山県訓令第6号

庁中一般
出先機関

岡山県副知事の主として担当する事項を次のように定める。

令和五年三月三十一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山県副知事の主として担当する事項

副知事	担当事項
横田副知事	危機管理課及び消防保安課並びに総合政策局、環境文化部、産業労働部及び土木部に関する事項
小谷副知事	総務部、県民生活部、保健医療部、子ども・福祉部、農林水産部及び出納局に関する事項

附則

(施行期日)

1 この訓令は、令和五年四月一日から施行する。

(関係訓令の廃止)

2 岡山県副知事の主として担当する事項(令和三年岡山県訓令第7号)は、廃止する。

◎岡山県告示第百五十七号

昭和五十二年岡山県告示第三百三十八号(新幹線鉄道騒音に係る環境基準の地域指定)の一部を次のように改正する。

令和五年三月三十一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

表中「及び準住居地域」を「準住居地域及び田園住居地域」に改め、「以外の地域」の下に「のうち別途図面に表示する地域」を、「工業地域」の下に「並びに同法第八条第一項第一号に規定する用途地域以外の地域のうち別途図面に表示する地域」を加える。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

◎岡山県告示第百五十八号

防衛省において採用する自衛官のうち自衛官候補生の令和五年度募集の要領は、次のとおりである。

令和五年三月三十一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

- 一 採用自衛官の区分
自衛官候補生
- 二 応募資格

採用予定月の一日現在で十八歳以上三十三歳未満の者（三十二歳の者にあつては、採用予定月の末日現在で三十三歳に達していない者に限る。）であつて、次のいずれにも該当しないものとする。

- 1 日本国籍を有しない者
- 2 自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第三十八条第一項に規定する欠格条項に該当する者

- 3 民法の一部を改正する法律（平成十一年法律第百四十九号）による改正前の民法（明治二十九年法律第八十九号）の規定による準禁治産の宣告を受けている者のうち心神耗弱を原因とするもの以外の者

- 三 受付期間
令和五年四月三日から同年五月二十九日まで
- 四 採用試験種目

筆記試験、口述試験、適性検査及び身体検査
なお、筆記試験及び適性検査は、W E B 試験により実施する。

- 五 志願票の請求先及び提出先
市役所若しくは町村役場又は自衛隊岡山地方協力本部、同本部出張所、同本部地域事務所若しくは同本部募集案内所

- 六 採用試験期日
1 筆記試験及び適性検査（W E B 試験）
令和五年六月四日から同月五日までの間で、志願者本人が希望する日時
- 2 口述試験及び身体検査
令和五年六月九日から同月十一日までのうち指定する一日

七 試験場

- 1 岡山第二合同庁舎（岡山市北区下石井）
- 2 陸上自衛隊三軒屋駐屯地（岡山市北区宿）
- 3 おかやま西川原プラザ（岡山市中区西川原）
- 4 岡山商工会議所（岡山市北区厚生町）
- 5 右記のほか設定する場所がある。

八 採用予定時期

- 1 令和六年三月下旬から同年四月上旬までの間
- 2 右記のほか設定する場所がある。

九 その他

- 1 現に高等学校又は中等教育学校に在学している者は、受験することができない。
- 2 その他詳細については、五の志願票の請求先及び提出先に問い合わせること。

自衛隊岡山地方協力本部

〇八六―二二六―〇三六一

自衛隊岡山地方協力本部津山出張所

〇八六八―二二―五六三七

自衛隊岡山地方協力本部倉敷地域事務所

〇八六―四二二―七三五八

自衛隊岡山地方協力本部高梁地域事務所

〇八六―二二―二三一四

自衛隊岡山地方協力本部岡山募集案内所

〇八六―二二四―二八二四

ホームページ <https://www.mod.go.jp/peo/okayama>

令和5年3月31日 岡山県公報 第12485号

◎岡山県告示第百五十九号

岡山県青少年健全育成条例（昭和五十二年岡山県条例第二十九号）第七条の規定により、青少年の健全な育成のため特に有益であると認められる図書を次のとおり推奨する。
令和五年三月三十一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

番号	図 書 名	著 者	作 者	発 行 所	対 象
1	まよなかのゆうえんち	ギデオソ・ステラー マリキアラ・ディ・ジョルジョ	絵	B L 出版	幼 児
2	ちいさなちいさなヤクのガーテン	ルー・フレイザー ケイト・ヒンドリー 三原 泉	文 絵 訳	岩 崎 書 店	”
3	バスが来ましたよ	由美村 嬉々 松本 春野	文 絵	ア リ ス 館	小 学 生 (低)
4	色とりどりのぼくのつめ	アリシア・アロस्ता ルイス・アマヴィンスカ ガステイ	分 文 絵 訳	光村教育図書	”
5	木箱の蝶	石井 睦美 敷口 莉那 横須賀 香	作 絵 作	B L 出版	小 学 生 (中)
6	いつか空の下で さくら小ヒカリ新聞	堀 直子, あわい	作 絵	汐 文 社	小 学 生 (高)
7	だれもみえない教室で	工藤 純子 小手 鞠るい	著 者 構成・文	講 談 社	”
8	夢の叶え方はひとつじゃない	岡 嶋 かな多 ニキ・コーンヴェル	著 者	P H P 研究所	中 学 生
9	おとなになれたら	渋谷 弘子 牧野 鈴子	作 訳 絵	文 研 出版	”

令和5年3月31日 岡山県公報 第12485号

◎岡山県告示第百六十号

岡山県青少年健全育成条例（昭和五十二年岡山県条例第二十九号）第十条第一項の規定により、青少年の健全な育成を害するおそれがある図書を次のとおり指定する。

令和五年三月三十一日

岡山県知事 伊原木 隆 大

番号	種別	名称	発行者等
1	雑誌	ウルトラ 実話オックスフォード vol. 24	大 洋 図 書
2	〃	週刊実話 ギャ・タブー 4月7日号	日本ジャーナル出版
3	〃	臨時増刊 ラザアーズ VOL. 30	大 洋 図 書
4	〃	エキサイティングオックス！ ハイグレード vol. 5	文 友 舎
5	〃	恋愛チュウリピーンク 2023年3月号	秋 田 書 店

令和5年3月31日 岡山県公報 第12485号

◎岡山県告示第百六十一号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第七十五条第二項の規定により、次のとおり指定居宅サービスの事業を廃止する旨の届出があった。

令和五年三月三十一日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

デイサービスセンターふれあい

2 所在地

岡山県美作市福本八六五

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

社会福祉法人千寿福祉会

2 所在地

岡山県津山市瓜生原三二六一

三 廃止の届出を受理した年月日

令和五年三月二十二日

四 介護保険事業所番号

三三七三三〇〇五六〇

五 サービスの種類

通所介護

令和5年3月31日 岡山県公報 第12485号

◎岡山県告示第百六十二号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第七十五条第二項の規定により、次のとおり指定居宅サービスの事業を廃止する旨の届出があった。

令和五年三月三十一日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

デイサービスセンター湯郷

2 所在地

岡山県美作市中山一四八三番地一

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

社会福祉法人千寿福祉会

2 所在地

岡山県津山市瓜生原三二六一

三 廃止の届出を受理した年月日

令和五年三月二十二日

四 介護保険事業所番号

三三七三三〇〇七九二

五 サービスの種類

通所介護

令和5年3月31日 岡山県公報 第12485号

◎岡山県告示第百六十三号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第七十五条第二項の規定により、次のとおり指定居宅サービスの事業を廃止する旨の届出があった。

令和五年三月三十一日

岡山県知事 伊原 隆 太

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

ヘルパーステーションあいあい

2 所在地

岡山県美作市福本八六五

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

社会福祉法人千寿福祉会

2 所在地

岡山県津山市瓜生原三二六一

三 廃止の届出を受理した年月日

令和五年三月二十二日

四 介護保険事業所番号

三三七三三〇〇五七八

五 サービスの種類

訪問介護

令和5年3月31日 岡山県公報 第12485号

◎岡山県告示第百六十四号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第七十五条第二項の規定により、次のとおり指定居宅サービスの事業を廃止する旨の届出があった。

令和五年三月三十一日

岡山県知事 伊原 隆 太

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

障がい者支援施設さやかなる苑

2 所在地

岡山県久米郡美咲町書副一八二―四

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

社会福祉法人千寿福祉会

2 所在地

岡山県津山市瓜生原三二六―一

三 廃止の届出を受理した年月日

令和五年三月二十二日

四 介護保険事業所番号

三三七三八〇〇六三四

五 サービスの種類

通所介護

令和5年3月31日 岡山県公報 第12485号

◎岡山県告示第百六十五号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第七十五条第二項の規定により、次のとおり指定居宅サービスの事業を廃止する旨の届出があった。

令和五年三月三十一日

岡山県知事 伊原 隆 太

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

津山市障害者福祉センター神南備園

2 所在地

岡山県津山市大谷六〇〇番地

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

社会福祉法人千寿福祉会

2 所在地

岡山県津山市瓜生原三二六一

三 廃止の届出を受理した年月日

令和五年三月二十二日

四 介護保険事業所番号

三三七〇三〇二三七八

五 サービスの種類

通所介護

令和5年3月31日 岡山県公報 第12485号

◎岡山県告示第百六十六号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第七十五条第二項及び第百十五条の五第二項の規定により、次のとおり指定居宅サービスの事業及び指定介護予防サービスの事業を廃止する旨の届出があった。

令和五年三月三十一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

やすらぎハウス

2 所在地

岡山県赤磐市桜が丘西二丁目一二一八

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

株式会社やすらぎハウス

2 所在地

岡山県岡山市東区目黒町六六九番地

三 廃止の届出を受理した年月日

令和五年三月二十二日

四 介護保険事業所番号

三三七二二〇一五〇三

五 サービスの種類

福祉用具貸与

介護予防福祉用具貸与

特定福祉用具販売

特定介護予防福祉用具販売

◎岡山県告示第百六十七号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第七十五条第二項及び第百十五条の五第二項の規定により、次のとおり指定居宅サービスの事業及び指定介護予防サービスの事業を廃止する旨の届出があった。

令和五年三月三十一日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

軽費老人ホームケアハウス百壽

2 所在地

岡山県久米郡美咲町書副一九二―三

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

社会福祉法人千寿福祉会

2 所在地

岡山県津山市瓜生原三二一六番地の一

三 廃止の届出を受理した年月日

令和五年三月二十四日

四 介護保険事業所番号

三三七三八〇〇三〇三

五 サービスの種類

特定施設入居者生活介護

介護予防特定施設入居者生活介護

令和5年3月31日 岡山県公報 第12485号

◎岡山県告示第百六十八号

健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十三号）附則第百三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第二十六条の規定による改正前の介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第百十三条の規定により、次のとおり指定介護療養型医療施設の指定の辞退があった。

令和五年三月三十一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 施設の名称及び所在地

1 名称

中山病院

2 所在地

岡山県真庭市久世二五〇八

二 開設者の名称（氏名）及び主たる事務所の所在地（住所）

1 名称（氏名）

中山 博雅

2 所在地（住所）

岡山県真庭市久世二五〇八

三 辞退年月日

令和五年三月三十一日

四 介護保険事業所番号

三三一三四〇〇七二七

五 サービスの種類

介護療養型医療施設

令和5年3月31日 岡山県公報 第12485号

◎岡山県告示第百六十九号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第六十七条第一項第一号の規定により、土地改良区が次のとおり解散した。

令和五年三月三十一日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

- 一 土地改良区の名称
大原台地土地改良区
- 二 土地改良区の所在地
美作市古町一七〇九
- 三 解散年月日
令和五年三月二十四日

令和5年3月31日 岡山県公報 第12485号

◎岡山県告示第百七十号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、岡山県土木部道路整備課において告示の日から二十日間一般の縦覧に供する。

令和五年三月三十一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

- 一 道路の種類 一般国道
- 二 路線名 四二九号
- 三 道路の区域

区	域	新旧別	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
久米郡美咲町里字宗官田一四五番二地先から	久米郡美咲町里字宗官田一四五番二地先	新	一九・四〇 八九・〇	一〇七・五
久米郡美咲町里字向井手口一三一番一地先まで	久米郡美咲町里字向井手口一三一番一地先まで	旧	一一・七〇 二七・五	一〇七・五

- 一 道路の種類 一般国道
- 二 路線名 四二九号
- 三 道路の区域

区	域	新旧別	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
久米郡美咲町里字河原田四三番一地先から	久米郡美咲町里字河原田四三番一地先から	新	一一・八〇 一七・九	六六・一
久米郡美咲町里字河原田四九番一地先まで	久米郡美咲町里字河原田四九番一地先まで	旧	一一・四〇 一五・〇	六六・一

- 一 道路の種類 一般国道
- 二 路線名 四二九号

令和5年3月31日 岡山県公報 第12485号

三 道路の区域

区	域	新旧別	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
久米郡美咲町南字奥谷尻リ四七三番一 地先から 久米郡美咲町南字ノメラ四七一 番一地先 まで		新	一 二・一 〇 四 八・三	一 五 六・〇
久米郡美咲町南字奥谷尻リ四七三番一 地先から 久米郡美咲町南字ノメラ四七一 番一地先 まで		旧	八・三 〇 一 九・八	一 五 六・〇

一 道路の種類 一般国道
二 路線名 四二九号
三 道路の区域

区	域	新旧別	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
久米郡美咲町南字五反田南四一 番一〇 地先から 久米郡美咲町南字五反田川久保 四一三番 一地先まで		新	一 五・一 〇 七 〇・〇	三 三 三・〇 ・三
久米郡美咲町南字五反田南四一 番一〇 地先から 久米郡美咲町南字五反田川久保 四一三番 一地先まで		旧	一 三・五 〇 三 五・三	三 三 三・〇 ・三

一 道路の種類 県道
二 路線名 岡山赤穂線
三 道路の区域

区	域	新旧別	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
和気郡和気町藤野字宿一四九番 一地先から		新		
和気郡和気町藤野字宿一四九番 一地先から		旧		

令和5年3月31日 岡山県公報 第12485号

一 道路の種類 県道
 二 路線名 岡山赤穂線
 三 道路の区域

区 域	新 旧 別	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
和気郡和気町藤野字東野七〇番四地先から 和気郡和気町藤野字与志留一七三二番一 地先を経て 和気郡和気町藤野字与志留一七四六番七 地先まで	旧	六・〇 〃 二三・〇	四四二・四
和気郡和気町藤野字東野七〇番四地先から 和気郡和気町藤野字与志留一七三二番一 地先を経て 和気郡和気町藤野字与志留一七四六番七 地先まで	新	一一・〇 〃 二七・〇	三四四・六
和気郡和気町藤野字東野七〇番四地先から 和気郡和気町藤野字与志留一七三二番一 地先を経て 和気郡和気町藤野字与志留一七四六番七 地先まで	新	一一・〇 〃 二七・〇	三四四・六

区 域	新 旧 別	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
和気郡和気町藤野字宿一四九番一地先から 和気郡和気町藤野字弥六ケ市四二番一 地先を経て 和気郡和気町藤野字堂ケ畑七五番一 地先まで	旧	一〇・〇 〃 二〇・〇	四八五・九
和気郡和気町藤野字宿一四九番一地先から 和気郡和気町藤野字堂ケ畑七五番一 地先まで	新	一〇・〇 〃 二〇・〇	四八五・九
和気郡和気町藤野字宿一四九番一地先から 和気郡和気町藤野字堂ケ畑七五番一 地先まで	旧	五・六 〃 一七・二	四八〇・一

令和5年3月31日 岡山県公報 第12485号

一 道路の種類 県道
 二 路線名 美袋井原線
 三 道路の区域

区	域	新旧別	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
井原市西江原町字諏訪三九五八番三地先から	井原市西江原町字笠張三三〇八番七地先を経て	新	八・〇〃 三四・〇	二四二〇・〇
井原市西江原町字諏訪三九五八番三地先から	井原市西江原町字笠張三三〇八番七地先を経て	旧	八・〇〃 三四・〇	二四二〇・〇
井原市西江原町字三角一五七一番四地先まで	井原市西江原町字三角一五七一番四地先まで	旧	二・五〃 一二・〇	一九八〇・〇

一 道路の種類 県道
 二 路線名 酌田沢原線
 三 道路の区域

区	域	新旧別	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
赤磐市岡一八六番地先から	赤磐市岡一八六番地先から	新	七・六〃 一二・二	三八四・七
赤磐市殿谷一〇六番一地先まで	赤磐市殿谷一〇六番一地先まで	旧	三・〇〃 一〇・五	三八三・三
赤磐市岡一八六番地先から	赤磐市岡一八六番地先から	旧	七・六〃	

令和5年3月31日 岡山県公報 第12485号

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 若代神代線
- 三 道路の区域

区	域	新旧別	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
真庭市高田山上字柿田河内六〇〇番一地从先から	真庭市高田山上字柿田河内六〇〇番一地从先から	新	二二・七〇 四五・五	九一・〇
真庭市高田山上字上神田六一六番一地从先から	真庭市高田山上字上神田六一六番一地从先から	旧	五・〇〇 四五・五	一八五・五
真庭市高田山上字上神田六一六番一地从先から	真庭市高田山上字上神田六一六番一地从先から	新	二二・七〇 四五・五	九一・〇

赤磐市岡一九八番一地从先を経て 赤磐市殿谷一〇六番一地从先まで	一二・二	三八四・七
------------------------------------	------	-------

令和5年3月31日 岡山県公報 第12485号

◎岡山県告示第七十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。
 その関係図面は、岡山県土木部道路整備課において告示の日から二十日間一般の縦覧に供する。

令和五年三月三十一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

道路の種類	一般国	路線名	四二九号	区	間	供用開始年月日	令和五年三月三十一日
				久米郡美咲町里字宗官田一四五番二地先から 久米郡美咲町里字向井手口一三一番一地先まで			

令和5年3月31日 岡山県公報 第12485号

◎岡山県告示第七十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、真庭都市計画下水道事業真庭市公共下水道の事業計画の変更を次のとおり認可した。

令和五年三月三十一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

施行者の 名称	事業の種類及び名称	事業施行期間	事業地
真庭市	真庭都市計画下水道事業 真庭市公共下水道	平成九年九月十九日から 令和十一年三月三十一日まで	収用の部分 変更なし 使用の部分 変更なし

令和5年3月31日 岡山県公報 第12485号

〔一五二〕土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第一項の規定により申請のあった土地改良事業計画の変更について、同条第九項において準用する同法第八条第一項の規定により、その申請を適当と決定したので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

この公告に係る決定に対して異議がある者は、縦覧の期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に岡山県備前県民局長に申し出ることができる。

令和五年三月三十一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 申請者

児島湾土地改良区

二 地区名

宗津西町6番川（非補助土地改良（かんがい排水）事業）

三 縦覧に供する書類

計画変更を必要とする理由書

土地改良区定款

事業変更計画書

四 縦覧の期間

令和五年三月三十一日から同年四月二十一日まで

五 縦覧の場所

岡山県備前県民局農林水産事業部

令和5年3月31日 岡山県公報 第12485号

〔一五二〕土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第百十三条の三第一項の規定により、次のとおり土地改良事業の施行に伴う工事が完了した旨の届出があった。
 令和五年三月三十一日

事業主体	地区名	岡山県知事	伊原木 隆 太	完了年月日
児島湾土地改良区	西七区支線32号	かんがい排水		令和五・三・一
〃	錦中恵水樋門	〃		令和五・三・八
〃	錦六区縦6樋門	〃		令和五・三・八
〃	都中川北樋門	〃		令和五・三・八
〃	宗津東町3番川	〃		令和五・三・九

令和5年3月31日 岡山県公報 第12485号

〔一五三〕林業種苗法（昭和四十五年法律第八十九号）第十条第三項の規定により、生産事業者を次のとおり登録した。

令和五年三月三十一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

四 美作―十	登 録 番 号	
株式会社創 林社	氏名又は 名 称	生 産 事 業 者
	住 所	
真庭郡新庄村一九七七―八	生 産 事 業 の 内 容	
幼苗の育成 幼苗以外の 苗木育成	事 業 所 の 名 称 及 び 住 所 地	
株式会社創 林社住所 地と同じ		

令和5年3月31日 岡山県公報 第12485号

〔一五四〕測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第十四条第一項の規定により、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があった。
令和五年三月三十一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

新見市内	測量区域
基本測量（空中写真撮影）	測量の種類
令和五年五月十九日から令和六年三月三十一日まで	測量期間

令和5年3月31日 岡山県公報 第12485号

〔一五五〕測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第十四条第二項の規定により、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を終了した旨の通知があった。
令和五年三月三十一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

倉敷市内	測量区域
基本測量（GNSS測量）	測量の種類
令和五年二月二十八日	終了年月日

令和5年3月31日 岡山県公報 第12485号

〔一五六〕測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、岡山県知事から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

令和五年三月三十一日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

測 量 区 域	測 量 の 種 類	終 了 年 月 日
備前県民局及び美作県民局管内の岡山県が管理する道路斜面	公共測量（航空レーザ測量）	令和五年三月二十三日

令和5年3月31日 岡山県公報 第12485号

〔一五七〕測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、備中県民局長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

令和五年三月三十一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

測量区域	小田郡矢掛町上高末地内
測量の種類	公共測量（基準点測量及び確定測量）
終了年月日	令和五年三月十七日

令和5年3月31日 岡山県公報 第12485号

〔一五八〕建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第五号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。
その関係図面については、岡山県備中県民局建設部管理課において、一般の縦覧に供する。

令和五年三月三十一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

番 指 定 年 月 日 号	道 路 の 位 置	道路の幅員 (メートル)	道路の延長 (メートル)
岡山県指令備中局 建第二〇四八号 令和五年三月二十 四日	浅口市金光町占見七番一、七番一 三、七番二の一部	六・〇二	五三・二八

令和5年3月31日 岡山県公報 第12485号

〔一五九〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

令和五年三月三十一日

岡山県知事

伊原木

隆

太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市北溝手字鋸先キ四三二一六

二 許可を受けた者の住所及び氏名

岡山市北区門前四四四―四

原 百恵

三 許可年月日及び許可番号

令和五年一月三十一日岡山県指令建指第四三六号

令和5年3月31日 岡山県公報 第12485号

〔一六〇〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

令和五年三月三十一日

岡山県知事

伊原木

隆

太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市総社字金井戸一六六二―一

二 許可を受けた者の住所及び氏名

総社市中央一丁目二二―一〇一アバンダントK二〇三

今川 俊彦

三 許可年月日及び許可番号

令和五年一月二十七日岡山県指令建指第四三三三号

令和5年3月31日 岡山県公報 第12485号

〔一六一〕地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）に基づき、特定調達契約につき、次のとおり落札者等を決定した。

令和五年三月三十一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

- 一 落札物品の名称及び数量
庁用自動車リース業務（小型貨物自動車） 九台
- 二 契約に関する事務を担当する課等の名称及び所在地
岡山県出納局用度課
岡山市北区内山下二丁目四番六号
- 三 落札者を決定した日
令和五年三月二十四日
- 四 落札者の氏名及び住所
三菱オートリース株式会社中四国支店
広島市中区本通七番十九号
- 五 落札金額
二六、五一六、一六〇円（うち消費税額及び地方消費税の額二、四一〇、五六〇円）
- 六 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 七 入札公告日
令和五年二月二十八日

◎岡山県企業管理規程第四号

個人情報保護に関する法律施行細則を次のように定める。

令和五年三月三十一日

岡山県公営企業管理者 片 山 誠 一

個人情報の保護に関する法律施行細則

岡山県個人情報保護条例の施行に関する規程(平成十四年岡山県企業管理規程第六号)の全部を改正する。

(趣旨)

第一条 この規程は、個人情報の保護に関する法律(平成十五年法律第五十七号。以下「法」という。)、個人情報保護の保護に関する法律施行令(平成十五年政令第五百七号。以下「政令」という。)、個人情報の保護に関する法律施行規則(平成二十八年個人情報保護委員会規則第三号)及び個人情報の保護に関する法律施行条例(令和四年岡山県条例第五十号。以下「条例」という。)に定めるもののほか、政令第二十八号第四項の規定により地方公共団体の規則で定めることとされている事項及び公営企業管理者が取り扱う個人情報の保護に関し必要な事項を定めるものとする。

(個人情報取扱事務簿)

第二条 公営企業管理者は、法第七十四条第二項第九号に規定する個人情報ファイル(法第七十四条第二項第一号から第八号まで及び第十号並びに法第七十五条第三項に規定する個人情報ファイルを除く。)について、次に掲げる事項を記載した帳簿(以下「個人情報取扱事務簿」という。)を作成しなければならない。

- 一 個人情報ファイルの名称
- 二 個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称
- 三 個人情報ファイルの利用目的
- 四 その他公営企業管理者が必要と認める事項

2 公営企業管理者は、前項に規定する個人情報ファイルを新たに保有しようとするときは、あらかじめ、当該個人情報ファイルについて、個人情報取扱事務簿を作成しなければならない。

3 公営企業管理者は、個人情報取扱事務簿に記載すべき事項に変更があったときは、直ちに、当該個人情報取扱事務簿を修正しなければならない。

4 公営企業管理者は、第一項に規定する個人情報ファイルの保有をやめたときは、遅滞なく、当該個人情報ファイルに係る個人情報取扱事務簿を削除しなければならない。

(電磁的記録の開示方法)

第三条 次の各号に掲げる電磁的記録についての法第八十七条第一項の規定により行政機関等が定める方法は、それぞれ当該各号に定める方法とする。

一 ビデオテープ又は録音テープ 視聴若しくは聴取又は複製物の交付の方法
二 前号に該当するもの以外の電磁的記録 当該電磁的記録を印刷物として出力したものの閲覧又は交付の方法

2 前項第二号の規定にかかわらず、当該電磁的記録を保有する処理装置及びプログラムにより専用機器に出力したものを閲覧させ、若しくは視聴させ、又は光ディスク(日本産業規格X〇六〇六及びX六二八一又はX六二四一に適合する直径百二十ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。)に複製することが容易であるときは、当該電磁的記録の閲覧若しくは視聴又は当該複製物の交付により開示を行うことができる。

(送付に要する費用の納付方法)

第四条 政令第二十八条第四項の地方公共団体の規則で定める方法は、郵便切手で納付

令和5年3月31日 岡山県公報 第12485号

する方法とする。

(写しの交付に要する費用の額等)

第五条 条例第三条第二項の実施機関が定める額は、別表に定めるとおりとする。

2 写しの交付に要する費用は、前納とする。

(その他)

第六条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、公営企業管理者が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、令和五年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 条例附則第九項及び第十項の規定によりなお従前の例によることとされた行為に係るこの規程による改正前の岡山県個人情報保護条例の施行に関する規程の規定の適用については、なお従前の例による。

別表 (第五条関係)

公文書の種類		写しの交付の方法	金 額
一 文書、図画又は写真	イ 乾式複写機による写し	ロ 乾式複写機による写し以外のもの	一枚につき十円。ただし、多色刷りのものにあつては、一枚につき五十円
			写しの作成に要する費用に相当する額
二 ビデオテープ	イ ビデオカセットテープに複製したもの	ロ ビデオカセットテープ以外に複製したもの	一卷につき百十円
			写しの作成に要する費用に相当する額
三 録音テープ	イ 録音カセットテープに複製したもの	ロ 録音カセットテープ以外に複製したもの	一卷につき九十円
			写しの作成に要する費用に相当する額
四 電磁的記録(二の項又は三の項に該当するものを除く。)	イ 印刷物として出力したもの	ロ 光ディスク(日本産業規格X〇六〇六及びX六二八一に適合する直径百二十ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生	一枚につき十円
			一枚につき四十円

備考

- 一 一の項イの場合において、両面印刷の用紙を用いるときは、片面を一枚として額を算定する。
- 二 一の項イの場合において、用紙は、原則として、日本産業規格A列三番までの大きさのものを用いることとし、これを超える大きさの規格の用紙を用いた場合は、日本産業規格A列三番による用紙を用いた場合の枚数に換算して枚数を計算するものとする。

	<p>ハ 光ディスク（日本産業規格X六二四一に適合する直径百二十ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。）に複製したもの</p>	<p>することが可能なものに限る。）に複製したもの</p> <p>一枚につき五十円</p>
--	--	---

◎岡山県企業訓令第一号

企業局一般

岡山県企業局文書取扱規程（昭和三十年岡山県営電気事業訓令第二号）の一部を次のように改正する。

令和五年三月三十一日

岡山県公営企業管理者 片山 誠 一

第七条中「岡山県行政情報公開条例（平成八年岡山県条例第三号）若しくは岡山県個人情報保護条例（平成十四年岡山県条例第三号）」を「個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）若しくは岡山県行政情報公開条例（平成八年岡山県条例第三号）」に改める。

附 則

この訓令は、令和五年四月一日から施行する。

◎岡山県選管告示第十四号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第六条第一項の規定による政治団体の届出があった。
令和五年三月三十一日

岡山県選挙管理委員会
委員長 大林裕一

その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

国會議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
明日の高梁を考える会	赤木哲郎	川上龍太郎	高梁市南町七三	令和五・二・二二
小泉むねひろ後援会	小泉馨	小泉勝子	玉野市玉原二一〇一四	二・一四
さいとう武次郎サポータークラブ	齋藤武次郎	齋藤武次郎	倉敷市福田町古新田七八一八	二・一五
真田いさく後援会	真田意索	下向裕	〃 児島下の町二一七一二八	〃
時代をつなぎ、未来をつくる会	坂本修三	清水明	笠岡市笠岡一八六三一	二・二四
新風の会	正木美恵	正木陽大	備前市西片上一三〇三	二・二六
日本共産党牧野明後援会	小野富男	三谷益男	玉野市長尾八〇六一四	〃

令和5年3月31日 岡山県公報 第12485号

◎岡山県選管告示第十五号
 政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第七条第一項の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があった。
 令和五年三月三十一日

岡山県選挙管理委員会

委員長 大林裕一

一 政党の支部		代表者の氏名		異動事項		異動年月日	
政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	代表者の氏名	異動年月日	代表者の氏名	異動年月日	
公明党東備総支部	治徳義明	会計責任者の氏名	森本洋子	令和五・二・二	河本裕志	令和五・二・二	
自由民主党岡山県岡山市	和氣健		近常強		藤田瑛次		
第五支部							
自由民主党岡山県岡山市	赤木一雄	主たる事務所の所在地	岡山市北区東花尻三二八一		岡山市北区西花尻二九		
第十九支部							
自由民主党岡山県遊技産業支部	千原行喜	会計責任者の氏名	三澤幸芳	令和四・六・一六	高見浩三	令和四・六・一六	
業支部							
自由民主党真備支部	高橋戒隆		林圭一		今川敏文		
立憲民主党岡山県第3区	はたともこ	政治団体の名称	立憲民主党岡山県第3区総支部	令和五・二・一五	立憲民主党岡山県第5区総支部	令和五・二・一五	
総支部							
二 その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）							
政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	代表者の氏名	異動年月日	代表者の氏名	異動年月日	
上田かつよしを育てる会	安井淳良	代表者の氏名	安井淳良	令和五・二・二一	山成博孝	令和五・二・二一	
上野安是後援会	上野安是		上野安是		西田義昭		
太田えいじ後援会	太田栄司	主たる事務所の所在地	岡山市北区芳賀二二七四一		岡山市北区佐山二二二		
大月せいいち後援会	大月晴一		足守一五八七四		高見浩三		
岡山県遊技業政治連盟	千原行喜	会計責任者の氏名	三澤幸芳	令和四・六・一六	高見浩三	令和四・六・一六	
金田としひさ後援会	田村正敏	政治団体の名称	金田としひさ後援会	令和五・二・一	金田稔久後援会	令和五・二・一	
		主たる事務所の所在地	津山市八社五九一一		津山市八社四八一		
		代表者の氏名	田村正敏		杉山和之		
		会計責任者の氏名	廣戸智仁		金田敏		
木下公文後援会	藤田祐二	主たる事務所の所在地	瀬戸内市牛窓町鹿忍七八三二七七		瀬戸内市牛窓町鹿忍二二二二一		
桑野和夫後援会	逸見浩平	代表者の氏名	逸見浩平	令和四・一・九	片山均	令和四・一・九	
		会計責任者の氏名	木川佳子		西山武史		
河本ひでとし後援会	河本英敏	主たる事務所の所在地	津山市高野山西八九七		津山市高野山西八九三		
		代表者の氏名	河本英敏		河本義三		
さらなる高みへ飛躍おみやま	片山浩子	会計責任者の氏名	河本英敏	令和四・二・一	河野由美子	令和四・二・一	
			野上要				

末田正彦後援会	田中容子	田中容子	安川昇	令和五	二・一七
政友会	天野学	倉敷市玉島勇崎一〇四四一四	岡山市北区延友四五五	〃	二・一五
〃	鎌田頼靖	中塚周一	太田正孝	〃	〃
高橋かいりゆう後援会	主たる事務所の所在地	倉敷市真備町辻田一五三一	倉敷市真備町辻田一四九一五	〃	二・一一
田口明子後援会	代表者の氏名	赤坂てる子	小山博通	〃	二・一一
土田正雄後援会	代表者の氏名	土田正雄	三好啓介	〃	二・一五
中井泰洋後援会	代表者の氏名	森藤智加夫	芦田光隆	〃	〃
日本共産党細川健一後援会	代表者の氏名	池田守良	坪井須美子	〃	二・二七
増川英一後援会	〃	増川みどり	磯田祐一	〃	二・二
山本もりお後援会	〃	山本盛雄	小坂良一	〃	二・六

◎岡山県選管告示第十六号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定による政治団体の解散の届出があった。
令和五年三月三十一日

岡山県選挙管理委員会

委員長 大林裕一

一 政党の支部

政治団体の名称

代表者の氏名

解散年月日

立憲民主党岡山県第3区総支部

柚木道義

令和五・一・三一

二 その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

政治団体の名称

代表者の氏名

解散年月日

草加のぶよし後援会

万代敬二

令和四・一二・三一

安本ひろのり後援会

安本民雄

令和五・二・一〇

山本まり子後援会

山本満理子

平成一八・一・二

◎岡山県選管告示第十七号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第二項の規定による資金管理団体の届出があった。
令和五年三月三十一日

岡山県選挙管理委員会

委員長 大林裕一

資金管理団体の届出をした

公職の種類

資金管理団体の名称

主たる事務所の所在地

指定年月日

者（代表者）の氏名

真田意索

岡山県議会議員

真田いさく後援会

倉敷市児島下の町二―七―二八

令和五・二・一五

◎岡山県選管告示第十八号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第三項第三号の規定による資金管理団体の届出事項の異動の届出があった。
令和五年三月三十一日

岡山県選挙管理委員会

委員長 大林裕一

資金管理団体の届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	異動事項	新	旧	異動年月日
井出 妙子	井出たえ子後援会	公職の種類	岡山県議会議員	倉敷市議会議員	令和五・二・一五
太田 栄司	太田えいじ後援会	主たる事務所の所在地	岡山市北区芳賀二三七四―一	岡山市北区佐山二二三二	二・一九
大月 晴一	大月せいいち後援会	〃	〃 足守一五八七―四	〃 西山内五七	二・一

◎岡山県監査公表第四号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の三十七第五項の規定による監査の結果に関する報告があつたので、次のとおり公表する。
令和五年三月三十一日

岡山県監査委員	木
岡山県監査委員	中
岡山県監査委員	浅
岡山県監査委員	飛
岡山県監査委員	山
岡山県監査委員	美
岡山県監査委員	保
岡山県監査委員	京
岡山県監査委員	子
岡山県監査委員	子

令和4年度

包括外部監査結果報告書

岡山県の中小企業の振興及び支援に関する財務事務
の執行及び事業の管理について

岡山県包括外部監査人

弁護士 上 尾 洋 平

【目次】

第1章	監査の概要	1
1	外部監査の種類	1
2	選定した監査テーマ	1
3	監査テーマとして選定した理由	1
4	外部監査の対象期間	2
5	外部監査の実施期間	2
6	外部監査人及び外部監査人補助者の資格と名称	2
7	利害関係	2
8	本監査報告書の構成	2
第2章	監査の視点等	4
1	監査の基本的な視点	4
2	外部監査の対象	12
3	外部監査の実施方法	13
4	監査意見の表明方法	14
第3章	岡山県の中小企業の振興及び支援に関する施策	16
1	中小企業関連法の変遷	16
2	中小企業基本法の体系	17
3	中小企業振興計画	18
4	岡山県の産業労働部の組織図	21
第4章	外部監査の結果及び意見の総括（総論）	22
1	総括	22
2	指摘事項及び意見のまとめ	22
	【経営力の強化や活力ある企業の育成】	40
第1	チャレンジする企業の成長・発展支援	40
1	中小企業経営革新事業	40
2	中堅企業への成長支援事業	45

令和5年3月31日 岡山県公報 第12485号

3	IT/IoT支援サポーター活用事業	49
4	IoT等導入実践研修等事業	52
5	人材力強化支援事業	55
6	サービス産業人材育成事業	59
第2	企業の経営安定及び持続的発展支援	60
1	中小企業支援センター事業	60
2	小規模事業支援事業	66
3	組織化支援事業	70
4	おかやま優良経営小売店表彰事業	73
5	大規模小売店舗立地法施行事業	75
第3	円滑な事業承継の推進	77
1	事業承継による成長支援事業	77
第4	Society 5.0の時代に対応するイノベーションの推進	81
1	次世代産業研究開発プロジェクト創生事業	81
2	企業と大学の共同研究センター運営事業	84
3	EV関連技術対応促進事業	88
第5	先端技術による地域産業の強化・支援	91
1	新技術・新製品研究開発支援事業	91
2	金属加工製品の環境対応・高機能化を可能とする製造プロセス技術の開発	94
3	ものづくりの高度化に向けた計測技術の開発	97
4	実践的オープンイノベーション促進事業	99
5	ものづくり支援関連施設における機器整備	103
第6	企業を支える産業人材の育成・確保	105
1	自動車関連人材等育成事業	105
2	デジタル人材育成事業	108
3	NEXTものづくり自社ブランド製品創出事業	109
4	プロフェッショナル人材戦略拠点事業	112

令和5年3月31日 岡山県公報 第12485号

5	プロフェッショナル人材 I J U ターン支援事業	115
6	おかやま就職応援センター事業	117
7	おかやまインターンシップ推進事業	120
8	産業人材育成コンソーシアム活性化事業	123
9	高校生のものづくり技能取得支援事業	125
10	在職者訓練の概要	128
	【地域の特性を生かした産業の成長支援】	131
第1	地域産業の活性化	131
1	岡山セラミックスセンター管理運営事業	131
第2	地域に活力をもたらす新ビジネスの創出支援	143
1	岡山リサーチパークインキュベーションセンター管理運営事業	143
2	ベンチャー発掘育成事業	153
3	起業家人材育成支援事業	158
4	地域課題解決型起業支援事業	162
	【販路開拓の促進】	165
第1	地域特性を生かしたマーケティング戦略の推進	165
1	岡山フードバレー推進事業	165
2	首都圏アンテナショップ事業	169
3	首都圏県産品プロモーション事業	174
4	岡山デニム世界進出支援事業	177
5	NEXTものづくり自社ブランド製品創出事業	180
6	下請企業振興事業	186
7	おかやまテクノロジー展開催事業	190
	【資金調達の円滑化】	193
第1	機動的で柔軟な金融支援	193
1	中小企業者向け融資制度金融機関等補助金制度	193
2	中小企業者向け融資制度金融機関利子補助金制度（新型コロナウイルス感染症対応資金）	197

令和5年3月31日 岡山県公報 第12485号

第2 設備導入の促進	199
1 創業・経営革新等設備貸与（新設備貸与）資金貸付制度	199
2 新規創業・経営活力増進設備貸与資金貸付制度	204
【新しい働き方の推進】	208
第1 意欲や能力に応じて活躍できる職場づくりの推進	208
1 健康経営推進事業	208
2 働き方改革推進フォーラム事業	212
3 テレワーク等導入支援事業	216
4 「おかやま労働」発行事業	219
5 労働教育講座開催事業	221
6 高齢者生涯現役就業促進事業	223
【事業継続力の強化】	226
第1 新型コロナウイルス感染症の影響等からの復活	226
1 中小企業BCP（事業継続計画）推進事業	226
2 感染症リスク等簡易版BCP普及事業	229
3 経営革新計画によるデジタル化推進事業	232
4 デジタル化推進による生産性向上推進事業	236
第6章 結語	239
【凡例】	240
【用語解説】	241

第1章 監査の概要

1 外部監査の種類

地方自治法第252条の37第1項に基づく包括外部監査

2 選定した監査テーマ

岡山県の中小企業の振興及び支援に関する財務事務の執行及び事業の管理について

3 監査テーマとして選定した理由

- (1) 中小企業基本法は、「独立した中小企業者の自主的な努力が助長されることを旨とし、その経営の革新及び創業が促進され、その経営基盤が強化され、並びに経済的社会的環境の変化への適応が円滑化されることにより、その多様で活力ある成長発展が図られなければならない。」こと（3条1項）及び「独立した小規模企業者の自主的な努力が助長されることを旨としてこれらの事業活動に資する事業環境が整備されることにより、小規模企業の活力が最大限に発揮されなければならない。」（3条2項）ことを基本理念として掲げ、地方公共団体の責務として、「地方公共団体は、基本理念にのっとり、中小企業に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の区域の自然的経済的社会的諸条件に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。」（6条）ことを明らかにしている。

岡山県は、中小企業振興条例に基づき「岡山県中小企業振興計画2021～中小企業・小規模事業者の『稼ぐ力』の強化～」を策定するとともに、令和3年に公表された「第3次晴れの国おかやま生き生きプラン」において「企業の『稼ぐ力』強化プログラム」として重点的に取り組むべき中小企業の振興及び支援に関する施策を明らかにしている。

- (2) 岡山県では、7万7428の事業所において83万5270人の従業者が稼働し（「令和3年経済センサスー活動結果（速報）岡山県の概要」参照）、その大部分が中小企業であるところ、県内の中小企業は、県民の雇用を確保しているうえに、県の税収を支える存在である。

特に、令和2年度以降に発令された新型コロナウイルス感染症に伴う緊急事態宣言及びまん延防止等重点措置によって、売上の著しい減少等の影響を被った中小企業は少なくなく、県内の中小企業に対する支援は喫緊の課題となっている。

このような中小企業の振興及び支援に関する施策は、県民生活に直結する問題であるうえに、その事業の遂行状況及び費用対効果については、県民が強い関心を抱くところである。

- (3) そこで、岡山県が取り組んでいる中小企業の振興及び支援に関する事業について

て、公益性、公共性の観点から、当該事業の財務事務の執行及び事業の管理が法令・規則等に照らして適切に実施されているか、さらには、効率性及び有効性の観点から適切に執行されているかどうかの視点で検証することは、大いに意義があると判断し、監査の対象とすることとした。

4 外部監査の対象期間

令和3年4月1日から令和4年3月31日。なお、必要がある範囲で、令和3年度よりも前の年度についても監査の対象とした。

5 外部監査の実施期間

令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

6 外部監査人及び外部監査人補助者の資格と名称

外部監査人	弁 護 士	上 尾 洋 平
同補助者	弁 護 士	井 上 雅 雄
同補助者	公認会計士	黒 田 直 樹
同補助者	弁 護 士	井 口 亮
同補助者	弁 護 士	藤 井 藍 沙

7 利害関係

包括外部監査の対象とした事件につき、地方自治法第252条の29に規定する利害関係はない。

8 本監査報告書の構成

本書の構成であるが、第1章では、監査の種類や監査テーマを選定した理由等包括外部監査の概要を述べている。

第2章では、本監査の具体的な視点を明らかにするとともに、かかる監査の視点を踏まえた監査意見の表明方法を述べている。これらの監査の視点及び監査の意見表明方法を踏まえて、第5章以下において個別の事業の監査意見を述べていることから、第5章以下の各事業の監査意見をご確認いただくにあたり、監査の視点及び監査意見の表明方法については、ご留意いただきたい。

第3章では、個別事業の監査を実施する前提として、中小企業法の変遷及び中小企業基本法の体系を踏まえ、岡山県の中小企業の振興及び支援に関する中小企業振興計画とともに、かかる中小企業振興計画を推進する岡山県産業労働部の組織体制等を明らかにしている。

第4章においては、個別の事業の監査を踏まえた結果を総括している。この章においては、監査の結果の概要を明らかにするとともに、監査人の総括的な

意見を述べている。

第5章では、中小企業の振興及び支援に関する個別の事業について、監査の結果を明らかにしている。個別の事業の監査においては、事業の概要を表に記載しているが、これらの表のうち「事業目的」欄及び「事業内容」欄は、監査の過程において県から提出された資料の内容をもとに監査人が概要を記載したものである（ただし、表現等が不鮮明なもの等については、適宜監査人が表現を修正している。）。

最後に、第6章において、結語を述べている。

なお、本報告書においては、法令、条例、要綱及び基本計画について正式名称ではなく略語を用いる場合があるところ、その詳細については、末尾の「凡例」として記載している。

また、専門性が高い用語等については、用語解説を末尾に設けていることから、こちらも併せてご参照いただきたい。

第1章	<ul style="list-style-type: none"> ・ 監査テーマ及び監査テーマの選定理由 ・ その他監査の概要
第2章	<ul style="list-style-type: none"> ・ 監査の基本的な視点についての解説 ・ 監査の視点に基づいた監査の対象 ・ 監査の実施方法 ・ 監査意見の表明方法
第3章	<ul style="list-style-type: none"> ・ 中小企業関連法の変遷 ・ 中小企業法の体系 ・ 中小企業振興計画について
第4章	<ul style="list-style-type: none"> ・ 監査人の総括的な意見 ・ 個別事業に対する監査結果の一覧
第5章	<ul style="list-style-type: none"> ・ 個別事業に対する監査結果
第6章	<ul style="list-style-type: none"> ・ 結語
巻末	<ul style="list-style-type: none"> ・ 凡例、用語集

第2章 監査の視点等

1 監査の基本的な視点

(1) 監査の範囲について

ア 地方自治法252条の37の1項は、「包括外部監査人は、包括外部監査対象団体の財務に関する事務の執行及び包括外部監査対象団体の経営に係る事業の管理のうち、第2条第14項及び第15項の規定の趣旨を達成するため必要と認める特定の事件について監査するものとする。」と規定しており、かかる規定から、包括外部監査の対象は、「財務に関する事務の執行」及び「経営に係る事業の管理」であって、いわゆる行政監査は含まないことは明らかである。

「財務に関する事務の執行」とは、地方自治法第2編第9章中に規定されている財務に関する事務の執行をいい、予算の執行、収入、支出、契約、現金及び有価証券の出納保管、財務管理等の事務の執行をすべて包含するが、執行以前の予算の編成事務、予算の議会における審議等は含まない（松本英昭著「新版逐条地方自治法」第9次改訂版706頁）。

また、行政監査とは、「一般行政事務そのもの、すなわち内部組織、職員の配置、事務処理の手続、行政の運営等につき、その適正及び効率性・能率性の確保等の観点から行う監査である。」（同著706頁）とされている。

このように、包括外部監査においては、対象とされた特定の事件にかかる財務に関する事務の執行全てが監査の対象となるが、予算の編成事務、予算の議会における審議等並びに行政の内部組織、職員の配置、事務処理の手続及び行政の運営等につき、その適正及び効率性・能率性は監査の対象から外れることになる。

イ また、同条第2項は、「包括外部監査人は、前項の規定による監査をするに当たっては、当該包括外部監査対象団体の財務に関する事務の執行及び当該包括外部監査対象団体の経営に係る事業の管理が第2条第14項及び第15項の規定の趣旨にのっとりなされているかどうか、特に、意を用いなければならない。」としている。

この点、第2条第14項は「地方公共団体は、その事務を処理するに当たっては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない。」、同条第15項は、「地方公共団体は、常にその組織及び運営の合理化に努めるとともに、他の地方公共団体に協力を求めてその規模の適正化を図らなければならない。」とされている。

これらの規定を前提とすれば、包括外部監査は、特定の事件に係る地方公共団体の財務事務が有効かつ効率的に実施されているかの観点から監査する必要がある（いわゆる3E監査である。）。

ウ なお、財務事務の適法性に関し、「包括外部監査においては、適法性に重

点において監査する」等の法律上の規定は存在しないものの、地方自治法第2条第16項は「地方公共団体は、法令に違反してその事務を処理してはならない。」と規定しており、地方公共団体の事務は、法律・条例等の根拠なく処理することはできないことは明らかである。

このように、法令に基づく行政という大原則を前提とすれば、監査の性質上、財務事務の前提となる事業の適法性を確認することは当然の前提であると考えられる。

そのため、財務に関する事務の執行にかかる監査の前提として、当該財務事務の前提となる事業について根拠となる法令が存在するのかの確認については、監査の対象に含まれると考える。

オ これらをまとめると、包括外部監査においては、①事業の根拠となるべき法律や条例等が存在しており、かつ、財務事務がその事務の根拠となる法律や条例等に定める手続きに則り執行されているか（財務事務の合規性）、②財務事務の執行が有効かつ効率的に行われているか（事業の有効性、効率性）を監査の対象とする必要があると考える。

以上を踏まえ、次項以降において、本件の監査テーマである岡山県の中小企業の振興及び支援に関する財務事務の執行及び事業の管理について具体的な監査の視点を述べることとする。

(2) 財務事務の合規性

既に述べたとおり、中小企業基本法は、「独立した中小企業者の自主的な努力が助長されることを旨とし、その経営の革新及び創業が促進され、その経営基盤が強化され、並びに経済的社会的環境の変化への適応が円滑化されることにより、その多様で活力ある成長発展が図られなければならない。」こと（3条1項）及び「独立した小規模企業者の自主的な努力が助長されることを旨としてこれらの事業活動に資する事業環境が整備されることにより、小規模企業の活力が最大限に発揮されなければならない。」（3条2項）ことを基本理念として掲げ、地方公共団体の責務として、「地方公共団体は、基本理念にのっとり、中小企業に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の区域の自然的経済的社会的諸条件に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。」（6条）ことを明らかにしている。

このような中小企業基本法の法体系を前提とすれば、地方公共団体が実施する中小企業の振興及び支援に係る施策は、上記の中小企業基本法等の法律の基本理念に則った施策であること又は国との役割分担を踏まえて、地方公共団体の自然的経済的社会的条諸条件に応じた施策として執行されることが不可欠である。

そのため、仮に、中小企業の振興及び支援に関する個々の財務事務の手続き

が適正に執行されていたとしても、財務事務のもととなる施策（事業）が法律や国の施策等に準じたものとなっていなければ、財務事務の執行について合规性を認めることはできない。

以上を踏まえ、本件の監査においては、個別の財務事務の根拠となる施策が中小企業基本法等の法律や基本理念、国が定める基本政策又は岡山県の条例等や基本計画等に準拠して執行されているかについて監査の対象とする。

また、中小企業の振興及び支援に関する事業が法令等に依拠する合理的な事業であったとしても、その財務事務は、地方自治法、地方自治法施行令及び県財務規則等に基づいて適法に執行される必要がある。

本件の財務事務の合规性の監査においては、事業を遂行するための契約関係を主な監査の対象とするところ、地方自治体が契約を締結する場合に準拠すべき法律等は、下記のとおりである。

本監査においては、下記の各規定を規範として、中小企業の振興及び支援に関する財務事務が、これらの法令等に則り、適法かつ適正に執行されているかを中心に監査する。

記

地方自治法

- 234条 売買、貸借、請負その他の契約は、一般競争入札、指名競争入札、随意契約又はせり売りの方法により締結するものとする。
- 2 前項の指名競争入札、随意契約又はせり売りは、政令で定める場合に該当するときに限り、これによることができる。

地方自治法施行令

- 167条の2 地方自治法第234条第2項の規定により随意契約によることができる場合は、次に掲げる場合とする。
- 1 売買、貸借、請負その他の契約でその予定価格（貸借の契約にあっては、予定貸借料の年額又は総額）が別表第五上欄に掲げる契約の種類に応じ同表下欄に定める額の範囲内において普通地方公共団体の規則で定める額を超えないものをするとき。
 - 2 不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。
 - 3 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五条第十一項に規定する障害者支援施設（以下この号において「障害者支援施設」という。）、同条第二十七項に規定する地域活動支援センター（以下この号において「地域活動支援センター」という。）、同条第一項に規定する障害福祉サービス事業（同条第七項に規定する生活介護、同条第十三項に規定する就

労移行支援又は同条第十四項に規定する就労継続支援を行う事業に限る。以下この号において「障害福祉サービス事業」という。)を行う施設若しくは小規模作業所(障害者基本法(昭和四十五年法律第八十四号)第二条第一号に規定する障害者の地域社会における作業活動の場として同法第十八条第三項の規定により必要な費用の助成を受けている施設をいう。以下この号において同じ。)若しくはこれらに準ずる者として総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けた者若しくは生活困窮者自立支援法(平成二十五年法律第百五号)第十六条第三項に規定する認定生活困窮者就労訓練事業(以下この号において「認定生活困窮者就労訓練事業」という。)を行う施設でその施設に使用される者が主として同法第三条第一項に規定する生活困窮者(以下この号において「生活困窮者」という。)であるもの(当該施設において製作された物品を買い入れることが生活困窮者の自立の促進に資することにつき総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けたものに限る。)(以下この号において「障害者支援施設等」という。)において製作された物品を当該障害者支援施設等から普通地方公共団体の規則で定める手続により買い入れる契約、障害者支援施設、地域活動支援センター、障害福祉サービス事業を行う施設、小規模作業所、高齢者等の雇用の安定等に関する法律(昭和四十六年法律第六十八号)第三十七条第一項に規定するシルバー人材センター連合若しくは同条第二項に規定するシルバー人材センター若しくはこれらに準ずる者として総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けた者から普通地方公共団体の規則で定める手続により役務の提供を受ける契約、母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和三十九年法律第百二十九号)第六条第六項に規定する母子・父子福祉団体若しくはこれに準ずる者として総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けた者(以下この号において「母子・父子福祉団体等」という。)が行う事業でその事業に使用される者が主として同項に規定する配偶者のない者で現に児童を扶養しているもの及び同条第四項に規定する寡婦であるものに係る役務の提供を当該母子・父子福祉団体等から普通地方公共団体の規則で定める手続により受ける契約又は認定生活困窮者就労訓練事業を行う施設(当該施設から役務の提供を受けることが生活困窮者の自立の促進に資することにつき総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けたものに限る。)が行う事業でその事業に使用される者が主として生活困窮者であるものに係る役務の提供を当該施設から普通地方公共団体の規則で定める手続により受ける契約をするとき。

- 4 新商品の生産により新たな事業分野の開拓を図る者として総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けた者が新商品として生産する物品を当該認定を受けた者から普通地方公共団体の規則で定める手続により買い入れ若しくは借り入れる契約又は新役務の提供により新たな事業分野の開拓を図る者として総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けた者から普通地方公

共団体の規則で定める手続により新役務の提供を受ける契約をするとき。

- 5 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。
- 6 競争入札に付することが不利と認められるとき。
- 7 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。
- 8 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
- 9 落札者が契約を締結しないとき。

県財務規則

- 151条 契約担当者は、随意契約によろうとするときは、なるべく二人以上の者から見積書を徴さなければならない。ただし、国又は他の地方公共団体と直接に契約しようとするとき、見積書を徴するいとまがないときその他見積書を徴する必要がないときは、この限りでない。

会計要綱

【第151条関係】

(見積書の徴取の基準)

- 1 契約担当者は、契約事務の簡素化を図るため、見積書の徴取について次により取り扱うことができる。ただし、(1)のア及び(2)のキについては、一律に適用することなく、契約の種類、取扱業者の多寡等を考慮して適切に取り扱うこと。
 - (1) 二人以上の者から見積書を徴さなくてもよい場合
 - ア 予定価格が10万円未満であるとき。
 - イ 契約内容の特殊性により、相手方が特定される時。
 - ウ 緊急の必要から他の者から見積書を徴するいとまのない時。
 - (2) 見積書を徴さなくてもよい場合
 - ア 会場使用料、受験手数料、受講手数料、食糧費及び電気通信役務で、契約担当者が、見積書を徴する必要がないと認めるとき。
 - イ 郵便切手、郵便葉書、収入印紙の購入のように契約金額が法令又は法令に基づく処分によって定められている契約をする時。
 - ウ 定期刊行物(新聞、雑誌等)、法令集の追録その他のもので相手方によって価格差がないものを購入する時。
 - エ 災害その他特別な事由により緊急に必要な物品の購入その他の契約をする時。
 - オ 生産品を売り払う場合で、買受人が直ちに代金を納付してその物品を引き取る時。
 - カ 国等が示す基準や他の類似事業との均衡を図るため、あらかじめ定まった単価で複数の相手方と同一内容の契約をしようとする時。
 - キ 予定価格が5万円未満である時。

業務委託に係る随意契約ガイドライン

第4 運用に当たっての留意事項

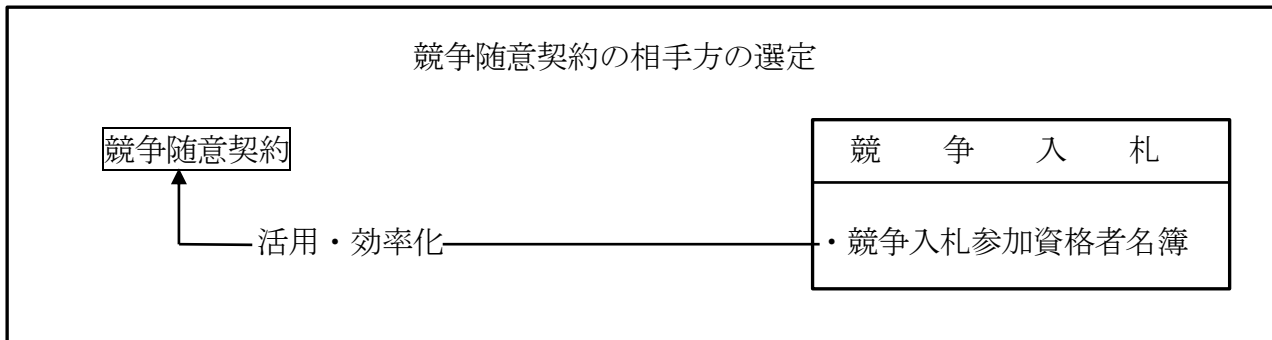
随意契約は、競争入札を原則とする契約方式の例外であって、無制限に認められるものではなく、令第167条の2第1項各号のいずれかに規定する要件に適合する場合に限り適用できるものであることを十分に認識し、次に掲げる事項を遵守し適正に運用しなければならない。

1 共通的事項

- (1) 令第167条の2第1項各号の規定の運用に当たっては、規定を拡大解釈することなく適用すること。
- (2) このガイドラインで例示する項目は、可能性のある事案を記載したものであり、形式的に該当するものは直ちに適用すべきものとする趣旨でないことや、例示したものに限定される趣旨でないことを考慮のうえ、慎重に判断すること。
- (3) 随意契約を行う場合は、競争入札による場合の作成方法に準じて予定価格を定めること。（財務規則第150条）
- (4) 特命随意契約となる場合は、見積書提出業者が1者となることから、特に慎重に予定価格の算定を行うとともに、相手方から見積書内訳を徴取し、これを詳細に点検するなどして、適正な契約金額となるように努めること。
- (5) 政策上の目的から、公益法人等と特命随意契約している場合は、経済動向に留意しながら、毎年度積算単価を点検して適正な委託料の積算を行うこと。
- (6) これまでに特命随意契約を行っている場合においては、前例や経緯、既成概念にとらわれることなく、競争性のある契約方法がとれないかを検討すること。
- (7) 随意契約を行う場合は、委託契約内容の大部分が委託契約の相手方から更に第三者に再委託されることのないよう留意すること。また、再委託が見受けられる場合は、再委託先との直接契約を検討すること。
- (8) 随意契約を行う場合は、その理由及び令の該当条項並びに相手方選定理由（特命随意契約にあっては特定の者に限られる具体的理由）を明確にすること。また、予定価格が100万円（消費税等を含む。）を超えるものは、入札・契約事務審査会に諮り、随意契約の適否等を審議するものであること。（事業執行伺等記入例）
- (9) 随意契約を行う場合は、原則として2人以上の者から見積書を徴取し、特別な事由がない限り、予定価格の範囲内において最低の価格で見積った者を契約の相手方とすること。ただし、国又は他の地方公共団体と直接に契約しようとするとき、見積書を徴するいとまがないとき、その他見積書を徴する必要がないときは、この限りでないこと。（財務規則第151条）
- (10) 随意契約における競争見積の執行回数は、原則として3回を限度として取扱う

こと。

- (11) 随意契約の相手方の選定は、原則として競争入札参加資格者名簿登載者の中から行うこととする。



- (12) 技術提案型契約方式による選考委員会の設置に当たり、その審査を行う選考委員が当該業務に対する提案（応募）者と利害関係を有するときは、その提案（応募）者に係る審査に参加させないこと。

【注】 利害関係を有すると考えられる範囲は、個々の事案において契約担当者が適宜判断すべきものとするが、一例として、自己又は父母、祖父母、配偶者、子、孫若しくは兄弟姉妹が提案（応募）者と直接の利害関係にある場合等が考えられる。（地方自治法第117条「議長及び議員の除斥」参照）
（「業務委託に係る随意契約ガイドライン」6頁以下抜粋）

以上

(3) 事業の有効性

地方公共団体は、その事務を処理するにあたっては、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない（地方自治法2条14項）。

中小企業の振興及び支援に係る個別の財務事務についても、目的を達成するため、最少の経費で最大の効果を挙げる必要があることはいまもない。

なお、中小企業の振興及び支援に関する施策は、業種や地理的条件等の諸条件を踏まえると、その範囲は多岐にわたっている。

また、その方法は、補助金の交付によって支援する場合やセミナーを実施することで啓発を促すものなど、その効果を明確に判定できる場合だけでなく、その効果を定量的に判定しづらい場合がある。

この点、中小企業の振興及び支援に関する施策について、定量的な効果が直ちに表れずとも、継続することによって将来に向かって中小企業の成長・発展に資する場合もあり、短期的かつ定量的な効果の有無のみをもって有効性を評

価することは早計である。

このように中小企業の振興及び支援に関する施策は、その効果を定量的に判断しづらい側面があり、かかる特徴を踏まえると、これらの施策を実効的に実施するためには、その事業における目標が明確な目的意識をもって設定されること、目標の設定が合理的であること、その効果を合理的に検証されること及び検証された効果が次年度以降の事業に活かされることが極めて重要であり、かかる目標の設定及び効果の検証が適切になされなければ、事業としての有効性が乏しいにも拘らず、漫然とその改善がなされることがないまま、徒に公金が支出される虞れがある。

本監査においては、中小企業の振興及び支援に関する施策の効果に関する目標が明確かつ合理的に設定されているのか、効果が検証されているか、かかる効果の検証手法が合理的か、その検証結果を次年度以降にどのように生かしているか等を事業の有効性の評価指標として監査する。

(4) 事業の効率性

中小企業の振興及び支援に関する施策の目標の設定や効果の判定が的確になされていたとしても、事業によって得られた効果とその効果を得るために費やされた公金の額が相当なものでなければ、かかる施策の実施について、県民の納得を得ることはできない。

すなわち、投資された公金の額と得られた効果が均衡していなければ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない（地方自治法2条14項）と規定している趣旨を全うできない。

そのため、各施策に基づく事業の効果と予算の執行額が均衡しているかを監査の対象とする。

(5) 監査の具体的視点

以上の監査の視点を考慮し、下記の3点を具体的な視点として、監査を実施した。

記

ア 財務事務の合规性

- ・ 中小企業の振興及び支援に関する事務の執行が中小企業基本法等の法令、中小企業振興条例等の条例又は基本理念等に整合しているか。
- ・ 財務事務の執行が法令及び岡山県財務規則等に準拠して適法になされているか。

イ 事業の有効性

- ・ 事業の効果について目標が明確に設定されているのか。

- ・事業の目標の設定が合理的か。
- ・事業の効果が検証されているか。
- ・事業の効果の検証手法が合理的か。
- ・効果の検証結果は、次年度以降の事業の実施に反映されているか。
- ・社会情勢や外部環境の変化を踏まえて事業の目標が見直されているか。

ウ 事業の効率性

- ・中小企業の振興及び支援に関する施策の効果と執行された予算が見合っているのか。
- ・より少額の費用で同様の効果をもたらす方法の有無について検討されているか。

2 外部監査の対象

(1) 対象部署及び対象事業

産業労働部のうち、中小企業の振興及び支援に関する財務事務及び事業に関わる部署、具体的には、マーケティング推進室、産業振興課、経営支援課、労働雇用政策課及び工業技術センターを対象部署とし、上記各部署が令和3年度に予算執行した56の事業を監査対象とする（ただし、令和3年度に財務事務の執行がなかったものについては、監査意見は表明していない。）。

(2) 対象の選定理由

ア 岡山県の中小企業の振興及び支援に関する施策について、中小企業振興計画の立案等の中心を担っているのは産業労働部である。

また、産業労働部の各部署において、中小企業振興計画に則った施策を実施するとともに、産業労働部の出先機関である工業技術センターにおいても、同様に施策を実施している。

そのため、監査テーマである中小企業の振興及び支援に関する財務事務の執行及び事業の管理の把握のためには、産業労働部が所管する部署のうち、出先機関も含め、中小企業の振興及び支援に関する施策を実施する部署、具体的にはマーケティング推進室、産業振興課、経営支援課、労働雇用政策課及び工業技術センターを監査の対象とすることとした。

なお、産業労働部には、上記の部署のほかに、産業企画課、企業誘致・投資促進課及び観光課が存在するが、上記各課は、中小企業の振興及び支援に関する施策とは直接関わっていないことから、監査対象部署とはしていない。

イ また、対象事業については、岡山県の中小企業の振興及び支援に関する施策全般を監査の対象とするため、対象事業を選別することなく監査対象部署が令和3年度に予算執行した全ての事業を監査の対象とした。

3 外部監査の実施方法

(1) 中小企業支援の関連法体系の理解

ア 中小企業支援の関連法令等の理解

中小企業支援法をはじめ、国内の中小企業の支援に関する法体系を把握するとともに、令和元年11月1日に制定された国の令和元年度中小企業支援計画の内容を精査した。

イ 岡山県の中小企業令等、中小企業振興計画及び要綱等の理解

岡山県の中小企業の振興及び支援に関する条例等を精査するとともに、中小企業の振興及び支援の根幹となる中小企業振興計画の内容を精査した。

(2) 中小企業の振興及び支援の全体像に関する資料の徴求及びヒアリング

岡山県の中小企業の振興及び支援に関する施策の全体像を把握するため、令和4年6月24日、岡山県の中小企業の振興及び支援に関する施策を担っている産業労働部の担当者と面談を実施のうえ、岡山県の中小企業の振興及び支援に関する施策全般の概要資料の提出を受けるとともに、その内容について説明を受けた。

(3) 資料の実査

岡山県の中小企業の振興及び支援に関する施策全般の概要資料（委託に係る稟議資料や仕様書、見積書、委託契約書、会議の議事録、事業の報告書などの資料一式）の内容を精査したうえで、事業に関する資料を追加で徴求し、下記のとおり、資料を実査した。

記

9月21日 : 資金調達の円滑化、新しい働き方の推進及び事業継続力の強化に関する施策の資料の実査

9月26日 : 経営力の強化や活力ある企業の育成に関する施策の資料の実査

9月28日 : 地域の特性を生かした産業の成長支援及び販路開拓の促進に関する施策の資料の実査

(4) 第1次ヒアリング

資料の実査及び1次的な質問の回答内容を踏まえて、監査対象とする中小企業の振興及び支援に関する財務事務及び事業について、担当部署の責任者及び担当者に対して事業の内容や実施状況を把握するため、下記のとおりヒアリングを実施した。

記

- 10月12日 : 資金調達の円滑化、新しい働き方の推進及び事業継続力の強化に関する施策に対するヒアリング
- 10月14日 : 経営力の強化や活力ある企業の育成に関する施策に対するヒアリング
- 10月20日 : 地域の特性を生かした産業の成長支援及び販路開拓の促進に関する施策に対するヒアリング

(5) 第2次ヒアリング

監査人において、いったん監査意見を作成し、かかる監査意見について事実誤認がないかについて、下記のとおり、担当課の職員からヒアリングを実施した。

記

- 2月1日 : 経営力の強化や活力ある企業の育成及び新しい働き方の推進に関する施策に対するヒアリング
- 2月3日 : 経営力の強化や活力ある企業の育成、地域の特性を生かした産業の成長支援及び販路開拓の促進に関する施策に対するヒアリング
- 2月10日 : 経営力の強化や活力ある企業の育成、地域の特性を生かした産業の成長支援、販路開拓の促進、資金調達力の円滑化及び事業継続力の強化に関する施策に対するヒアリング
- 2月13日 : 経営力の強化や活力ある企業の育成、新しい働き方の推進及び事業継続力の強化に関する施策に対するヒアリング

(6) 第3次ヒアリング

監査人において、監査意見を修正し、かかる監査意見について事実誤認がないかについて、2月28日及び3月1日に各担当課の職員から改めてヒアリングを実施した。

4 監査意見の表明方法

中小企業の振興及び支援に関する施策は多岐にわたることから、それらに対する監査の結果について可及的に一覧性及び明瞭性をもたせることが包括外部監査においては重要であると考えます。

もっとも、監査対象となる各事業について、単に「指摘」や「意見」を述べたり、「問題がない」と述べたりするだけでは、なぜそのような「指摘」、「意見」に至ったのか、又はなぜ「問題がない」と判断されたのか判然とせず、監査の意義が乏しいものとなる。

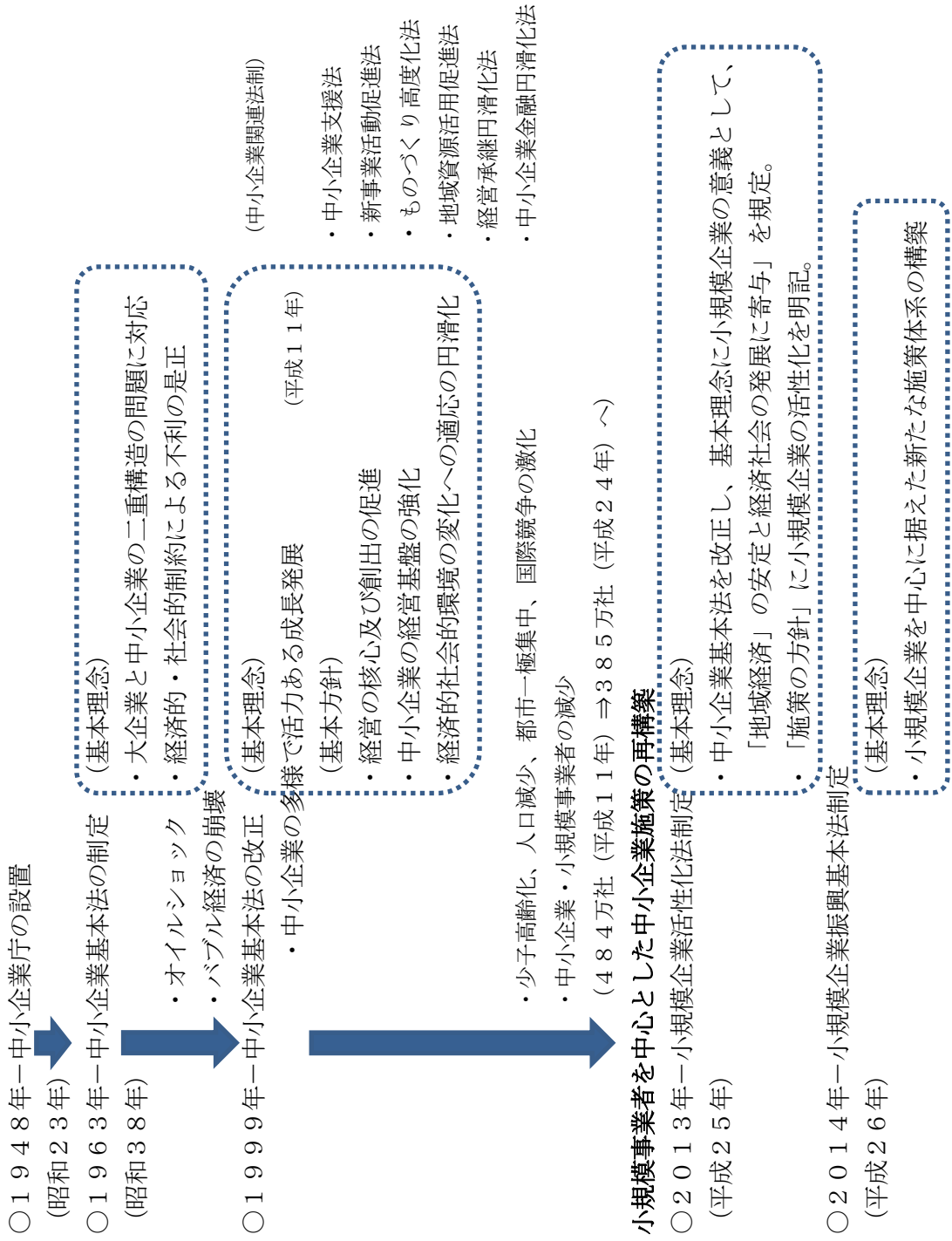
そこで、指摘や意見を述べる又は問題点なしと判断する前提として、監査の

基本的視点において提示した3つの視点から、各事業を監査した結果を個別に下記のAからDまでの基準を用いて統一的に評価するとともに、上記の評価と関連付けて、各事業の監査項目について、監査人が速やかに改善すべき重要事項として判断したもの（評価が「D」となったもの）について「指摘事項」、直ちに改善すべきではないが改善を検討することが望ましいと判断した事項（評価が「C」となったもの）について「意見」をそれぞれ記載する。

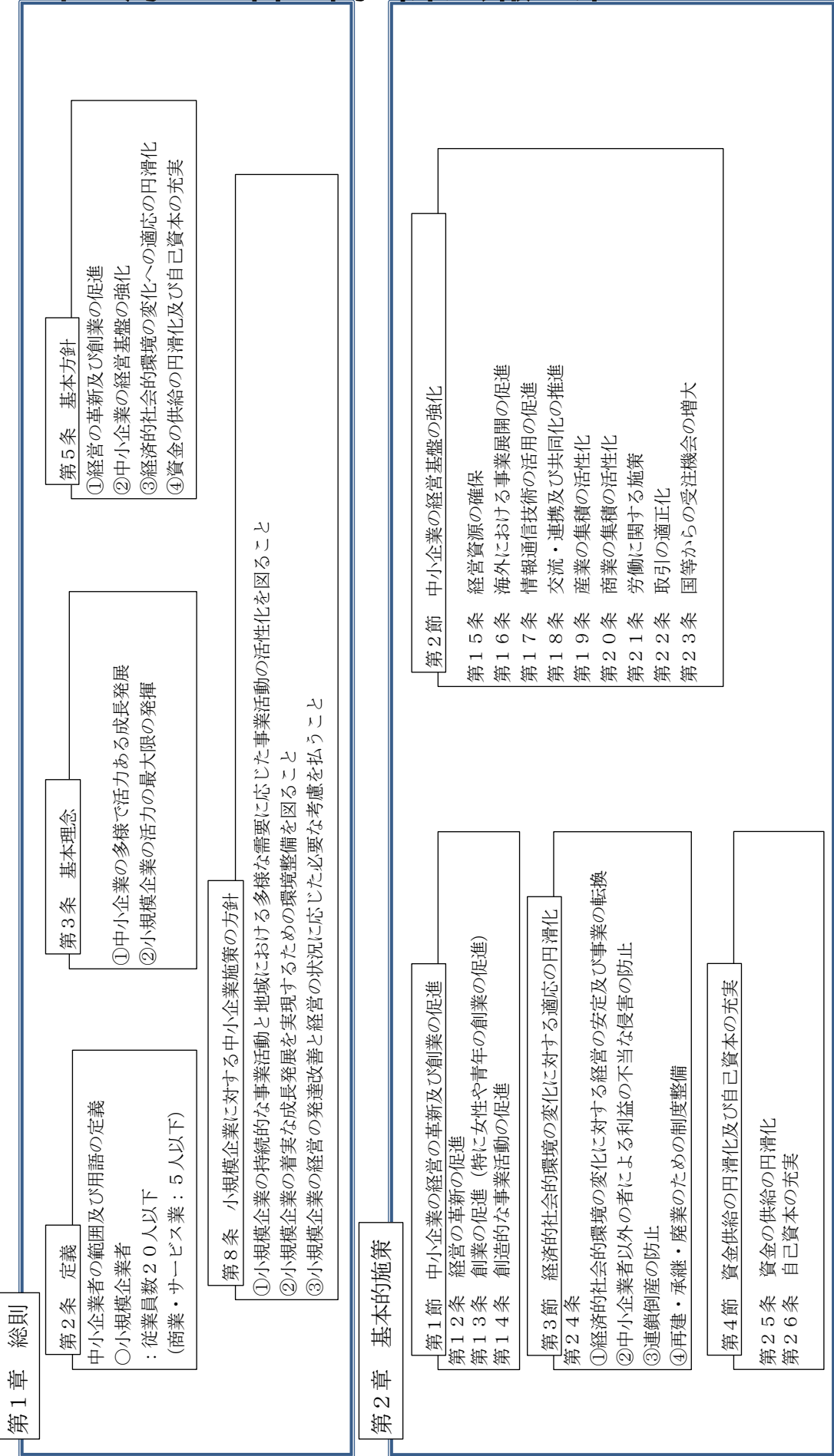
記

- A：違法又は不適当な点はなく、将来の事情まで考慮して十分な対応がなされている。
- B：違法又は不適当な点はなく、現状において必要な対応がなされている。
- C：違法又は不適当な点はないが、現在の対応を改善することが望ましい。
- D：違法又は不適当な点が認められ、直ちに改善する必要がある。

第3章 岡山県の中小企業の振興及び支援に関する施策
 1 中小企業関連法の変遷 (中小企業庁「中小企業関連法制の変遷」参照)



2 中小企業基本法の体系（中小企業庁「中小企業関連連法制の変遷」参照）



3 中小企業振興計画

(1) 中小企業振興計画の目的及び位置づけ

ア 中小企業振興計画は、基本理念として、以下の3点を掲げている。

〈基本理念〉

- ① 中小企業の振興は、中小企業者の創意工夫及び自主的な努力を基本として行われるものとする。
- ② 中小企業の振興は、中小企業が地域経済の発展及び雇用の確保に貢献し、地域社会の担い手として県民生活を支える重要な存在であるという基本的認識の下に行われるものとする。
- ③ 経済社会情勢が変化する中で、地域の経済・雇用を支える小規模事業者の活力発揮の必要性が増大していることから、その成長発展のみならず、事業の持続的な発展を図るものとする。

(中小企業振興条例3条、中小企業振興計画)

イ 中小企業振興条例9条1項は「知事は、前条の基本方針に基づき、中小企業の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、中小企業の振興に関する計画（以下この条及び次条において「振興計画」という。）を策定するものとする。」として、県に対し、振興計画の策定を義務付けており、中小企業振興計画は、こうした条例が掲げる基本理念のもと中小企業の振興及び支援に関する施策を総合的かつ計画的に推進する目的で策定されるものである。

ウ また、同条2項は、中小企業振興計画において定めるべき事項として、①中小企業の振興に関する総合的かつ計画的な目標及び施策、②中小企業の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項を掲げており、中小企業振興計画は、これらの事項を詳細に定め、上記基本理念を実現すべく中小企業の振興及び支援に関する施策を進める役割を担っている。

(2) 中小企業振興計画の期間

変動の激しい経済情勢に的確に対応するため、計画期間を令和3（2021年）から令和6（2024年）までの4年間とする。

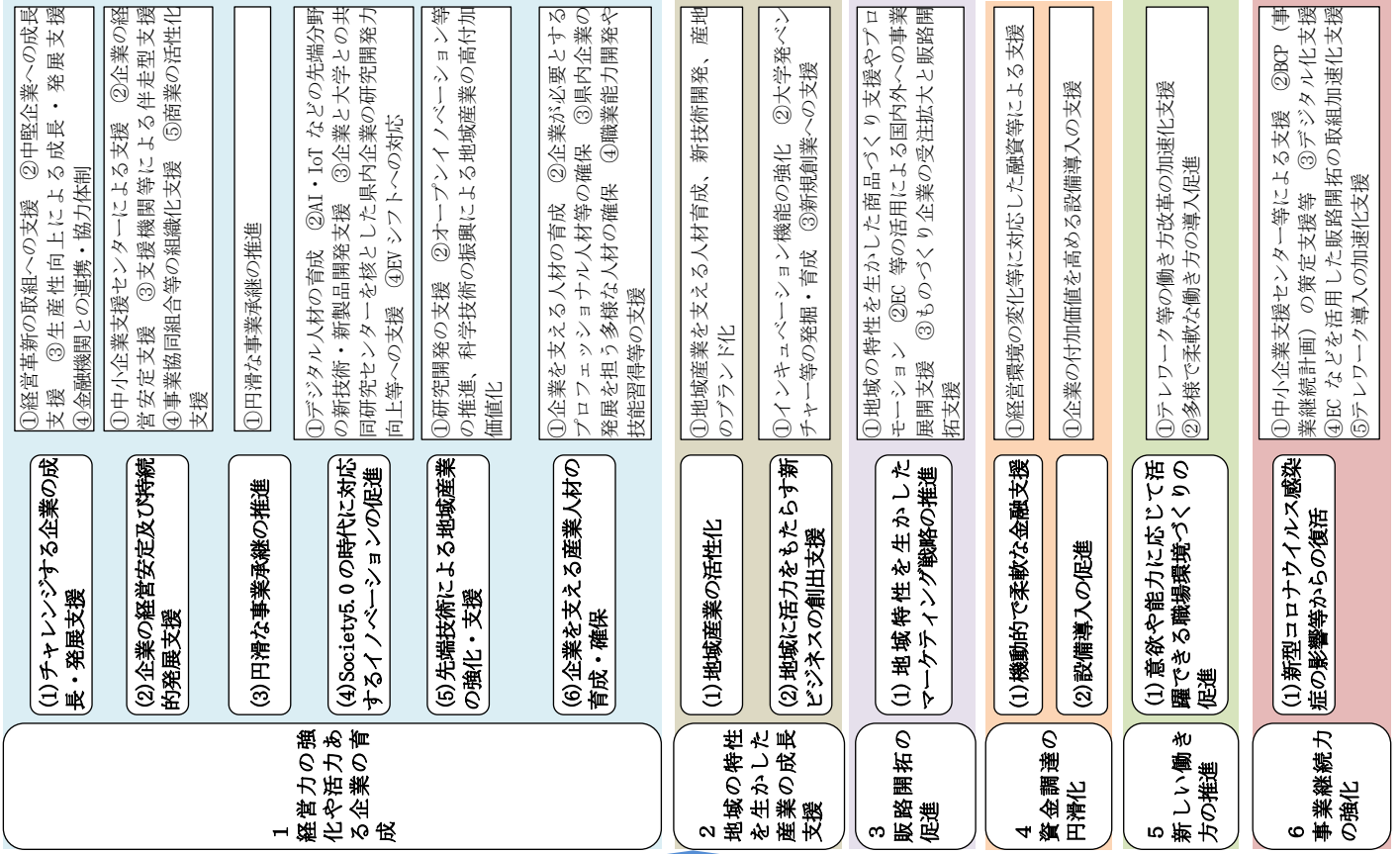
(3) 中小企業振興計画の内容

中小企業振興計画の内容を図示すると次頁のとおりとなる。

指標

- * 経営革新に取り組む中小企業・小規模事業者数 (96 社/年→400 社/年間累計)
- * 従業員1人当たり売上高 (28,254 千円→28,600 千円)
- 商工会及び商工会議所が支援した小規模事業者数 (29,040 社/年→29,800 社/年)
- 中央会が支援した組合数 (124 社/年→130 社)
- 事業継承診断を実施した件数 (825 件/年→680 件/年)
- * 企業と大学との共同研究センターにおける産学連携等に向けたマッチング支援件数 (26 件/年→100 件/年間累計)
- 工業技術センターが支援した県内企業数 (40 社/年→40 社/年)
- * 県内大学工業系学生の県内就職率 (30.2%→32%)
- * 本県出身の県外大学新卒者のうち、県内就職率 (37.1%→39%)
- 県内企業とプロフェッショナル人材とのマッチング成約件数 (45 件/年→65 件/年)
- 地域産業の製造品出荷額 (11,987 億円→12,000 億円)
- * 県融資制度に占める創業者の融資割合 (24.3%→24.8%)
- * あっせん・サポート等による取引成立件数 (442 件/年→530 件/年)
- 県融資制度の融資件数 (1,326 件/年→1,400 件/年)
- 設備貸与事業の貸与件数 (37 件/年→40 件/年)
- * 1人当たり年間総実労働時間 (1,771 時間→1,684 時間)
- 県内企業のBCP (事業継続計画) 策定率 (製造業 16.4%→20%) (小売・卸売業 7.8%→12.0%)

推進する施策



(4) 中小企業振興計画の進め方

中小企業振興計画の進め方について、下記のとおり、説明されている。

記

第5 計画推進に向けて

1 推進体制

中小企業・小規模事業者の振興には、各支援機関の果たす役割が重要であることから、県としては、こうした機関との緊密な連携を基本とし、施策内容に応じて、大学や市町村、国等とも適切に連携を図りながら、着実に取り組みます。

2 積極的な情報発信と手続きに係る負担軽減等

中小企業・小規模事業者の振興に関する施策の実施にあたっては、施策が積極的に活用されるよう、各種研究会やセミナー、窓口相談、経営指導など、県や関係団体の活動等を通じて広く周知を図ります。

また、施策の実施に際して必要となる手続きについては、中小企業・小規模事業者の現状を踏まえ、負担の軽減やサポート体制の充実に努めます。

3 県民理解の促進

中小企業・小規模事業者は、地域経済の発展や雇用の確保に貢献し、地域社会の担い手として県民生活を支える重要な存在であることから、県政広報媒体等を活用し、県民の理解を深めながら、施策を推進します。

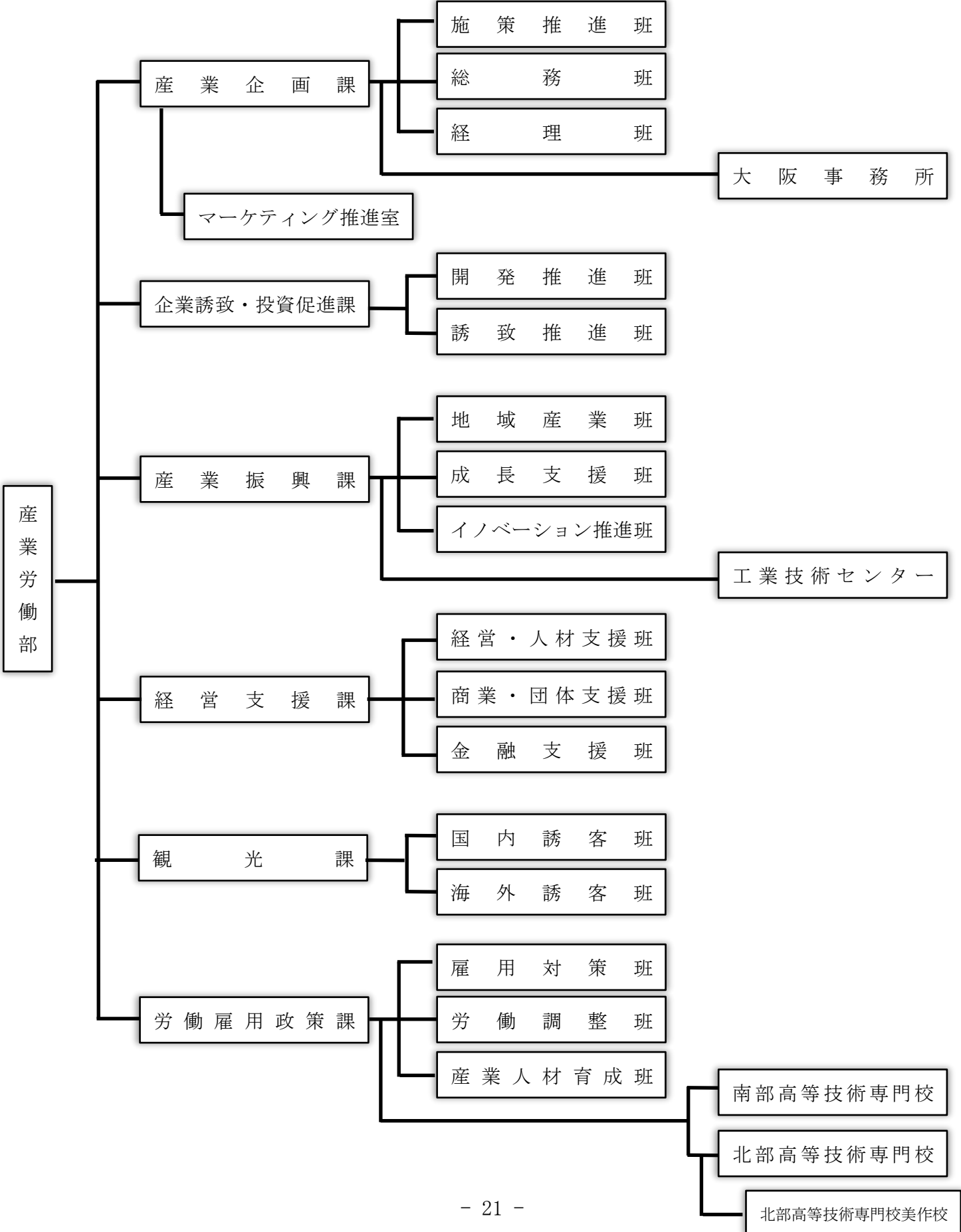
4 実施状況の公表と施策の見直し

この計画の実施状況については、毎年度、実施状況を取りまとめ、県ホームページを通じて公表します。

また、中小企業・小規模事業者の皆さんから、施策等に対するご意見をお聞きしながら、経済・社会情勢の変化を踏まえ、柔軟に内容の見直しを行い、中小企業・小規模事業者のニーズに即した効果的な施策を推進します。

(中小企業振興計画20頁)

4 岡山県の産業労働部の組織図



第4章 外部監査の結果及び意見の総括（総論）

1 総括

- (1) 本件の包括外部監査の結果は、27頁以降の一覧表に記載のとおりである。

まず、一覧表について概説する。

一覧表の「対象事業」欄には監査の対象とした中小企業の振興及び支援に関する事業を記載している。

「評価欄」は、前記監査の視点において示した3つの視点に基づいて、それぞれの評価結果を記載している。なお、評価欄の①は財務事務の合规性、②は事業の有効性、③は事業の効率性に関するそれぞれの評価を記載している（例えば、①にBとあれば、「当該事業に係る財務事務の合规性について、違法又は不適当な点はなく、現状において必要な対応がなされている」という意味となる。）。

「指摘事項・意見」欄には、監査人の指摘事項及び意見の概要を記載している。指摘事項及び意見は、記載されている監査の視点に対応した指摘事項又は意見となっている。基本的には、評価がCとなった箇所には意見、Dとなった箇所は指摘事項を記載している。

これらの整理をすることで、監査人の指摘事項及び意見がいかなる事項に対してなされているのかを一覧性をもって把握できるようにした。

- (2) 次に、監査結果について概要を述べる。

本件の監査において、監査人が指摘事項とした項目は4項目、意見とした項目は36項目である。

監査人が本件の監査において特に留意すべきと考える指摘事項及び意見について、「指摘事項及び意見のまとめ」として次項に記載している。

2 指摘事項及び意見のまとめ

- (1) 財務事務の合规性について

ア 本件の監査対象とした中小企業の振興及び支援に関する事業については、法律、条令に基づいて策定された基本計画である中小企業振興計画に基づいて執行されていることを確認した。

そのため、いずれの財務事務の執行においても、財務事務の合规性に指摘事項及び意見は付していない。

もっとも、財務事務の合规性に関連して、監査人が留意すべきと考える点を指摘する。

イ まず、中小企業振興計画についてであるが、同計画は、中小企業の振興と支援を図るための施策が、網羅的に定められているものの、SDGsに關す

る取組については、現時点では言及されていない。

この点、環境省が発行する「すべての企業が持続的に発展するために―持続可能な開発目標（SDGs エスディージーズ）活用ガイド（第2版）」には、下記の内容を定めている。

記

これからの企業に必要なこととは

企業はこれまで、消費者のため、地域社会のため、そして生活環境の維持のために求められる製品やサービスを提供してきました。しかし、昨今の少子高齢化による人材不足や消費者ニーズの多様化等により、売上拡大や事業承継において課題を抱える企業が多いのではないのでしょうか。企業が将来に渡って継続し、より発展していくために必要となるのが、長期的な視点で社会のニーズを重視した経営と事業展開です。

そこで、今、ビジネスの世界では、経営リスクを回避するとともに、新たなビジネスチャンスを獲得して持続可能性を追求するためのツールとして、SDGs（エスディージーズ）の活用が注目を集めています。

市場は今、SDGsの時代に

SDGsは国連で採択されたものですが、すでにビジネスの世界での「共通言語」になりつつあります。

そして、これらのゴールを達成するために、日本経済団体連合会や各業界団体、地方銀行、さらに、個別の企業においても取組が広がってきています。特に、世界を相手にする事業を展開する大企業では、バリューチェーン全体の見直しを始めており、関連するサプライヤーにも影響が広がると考えられます。

SDGsの普及とともに、市場のニーズ、そして取引先からのニーズとして、SDGsの対応が求められるようになってきています。実際、投資の条件として、収益だけではなく、SDGsに取り組んでいるかどうかも見られる時代になってきているのです。

以上

このように、SDGsは、企業が事業活動を進めるにあたって遵守すべき規範であり、中小企業にとっても非常に関心が高いテーマであると考えられ、中小企業の振興と支援を進めるにあたって、中小企業に対し、SDGsの内容を広めることは非常に有意義であると考えます。

したがって、中小企業振興計画にSDGsの内容を広めることを目的とする施策を盛り込むことを検討されたい。

ウ また、監査の過程において、委託事務の内容について確認したところ、その手続きには大きな問題点は認められなかったものの、その委託先が産業振興財団や商工会など特定の団体に固定化されている傾向が認められた。

確かに、事業の特殊性から契約の相手方が特定される場合があることは否定できないし、委託先である産業振興財団や商工会は公的性格を帯びた団体であることから、民間の事業者が委託先が固定化しているといった事情があるわけではない。

さらに、委託の場合は、事前に公募手続きが実施されていることがほとんどである。そのため、この点について、財務事務の執行の合規性について、意見又は指摘事項は付していない。

もっとも、業務委託に係る随意契約ガイドラインの「第4運用に当たっての留意事項」において、「(6) これまでに特命随意契約を行っている場合においては、前例や経緯、既成概念にとらわれることなく、競争性のある契約方法がとれないかを検討すること。」と定められていることに照らせば、契約内容が特殊であるとの理由で、安易に委託先を固定してはならない。

業務の委託については、一般競争入札が原則とされていることを再度念頭において、委託先の選定については、特に留意が必要であることは付言する。

エ また、監査の過程において、現在、岡山県においてセミナー講師や専門家に対する謝金の支払額についての規程が存在せず、担当課室に委ねられている状況であることを確認した。

このような運用となっている理由を確認したところ、過去には講師に対する謝金の規程に準ずるものとして予算単価表が存在していたが、講師の知名度や所属会社の相場等により大きく金額が異なる場合があり、統一的な金額で執行することは困難であって、廃止されたとのことであった（なお、不正防止の観点からは、県庁内において他部署の決裁（組織内の第三者チェック）により謝金が支払われる仕組みとなっており、不正防止機能があるとのことである。）。

確かに、講師の知名度等によって講師謝礼が異なることは理解できるものの、部署毎で謝金の金額の裁量の余地がある場合、個人的な関係を理由に講師料を増額する等の不正が行われるリスクは否定できない。

上記の点について、岡山県においては、過去、講師謝金に関する基準を設けていたものの、客観的な根拠として、規程を整備しそれに基づき支払額を決定することで、不正の防止や担当課への負担軽減にもつながると思われる。

したがって、将来的には、岡山県において、セミナー講師・専門家謝金に関する規程を整備すべきと考える。

(2) 事業の有効性

事業の有効性について、アンケートの実施及び補助金の事業効果について、留意すべき点があると思われたことから、下記のとおり、個別に記載する。

記

ア アンケートの実施について

(ア) 中小企業の振興及び支援の施策としてセミナーや講座が開催されている。

監査人として、かかるセミナー及び講座に係るアンケートの回収率について、複数回の意見を述べているところ、かかるアンケートの回収率について、監査人の考えを明らかにしておく。

(イ) この点、アンケートは、セミナーや講座の内容を事後的に検証するうえで不可欠な資料であるし、公金を支出してセミナーや講座を実施する以上、アンケートの回収率は100%となることが理想である。

他方で、アンケートを100%回収することは容易ではないうえに、アンケートの回答を義務づけることで、セミナー及び講座への参加を躊躇させる可能性も否定できないことから、アンケートを常に100%回収すべきとの意見を付するのは不可能を強いる虞がある。

そこで、監査人としては、アンケートの回収率について、統計学的な観点から検討した。

すなわち、アンケートの回答内容の信頼性を一般に許容誤差とされている5%に収める場合のサンプルサイズの算定式は、「 $n = 1.96^2 \times 0.5(1 - 0.5) \div 0.05^2$ ② $n^1 = nN \div (N + n - 1)$ 」であり（Nが全体数であり、 n^1 がサンプル数）、この式のNに数字を代入したものが、下記の表である（参考文献：杉原左右一著「統計学増補版第3版」、高橋洋一著「図解統計学超入門」等）。

下記の表によれば、例えばセミナーの参加者数が50名であれば、アンケート回答の信頼性を許容誤差とされる5%とするためには、45名からの回答を得ることが望ましいことが認められる。

記

No	母集団 (N)	必要数 (n)
1	50	45
2	100	80
3	200	132
4	300	169

(ウ) 監査人としては、上記の統計学的根拠に基づいて、アンケートの回収率が上

記の計算式から算出される必要数を大幅に下回る場合には、セミナー及び講座の効果の把握が十分ではないと考え、それぞれ意見を付している。

イ 補助金の効果について

- (ア) 中小企業の振興及び支援について補助金を支給する事業が複数あるところ、監査人として、補助金の在り方について、監査人の考えを明らかにしておく。
- (イ) 補助金の交付については、個別に要綱が定められており、いずれの補助金も要綱に基づいて、支給がなされていることを確認した。

この点、補助金の規模によるものの、補助金の原資は公金であることから、補助金の支出によって、単に補助金を受けた企業のみが利益を得るのではなく、雇用の創出、岡山県の税収の増加など岡山県の経済全体に影響を及ぼすことが望ましいと考える。

- (ウ) かかる観点から、補助金の交付の効果に着目し、補助金の交付によって、岡山県の経済に影響を及ぼしているか否かについて不明である場合などは監査人の意見を付している。

(3) 事業の効率性について

ア 中小企業の振興及び支援に関する事務の一部が委託されていることがあるところ、かかる委託事業においては、委託を受けた事業者から報告書を提出する方法で、委託料の内容を検証しているとのことであった。

イ もっとも、事業によっては、具体的な稼働状況や委託事務に係る時間が必ずしも明確ではない場合があったため、委託料の相当性を一見して判断することが困難な例があった。

このように、委託事業の詳細を把握できないことによって、委託料の相当性を判定できず、高額な委託料が支払われる可能性も否定できない。

上記の問題意識から、事業の効率性について、監査人の意見を付している。

ウ また、事業の成果に比して高額な経費が投入されていると思われる事業については、改善の余地があるとして意見を述べている。

令和5年3月31日 岡山県公報 第12485号

経営力の強化や活力ある企業の育成

No	対象事業	評価	指摘事項・意見	
1 チャレンジする企業の成長				
1-(1)	中小企業経営革新事業	①	B	
		②	B	
		③	C	意見1-1：本事業におけるコーディネーターの稼働時間などを可及的に把握する方策を検討すべきである。
1-(2)	中堅企業への成長支援事業	①	B	
		②	C	意見1-2：本事業の成果報告において地域経済に対する波及効果に関する検証も盛り込むことを検討すべきである。
		③	C	意見1-3：本事業の執務状況を把握したうえで、執務内容に応じた委託料を設定するよう検討すべきである。
1-(3)	IT/IoT支援サポーター活用事業	①	B	
		②	B	
		③	B	
1-(4)	IoT等導入実践研修等事業	①	B	
		②	C	意見1-4：講座を実施した場合には、可能な限り、アンケートを回収するよう方策を検討すべきである。
		③	B	

令和5年3月31日 岡山県公報 第12485号

1-(5)	人材力強化支援事業	①	B	
		②	B	
		③	B	
1-(6)	サービス産業人材育成事業	①	B	
		②	B	
		③	B	
2 企業の経営安定及び持続的発展支援				
2-(1)	中小企業支援センター事業	①	B	
		②	C	意見1-5：パンフレットの効果測定の方策について検討すべきである。
		③	B	
2-(2)	小規模事業支援事業	①	B	
		②	B	
		③	C	意見1-6：本事業の効率性を明らかにすることを検討すべきである。
2-(3)	組織化支援事業	①	B	
		②	B	
		③	A	

令和5年3月31日 岡山県公報 第12485号

2-(4)	おかやま優良経営小売店表彰事業	①	-	財務事務の執行がなく、監査の対象とはしていない。
		②	-	
		③	-	
2-(5)	大規模小売店舗立地法施行事業	①	B	
		②	B	
		③	B	
3 円滑な事業承継の推進				
3-(1)	事業承継による成長支援	①	B	
		②	D	指摘事項1-1：岡山県として事業承継を積極的に推進するため、現在の委託事業に加えて、事業承継を積極的に進める施策を検討すべきである。
		③	C	意見1-7：本事業の委託料の方式について、事業承継が積極的に成立するような委託料の方式の採用を検討すべきである。
4 Society 5.0の時代に対応するイノベーションの推進				
4-(1)	次世代産業研究開発プロジェクト創生事業	①	B	
		②	B	
		③	B	
4-(2)	企業と大学の共同研究センター運営事業	①	B	
		②	C	意見1-8：企業人材育成事業のアンケート回収率を高める方策を検討すべきである。
		③	B	

令和5年3月31日 岡山県公報 第12485号

4-(3)	E V関連技術対応促進事業	①	B	
		②	C	意見1-9:セミナーについてアンケートの回答率を向上させる施策を検討すべきである。
		③	B	
5 先端技術による地域産業の強化・支援				
5-(1)	新技術・新製品研究開発支援事業	①	B	
		②	B	
		③	B	
5-(2)	金属加工製品の環境対応・高機能化を可能とする製造プロセス技術の開発	①	B	
		②	B	
		③	B	
5-(3)	ものづくりの高度化に向けた計測技術の開発	①	B	
		②	B	
		③	B	
5-(4)	実践的オープンイノベーション促進事業	①	B	
		②	C	意見1-10:技術セミナー及び研究会においてアンケートの回収率を向上することを検討すべきである。
		③	B	

令和5年3月31日 岡山県公報 第12485号

5-(5)	ものづくり支援関連施設における機器整備	①	B	
		②	B	
		③	B	
6 企業を支える産業人材の育成・確保				
6-(1)	自動車関連人材等育成事業	①	B	
		②	B	
		③	B	
6-(2)	デジタル人材育成事業	①	B	
		②	B	
		③	B	
6-(3)	NEXTものづくり自社ブランド製品創出事業	①	B	
		②	C	意見1-11：おかやまものづくり大学に係るセミナーにおいてアンケートの回収率を向上することを検討されたい。
		③	B	
6-(4)	プロフェッショナル人材戦略拠点事業	①	B	
		②	B	
		③	B	

令和5年3月31日 岡山県公報 第12485号

6-(5)	プロフェッショナル人材I J U ターン支援事業	①	B	
		②	B	
		③	B	
6-(6)	おかやま就職応援センター事業	①	B	
		②	C	意見1-12: 相談者が実際に岡山県へ就職するための施策を検討されたい。
		③	B	
6-(7)	おかやまインターンシップ推進 事業	①	B	
		②	C	意見1-13: 事業効果の検証資料としてインターンシップに参加した学生の意向を把握するためアンケートの回収率を高める施策を検討すべきである。
		③	B	
6-(8)	産業人材育成コンソーシアム活 性化事業	①	-	
		②	-	財務事務の執行がなく、監査の対象とはしていない。
		③	-	
6-(9)	高校生ものづくり技術取得支援 事業	①	B	
		②	B	
		③	B	

令和5年3月31日 岡山県公報 第12485号

6-(10)	在職者訓練の概要	①	B	
		②	C	意見1-14：在職者訓練の参加者から積極的にアンケート取得することを検討されたい。
		③	B	

地域の特性を生かした産業の成長支援

No	対象事業	評価		指摘事項・意見
1 地域産業の活性化				
1-(1)	岡山セラミックスセンター管理運営事業	①	B	
		②	B	
		③	B	
2 地域に活力をもたらす新ビジネスの創出支援				
2-(1)	岡山リサーチパークインキュベーションセンター管理運営事業	①	B	
		②	B	
		③	B	
2-(2)	ベンチャー発掘育成事業	①	B	
		②	C	意見2-1：創業相談会の内容について再検討すべきである。 意見2-2：コーディネーターの活動報告の在り方等事業検証方法について検討すべきである。 意見2-3：首都圏や関西圏のベンチャーキャピタルや投資家との意見交換会は積極的に開催すべきである。
		③	C	

令和5年3月31日 岡山県公報 第12485号

2-(3)	起業家人材育成支援事業	①	B	
		②	A	
		③	A	
2-(4)	地域課題解決型支援事業	①	B	
		②	B	
		③	B	

販路開拓の促進

No	対象事業	評価	指摘事項・意見	
1 地域特性を生かしたマーケティング戦略の推進				
1-(1)	岡山フードバレー推進事業	①	B	
		②	B	
		③	C	意見3-1：本事業における委託業務の内容の詳細や経済的効果を把握することを検討すべきである。
1-(2)	首都圏アンテナショップ事業	①	B	
		②	C	意見3-2：アンテナショップ相談員の選定プロセスを見直すことを検討すべきである。
		③	C	意見3-3：本事業には、多額の公金が投入されていることから、事業の効率性についてさらに検討をすべきである。

令和5年3月31日 岡山県公報 第12485号

1-(3)	首都圏県産品プロモーション事業	①	B	
		②	C	意見3-4:本事業の有効性の検証方法について検討すべきである。
		③	B	
1-(4)	岡山デニム世界進出支援事業	①	B	
		②	B	
		③	B	
1-(5)	NEXTものづくり自社ブランド製品創出事業	①	B	
		②	C	意見3-5:本事業に新製品開発のフォローアップをすることについて検討すべきである。 意見3-6:ものづくりデザイン活用セミナーのアンケートの回答率を高める方策を検討すべきである。
		③	B	
1-(6)	下請企業振興事業	①	B	
		②	B	
		③	B	
1-(7)	おかやまテクノロジー展開催事業	①	B	
		②	B	
		③	B	

資金調達の円滑化

No	対象事業	評価		指摘事項・意見
1 機動的で柔軟な金融支援				
1-(1)	中小企業者向け融資制度金融機関等補助金制度	①	B	
		②	B	
		③	B	
1-(2)	中小企業者向け融資制度金融機関利子補助金制度（新型コロナウイルス感染症対応資金）	①	B	
		②	B	
		③	B	
2 設備導入の促進				
2-(1)	創業・経営革新等設備貸与（新設備貸与）資金貸付制度	①	B	
		②	C	意見4-1：貸与先決定を審査する審査委員会において、その判断プロセスが分かる議事録を作成・保管することを検討すべきである。 意見4-2：リース契約は低調であり、利用を促進するための方法を検討されたい。
		③	C	
2-(2)	新規創業・経営活力増進設備貸与資金貸付制度	①	B	
		②	C	意見4-3：貸与先決定を審査する審査委員会において、その判断プロセスが分かる議事録を作成・保管することを検討すべきである。 意見4-4：リース契約は低調であり、利用を促進するための方法を検討されたい。
		③	C	

令和5年3月31日 岡山県公報 第12485号

新しい働き方の推進

No	対象事業	評価	指摘事項・意見
1 意欲や能力に応じて活躍できる職場環境づくりの促進			
1-(1)	健康経営推進事業	①	B
		②	D 意見5-1：セミナー受講者からのアンケートの回答率を上げる工夫をすべきである。 指摘事項5-1：専門家派遣について、派遣先企業にアンケート調査を実施すべきである。
		③	B
1-(2)	働き方改革推進フォーラム事業	①	B
		②	C 意見5-2：セミナー受講者からのアンケートの回答率を高め、アンケート結果を本事業の評価の参考情報として活用し、次年度以降の事業に役立てるべきである。
		③	C
1-(3)	テレワーク等導入支援事業	①	B
		②	C 意見5-3：参加企業を想定した紹介企業の選定をするなど内容について検討をすべきである。
		③	B
1-(4)	「おかやま労働」発行事業	①	B
		②	B
		③	B

令和5年3月31日 岡山県公報 第12485号

1-(5)	労働教育講座開催事業	①	B	
		②	C	意見5-4:セミナー受講者からのアンケートの回答率を上げる工夫をすべきである。
		③	B	
1-(6)	高齢者生涯現役就業促進事業	①	B	
		②	C	意見5-5:本事業のテーマの重要性に鑑み、有効性が高まるよう、開催方法を再検討すべきである。 意見5-6:フォーラム受講者からのアンケートの回答を上げる工夫をすべきである。
		③	B	

事業継続力の強化

No	対象事業	評価		指摘事項・意見
1 新型コロナウイルス感染症の影響等からの復活				
1-(1)	中小企業BCP(事業継続計画)推進事業	①	B	
		②	C	意見6-1:セミナー受講者からのアンケートの回答率を上げる工夫をすべきである。
		③	B	
1-(2)	感染症リスク等簡易版BCP普及事業	①	B	
		②	B	
		③	B	

令和5年3月31日 岡山県公報 第12485号

1-(3)	経営革新計画によるデジタル化推進事業	①	B	
		②	D	意見6-2: 本事業の補助金支給の要件を検討すべきである。 指摘事項6-1: 審査員が審査を辞退しなければならない場合の客観的基準を設定すべきである。 意見6-3: 審査員の評価基準が客観的なものであるか及びその評価基準に基づく各審査員の評価の方法が適切か再検討されたい。
		③	B	
1-(4)	デジタル化推進による生産性向上推進事業	①	B	
		②	D	指摘事項6-2: 審査員が審査を辞退しなければならない場合の客観的基準を設定すべきである。
		③	B	

【経営力の強化や活力ある企業の育成】

第1 チャレンジする企業の成長・発展支援

1 中小企業経営革新事業

【概要】	担当部署	経営支援課
<p>事業目的</p>	<p>中小企業等経営強化法に基づき、自らの創意工夫を活かして、積極的に新たな取り組みによる経営の向上（経営革新）にチャレンジする中小企業を支援するため、各支援機関等と連携を図りながら、経営革新計画の承認を行うとともに、感染症拡大の状況下においても影響を最小限に留め、企業の付加価値向上を図り、デジタル化についての指導、助言を行う経営革新計画に精通した専門コーディネーターを配置する。</p> <p>また、法第70条第2項の規定に基づき、経営革新計画の承認を受けた中小企業に対して、承認経営革新の進捗状況の調査を行う。</p> <p>さらに、経営革新契約承認企業の取扱内容をホームページ上で紹介することにより、「経営革新計画」制度の普及啓発を図るとともに、経営革新計画承認企業の取組の促進を図る。</p>	
<p>事業内容</p>	<p>1 経営革新計画承認事業</p> <p>(1) 経営革新計画の承認 中小企業経営革新支援事業受託者が作成する「経営革新計画診断書」に基づき承認・不承認を決定する。</p> <p>(2) 各調査（フォローアップ調査） 経営実績及び支援策の効果等を把握することにより、今後、一層、経営革新計画への取組を促進させるとともに、さらなる支援策などの企画立案に資するために実施する。</p> <p>2 経営革新支援事業事務委託</p> <p>(1) 経営革新コーディネーターの配置 経営革新計画策定企業の掘り起こしに際し、中小企業者や支援機関等にウィズコロナ時代におけるデジタル化の重要性を指導し、デジタルマーケティングなどの確にアドバイスを行うことで計画作成を補助する。また、提出された計画について、ヒアリング・審査を行う前にブラッシュアップして実現性、革新性などの精度を高めることを目的にコーディネーターを配置する。また、県産品ECサイトの積極的活用を促す。</p> <p>(2) 経営革新計画の申請書の受付（新規申請及び変更申請） 形式的審査を行い、不備のない申請書については受付を行う。</p>	

	<p>(3) 経営革新計画の審査 申請された経営革新計画の内容等について、企業ヒアリング及び現地調査により法第14条3項に規定する承認基準の適合状況を確認、経営革新計画診断書を作成し、県に申請書とともに提出する。 なお、計画の見直し等が必要な場合は、策定支援を行った支援機関等と連携を図り指導・助言する。</p> <p>(4) 経営革新ホームページの更新業務（新規120件+変更等20件+削除110件程度） 制度の普及啓発と経営革新の取組の拡大を図るため、承認を受けた企業の意欲向上を図るため、承認を受けた企業の取組内容をホームページ上で紹介する。また、所在地等の変更の場合の修正や計画期間終了後の削除等を行う。</p> <p>(5) 経営革新企業表彰 新たに経営革新計画に取り組む企業の増加、及び計画実施中の企業の意欲向上を図るため、計画終了企業のうち、経営の向上が顕著で他の規範となる企業に表彰を実施。</p>		
法令・条例・要綱等	中小企業等経営強化法、中小企業振興計画		
主な財源	地方創生推進交付金、一般財源		
令和3年度予算	1717万2000円	令和3年度決算 (執行率)	1717万2000円 (100%)

(監査結果)

【財務事務の合规性 A **B** C D】

1 中小企業等経営強化法は、「中小企業等の経営革新、経営力向上、先端設備等導入及び事業継続力強化の支援を行うことにより、中小企業等の経営強化を図り、もって国民経済の健全な発展に資することを目的」としており（1条）、具体的な施策として、経営革新に関する計画を作成し、これを行政庁に提出して、その経営革新計画が適当である旨の承認を受けることができること（経営革新計画の承認）を定めることなどを規定している（14条）。

また、中小企業振興計画は、「（1）チャレンジする企業の成長・発展支援」として下記の施策を掲げている。

記

① 経営革新の取組と支援

- ・各支援機関と連携し、付加価値額等の増加につながる実効性の高い経営革新計画作成を支援するとともに、優秀な取組の紹介や表彰等により、制度の周知・普及を推進する。

- ・経営革新計画に掲げた目標達成のため、各支援機関と連携し、計画の実施に向けた指導や助言、販路開拓支援等を行うとともに、経営革新資金により、計画の実施に必要な資金を融資する。

以上

以上のとおり、本事業は、中小企業等経営強化法及び中小企業振興計画が定める施策を実施するものであり、その目的は、法律及び計画に合致する。

- また、財務事務の執行について、本事業は、産業振興財団に委託されており、かかる委託の手続きは、随意契約とされている。なお、随意契約とされた理由は、本事業を「円滑に実施するためには、県下一円を業務エリアとして、中小企業者及び支援機関に精通し、効果的に支援できる期間が委託先として適当である。以上より、本事業は、契約の性質及び目的が競争入札に適さない。」とされている。

なお、随意契約の締結に先行して、本事業の受託者を公募する手続きが取られているが、応募者はなく、上記のとおり、随意契約が締結されるに至っている。

この点、本事業の内容に鑑みると、随意契約によることについても合理性が認められるうえに、公募も手続きが先行して取られていることから、財務事務の執行手続きにおいて、不当、違法とはいえない。

したがって、本事業の財務事務の合規性の評価をBとした。

【事業の有効性 A B C D】

- 1 監査の過程において、令和3年度中小企業経営革新支援事業の実績を確認したところ、以下のとおりであった。

	申請件数		ホームページの作成、更新件数					経営革新 コーディネーター対 応件数
			新規		修正	削除		
	新規	変更	取組内容の 作成	HP掲載				
令和3年 4月	1	0	0	0	0	0	7	7
令和3年 5月	6	0	1	1	1	0	8	26
令和3年 6月	5	0	3	3	3	0	13	8
令和3年 7月	7	0	5	5	5	0	8	9
令和3年 8月	15	1	4	4	4	0	2	6
令和3年 9月	8	0	3	3	3	0	13	14
令和3年 10月	2	0	0	0	0	0	3	12
令和3年 11月	30	0	11	11	11	0	4	10
令和3年 12月	12	0	5	5	5	0	14	6
令和4年 1月	7	0	4	4	4	0	1	8
令和4年 2月	10	0	4	4	4	0	6	1
令和4年 3月	16	0	10	10	10	0	15	23
計	119	1	50	50	50	0	94	130

なお、令和3年度の経営革新計画の承認件数は119件であり、申請された全ての経営革新計画が承認されている。

この点、中国地方の令和3年度の経営革新計画の承認件数について、広島県は91件、山口県は80件、鳥取県は7件、島根県は7件であり、これらの承認件数と比較しても、岡山県の経営革新計画の申請数及び承認数は、過度に低いなどの事情はない。

また、中小企業振興計画には「経営革新計画に掲げた目標達成のため、各支援機関と連携し、計画の実施に向けた指導や助言、販路開拓支援等を行うとともに、経営革新資金により、計画の実施に必要な資金を融資する。」と定められているところ、本事業では、委託先である産業振興財団に配置したコーディネーターが、審査前に、現状分析や課題の洗い出しにおけるアドバイスやデジタルマーケティングを活用した販路開拓手法の提案などを実施するとともに、フォローアップ調査を行うことで、支援機関及び県が計画承認後の企業状況を把握するとともに、計画の実行に必要な経営資源（ヒト・モノ・カネ・情報）が不足する場合は、産業振興財団が運営する専門家派遣や設備貸与制度、研究開発支援、販路開拓支援、プロフェッショナル人材拠点などの様々な部門と連携して支援を行っているとのことであった。

このように、現在の事業内容は、中小企業振興計画の内容を実施するために十分な内容がなされていることから、本事業の有効性の評価をBとした。

【事業の効率性 A B **C** D】

本事業の予算1717万2000円のうち1360万850円が人件費であり、予算に占める人件費の割合は約80%であって、その全額が執行されている。

かかる人件費は、産業振興財団の平均年収を参考に計上されているとともに、コーディネーターが1か月のうち20日稼働するものとして、積算されている。

なお、経営革新計画の受付から承認までに発生する手続きに要する時間は、①計画策定前の相談対応（2時間）、②申請書類の形式不備確認・修正依頼（複数回発生）（3時間）、③計画のブラッシュアップ（アドバイスの実施）（2時間）、④ヒアリング日程調整（0.5時間）、⑤企業現地ヒアリング（4時間）、⑥診断書の作成（2時間）、⑦承認企業情報のHP掲載（1時間）、⑧文書の保管やデータの保存（1時間）⑨（必要に応じて）財団の他部署と連携した支援であり、1事業者あたり約2日の作業時間がかかるとのことであり、令和3年度の経営革新計画の申請件数は119件（1か月の申請件数は約10件）であったため、予算のとおり執行がなされたとのことであった。

確かに、令和3年度の申請件数を考慮すれば、その決算額は不当とはいえないも

の、本事業の委託料は必ずしも低額ではないことから、その効率性については、慎重な検証が必要であると考ええる。

そして、現在の決算の在り方については、コーディネーターが積算の時間のおりに稼働したことが前提となっており、実際の稼働状況は必ずしも明らかではない。

そのため、委託料の相当性を明らかにするため、実際のコーディネーターの稼働状況について可及的に把握し、そのうえで、委託料の相当性や積算の内容の再検討の資料とすべきと考ええる。

このように、本事業の効率性について改善の余地があると考ええるため、本事業の効率性の評価をCとした。

【意見1-1】本事業におけるコーディネーターの稼働時間などを可及的に把握する方策を検討すべきである。

前記のとおり、本事業は、委託料の大部分はコーディネーターに対する謝金などの人件費であることから、委託料の相当性を明らかにするため、コーディネーターの実際の稼働状況を把握するための方策を検討されたい。

2 中堅企業への成長支援事業

【概要】	担当部署	産業振興課
事業目的	<p>生き生きプランにおいて、「地域を担う元気な企業の成長・発展」を支援することとしているが、県内製造業の約9割を占める中小企業は優れた加工技術等を有する反面、下請け中心のビジネスモデルが長く続いたことなどから、エンドユーザーを見据えた商品開発や販路開拓のノウハウに乏しい。</p> <p>EVシフトなど産業構造の転換や加速度的に変化していく市場動向に対応するために、マーケティング力やブランディング力の強化は生き残りのために不可欠な経営戦略となっている。</p> <p>このような環境において、中堅企業の育成は、地域経済に大きな波及効果が期待できるため、県内中小企業のマーケティング力やブランディング力の強化をすることで、自社製品の開発や販路拡大による中堅企業への成長を促すことを目的とするものである。</p>	
事業内容	<p>優れた技術や旺盛な経営革新意欲など潜在的な成長力を有する県内中小製造企業に対し、プロジェクトマネージャーを中心とした専門家チームによる伴走支援を実施する。</p> <p>また、これまでの身近な成功事例を広くPRすることにより、製造業界全体にマーケティング等に取り組む機運の醸成を図る。</p> <p>1 対象企業 中長期的に中堅企業への成長が見込める従業員数おおむね200～300人の製造業の法人から支援企業の募集を行い、独自の技術力、経営革新意欲等の潜在的な成長力を有する企業を5社程度選定する。選定にあたっては、有識者等で構成する選定委員会を設置する。</p> <p>2 支援チームによる専門的支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・マーケティング経験・知識の豊富なプロジェクトマネージャー（PM）を中心に、支援企業に応じた販売促進、製品デザイン等の分野別の専門家で構成する支援チームを編成する。 ・毎月、支援企業との面談を行うなど企業活動に伴走しながら、支援企業の課題に応じた事業戦略、製品開発、販売促進方法等について、きめ細やかな助言を行う。※PMは、平成29年度に、全国公募により選定。引き続き、事業展開を統括する。 <p>3 継続的フォローアップ 製造業の事業目的実現には一定期間を要するため、過年度に支援した企業についても適時に面談、助言等を行い、継続的にフォローアップを行う。</p>	

	4 取組成果の普及等 身近な県内企業の成果事例を編集したリーフレットの作成や、O T E Xなどのイベントで成功事例を発表することにより、マーケティングやブランディングに取り組む企業数の増加を図る。		
法令・条例・要綱等	生き活きプラン、中小企業振興計画		
主な財源	地方創生推進交付金、一般財源		
令和3年度予算	2534万8000円	令和3年度決算 (執行率)	2519万9000円 (99%)

(監査結果)

【財務事務の合规性 A B C D】

- 1 生き活きプランは、重点戦略として「地域を支える産業の振興」を掲げ、「施策の方向性」として「経営革新をはじめとする生産性向上の取組や中堅企業の育成、首都圏や海外への販路開拓等を支援する」ことを明らかにしている。
- また、中小企業振興計画は、「(1) チャレンジする企業の成長・発展支援」として下記の施策を掲げている。

記

② 中堅企業への成長支援

- 優れた技術や独自製品などの潜在的成長力を有する県内中小企業を対象に、プロジェクトマネージャーを中心とした専門家チームにより、ブランディングやマーケティングを支援することで、中堅企業への成長を促す。

以上

本事業は、県内中小企業のマーケティング力やブランディング力の強化をすることで、自社製品の開発や販路拡大による中堅企業への成長を促すことを目的とするもので、上記の生き活きプラン及び中小企業振興計画が定める施策に合致するものであり、その目的は、法律及び計画に合致する。

- 2 また、財務事務の執行について、本事業は、産業振興財団に委託されており、かかる委託の手続きは、随意契約とされている。なお、随意契約とされた理由は、「企業支援に係る能力、ネットワークを有する支援機関が実施する必要があるほか、潜在成長力及び課題解決可能性を基に支援企業を選定した上で、支援をするものであり、業務の性質上、公平公正な支援を行う必要があり、契約の性質及び目的が競争入札に適さない。」とされている。

なお、随意契約の締結に先行して、本事業の受託者を公募する手続きが取られて

いるが、応募者はなく、上記のとおり、随意契約が締結されるに至っている。

この点、本事業は企業の支援を内容とするものであり、公平性がより求められることに鑑みると随意契約によることについても合理性が認められるうえに、公募も手続きが先行して取られていることから、財務事務の執行手続きにおいて、不当、違法とはいえない。

したがって、本事業の財務事務の合规性の評価をBとした。

【事業の有効性 A B **C** D】

監査の過程において、令和3年度の本事業の完了報告を確認した。

完了報告によれば、令和3年度において支援企業の募集、選定がなされたうえで、支援計画を策定のうえ、実際に商品企画品の誕生、企業間のマッチングが認められる等の成果があったことを確認した。

もともと、本事業の目的において、「中堅企業の育成は、地域経済に大きな波及効果が期待できる」ことが指摘されていることを踏まえると、本事業によって単に支援を受けた企業において新製品が開発された等支援を受けた企業の成果だけではなく、本事業によって、地域経済に経済効果がもたらされたこと、例えば県内における雇用が増加したことや県の税収が増加した等の効果が明らかにされる必要があると考える（公金を支出して、特定の企業を支援する以上、かかる公金の支出によって、特定の企業のみが利益を受けることは相当ではなく、本事業によって岡山県の地域経済に経済効果をもたらしたことが明らかにされることは必須であると考え）。

このように本事業の有効性を否定するものではないものの、地域経済に対する経済効果という観点からは、現状の報告内容は、地域への波及効果が必ずしも明らかではない。これらの点を考慮して、本事業の有効性の効果をCとした。

【意見1-2】本事業の成果報告において地域経済に対する波及効果に関する検証も盛り込むことを検討すべきである。

本事業の目的として、地域経済に大きな波及効果が期待されていることから、県内における雇用が増加したことや県の税収が増加した等の効果を明らかにすることで事業効果の検証を図ることを検討すべきである。

【事業の効率性 A B C D】

本事業の予算2534万7149円のうち1571万0043円が人件費であり、予算に占める人件費の割合は約60%であって、その全額が執行されている。

かかる人件費は、プロジェクトマネージャーが1か月のうち18日間稼働するとともに事務職員が専従することを想定して積算されているとのことであった。

もともと、委託料が相当であるのかを判断するためには、プロジェクトマネージャーや専従職員の稼働状況を明らかにする必要があるが、令和3年度の本事業の完了報告において具体的な記載がなく、委託料が合理的であることが一見して明らかとなっていない。この点を考慮して、本事業の効率性の評価をCとした。

【意見1-3】本事業の執務状況を把握したうえで、執務内容に応じた委託料を設定するよう検討すべきである。

本事業の有効性を否定するものではないが、現状の委託料が相当であることを明らかにしておくために、プロジェクトマネージャー及び専従職員の具体的な稼働状況を完了報告書等において明らかにしておくべきである。

3 IT/IoT支援サポーター活用事業

【概要】	担当部署	産業振興課	
事業目的	<p>中小企業白書によると、中小企業における、ITやIoT（以下「IoT等」という。）の導入・活用に関する課題として「導入の効果が分からない。」と回答した企業が約30%あり、「導入コストが負担できない。」という課題に次いで、2番目に高い数値となっている。</p> <p>また、社外におけるIoT等に関する相談相手として、「地元のITメーカー、販売店」と回答した企業が約43%と一番多くなっている一方で、「相談先がない。」と回答した企業が約18%も存在する。</p> <p>導入の効果が分からない等といった課題を解決するためには、IoT等を導入することで得られる効果等について、実践事例等を紹介することにより、「イメージ」を持ってもらうことが必要となる。</p> <p>また、IoT等の導入を推進するためには、地元で、気軽に相談等に応じてもらえる身近な相手を見つけることが重要となる。</p> <p>このように、企業のそれぞれのニーズに応じた対応が求められており、県としても、相談体制の整備等の支援に取り組む。具体的には、IoT等に関する専門的知識を有する「IT/IoTサポーター」を配置し、企業からのIoT等の導入及び利活用に関する相談に応じるとともに、積極的な企業訪問によるIoT等の導入や利活用に関する課題の把握、課題解決に向けた県内情報関連企業等とのマッチング等を行うことで、IoT等の導入や利活用を推進する。</p>		
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・IoT等に関する専門的知識を有する「IT/IoTサポーター」を配置し、常時相談等を受け付ける窓口を設置する。 ・積極的な企業訪問やイベント会場等での普及啓発、IoT等導入の初期診断、潜在的なニーズや活用事例の掘り起こしを行う。 ・相談等の内容により、地元のITベンダーやコンサルタント等と企業のマッチングを行う。 ・他社の参考となるような取組みは、おかやまIT経営力大賞を通じて、顕彰するとともに、事例集の作成等により、取組内容を積極的に情報発信する。 		
法令・条例・要綱等	中小企業振興計画		
主な財源	地方創生推進交付金、再エネ基金		
令和3年度予算	624万4000円	令和3年度決算 (執行率)	605万7000円 (97%)

(監査結果)

【財務事務の合规性 A **B** C D】

1 中小企業振興計画は、「(1) チャレンジする企業の成長・発展支援」として下記の施策を掲げている。

記

③ 生産性向上による成長・発展支援

- ・ A I ・ I o T を活用した生産性向上や新製品の創出等を検討する企業からの相談に応じるとともに、I o T 等の導入や利活用に関する課題解決に向けた情報関連企業や専門家等とのマッチング、最新情報の提供等の支援を行う。また、I o T 等を活用した優れた取組を顕彰するコンテスト等を通じて、I o T 等の理解促進を図る。
- ・ 中小企業・小規模事業者の生産性向上や、現場でサービスを提供する「人」の付加価値向上を図る様々な研修を実施する。
- ・ 財団が運営する産業支援ネットワークの充実及び効果的な運用による本県産業情報等の発信・提供に努める。

以上

本事業は、県内企業の I o T 等の導入や利活用を推進することを目的とするものであり、その目的は中小企業振興計画に合致する。

2 また、財務事務の執行について、本事業は、一般社団法人システムエンジニアリング岡山に委託されており、かかる委託の手続きは、随意契約とされている。なお、随意契約とされた理由は、「本業務の委託先の選定には、I o T 等を活用しようとする中小企業からの相談対応、課題把握、情報関連企業等とのマッチングといった業務遂行にあたっての能力評価が必要であり、単に価格による競争だけではなく、本業務受託者の保有している知見、ノウハウ、経験、調整力等の能力を評価し、最適な受託者を決定することが適当である。」とされている。

なお、随意契約の締結に先行して、本事業の受託者を公募する手続きが取られているが、応募者はなく、上記のとおり、随意契約が締結されるに至っている。

この点、本事業の内容には、I o T に関する先鋭的な知識及び経験が求められることから、委託先が限定されることはやむを得ないと言え、随意契約によることについても合理性が認められるうえに、公募も手続きが先行して取られていることから、財務事務の執行手続きにおいて、不当、違法とはいえない。

したがって、本事業の財務事務の合规性の評価を B とした。

【事業の有効性 A B C D】

監査の過程において、「IT/IoT支援サポーター活用事業」業務完了報告書を確認した。

報告書によれば、令和3年度においては、相談対応について原則として平日8時30分から17時15分まで相談員が受付対応をしていること、企業のマッチング等に利用するため相談内容のデータベース化を図っていること、セミナーが複数回開催されていること等が確認することができた。

かかる事業の内容は、本事業の目的を達成するための事業であることが認められることから、本事業の有効性の評価をBとした。

【事業の効率性 A B C D】

前記のとおり、本事業の内容は、報告書に詳細に記載されており、受託者の執務状況を概ね把握することが可能となっている。

また、委託料が特段に高額となっているとの事情も認められなかった。

これらの事情を考慮して、本事業の効率性の評価をBとした。

4 IoT等導入実践研修等事業

【概要】	担当部署	産業振興課
事業目的	<p>県内中小企業において、IoT等の導入、活用を促進するためには、IoT等の取組に関するキーパーソンの育成が重要であるため、研修会、セミナー等の受講対象者別の開催や、データを活用できる人材を育成する講座の開催を通じて、IoT等についての理解や、使いこなす能力を身に付けることで、企業におけるIoT等の導入を促進することを目的とする。</p>	
事業内容	<p>公益財団法人中国地域創造研究センターの調査では、IoT等の利活用における主な課題として「社内に活用できる人材がない」と36.7%の企業が回答した。</p> <p>一方、経済産業省中国経済産業局が行った調査結果では、IoT等を先進的に導入している企業は、自社内にIoT等の導入を立案することができた人材がいることや、経営者が、IoT等が自社へもたらす価値を理解していること等が、特徴として挙げられている。</p> <p>また、ものづくり白書によると、約60%の中小企業が、製造、生産現場において、紙媒体やIoT等を含め、何かしらのデータを取得しているが、取得したデータから状況等の見える化、改善等に繋げている企業は約17%のみであり、データの活用が出来ていない状況にある。</p> <p>このような状況を踏まえ、IoT等の取組に関する企業におけるキーパーソン等のIoT等に関する理解や使いこなす力、取得したデータを活用する力を育成し、企業におけるIoT等の導入、活用による生産性の向上を促進する。</p> <p>また、人材の育成を通じて、県内企業の具体的なIoT等の取組の活動の活性化により、県内企業の競争力の強化を行い、イノベーションを促進するため、以下の事業を行う。</p> <p>1 受講対象者別研修 研修会、勉強会、セミナー等を受講対象者別に開催するとともに、IoT等に先進的に取組む企業の現場視察会等を実施することで、企業人材を育成する。 なお、研修会では、IoT等でよく利用されるカードサイズのコンピュータである「ラズベリーパイ」等を用いて、実際にセンサの配線やプログラム等を行うハンズオン形式で実施する。</p> <p>2 データ活用人材育成講座 普及啓発を目的とした一般講座と、データ分析スキル等を取得する計5回の専門講座を実施する。 なお、講座のカリキュラム作成や講師の派遣等について、県内大学と連携し、実施する。</p>	

法令・条例・要綱等	中小企業振興計画		
主な財源	地方創生推進交付金、再エネ基金		
令和3年度予算	580万4000円	令和3年度決算 (執行率)	541万8000円 (93%)

(監査結果)

【財務事務の合规性 A B C D】

- 1 本事業は、企業におけるI o T等の導入や利活用を推進することを目的とするものであり、その目的は中小企業振興計画に合致する。
- 2 また、財務事務の執行について、本事業は、受講者対象別研修とデータ活用人材育成講座とが分けられたうえで、それぞれ一般社団法人システムエンジニアリング岡山及び一般社団法人データクレイドルに委託されており、かかる委託の手続きは、随意契約とされている。なお、随意契約とされた理由は受講者対象別研修事業については「講習会やセミナーI o T等の先進取組み企業の視察等を効果的に開催するためには、企業のニーズを把握した上で、適切な研修内容の設定、知見を持つ講師や視察企業の選定等の業務遂行能力が必要であり、単に価格による競争ではなく、本業務委託者の保有している知見、ノウハウ、経験、調整力等の能力を評価し、最適な受託者を決定することが適当である。」とされている。

なお、随意契約の締結に先行して、本事業の受託者を公募する手続きが取られているが、応募者はなく、上記のとおり、随意契約が締結されるに至っている。

この点、本事業の内容には、I o T等のセミナーを実施するにあたっては、要求される知識及び経験から、委託先が限定されることはやむを得ないと言え、随意契約によることについても一定の合理性が認められることができる。

したがって、本事業の財務事務の合规性の評価をBとした。

【事業の有効性 A B C D】

監査の過程において、「令和3年度『I o T等導入実践研修等事業』業務完了報告書」及び「令和3年度I o T等導入実践研修等事業（データ活用人材育成講座）完了報告書」を確認した。

令和3年度において、I o T等導入実践研修等事業に関する講座は8回開催されるとともに、先進取組み企業の視察が1度開催されている。

また、I o T等導入実践研修等事業（データ活用人材育成講座）に関する講座は6回開催されている。

このように、本事業の目的に沿った内容で事業が実施されており、事業の有効性

を認めることができる。

もっとも、講座においては受講者のアンケートが実施されていないと思われるものの、アンケートが実施されているもののその回収率が50%に満たないものが散見された。

この点、アンケートは、今後の講座内容を検討するうえで重要な参考資料であるうえに、受講者は無料で講座に参加していることを考慮すると、アンケートは高い回収率で回収すべきであると考え。

このように、事業内容に改善の余地があることから、本事業の有効性の評価をCとした。

【意見1-4】講座を実施した場合には、可能な限り、アンケートを回収するよう方策を検討すべきである。

前記のとおり、令和3年度において開催された講座のアンケートの回収率は必ずしも高いものではない。この点、新型コロナウイルス感染症の影響でウェブを利用した講座が増加したこともアンケートの回収率に影響していると思われるものの、講座の内容の検証のためにも、講座の受講者に対しては、極力アンケートに回答いただくよう方策を検討すべきである。

【事業の効率性 A B C D】

前記のとおり、本事業の内容は、報告書に詳細に記載されており、受託者の執務状況を概ね把握することが可能となっている。

また、委託料が特段に高額となっているとの事情も認められなかった。

この点を考慮して、本事業の効率性の評価をBとした。

5 人材力強化支援事業

【概要】	担当部署	経営支援課	
事業目的	<p>為替変動や新興国の台頭等による厳しい事業環境に対応し、県内中小企業の経営安定と産業活性化を図るため、県内中小企業の生産性向上やコスト削減、付加価値向上に向けた取組を促進し、県内産業の競争力強化を図っていくことが重要である。</p> <p>このような状況に対応するため、企業の発展を担う産業人材の継続的な育成を積極的に進めることを目的とする。</p>		
事業内容	<p>若手社員から経営者までを対象に、経営戦略などの研修による経営管理や、品質管理やコスト削減に向けた研修による収益率の向上の取組を促進するなど、生産性の向上に向けた様々な研修を実施する。</p>		
法令・条例・要綱等	中小企業振興計画		
主な財源	地方創生推進交付金、一般財源		
令和3年度予算	899万1000円	令和3年度決算 (執行率)	899万1000円 (100%)

(監査結果)

【財務事務の合规性 A B C D】

1 中小企業振興計画は、「(6) 企業を支える産業人材の育成・確保」として下記の施策を掲げている。

記

① 企業を支える人材の育成

- ・データ分析により企業の抱える課題を解決に導くことのできる人材や、経営管理、品質管理等の生産性向上、現場でサービスを提供する「人」の付加価値向上を図る様々な研修を実施する。
- ・事業承継による成長支援に重点を置き、青年経済人の資質向上及び自立を促す。
- ・企業人材を対象とした寄付講座を大学に設置し、専門的かつ実践的なカリキュラムにより、企業における技術開発力、企画提案力向上の担い手となる人材の育成を図る。
- ・工業技術センターにおいて、企業が求める喫緊の技術課題等をテーマとした講習会を開催するとともに、企業に出向き、ものづくりの基盤技術の解説や材料の評価方法、先端技術の動向等を分かりやすく紹介する出前講座を実施す

る。

- ・次世代自動車等について、より高度な技術が求められることを踏まえ、切削、設計、自動化などの技術の高度化を図ることにより、企画提案型企业への転換等、企業の競争力の強化を図る。

以上

本事業は、県内中小企業の生産性向上やコスト削減、付加価値向上に向けた取組を促進し、県内産業の競争力強化を図ることを担う産業人材の継続的な育成を積極的に進めることを目的とするものであり、中小企業振興計画が定めるデータ分析により企業の抱える課題を解決に導くことのできる人材及び経営管理、品質管理等の生産性向上、現場でサービスを提供する「人」の付加価値向上を図る目的に合致する。

- 2 また、財務事務の執行について、本事業は、人材力強化支援事業（本事業：委託料899万1000円）、サービス産業人材育成事業（委託料：672万3000円）及びデジタル人材育成事業（569万1000円）を一括し、「おかやま産業人材育成塾」事業として、産業振興財団に委託されており（委託料：2140万3671円）、かかる委託の手続きは、随意契約とされている。

なお、随意契約とされた理由は、「本事業を円滑に実施するためには、県内企業の具体的ニーズを反映した研修を企画し、実施することが必要であり、中小企業の経営基盤等の向上を支援することを目的とした国・県の様々な中小企業施策について実績を有するとともに、県内企業の人材育成の状況を熟知した法人に委託することが望ましい。以上より、本委託事業は、契約の性質及び目的が競争入札に適さない。」とされている。

なお、随意契約の締結に先行して、本事業の受託者を公募する手続きが取られているが、応募者はなく、上記のとおり、随意契約が締結されるに至っている。

監査の過程において、上記の各事業を一括して委託している点について確認したところ、本事業については、各事業のコースを体系的に実施しており、より効果的な企業の人材育成の推進のため、一括して委託することが有効であるとのことであつた。例えば、新入社員であれば、7月にサービス産業人材育成事業の「若手社員の仕事の進め方」などで、仕事をするうえでの基礎を学び、その後、9月に実施する人材力強化支援事業の「会計入門講座」などで、仕事に必要な知識を身に付け、仕事に慣れてきた冬にはクレーム対応やRPA、デジタル化など、より実践的なスキルが修得できる講座を受講してもらうことで、1年を通じて段階的な成長ができるものとなっている。

さらに、同一事業者が一括して実施することで、研修内容の重複を避けるとともに、体系立てたカリキュラムを組むことができ、効率的な運営が可能となっている。

このように、各事業を個別ではなく、一括して委託することについて、合理性を認めることができることから、これらの点を考慮して、本事業の財務事務の合规性の評価をBとした。

【事業の有効性 A **B** C D】

監査の過程において、「実践！おかやま産業人材育成塾研修ガイド」等により事業の内容を確認するとともに「令和3年度『おかやま産業人材育成塾』実施事業委託業務実績報告書」などにより本事業の実施状況を確認した。

まず、上記研修ガイドなどによれば、各事業に基づく広義の内容は下記のとおりである。

記

1 人材力強化支援事業

- (1) 目的：中小企業や小規模事業者の生産性の向上
- (2) 内容：18コース程度（1～2日間／コース）
- (3) 定員：15名／1コース
- (4) 受講料：6,600円（1日間）、13,200円（2日間）※税込み

2 サービス産業人材育成

- (1) 目的：サービス産業等のビジネス人材や女性のスキルアップ
- (2) 内容：15コース程度（1～2日間／コース）
- (3) 定員：15名／1コース
- (4) 受講料：6,600円（1日間）、13,200円（2日間）※税込み

3 デジタル人材育成事業

- (1) 目的：中小企業のデジタル人材の育成
- (2) 内容：15コース程度（1～2日間、計20日間）
 - It/IoT利用講座
 - ・業務のデジタル化、IT化推進、IoTの導入等
 - デジタル人材育成講座
 - ・データ分析手法、データ分析による企画立案等
 - 業務自動化・RPA導入講座

・RPAとは、RPAの活用や業務改善等

(3) 定員：20名／1コース

(4) 受講料：6,600円（1日間）、13,200円（2日間）※税込み

以上

また、報告書によれば、令和3年度の講座の受講企業数は114社、受講者数は911名であったことが認められ、講座の受講者数についても、概ね定員に達しており、受講者数が定員数を大幅に下回る講座は認められなかった。

このように本事業の内容は、人材育成の目的に資する事業であるといえ、事業の有効性が認められる。

なお、講座のアンケート回収率は64.4%であるところ、総論で述べた計算式によると114社に対しては89の回答（78%）があることが望ましい。

この点について、上記各講座のアンケートは、受講当日に受講者本人から回収するものではなく、後日、参加企業の研修担当者（総務部門等）に対して、受講後の企業内での変化や影響等を把握することも含めて実施したものであり、業務多忙のため時間がない等の理由があつて、返信されない場合がある等の事情があるとのことであった。

上記のような事情があることは理解できるものの、アンケートは、事業の有効性を検証するために有効な資料であることから、その回収率は、アンケート回答の信頼性を高めるサンプル数を確保することが望ましいことは、既述のとおりである。

このように、本事業について改善の余地が認められるものの、現状の回収率を考慮して本事業の有効性の評価をBとした。

ただし、さらに回答率を上昇する方策は、適宜検討されたい。

【事業の効率性 A **B** C D】

本事業の効率性について問題となる点は認められなかったため、本事業の効率性の評価をBとした。

6 サービス産業人材育成事業

【概要】	担当部署	経営支援課
事業目的	<p>為替変動や新興国の台頭、労働力の不足等による厳しい事業環境に対応するため、県内中小企業の生産性向上などに向けた取組を促進し、県内産業の競争力強化を図っていくことが重要である。</p> <p>このような状況下で、サービス産業は、現場でサービスを提供する「人」が付加価値の源泉であり、従業員の質が低ければ、経営にとって大きなマイナスとなることから、良い人材を確保し、スキルを身に付け定着してもらうことが大切である。</p> <p>また、人口減少社会の下で人手不足が顕在化する中、女性の就業率は毎年増加しているため、女性の活力を新たな成長の原動力とすることも重要である</p> <p>このためには、県内中小企業を支える人材の育成を積極的に進め、中小企業の経営安定と産業活性化を図ることを目的とする。</p>	
事業内容	<p>サービス産業等の現場でのサービスを提供する「人」の付加価値の向上や、女性のスキルアップなどを図るため、企業の専門分野や全国で活躍されている講師により、必要な知識や素養を身に付ける様々な講座を実施する。</p> <p>また、サービス産業等の生産性向上に有効なPRAの導入や操作体験講座を加える。</p>	
法令・条例・要綱等	中小企業振興計画	
主な財源	地方創生推進交付金、一般財源	
令和3年度予算	672万3000円	令和3年度決算 (執行率) 672万3000円 (100%)

(監査結果)

前項において指摘したとおり、本事業は、人材力強化支援事業及びデジタル人材育成事業と一括して、「おかやま産業人材育成塾」事業として、産業振興財団に委託されていることから、本事業の監査結果は、前項と同じ内容となる。

第2 企業の経営安定及び持続的発展支援

1 中小企業支援センター事業

【概要】	担当部署	経営支援課
事業目的	<p>県内中小企業の競争力の強化と県内産業の振興を図るため、産業振興財団にワンストップ相談窓口として県中小企業支援センターを設置し、中小企業の実情や成長段階に応じた支援体制を構築する（県は、中小企業支援法第7条に基づく指定法人として、産業振興財団を指定しており、県が行う中小企業支援事業のうち、経営の診断、助言、調査、研究及び情報提供等の特定支援事業を当該財団が実施している。）。</p>	
事業内容	<p>1 支援体制整備事業 (1) プロジェクトマネージャー等支援人材充実強化 支援事業を総合的かつ効果的に実施するため、事業を一貫して管理するプロジェクトマネージャー及びサブマネージャーを各1名配置し、経営革新や創業等の支援事業を行うほか、窓口相談等への対応など、支援センター事業が円滑に実施されるために必要な業務を行う。</p> <p>(2) 事業再生資金審査会の運営 事業再生資金の融資を希望する企業が、県内支援機関の支援を受けて策定した経営改善計画の妥当性を審査する事業再生資金審査会を運営する。</p> <p>2 事業の普及・啓発 県内中小企業を対象に、あらゆる機会を通じ事業のPRを行い、課題解決や成長に向けた意欲のある企業の掘り起こしを行う。</p> <p>3 専門家による支援 (1) 成長等支援 将来的に有望な中小企業をさらに飛躍させるため、経営・技術・財務・法律などの専門家が長期間継続して支援し、企業の実情や発展段階に対応した適切なアドバイスを行い、持続・成長・発展を総合的にサポートする。</p> <p>(2) 経営改善支援 過剰債務等による経営状況が悪化しているが、優れた製品や技術、サービス等を有していて、将来性のある中小企業の再生を図るため、「経営改善計画書」の作成を支援する。</p> <p>4 新型コロナウイルス感染症からの復活！フォローアップ事業 新型コロナウイルス感染症や平成30年7月豪雨の被害を受けた県内中小企業に対し、継続した支援を行うことにより、安定した事</p>	

	<p>業継続や雇用の維持等を支援するとともに、ウィズコロナ、アフターコロナを見据えた経営革新計画の策定支援、DXの取組支援、BCP策定支援、健康経営への取組支援等を積極的に行うことにより、地域経済の復活を図る。</p> <p>(1) 相談員の配置 中小企業支援センター内に新たに相談員を配置し、国、県、市町村等の各種支援策をワンストップ対応で事業者支援につなげていく。</p> <p>(2) アンケート調査 各事業者の状況及び現在抱えている経営課題を把握し、今後の産業振興施策及び経営支援に活かすため、コロナ関連の支援やグループ補助金の交付決定を受けた企業等に対し、経営状況等についてアンケート調査を実施する。</p> <p>(3) 現地訪問調査 特に影響が大きかった事業者を重点支援企業とし、相談員が個別に現地調査を実施し、補助金受給後の進捗状況や経営課題のヒアリング、事業遂行上の課題分析やアドバイスなどを行う。</p> <p>(4) 専門家派遣 アンケート調査、現地訪問及び相談対応を通じ専門家による問題解決が必要と判断される事業者に対しては、専門家による支援を行う。</p>		
法令・条例・要綱等	中小企業支援法、中小企業振興計画		
主な財源	コロナ臨時給付金（国庫）、一般財源		
令和3年度予算	6406万1000円	令和3年度決算 (執行率)	5615万5000円 (87%)

(監査結果)

【財務事務の合规性 A B C D】

- 1 中小企業支援法は、「都道府県知事は、(中略)、申請により、当該都道府県に一を限って指定し、その者(以下「指定法人」という。)に、当該都道府県が行う中小企業支援事業のうち特定支援事業を行わせることができる。」と規定するとともに(7条1項)、①中小企業者が行う電子計算機を利用して行う事業活動に関する経営の診断、助言、調査、研究及び情報の提供を行う事業、②中小企業者の経営に必要な資金の株式又は社債による調達の円滑な実施に資する経営診断等を行う事業、③中小企業者が技術革新の進展に即応した高度な産業技術の開発を行い、又は

当該産業技術を製品若しくは役務の開発、生産、販売若しくは役務の提供に利用する事業活動に関する経営診断等を行う事業を特定支援事業として掲げている。

また、中小企業振興計画は、下記の施策を掲げている。

記

- 1 経営力の強化や活力ある企業の育成
- (2) 企業の経営安定及び持続的発展支援
 - ① 中小企業支援センターによる支援
 - ・財団に設置している中小企業支援センターにおいて、中小企業・小規模事業者の成長段階に応じた支援体制を構築し、専門家による指導を行う。

- 6 事業継続力の強化
- (1) 新型コロナウイルス感染症の影響等からの復活
 - ① 中小企業支援センター等による支援
 - ・新型コロナウイルス感染症の影響を受けた中小企業・小規模事業者が、事業継続できるよう、中小企業支援センターの支援体制を強化し、ワンストップ相談や専門家派遣による個別課題の解決を図る。
 - ・平成30年7月豪雨災害をはじめとする自然災害など、突発的な事象により事業活動に影響を受けた中小企業・小規模事業者に対し、支援機関等と連携し、経営相談への対応などの専門的な支援に取り組む。

以上

監査の過程において、産業振興財団に中小企業支援センターを設置した経緯を確認したところ、地域産業の活性化、とりわけ意欲ある県内企業の振興・育成を図るため、経営基盤の強化、IT革命への対応、技術開発から事業化までを総合的かつ効果的に支援する総合的で中核的な支援機関であることから指定したとの回答を得ている。

本事業は、中小企業支援法7条1項に基づき産業振興財団を中小企業支援センターに指定して、特定支援事業を行わせるとともに、中小企業振興計画が定める施策を実施するものであり、その目的は、法律及び計画に合致する。

- 2 また、財務事務の執行について、本事業は、岡山県が中小企業支援法7条に基づき、平成13年4月2日、産業振興財団を同条項の指定法人に指定し、かかる指定に基づいて中小企業支援センターの業務を委託するものであって、執行手続きについて問題となる点は認められなかった。

したがって、本事業の財務事務の合規性の評価をBとした。

【事業の有効性 A B D】

本事業の内容は、多岐にわたることから、下記のとおり、事業毎に有効性を検討する。

記

1 支援体制整備事業について

本事業は、支援事業を総合的かつ効果的に実施するため、プロジェクトマネージャー及びサブマネージャーを各1名配置し、経営革新や創業等の支援事業を行うほか、窓口相談等への対応など、支援センター事業が円滑に実施されるために必要な業務を行う事業及び経営改善計画の妥当性を審査する事業再生資金審査会を運営する事業を内容としている。

監査の過程において、プロジェクトマネージャー及びサブマネージャーの選任手続きを確認したところ、受託者の産業振興財団が中小企業支援業務全般への従事実績から選任しているとのことであった。

また、令和3年度の相談窓口対応は2123件であることを確認した。

他方で、事業再生資金審査会については、令和3年度は、事業再生資金の融資希望者がなかったため、開催されなかったとのことである。

上記の令和3年度の業務内容のうち、プロジェクトマネージャー等支援人材充実強化事業について特に問題となる点は認められなかった。

他方で、事業再生資金審査会の運営事業についてであるが、令和3年度は審査会の開催がなかったところ、帝国データバンク「岡山県 企業の休廃業・解散動向調査（2021年）」によれば、令和3年の岡山県の倒産件数は52件で、過去5年で最も少ない件数であり、また休廃業・解散件数は823件で、こちらも過去5年で最も少ない件数であった。

また、事業再生資金の利用がなかった要因として、3年間実質無利子・無担保の新型コロナウイルス感染症対応資金（いわゆるゼロゼロ融資）や危機対策資金などコロナ禍において特別に創設した、利子や保証料の企業負担が極めて低い資金に利用が集中したためと分析している。

なお、厳しい経営環境にある中小企業の支援については、中小企業支援センターにおいて経営相談に応じているほか、それぞれの中小企業の実情に応じた制度融資のメニューを利用いただいているとのことであり、事業再生資金審査会の広報が不足しているから事業再生資金の利用が少ないわけではないとのことであった。

2 事業の普及・啓発事業

本事業は、県内中小企業を対象に、あらゆる機会を通じ事業のPRを行い、課題解決や成長に向けた意欲のある企業の掘り起こしを行う事業である。

監査の過程において、事業の普及・啓発については、パンフレットの一律の配布は行わず、企業向け事業説明会（オンライン）、専門家向け事業説明会（オンライン）、岡山商工会議所連合会経営指導員研修会、金融機関や中小企業診断士会の集まり等で制度説明・普及啓発を行った他、メールマガジン、財団HPでの周知を行ったとのことであった。

この点、相談件数は年々増加しており、パンフレットによる広報効果があることは否定できないものの、現状では、パンフレットによる広報効果を把握することが困難な状況にあり、事業効果が明らかではない。

このように、本事業の効果の把握については、改善の余地があると考えられる。

【意見1-5】パンフレットの効果測定の方策について検討すべきである。

前記のとおり、本事業の効果測定は、把握が困難な状況にあることから、例えば、相談者がどの広告媒体によって本事業を把握したか等をアンケート項目に加えて、アンケートを実施する等の方策を検討すべきである。

3 専門家による支援

本事業は、将来的に有望な中小企業をさらに飛躍させるため、経営・技術・財務・法律などの専門家が長期間継続して支援し、企業の実情や発展段階に対応した適切なアドバイスを行い、持続・成長・発展を総合的にサポートする成長等支援事業及び将来性のある中小企業の再生を図るため「経営改善計画書」の作成を支援する経営改善支援事業を内容とする事業である。

監査の過程において、令和3年度の実績を確認したところ、成長等支援事業として、新規事業計画作成や販路開拓・IT導入などについて企業11社延べ41回専門家派遣を行ったとの回答を得た。

他方で、経営改善支援事業については、利用実績はなかったとのことであった。

この点、成長等支援事業について、その事業内容について特に問題となる点は認められなかった。

また、経営改善支援事業については、令和3年度は利用件数がなかったところ、令和3年度においては、事業者の経営悪化の理由の多くは新型コロナウイルス感染症の影響であったため、そうした事業者に対しては「新型コロナウイルス感染症からの復活！フォローアップ事業」における専門家派遣事業で経営改善計画策定支援を実施したことが要因と思われる。

4 新型コロナウイルス感染症からの復活！フォローアップ事業

新型コロナウイルス感染症や平成30年7月豪雨の被害を受けた県内中小企業に

対して継続した支援を行うこと、具体的には相談員の配置、アンケート調査、現地訪問調査及び専門家派遣を行う事業である。

監査の過程において、相談員の選任手続きを確認したところ、受託者の産業振興財団が中小企業支援業務全般への従事実績から選任したとのことであった。

なお、相談員は、令和2年度は5名であったが、令和3年度は3名程度とされているところ、その理由は、令和2年度の調査回数と実施体制の実績を踏まえた上で、調査だけでなく、国・県・市町村等の各種支援策をワンストップ対応で事業者支援につなげていくとともに、ウィズコロナ、アフターコロナを見据えた経営革新やDXの取組支援、県内中小企業からの相談対応など、事業を円滑に実施できるよう十分な体制を整備する必要があるためとのことであった。

また、令和3年度のフォローアップ事業のアンケートについて、6回実施したところ平均して1回当たり約1,500者から回答を得、各回に報告書を作成していることを確認した。

さらに、令和3年度の現地訪問調査回数は525社の訪問であったこと及び専門家派遣は67社に対し、延べ216回の派遣がなされていることを確認した。

以上のとおり、令和3年度において事業が執行されており、その内容に問題となる点は認められなかった。

【事業の効率性 A B C D】

本事業の効率性について、特に問題となる点は認められなかったため、その評価をBとした。

2 小規模事業支援事業

【概要】	担当部署	経営支援課	
事業目的	商工会・商工会議所等が経営指導員等を設置して行う小規模事業者のための経営改善普及事業に対し助成を行う。 また、経営改善普及事業に加えて、人材育成・経営安定強化事業、企画提案型・小規模事業者等支援事業など地域中小企業者や地域経済の活性化のための事業に対し助成を行うこと。		
事業内容	1 人件費 商工会・商工会議所等が経営指導員などを設置して行う経営改善普及事業のうち職員の設置に要する経費の補助 2 事業費 (1) 商工会・商工会議所等が経営指導員等を設置して行う経営改善普及事業のうち指導事業の実施に要する経費の補助 (2) 商工会・商工会議所等に設置されている青年部又は女性部の人材育成及び広域活動推進事業に要する経費の補助 (3) 商工会・商工会議所等が行う人材育成・経営安定強化事業に要する経費の補助 (4) 商工会・商工会議所等が行う企画提案型・小規模事業者指導者等支援事業に要する経費の補助		
法令・条例・要綱等	中小企業振興計画		
主な財源	一般財源		
令和3年度予算	17億3486万1000円	令和3年度決算 (執行率)	17億3428万9000円 (99%)

(監査結果)

【財務事務の合規性 A B C D】

1 中小企業振興計画は、「(2) 企業の経営安定支援」として下記の施策を掲げている。

記

② 企業の経営安定支援

- ・商工連・商工会議所の経営安定特別相談室において、商工調停士や弁護士などの専門家が、経営・財務内容の把握や分析、民事再生法などに関する助言

などの相談に応じ、問題解決を支援する。

以上

本事業は、経営指導員等を設置して行う小規模事業者のための経営改善普及事業に対する助成及び地域中小企業者や地域経済の活性化のための事業に対し助成を行うことを目的とするものであり、中小企業振興計画が定める施策を実施するものであり、その目的は計画に合致するといえる。

2 また、財務事務の執行について、本事業は、法令又は条令に基づく補助金ではなく、予算補助として岡山県小規模事業指導費補助金交付要綱に基づき、補助金が支出されており、支出の手続きにおいて、問題となる点は認められなかった。

したがって、本事業の財務事務の合規性の評価をBとした。

【事業の有効性 A **B** C D】

監査の過程において、令和3年度の小規模事業指導補助金に基づく商工会・商工会議所の指導実績を確認したところ、下記のとおりであった。

記

① 内容別相談回数一覧（前件）

年度	経営革新	経営一般	情報化	金融	税務	労働	取引	環境対策	その他	計
H29	3,546	66,834	1,981	10,686	21,396	14,493	1,251	44	24,786	145,017
H30	3,449	74,328	1,859	11,010	22,707	15,306	798	159	24,357	153,973
R1	2,233	75,531	2,128	9,582	24,295	16,395	923	70	22,391	153,548
R2	2,522	114,799	2,343	13,346	21,550	16,062	841	150	18,494	190,107
R3	2,502	115,739	2,227	8,559	20,722	14,340	603	372	18,443	183,507

② 方法別相談回数一覧

年度	巡回	窓口	合計
H29	74,087	69,993	144,080
H30	78,210	80,924	159,134
R1	75,714	80,044	155,758
R2	68,792	123,790	192,582
R3	66,314	119,672	185,986

③ 相談事業者数一覧

年度	巡回	窓口	合計
H29	18,661	17,220	35,881
H30	20,120	18,880	39,000
R1	20,115	19,181	39,296
R2	17,817	28,659	46,476
R3	17,289	26,487	43,776

以上

上記の相談実績によれば、令和3年度においては18万3507件の相談が寄せられており、中小企業の支援を実践していることが窺える。

また、商工会においては専門家派遣、岡山商工会議所においては専門相談が実施されており、専門家による対応も実施されている。

さらに、商工会議所による地域経済の活性化のための事業（例：令和3年度日本商工会議所青年部第39回中国ブロック大会いばら大会等）が実施されたことも確認することができた。

以上のとおり、本事業の内容は、本事業の目的を達成するために有効な内容といえることから、本事業の有効性の評価をBとした。

【事業の効率性 A B D】

本事業の予算17億3486万1000円のうち15億8440万4000円が人件費であり、予算に占める人件費の割合は約91%であって、その全額が執行されている。

この点、前記の相談件数等の事業内容を踏まえると、業務遂行のために、職員や専門家を確保するため、相当額の経費を計上する必要性は認められると考える。

なお、「中小企業支援センター事業」の項において指摘したとおり、同事業においても、経営相談や専門家による相談が実施されており、県内において同様の事業が重複していると思われる点があったものの、相談事業については、小規模事業者の利便性のために近隣の商工会・商工会議所で相談対応を行うニーズが高く、中小企業支援センターにおいては、さらに高度な支援を行うために各支援機関からの紹介による支援を行うなど事業の棲み分けがなされているとのことであった。

もっとも、本事業は、上記金額を補助金として交付する事業であり、補助金総額は高額であることから、事業の効率性については、慎重な判断をすべきであると考えるところ、本事業における職員の稼働状況や他の事業との兼ね合いから効率的な運用を図るなどの検証については、さらに検討する余地があると考える。

これらの点を考慮して、本事業の効率性の評価をCとした。

【意見1-6】本事業の効率性を明らかにすることを検討すべきである。

前記のとおり、岡山県における経営相談事業は、県の予算に基づいて、中小企業支援センター及び商工会・商工会議所において実施されており、その委託料は17億円をこえる。

この点、前記のとおり、相談事業などについては、棲み分けがなされているとのことであるが、委託料が相当であることについては、客観的な検証が必要と思われることから長期的な対応も含めて、本事業の効率性の検証について検討をすべきと考える。

3 組織化支援事業

【概要】	担当部署	経営支援課	
事業目的	中央会は、協同組合等の指導等のため、中小企業協同組合法により設立された団体である。 本事業は、中央会が行う事業に要する経費を補助することにより、中小企業連携組織の推進並びに中小企業団体（協同組合等）の育成及び指導を促進することを目的とする。		
事業内容	1 人件費 補助事業を実施するのに要する職員の経費 2 事業費 (1) 中央会が指導員等の資質の向上を図る事業 (2) 中央会が指導事業を実施するために必要な備品の取得費 (3) 地域産業実態調査事業 労働事情実態調査に要する経費 (4) 組合等への情報提供事業 組合活性化情報誌の発行に要する経費 (5) 中央会指導員等研究会開催事業 (6) 組合指導情報整備事業 中央会の情報機器の整備に係る経費 (7) 組合活性化推進研修事業 (8) 中小企業団体情報連絡員の設置 中小企業者の動向等を把握する連絡員の設置 (9) 中小企業連携組織等支援事業		
法令・条例・要綱等	中小企業振興計画		
主な財源	一般財源		
令和3年度予算	1億1239万5000円	令和3年度決算 (執行率)	1億1239万5000円 (100%)

(監査結果)

【財務事務の合规性 A B C D】

1 中小企業振興計画は、「(2) 企業の経営安定支援」として下記の施策を掲げている。

記

④ 事業協同組合等の組織化支援

・中央会を通じて、事業協同組合等の設立支援を行うとともに、市場開拓や生

令和5年3月31日 岡山県公報 第12485号

産、加工、販売等を共同で行う事業協同組合等に対して組合活性化支援を行う。

以上

本事業は、中央会に対する経費補助により、中小企業連携組織の推進並びに中小企業団体の育成及び指導を促進することを目的とするものであり、中小企業振興計画が定める施策を実施するといえ、その目的は計画に合致する。

2 また、財務事務の執行について、本事業は、法令又は条令に基づく補助金ではなく、予算補助として岡山県中小企業団体中央会補助金交付要綱に基づき、補助金が支出されており、かかる補助金支出の手続きにおいて、問題となる点は認められなかった。

したがって、本事業の財務事務の合规性の評価をBとした。

【事業の有効性 A B C D】

監査の過程において、令和3年度の中央会の事業実績を確認したところ、下記のとおりであった。

記

組合別	設立	組合管理	組合事業経営	経理	税務	金融	共同施設の審査	労働	価格協定	官公需	情報化	省エネ	その他	計
事業協同組合	2	709	228	15	9	6	1	35	1	0	3	0	7	1,016
事業協同組合連合会	6	7	7	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	21
事業協同小組合	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
火災共済協同組合	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
火災共済協同組合連合会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
信用協同組合	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
信用協同組合連合会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
企業組合	0	26	6	5	2	0	0	0	0	0	1	0	0	40
協業組合	0	6	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	6
商工組合	0	12	23	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	36
商工組合連合会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
商店街復興組合	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
商店街振興組合連合会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
未組織事業者	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
共同出資会社	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
公益法人	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
その他の組合	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
その他	3	0	75	0	0	0	0	4	0	0	0	0	2	84
合計	11	760	341	20	11	6	1	39	1	0	4	0	11	1,205

令和5年3月31日 岡山県公報 第12485号

上記のとおり、中央会は、令和3年度において1205件の指導を実施しており、かかる業務内容は、事業目的に沿った内容である。

したがって、本事業の有効性の評価をBとした。

【事業の効率性 **A** B C D】

中央会は、協同組合等の指導等のため、中小企業協同組合法により設立された団体であり、株式会社及び特例有限会社などの相談、指導を目的としている中小企業支援センター、商工会及び商工会議所とは対象を異にしており、事業内容が重複しているわけではない。

また、かつては中央会に対する補助金の国庫補助が充てられていたが、いわゆる三位一体改革に伴い見直しにより、平成18年度から、大部分は県の財源とすることとなった。

かかる行政改革によって、中央会は財政危機に直面し、平成20年度以降、下記のとおり、継続的に人件費や事業の見直しを行っている。

このように、中央会においては、継続して経費の削減努力がなされ、結果として補助金の額が減少していることから、本事業の効率性の評価をAとした。

年度	補助金計 (千円)	人件費 (千円)	事業費 (千円)	補助対象 職員数 (人)	見直し内容
H20	130,852	111,770	19,082	19	
H21	126,144	107,935	18,209	18	シーリング
H22	121,644	103,435	18,209	17	シーリング
H23	117,767	99,558	18,209	17	
H24	116,857	99,558	17,298	17	
H25	115,991	99,559	16,433	17	シーリング
H26	115,662	99,558	16,104	17	シーリング
H27	115,662	99,558	16,104	17	シーリング
H28	115,023	99,558	15,465	17	
H29	114,559	99,094	15,465	17	シーリング
H30	115,023	99,558	15,465	17	シーリング
R1	115,023	99,558	15,465	17	給与改定等
R2	112,395	99,558	12,837	17	
R3	111,369	99,558	11,811	17	シーリング

4 おかやま優良経営小売店表彰事業

【概要】	担当部署	経営支援課
事業目的	<p>県内の中小小売店は、郊外大型店やコンビニエンスストアの進出等により、厳しい環境に置かれている状況に加え、令和元年度末に感染が拡大した新型コロナウイルスにより、消費行動の低下や「新しい生活様式」に対応した店づくりが求められるなど、大きな影響を受けている。持続的経営を行っている優良小売店が数多く存在しているが、PRが十分にできていないため知名度が低い小売店が少ない。</p> <p>本事業は、外部環境が激変する中でも優秀な取組を行っている県内中小小売店の知名度を向上させることで持続的な成長を促すとともに、優良小売店のみならず、他の小売店への波及を促進し、県内中小小売店の競争力を向上させることを目的とする。このためには、優良小売店を表彰することで、表彰店の経営者の事業意欲の向上を図り、取組内容を幅広く伝える必要がある。</p> <p>表彰店の知名度を高めるとともに、他の小売店に優良な取組を周知することで、県内中小小売店における競争力の向上を図る。</p>	
事業内容	<p>1 対象</p> <p>県内の中小小売店を対象とする。ただし、コンビニエンスストア、チェーンストア等、全国又は岡山県域を超えた地域ブロックの組織に加盟する小売店は対象としない。また、応募があった小売店を製造小売業と小売業に分け、それぞれの部門で審査・表彰する。</p> <p>2 審査基準</p> <p>次のような類型において特に優良と認められた店舗に対して、大賞および優秀賞を贈る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・消費者の目線に立ったサービスを提供していること。 ・地域特性を活かした個性豊かな取組を行っていること。 ・新型コロナによる消費行動の低下に対応した独自性のある経営を行っていること。 ・「新しい生活様式」に対応した店づくりや取組を行っていること。 ・優良な経営の仕組みを有し実践していること。 <p>3 選考・表彰方法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・申込は自薦又は他薦とし、自薦の場合は、所在エリアの商工団体からの推薦状を添付の上、応募する。他薦の場合は、所属商工団体が推薦、応募する。 ・申込のあった小売店は、事務局の書類審査により、10店舗程度に絞り込む。その店舗を表彰候補として現地調査等により、専門家等が審査するために必要な情報・資料を収集する。 ・学識経験者等で構成する「おかやま優良小売店表彰審査会(仮)」を設置のうえ、厳正な審査により、製造小売部門と小売部 	

	門のそれぞれで表彰店（大賞1店、優秀賞2店以内を知事表彰）を決定する。		
	4 PR方法 県HPやSNS等で表彰店の取組内容を幅広く周知する。		
法令・条例・要綱等	中小企業振興計画		
主な財源	一般財源		
令和3年度予算	76万9000円	令和3年度決算 (執行率)	0円 (0%)

(監査結果)

- 1 中小企業振興計画は、「(2) 企業の経営安定支援」として下記の施策を掲げている。

記

⑤ 商業の活性化支援

- ・斬新なアイデアや地域特性を生かした、個性豊かな小売店を表彰し、ホームページやSNSでPRすることにより、小売店の活性化を促進する。

本事業は、持続的な経営を行っている優良小売店を表彰することによって、表彰店の知名度を高めるとともに、他の小売店に優良な取組を周知することで、県内中小小売店における競争力の向上を図ることを目的とするものであり、中小企業振興計画が定める施策を実施するといえ、その目的は計画に合致する。

- 2 なお、財務事務の執行について、令和3年度は、財務事務の執行がなかったためこの点については、評価の対象としない。

5 大規模小売店舗立地法施行事業

【概要】	担当部署	経営支援課	
事業目的	大規模小売店舗の立地に関し、その周辺の地域の生活環境の保持のため、大規模小売店舗を設置する者によりその施設の配置及び運営方法について適正な配慮がなされることを確保することにより、小売業の健全な発達を図り、もって国民経済及び地域社会の健全な発展並びに国民生活の向上に寄与することを目的とする。		
事業内容	<p>大規模小売店舗立地法に基づき、店舗面積が千平方メートルを超える大規模小売店舗の新設、変更等の届出受理を通じ、交通渋滞や騒音の防止など周辺地域の生活環境の保持の観点から、施設の配置及び運営方法について適切な配慮がなされるよう、設置者に対して指導を行う。</p> <p>なお、岡山市及び倉敷市の区域に係る大規模小売店舗の届出受理事務については、平成20年4月に両市に移譲し、さらに、21年4月から岡山市が政令市に移行したことに伴い、県の審査会では県が事務を担当する案件のみを諮っている。</p> <p>また、審査会は、岡山市と合同開催としていたが、22年度末をもって岡山市が審査会を廃止したため、23年度からは、県が単独で開催している（有識者から専門的な意見を聞くため、県が審査会を廃止する予定はない。）。</p>		
法令・条例・要綱等	大規模小売店舗立地法		
主な財源	一般財源		
令和3年度予算	121万6000円	令和3年度決算 (執行率)	38万5000円 (31%)

(監査結果)

【財務事務の合規性 A B C D】

- 大規模小売店舗立地法は、「大規模小売店舗の立地に関し、その周辺の地域の生活環境の保持のため、大規模小売店舗を設置する者によりその施設の配置及び運営方法について適正な配慮がなされることを確保することにより、小売業の健全な発達を図り、もって国民経済及び地域社会の健全な発展並びに国民生活の向上に寄与することを目的とする」としており（1条）、具体的な施策として、①店舗設置者に対して、大規模小売店舗の立地にあたり、来客自動車の台数や施設の騒音等を予測した上、店舗面積、施設の配置（駐車場、廃棄物保管施設等の位置の大きさ）、運営方法（閉店時刻、駐車場の利用時間帯等）について、県に届出を行うこと（5条）を義務付けるとともに、②県に対し、届出の受理後、市町村から意見を聴取

し、住民等からの意見にも配慮して、周辺地域の生活環境保持の見地から必要な場合には、設置者に対して意見を述べ、対応策が不十分な場合にはさらに勧告等を行うこと（9条）及び③設置者が配慮すべき事項を審査し意見の申述及び勧告にあたっての参考とするため、大規模小売店舗立地審査会（委員7名）を設置し、その意見を求めること（8条）などを規定している（14条）。

本事業は、大規模小売店舗立地法に基づいて都道府県に託されている業務を実施するものであり、その目的は、法律に合致する。

2 また、財務事務の執行について、本事業の予算は、需用費、報償費などの名目で支出されており、その支出の手続きに不当、違法な点は認められなかった。

したがって、本事業の財務事務の合规性の評価をBとした。

【事業の有効性 A B C D】

監査の過程において、令和3年度に開催された大規模小売店舗立地審査会の議事録及び大規模小売店舗立地法連絡会議中国・四国ブロック意見交換事項の事業実績を確認したところ、事業の内容について、特に問題となる点は認められなかったため、本事業の有効性の評価をBとした。

【事業の効率性 A B C D】

本事業の効率性について、問題となる点は認められなかったため、その評価をBとした。

第3 円滑な事業承継の推進

1 事業承継による成長支援事業

【概要】	担当部署	経営支援課	
事業目的	<p>中小企業の事業承継を支援するため、国のプッシュ型事業承継支援高度化事業により、岡山県事業承継ネットワークが構築され、事業承継診断やその後の個者支援を実施されていたが、令和3年4月、事業承継全般のワンストップ体制を構築するため、事業承継総合支援事業（以下「国事業」という。）により、事業承継ネットワークは事業引継ぎ支援センターに統合され、事業承継・引継ぎ支援センターに改組された。</p> <p>しかしながら、国事業では、支援機関等による事業承継診断を実施後、必要に応じて、コーディネーターや専門家が加わったきめ細かな個者支援を実施することとしているのみで経営改善等の事業価値を高めるいわゆる磨き上げ支援を対象としておらず、かかる支援の経費は、支援対象とならないとされている。</p> <p>そこで、県としては、経営改善等の専門家派遣を可能とすることで、事業承継の阻害要因を減らし、経営革新等、企業の成長につなげ、事業承継を円滑に進めることを目的とする。</p>		
事業内容	<p>磨き上げに係る専門家派遣の実施</p> <p>経営改善や経営革新による本業の競争力強化等を専門家の派遣により支援し、企業価値の向上を図ることで、事業承継の阻害要因をなくし、承継後の事業を安定させるとともに、事業承継を企業の成長に繋げていく。</p>		
法令・条例・要綱等	中小企業経営承継円滑化法、中小企業振興計画		
主な財源	地方創生推進交付金、一般財源		
令和3年度予算	550万3000円	令和3年度決算 (執行率)	520万2000円 (94%)

(監査結果)

【財務事務の合规性 A B C D】

- 1 中小企業経営承継円滑化法は、「中小企業について、代表者の死亡等に起因する経営の承継がその事業活動の継続に影響を及ぼすことにかんがみ、遺留分に関し民法（明治二十九年法律第八十九号）の特例を定めるとともに、中小企業者が必要とする資金の供給の円滑化等の支援措置を講ずることにより、中小企業における経営の承継の円滑化を図り、もって中小企業の事業活動の継続に資することを目的とする。」と規定している（1条）。

また、中小企業振興計画は、「（3）円滑な事業承継の推進」として下記の施策

を掲げている。

記

① 円滑な事業承継の推進

- ・「岡山県事業承継・引継ぎ支援センター」を中心に、各支援機関と連携して相談対応や事業承継診断を行い、事業者の実情に応じた課題解決に向けた支援や第三者承継を希望する事業者への支援など、地域に必要とされる事業や技術などの資産の円滑な承継の支援に取り組む。
- ・事業承継を契機に、後継者が新たな視点で事業の見直しを行うことで、次の展開や成長ステージに進むことができるよう、経営革新や経営改善等の事業磨き上げに必要な専門家派遣や金融支援など、様々な支援を実施する。
- ・事業者が非上場株式等や事業用資産を承継する場合の税の特例措置や、事業承継に必要な資金の融資などの金融支援を受けるために必要な認定等を行う。

以上

本事業は、中小企業経営承継円滑化法及び中小企業振興計画が定める事業承継に関する施策を実施するものであり、その目的は、法律及び計画に合致する。

- 2 また、財務事務の執行について、本事業は、産業振興財団に委託されており、かかる委託の手続きは、随意契約とされている。なお、随意契約とされた理由は「本事業は、国事業の支援対象企業に対し、経営改善支援等を併せて実施するものであり、委託は、国事業の受託団体でなければならないことから、本委託事業は契約の性質及び目的が競争に適さない」とされている。

この点、本事業は、国事業の補完をすることで事業承継を円滑に進めることを目的としており、国事業の委託を受けている事業者が遂行することが合理的であるといえ、契約の相手方が特定されているといえる。

したがって、特命随意契約によることについても合理性が認められることから、財務事務の執行手続きにおいて、不当、違法とはいえない。

したがって、本事業の財務事務の合規性の評価をBとした。

【事業の有効性 A B C **D**】

監査の過程において、令和3年度の専門家派遣企業一覧を確認したところ、派遣を受けた企業は25社であり、派遣回数は65回であった。

また、平成30年以降の岡山県における事業承継の成立件数の推移は、下記のとおりである。

記

(R3.10時点)

機関名	H30	R1	R2	R3	総計
産業振興財団	0	1	1	1	3
商工会	45	56	27	31	159
商工会議所	0	25	37	15	77
中央会	0	9	0	0	9
	45	91	65	47	248

本事業の内容は、国事業を補完することで事業承継を円滑に進めることに資するものである。

本事業の受託者である産業振興財団は、事業承継診断を行うなど県内全体の事業承継に関与しており、その結果、上記のとおり、岡山県において一定数の事業承継が成立していることから、本事業の一定の有効性は認められる。

もともと、団塊世代の経営者年齢の最頻値が平均引退年齢の70歳を迎えようとするなか、民間信用調査会社によると、経営者が60歳以上の県内企業の後継者不在率は39.4%とされているが、令和3年度において派遣対象となった企業は25社である。

この点、後継者不在等による中小企業の廃業が急増すれば、県経済への悪影響が予想されることから、事業承継による成長支援は、岡山県の産業活性化においては、重点的事項として取り上げられるべき事業である。

しかしながら、現状の派遣対象企業の件数は、現在の事業承継の需要に対して十分とはいえない可能性があり、改善の余地があると考ええる。

これらの点を考慮して、本事業の有効性の評価をDとした。

【指摘事項1-1】岡山県として事業承継を積極的に推進するため、現在の委託事業に加えて、事業承継を積極的に進める施策を検討すべきである。

経営者に対して、事業承継を勧めることは、当該経営者に対して引退を勧奨する側面もあり、信頼関係の構築がない段階において提案することが憚られる事情があるものの、本事業は、事業承継のための磨き上げを目的とするものであり、本事業によって、事業承継が促されていることが認められ、本事業には、有効性が認められると考える。

もともと、現状では、本事業によって直ちに事業承継件数の増加が認められるわけではない。この点、中小企業の事業承継を促進することは、岡山県のみならず、日本全体における喫緊の課題であることを踏まえれば、本事業にとどまらず、岡山県として、積極的に事業承継の推進に取り組むことが必要であると考ええる。

【事業の効率性 A B D】

本事業の予算550万3000円のうち専門家謝金297万5500円、その他の人件費が135万3705円であり、その全額が執行されている。

もともと、令和3年度の専門家派遣回数は65回であって、単純に1回の派遣費用は約4万5000円となっている。

これらの点を考慮して、本事業の効率性の評価をCとした。

【意見1-7】本事業の委託料の方式について、事業承継が積極的に成立するような委託料の方式の採用を検討すべきである。

前記のとおり、本事業は、事業承継の前提として、事業の磨き上げを行うものであり、直ちに本事業によって事業承継の件数が増加するという性質の事業ではない。

もともと、本事業の目的とするところは、事業承継の促進であることから、事業承継の成立件数は、一つの指標として考慮せざるを得ないところ、現状の事業承継の件数とは費用に見合っていないと思われることから、委託料の方式を検討すべきである。

第4 Society 5.0の時代に対応するイノベーションの推進

1 次世代産業研究開発プロジェクト創生事業

【概要】	担当部署	産業振興課	
<p>事業目的</p>	<p>本県の産業構造は、水島コンビナートの素材・自動車企業を頂点とする機械、金属関連企業の集積に強みを持つ一方、電子部分・デバイス関連分野は弱く、今後市場の拡大が見込まれるエレクトロニクス関連分野・新エネルギー関連分野・IoTやAI等のいわゆる第4次産業革命関連分野等の次世代産業分野への対応に課題を抱えている。</p> <p>このため、次世代産業分野に関し大学等研究者との共同研究開発を行う県内企業に対して補助（次世代産業研究開発プロジェクト創成事業）を行うことにより、同分野に取り組む企業の研究開発力の向上を支援することを目的とする。</p>		
<p>事業内容</p>	<p>次世代産業分野において市場を獲得するには、研究開発力の向上が重要であり、県内企業においてもその意欲は高いものの、研究開発に十分な資金を投入できる企業は少ない。研究開発に取り組む後押しをするため、同分野における新技術・新製品・新システム研究開発を資金面から支援する必要がある。</p> <p>そこで、県内企業が大学等研究者の技術シーズを活用するとともに、川下企業のニーズを把握しつつ、場合によっては他の企業とも共同研究開発を行うなど、次世代産業分野への進出に積極的に挑戦できる環境を構築するため、県内企業に不足しがちな資金の支援を行う。</p> <p>なお、平成26年度に創設した本補助金には想定を上回る件数の応募があり、また、大企業等が自らのニーズを発信し中小企業に共同研究を求めるオープンイノベーションの取組が活発になっていることから、研究開発から産業連携による事業化を活性化するため、予算額の拡充（平成27年度、平成29年度）を行った。</p> <p>また、平成30年度から新たにIoT・AIを次世代産業分野へ位置づけ、優先枠（10,000千円）を創設するとともに、補助率・補助限度額の見直しを行っている。</p> <p>なお、補助事業の推進に当たっては、次世代産業研究開発産学官連携強化事業で配置するコーディネーターが進捗に応じた助言を行うことで、早期の事業化を目指す。</p>		
<p>法令・条例・要綱等</p>	<p>中小企業振興計画</p>		
<p>主な財源</p>	<p>地方創生推進交付金、再エネ基金</p>		
<p>令和3年度予算</p>	<p>5542万1000円</p>	<p>令和3年度決算 (執行率)</p>	<p>2932万円 (52%)</p>

(監査結果)

【財務事務の合规性 A **B** C D】

1 中小企業振興計画は、「(4) Society 5.0の時代に対応するイノベーションの推進」として下記の施策を掲げている。

記

② AI・IoTなどの先端分野の新技术・新製品開発支援

- ・AI・IoT、セキュリティ対策などの先端分野に係る最新の技術動向に関する情報提供や、こうした技術のニーズ・シーズを踏まえたマッチングを実施するとともに、これらの分野における事業化を目指した産・学、産・産による共同研究開発を支援する。

以上

本事業は、次世代産業分野に取り組む企業の研究開発力の向上を支援するため県内企業に対して補助を行うことを内容とする事業であり、中小企業振興計画が定める同分野の事業化を目指した産・学、産・産による共同研究開発を支援するという目的に合致する。

2 また、財務事務の執行について、本事業は、「地方創生推進交付金実施計画」に基づき補助金を交付しており、補助金の交付手続きに関し、問題となる点は認められなかった。

したがって、本事業の財務事務の合规性の評価をBとした。

【事業の有効性 A **B** C D】

監査の過程において、令和3年度の本事業の実績は、7社に対して、合計2932万円の補助金が交付されたこと及び補助金を受けた各企業から実績報告書が提出されていることを確認した。

なお、本事業の期待される事業効果としては、下記のとおりとされている。

記

(4) 期待される事業効果

- ・今後の成長が期待される次世代産業分野における新技术・新製品・新システムの研究開発の促進が期待できる。
- ・県内企業のIoT・AIに関する人材の育成、IoT等の導入の増加が期待できる。
- ・バランスのとれた厚みのある産業構造の形成が期待できる。
- ・研究開発の成果を「大学と連携した地域産業振興事業」における複数企業・研究者との共同研究につなげていくことで、更なる研究開発力の向上・市場

獲得が期待できる。

以上

補助金を受けた企業から提出された実績報告書によれば、各企業によって補助金が有効に活用され、共同研究に生かされていることが窺え、本事業の有効性を認めることができる。

また、監査の過程において、補助金交付による効果測定について確認したところ、補助金の交付を受けた企業に対して事業化状況報告書の提出を求めており、かかる報告書において事業化に至った製品の販売数、売上高、従業員数への効果等の報告を求めているとのことであった。

なお、平成26年以降の補助実績及び成果は下記のとおりである。

記

【実績】

補助件数：91件、補助金総額：約3.3億円

【成果】

事業化5件、総売上額約26億円

以上のとおり、補助金支給額によって、一定数の事業化が認められるとともに、売上が計上されていることから、県内の経済に対する波及効果も認められる。

これらの点を考慮して、本事業の有効性の評価をBとした。

【事業の効率性 A B C D】

本事業の効率性について、問題となる点は認められなかったため、その評価をBとした。

2 企業と大学の共同研究センター運営事業

【概要】	担当部署	産業振興課	
事業目的	<p>県内の企業と大学との連携を組織的にコーディネートする拠点を大学内に設置し、大学が積極的に地域産業と向き合うための仕組みを構築することで、大学など高等教育機関の知の活用により新たな技術課題に対応しながら成長・発展する企業を支援する、</p> <p>また、企業の技術開発力や企画提案力の向上による飛躍的な成長とそれを通じた地域における新規雇用の創出による優秀な若者の県内定着を促進するとともに、これらを原動力とした企業の一層の発展という好循環を力強く回していくことを目的とする。</p>		
事業内容	<p>委託事業</p> <p>(1) 企業と大学の共同研究センター運営事業 (2) 企業と大学の縁結び事業 (3) コーディネート力強化事業</p> <p>【県直営事業】</p> <p>(4) 共同研究講座等開設事業</p> <p>県内産業の振興につながるモデル的な取組となり得るテーマについて、企業と大学の研究者の参画による面的な広がりのある連携を推進するための基盤（共創コンソーシアム）を設置し、勉強会、ワークショップ、ワーキンググループ等の取組を通じて共同研究の促進を図り、県内企業の研究開発力向上を図る。</p> <p>(5) 企業人材育成事業</p> <p>拡充事業（委託事業）</p> <p>(6) 企業と大学の共同研究による研究室学生派遣事業 (7) 産学連携スタート補助金事業</p>		
法令・条例・要綱等	中小企業振興計画		
主な財源	地方創生推進交付金、再エネ基金		
令和3年度予算	1億154万9000円	令和3年度決算 (執行率)	9583万9422円 (94%)

(監査結果)

【財務事務の合规性 A **B** C D】

1 中小企業振興計画は、「(4) Society 5.0の時代に対応するイノベーションの推進」として下記の施策を掲げている。

記

③ 企業と大学との共同研究センターを核とした県内企業の研究開発力向上等への支援

- ・県内企業と大学等との連携を包括的にコーディネートする新たな組織として岡山大学内に設置した「岡山県企業と大学との共同研究センター」を核として、同センターに配置したコーディネーター等により企業と大学等とのマッチングや共同研究開発等を促進し、県内中小企業の技術開発力や企画提案力の向上による飛躍的成長を図る。
- ・県内の産業振興につながるモデル的な取組となり得る次世代電池やAI・IoT、自動車軽量化などのテーマについて、複数の企業と複数の研究者が面的に連携して共同研究開発を行う共創コンソーシアムの設置、運営等を支援する。

以上

本事業は、県内の企業と大学との連携を組織的にコーディネートする拠点を大学に設置し、大学が積極的に地域産業と向き合うための仕組みを構築することで、大学など高等教育機関の活用により新たな技術課題に対応しながら、成長・発展を目指す企業を支援すること等を目的としており製品の開発や販路拡大による中堅企業への成長を促すことを目的とするものであり、上記の中小企業振興計画が定める企業と大学等とのマッチングや共同研究開発等を促進し、県内中小企業の技術開発力や企画提案力の向上による飛躍的成長を図るという目的に合致する。

2 また、財務事務の執行について、本事業は、委託事業と県直営事業からなり、委託事業は産業振興財団に委託され、かかる委託の手続きは、随意契約とされている。

なお、随意契約とされた理由は、「本業務では、県内企業が大学等の知見を活用して、技術開発から事業化に至るまでそれぞれの段階に応じた相談や助言等の支援を行う必要があるが、そのためには、受託者が県内企業や大学等の研究開発動向を把握していること、また、他の研究機関・大企業との連携や国等の各種研究開発支援制度に精通していることが契約の目的を達成するために必須である。したがって、県内企業と幅広いつながりを有し、他の産業支援機関との連携体制を構築することができる県内の産業支援機関等、本事業の目的を達成できる資質を有する者と契約をする必要があり、単純な価格競争による競争入札では、適切な委託先の選定については事業目的の達成が実現できないため」とされている。

なお、随意契約の締結に先行して、本事業の受託者を公募する手続きが取られているが、応募者はなく、上記のとおり、随意契約が締結されるに至っている。

この点、本事業は大学と企業のマッチングを支援の内容とするものであり、単に

企業だけではなく大学との関連性を有することが求められることに鑑みると随意契約によることについても合理性が認められるうえに、公募も手続きが先行して取られていることから、財務事務の執行手続きにおいて、不当、違法とはいえない。

また、県直営事業についても、手続きについて問題となる点は認められなかった。

さらに、補助金の交付について、「地方創生推進交付金実施計画」に基づき補助金が支給されていることを確認した。

これらの点を考慮して、本事業の財務事務の合规性の評価をBとした。

【事業の有効性 A B **C** D】

監査の過程において、令和3年度の事業実績を確認したところ、下記のとおりであった。

記

- ・おかやま次世代電池共創コンソーシアム19機関（16企業、1大学、2団体参加）、共同研究契約3件成立
- ・おかやまAI・セキュアIoT共創コンソーシアム40機関（32企業、5大学、高専等3団体）、共同研究契約5件成立
- ・おかやま自動車要素技術共創コンソーシアム30機関（23企業、5大学、高専等2団体）、共同研究契約0件成立
- ・企業人材育成事業として岡山大学において、「おかやまIoT・AI・セキュリティ講座」を実施し30名、岡山県立大学において「おかやま組込みシステム・AI講座」を実施し、31名が受講。

以上

なお、各事業の効果測定について確認したところ、企業人材育成事業において、岡山大学の受講者のうち10名、岡山県立大学の受講者のうち16名からアンケート回答を得たこと、補助金の効果について「大学等との共同研究をしたことがない中小企業が、当事業を活用して共同研究を行い、別添のとおり事業実績報告があった。大学は、主に基礎研究を行う機関であるため、目に見える成果は出づらいが、(株)日ノ出化工の案件で、共同研究の成果が新聞掲載されたり、(株)賀陽技研の案件で、研究室の学生が日本塑性加工学会中国・四国支部の学生研究発表会において優秀プレゼンテーション賞を受賞するなど、特徴的な取り組みがあった。」との回答を得た。

以上のとおり、本事業によって、一定の成果があるといえ、事業の有効性があることは認められる。

もともと、企業人材育成事業において、岡山大学及び岡山県立大学受講者はいずれも30名であって、アンケートの回収率は50%に満たない。

これらの点を考慮して、本事業の有効性の評価をCとした。

他方で、監査の過程において、補助金の交付による効果について確認したところ、経済的効果に関する指標は設けていないものの、産学連携等に向けたマッチング支援件数及び大学等の共同研究件数を事業効果の指標として取り入れているとのことであり、令和元年以降のマッチング支援件数及び大学等の共同研究件数は下記のとおりである。

記

年度	マッチング支援件数	共同研究等成立件数
令和元年	26件	0件
令和2年	39件	13件
令和3年	44件	31件(8)
令和4年	41件	27件(4)

*令和元年は10月～3月まで、令和4年は4月～9月までの実績

() 内数で、産学連携スタート補助金(令和3年度開始)に係る件数

以上

上記のとおり、補助金の交付によってマッチング支援件数及び共同研究成立件数が一定程度認められることから、補助金交付について、事業の有効性を認めることができると考える。

【意見1-8】企業人材育成事業のアンケート回収率を高める方策を検討すべきである。

前記のとおり、企業人材育成事業のアンケート回収率は全体で50%に満たない。アンケートは事業内容の見直し等事業の有効性を高めるための有効な手段となることから、同事業のアンケートの回収率を高める方策を検討すべきである。

【事業の効率性 A B C D】

本事業の効率性について、問題となる点は認められなかったため、その評価をBとした。

3 EV関連技術対応促進事業

【概要】	担当部署	産業振興課	
事業目的	フランス、イギリスなどの諸外国が、ガソリン車からEVへ転換する方針を示し、EVの普及に向けた動きが急激に加速する中、県内自動車関連企業が、EVの普及により新たに必要となる部品の製造や技術に対応できるよう岡山県自動車関連企業ネットワーク会議とも連携し、次世代技術の情報発信セミナーの開催や、EV等の構造研究を実施し、企業の技術開発を後押しする。		
事業内容	<p>1 EV+α情報発信セミナー EVを含めCASEなど、次々と次世代技術に移行しており、EVを含めた最新情報を学ぶセミナーを開催する。 〈セミナーの内容〉 (1) 燃料電池車に関するセミナー (2) バッテリーEVに関するセミナー</p> <p>2 EV+αの構造研究等 EV+αの構造研究等を行い、当該車両に用いられている技術的特徴を把握し、得られた知見を元に、自社保有技術の向上や自社製品の開発につなげる。 また、県内サプライヤーの技術向上や製品開発をより一層促進するため、自動車メーカーやメガサプライヤーの技術者、大学の教授等を研究段階やフォローアップ段階で県内サプライヤーに派遣する。</p>		
法令・条例・要綱等	中小企業振興計画		
主な財源	再エネ基金		
令和3年度予算	1672万1000円	令和3年度決算 (執行率)	1639万4000円 (98%)

(監査結果)

【財務事務の合规性 A B C D】

1 中小企業振興計画は、「(4) Society 5.0の時代に対応するイノベーションの推進」として下記の施策を掲げている。

記

④ EVシフトへの対応

- ・EVシフトや、EVを含めたCASEなど自動車産業の開発環境のめまぐるしい変化に県内自動車関連企業が対応できるよう、EVや次世代自動車に係

る情報発信セミナーや車両の構造研究、人材育成のための研修等を実施する。※CASE：EVシフトの背景にある社会変化・技術変化の動きで、Connected（コネクテッド）、Autonomous（自動運転）、Shared（シェアリング）、Electric（電動化）の頭文字を合わせたもの

- ・ビジネス環境変化への対応に取り組む県内自動車関連企業に技術開発や人材育成、販路開拓等の専門家を派遣する産業支援機関に対し支援を行う。
- ・EVシフト等によりさらに必要とされる軽量化や静音化など、県内自動車関連企業が行う研究開発を支援する。

以上

本事業は、EVを含めた最新情報を学ぶセミナーを開催するとともにEV+ α の構造研究等を行うことで、企業の技術開発を後押しすることを目的としており、中小企業振興計画が定めるイノベーションの推進を図るものであって、その目的は計画に合致する。

- 2 また、財務事務の執行について、本事業は、産業振興財団に委託されており、かかる委託の手続きは、随意契約とされている。なお、随意契約とされた理由は「本事業について参加意思確認及び提案を求める公告を行ったところ、同財団以外から提案がなく、また、同財団から提出された提案書の内容を審査したところ、適切であると認められたため」委託契約を締結するとされている。

この点、本事業の内容について、提案を求める公告がなされたうえで、産業振興財団以外に提案が無かったことを踏まえると、随意契約によることについてやむを得ないといえる。

これらの点を考慮して、本事業の財務事務の合規性の評価をBとした。

【事業の有効性 A B D】

監査の過程において、本事業の内容として、EV+ α 情報発信セミナー及びEV+ α の構造研究等がそれぞれ開催され、一定数の参加者があり、事業実施後にアンケート調査を実施しており、参加者の評価は概ね良好であったため、セミナー等の開催について、有効性を認めることができる。

もっとも、燃料電池車に関するセミナーのアンケート回答数は153名の参加中41名からの回答にとどまっており、より多くの参加者の意見を収集し、改善に繋がられるようアンケートの回答率向上が必要と考える。

この点を考慮して、本事業の有効性の評価をCとした。

【意見1-9】 セミナーについてアンケートの回答率を向上させる施策を検討すべきである。

前記のとおり、より多くの参加者の意見を収集し、改善に繋げられるようアンケートの回答率を向上する施策を検討すべきである。

【事業の効率性 A B C D】

自動車関連企業への支援については、人材育成、研究開発、生産管理、販路開拓といった企業活動の各段階を支援しており、関連する事業と一体的に事業を実施することで、効率的・効果的な事業を実施している。

この点を考慮して、本事業の効率性の評価をBとした。

第5 先端技術による地域産業の強化・支援

1 新技術・新製品研究開発支援事業

【概要】	担当部署	産業振興課	
事業目的	<p>ビジネス環境の激しい変化に伴い、ものづくり企業の研究開発の必要性はさらに高まっている。令和2年度に産業振興財団が実施した県内中小企業へのアンケートでは、43社（82.7%）が「研究開発に取り組んでいる」と回答しているが、研究開発の課題解決のために必要な支援として、36社（69.2%）が「研究開発補助金」を挙げている。新技術・新製品の研究開発は、ものづくり企業にとって競争力の源泉であり、支援に対するニーズも大きい。</p> <p>そこで、新技術・新製品の研究開発に対する補助金の交付によることで継続的な支援を行っていくことを目的とする。</p>		
事業内容	<p>研究開発は複数年に及ぶことが多く、単年度予算での事業実施は困難であるが、ファンドを造成することにより、切れ目のない研究開発支援を行うことができる。</p> <p>事業化率の向上及び事業化までの時間短縮に向けては、研究開発の計画段階から、大学等との連携など、より実現可能性の高い計画となるよう支援するほか、研究開発支援期間終了後も、川下企業とのマッチング等により、早期の製品化を図る。</p> <p>本事業では、従前、機械装置購入の有無により「一般型」と「小規模型」に分かれていた支援区分を統合し、より活用しやすい制度とすることで、研究開発時に想定困難な社会情勢の変化への対応など、将来を見据えた支援に引き続き取り組む。</p> <p>これらに加え、コーディネーターによる採択後のフォローアップを充実させるなど、より効果的な仕組みを構築し、県内中小企業の技術・製品の高付加価値化と県内産業の振興を図る。</p>		
法令・条例・要綱等	中小企業振興計画		
主な財源	一般財源		
令和3年度予算	5000万円	令和3年度決算 (執行率)	5000万円 (100%)

(監査結果)

【財務事務の合規性 A B C D

- 1 中小企業振興計画は、「(5) 先端技術による地域産業の強化・支援」として下記の施策を掲げている。

記

① 研究開発の支援

- ・企業の新技術・新製品の研究開発等を支援するため、各支援機関等と連携し、国等の競争的研究開発資金の獲得や県支援制度である「きらめき岡山創成ファンド」の活用を推進する。

以上

本事業は、補助金の交付によることで新技術・新製品の研究開発を継続的に支援する目的であり、中小企業振興計画が定める「研究開発の支援」を実施するものであって、その目的は計画に合致する。

- 2 また、財務事務の執行について、本事業は、「新技術・新製品研究開発支援事業補助金交付要綱」に基づいて補助金が支給されており、資料からは支給の過程において、特段問題となる点は認められなかった。

したがって、本事業の財務事務の合规性の評価をBとした。

【事業の有効性 A **B** C D】

監査の過程において、きらめき岡山創生ファンド支援事業の実績を確認したところ、下記のとおりであった。

記

(単位：件、千円)

	助成件数 A	事業化件数 B	事業化率 B/A	総助成額 C	総売上高 D	効果率 D/C	助成額平均 C/A
研究開発	145	52	35.9%	941,362	5,358,538	569%	6,492
FS調査	28	5	17.9%	12,605	13,450	107%	450
販路開拓	62	54	87.1%	42,080	11,114,991	26,414%	679
全体	235	111	47.2%	996,047	16,486,979	1,655%	4,238

この点、令和3年度の報告によれば、効果率が1655%であって、交付された補助金によって売上が約17倍になるという効果があり、一定の事業の有効性を認めることができる。

また、本事業の目的は、新技術・新製品の研究開発にあるところ、売上の増加の大部分は販路開拓によるもののほか、研究開発に対する効果率も569%となっている。

新製品に関する研究開発は、必ずしも成功するものではないうえに、開発に時間を要するところ、本事業に基づく補助金の交付によって、単に会社の業績を上げるだけでなく、研究開発にも一定の効果が認められている。これらの点を考慮し

て、本事業の有効性の評価をBとした。

【事業の効率性 A B C D】

本事業の効率性について、特に問題となる点は認められなかったため、その評価をBとした。

2 金属加工製品の環境対応・高機能化を可能とする製造プロセス技術の開発

【概要】	担当部署	工業技術センター	
事業目的	<p>アジア圏域での「ものづくり」の技術水準が高度化する中で、国際競争力を強化していくためには、技術開発力を高め、製造技術を継続的に改善していくとともに、リサイクル技術や製品の長寿命化につながる技術開発、及び高度な品質保証技術に対する対応が求められている。</p> <p>県内の中小企業では、景気の回復基調に伴う人材不足が表面化しており、技術力の向上に向けた製品開発、製造工程改善に人材を割くことが困難な状況にある。そうしたなか、本研究では企業と共同で研究開発に取り組み、新製品、新技術の実用化を図ることで県内産業の振興を目指す。また、リサイクル技術や製品の長寿命化及び加工技術の高度化による廃棄材料の削減は、環境負荷低減に直結するため、金属加工製品のリサイクル性、小型軽量性、耐久性の向上を目的に、素材及び製造プロセス技術の開発に取り組む。これにより、国際競争力のある高機能・高付加価値金属製品の開発、及び「ものづくり」生産技術の高度化を図る。</p>		
事業内容	<ol style="list-style-type: none"> 1 レアメタルを含む難加工材料のリサイクル材や再溶解材を出発原料として、鍛造熱処理技術による成型手法を検討し、微細構造を解析・制御することで、高品位な組織制御技術の確立を目指す。これにより、機械的特性や耐食性を向上させて、市場に出る製品の長寿命化、軽量化を図る。 2 新型高張力鋼版に対応したホットプレス工法の開発に取り組み、自動車構造部材の低コストな加工方法を確立する。 3 異なる手法を複合化させた新規なコーティング技術を応用し、金型や射出成形用部品等の金属製品の表面を改質し、製品の長寿命化を図るとともに、成型不良による産業廃棄物の削減を目指す。 		
法令・条例・要綱等	工業技術センター条例、中小企業振興計画		
主な財源	諸収入・産廃税（繰入金）		
令和3年度予算	1083万4000円	令和3年度決算 (執行率)	805万6289円 (74%)

(監査結果)

【財務事務の合规性 A B C D】

- 1 中小企業振興計画は、「(5) 先端技術による地域産業の強化・支援」として下記の施策を掲げている。

記

① 研究開発の支援

- ・工業技術センターにおいて、技術動向や県内の産業動向、企業ニーズを踏まえた研究開発の推進とタイムリーできめ細かい技術支援に努め、企業の技術的課題の解決、技術力の向上を図る。なかでも、次世代自動車分野での県内企業の製造加工技術の高度化等を強力に支援する。

以上

本事業は、新製品、新技術の実用化を図ることで県内産業の振興を目指すため、工業技術センターにおいてリサイクル技術の確立や製品の長寿命化及び加工技術の高度化による廃棄材料の削減等を目的としており、中小企業振興計画が定める「研究開発の支援」を実施するものであって、その目的は計画に合致する。

- 2 また、財務事務の執行について、本事業は、主に需用費として支出されており、特段問題となる点は認められなかった。

したがって、本事業の財務事務の合規性の評価をBとした。

【事業の有効性 A B C D】

工業技術センターは、鋳工業に関する相談指導、研究、試験等を行い、鋳工業の生産技術の向上とその成果の普及を図るために設置された機関であり、専門的な知見を集約して、鋳工業生産技術の向上及び普及に必要な業務を行うこと等を目的とする機関である。

本事業内容は、科学技術に関する専門的な知見を有することが不可欠であり、工業技術センターが遂行することに合理性が認められる。

また、令和3年度の岡山県工業技術センター報告第48号によれば、「ICP支援スパッタリング法を用いたNi-Cr窒化膜の作製」等の報告がなされており、事業内容に合致する研究報告がなされている。

これらの点を考慮して、本事業の有効性の評価をBとした。

【事業の効率性 A B C D】

本事業は、企業の技術的課題の解決、技術力の向上を図るための研究開発の支援であるところ、監査の過程において、研究内容や成果及び費用対効果等の検証状況について確認した。

本事業の成果については、試験研究評価に関する指針に基づいて外部評価委員会を通じて有識者による客観的な評価がなされており、令和3年度の評価結果は、各評価項目について5段階評価（5が高評価であり、1が低評価）のうち概ね5又は

4の評価を得ていたことを確認した。

このように、本事業の費用対効果の検証がなされており、次年度以降の検証に生かされていることから、これらの点を考慮して、本事業の効率性の評価をBとした。

3 ものづくりの高度化に向けた計測技術の開発

【概要】	担当部署	工業技術センター	
事業目的	<p>製造現場では国際競争が激化し、生産性の向上とともに製品の高付加価値化が求められている。その対策の一つとして、各機器の状態を監視し、異常診断や運転管理の高度化を図ることが有効と考えられている。しかし、センサの設置制限のため、真に必要な情報を取得できないという問題が生じている。そこで、本研究ではものづくりの高度化に向け、直接測定できない必要な情報を周辺の複数センサの信号から求める計測技術を開発することを目的とする。</p> <p>また、製造現場へのIoT導入の検討が進められるとともに、異常診断や運転管理技術の高度化への関心が高まっており、かかるIoTへの対応を支援するため企業と共同で技術の実用化に取り組むことを目的とする。</p>		
事業内容	<p>生産性の向上とともに製品の高付加価値を図るためには、ものづくりの現場で活躍する製造装置や生産品の状態を監視し、異常診断や運転管理の高度化を図ることが有効と考えられている。しかし、センサの設置制限のため、真に必要な情報を取得できないという問題が生じていることから、直接測定できない必要な情報を周囲の複数センサの信号から求める計測技術を開発する。</p> <p>具体的には、複数センサによる計測手法の検討を行い、次に得られた信号から必要な信号を抽出する信号処理法を確立する。主に、取り組む研究対象としては、機械加工の工具先端に加わる力及び食品乾燥機に設置した乾燥物の品温及び水分量の計測技術を中心に開発を進める。</p>		
法令・条例・要綱等	工業技術センター条例、中小企業振興計画		
主な財源	諸収入、一般財源		
令和3年度予算	615万円	令和3年度決算 (執行率)	518万2769円 (84%)

(監査結果)

【財務事務の合规性 A B C D】

1 中小企業振興計画は、「(5)先端技術による地域産業の強化・支援」として下記の施策を掲げている。

記

① 研究開発の支援

- ・工業技術センターにおいて、技術動向や県内の産業動向、企業ニーズを踏まえた研究開発の推進とタイムリーできめ細かい技術支援に努め、企業の技術

的課題の解決、技術力の向上を図る。なかでも、次世代自動車分野での県内企業の製造加工技術の高度化等を強力に支援する。

以上

本事業は、各機器の状態を監視し、異常診断や運転管理の高度化を図る研究及びIoTへの対応を支援するため企業と共同で技術の実用化に取り組むことを目的としており、中小企業振興計画が定める「研究開発の支援」を実施するものであって、その目的は計画に合致する。

2 また、財務事務の執行について、本事業は、主に需用費として支出されており、特段問題となる点は認められなかった。

したがって、本事業の財務事務の合規性の評価をBとした。

【事業の有効性 A **B** C D】

前記のとおり、工業技術センターは、専門的な知見を集約して、鋳工業生産技術の向上及び普及に必要な業務を行うこと等を目的とする機関である。

本事業の遂行には、科学技術に関する専門的な知見を有することが不可欠であり、工業技術センターが遂行することに合理性が認められる。

また、令和3年度の岡山県工業技術センター報告第48号によれば、「加速度信号からの構造物に作用する力とトルクの推定」等の報告がなされており、事業内容に合致する研究報告がなされている。

これらの点を考慮して、本事業の有効性の評価をBとした。

【事業の効率性 A **B** C D】

本事業については企業の技術的課題の解決、技術力の向上を図るための研究開発の支援であって、成果が上がるまでに長期間を要する特徴がある。

このような本事業の成果については、前項と同じく、試験研究評価に関する指針に基づいて外部評価委員会を通じて有識者による客観的な評価がなされており、令和3年度の評価結果は、各評価項目について5段階評価（5が高評価であり、1が低評価）のうち概ね5又は4の評価を得ていたことを確認した。

このように、本事業の費用対効果の検証がなされており、次年度以降の検証に生かされていることから、これらの点を考慮して、本事業の効率性の評価をBとした。

4 実践的オープンイノベーション促進事業

【概要】	担当部署	産業振興課	
事業目的	<p>今後、成長が見込まれる新エネルギー・次世代エレクトロニクス・I o T・A I 関連分野等の次世代産業分野への県内企業の参入を促進するため、平成22年度に設置した「おかやま電池関連技術研究会」（平成28年度から「おかやま次世代産業関連技術研究会」に改称）を通じて、同分野の最新の技術・市場動向に係る情報発信をすることを目的とする。</p> <p>また、近年、企業では、迅速、効率的または革新的な研究開発が求められており、社外技術等のリソースを活用するオープンイノベーションの取組が重視されていることに鑑み、県内企業のオープンイノベーションの取組を促進するため、同分野で先導的な活動を行っている企業が自社のニーズを県内企業へ発信する場の提供や、“パワー半導体” “フレキシブルデバイス” などの分野別に県内中小企業のグループを組織し、専門家等の助言を基に参加企業等の連携等により開発された新たな製品・技術を川下企業である大企業に対し提案することを目的とする。</p> <p>さらに、令和2年度から“I o T・A I” 及び“次世代電池” 分野の研究会を「大学と連携した地域産業振興事業」（以下、「大学連携事業」という）における「出会いの場」（共同研究の第一歩）と位置づけ、企業と大学との共同研究開発へと繋がるようオープンイノベーションの取組を強化することを目的とする。</p>		
事業内容	<p>次世代産業関連分野における技術動向を紹介する場を設け、県内企業の同分野への参入意欲を醸成する。</p> <p>また、同分野の研究開発で先導的な活動を行っている企業が自社の求めるニーズを県内企業へ発信する場（ニーズ発信会）を開催し、県内企業のオープンイノベーションへの取組を支援するとともに、県内中小企業の技術者が自社以外の企業の技術者と研究開発における課題についてオープンに議論し、また、大学等の研究者と議論できる場（分野別研究会）を設け、これまでより実践的な形でオープンイノベーションの取組を支援し、企業の稼ぐ力の向上につなげる。</p>		
法令・条例・要綱等	中小企業振興計画		
主な財源	地方創生推進交付金、再エネ基金		
令和3年度予算	980万9000円	令和3年度決算 (執行率)	455万5000円 (46%)

(監査結果)

【財務事務の合规性 A **B** C D】

- 1 中小企業振興計画は、「(5) 先端技術による地域産業の強化・支援」として下記の施策を掲げている。

記

② オープンイノベーション等の推進、科学技術の振興による地域産業の高付加価値化

- ・ 中小企業・小規模事業者のオープンイノベーションへの取組を支援し、大学等との共同研究や、他企業などとの連携による市場ニーズに即した製品の迅速で低コストな開発を促進する。

以上

本事業は、新エネルギー・次世代エレクトロニクス・IoT・AI関連分野等の次世代産業分野への県内企業の参入を促進することなどを目的としており、中小企業振興計画が定める「研究開発の支援」を実施するものであって、その目的は計画に合致する。

- 2 また、財務事務の執行について、本事業は、産業振興財団に委託されており、かかる委託の手続きは、随意契約とされている。なお、随意契約とされた理由は「本事業について参加意思確認及び提案を求める公告を行ったところ、産業振興財団以外から提案が無く、提案書の内容も適切であることから、当該財団と随意契約を締結する。」とされている。

この点、本事業の内容について、提案を求める公告がなされたうえで、産業振興財団以外に提案が無かったことを踏まえると、随意契約によることについてやむを得ないといえる。

なお、公募に係る仕様書の業務内容には「(1) コーディネーターによる共同研究開発から事業化までの一貫した伴走支援」、「(2) 実践オープンイノベーション促進事業の運営」及び「(3) その他、大学と連携した地域産業振興事業との連携、次世代産業分野における産学官連携、オープンイノベーション等に関すること」とされており、本事業(予算980万9000円)以外に次世代産業研究開発産学官連携強化事業(予算額:1286万9000円)を併せて委託されており、その委託金額は1953万0159円とされている。

監査の過程において、本事業を別の事業と一括して委託しなければならない必要性について確認したところ、本事業は、コーディネーター人件費を計上する「次世代産業研究開発産学官連携強化事業」、研究開発補助事業を行う「次世代産業研究開発プロジェクト創成事業」、セミナー等の開催費及び事務員人件費を計上する本

事業の3つの事業から構成しているが、そのうち県が直接運営する補助事業部分等を除く部分を委託しているところ、県内中小企業が次世代産業分野に取り組むには、人材・情報・資金など課題が段階的に生じることから、専門性の高い分野の知見と人脈を有する1人のコーディネーターが「次世代産業育成事業」全体の要となり、事業をつなげて運営するスキームとなっているため、事業を一括して委託することが必要であるとの説明を受けた。

このように、本事業を他の事業と一括して委託することについて、一定の合理性を認められると思われることから、本事業の財務事務の合規性の評価をBとした。

【事業の有効性 A B **C** D】

本事業の期待される事業効果は①開発ニーズの把握が困難である次世代産業分野に参入意欲のある県内企業に対して、最新の技術動向や川下企業のニーズ発信を行うことにより、ニーズ等を踏まえた研究・技術開発やビジネスマッチングが可能となること、②分野別の研究グループを組織し、自社以外の企業の技術者との意見交換や知見者からの助言等を受けることにより、自社の強みを基にした開発テーマの抽出等が可能になるほか、参加企業間で連携した開発も見込まれること及び③大学連携事業では、企業と大学との「出会い」、「協調（個別連携）」と産官学連携のステージを上げて県内企業の成長を促すことにより、将来的に「共創（面的連携）」として想定する複数の企業と複数の研究者による共同研究開発が可能となることとされていた。

監査の過程において、「実践的オープンイノベーション促進事業における令和3年度の事業効果」及び「実践的オープンイノベーション促進事業の運営」等の事業に関する報告書を確認した。

かかる資料によれば、令和3年度のマッチング支援の結果、10社が新技術・新製品研究開発を実施したこと、2回の技術セミナーが開催されたこと及びオープンイノベーション研究会が開催されたことを確認した。

上記の事業の内容は、本事業の目的に沿ったものであって、事業の有効性は認められる。

また、事業実施後にアンケート調査を実施しており、参加者の評価は、大部分が内容が「大変役に立った」や「役に立った」と回答する等、概ね良好であったことを確認した。

もっとも、技術セミナーや研究会の参加者のアンケートの回収率は概ね50%程度であった。

確かに、ウェブ会議による参加の場合には、アンケートの回収に困難が伴うことは理解できるものの、公金を投入し、参加者は無料で参加することが可能なセミ

ナーにおいては、アンケートには積極的に協力すべきであって、相当程度の回答を得るべきであると考えます。

これらの点を考慮して、本事業の有効性の評価をCとした。

【意見1-10】技術セミナー及び研究会においてアンケートの回収率を向上することを検討すべきである。

前記のとおり、本事業の技術セミナー及び研究会の効果検証を実施するにあたっては、アンケートは有効な手段となり得るうえに、事業が有効であることを示す資料となることから、参加者に対するアンケートの回収率を現状よりも向上する施策を検討すべきである。

【事業の効率性 A B C D】

本事業の効率性について、特に問題となる点は認められなかったため、その評価をBとした。

5 ものづくり支援関連施設における機器整備

【概要】	担当部署	工業技術センター	
事業目的	<p>岡山県では、「マイクロものづくり企業のさらなる発展に向けて一平成29年度～平成32年度の活動の方針」に基づき、県内の優れたものづくり技術の集積を生かし、産官学の連携により、「研究開発」、「販路開拓」、「金融」、「人材育成・確保」及び「情報発信」を柱とした企業支援に取り組んできた。工業技術センターや岡山セラミックスセンターでは、ものづくり企業からの依頼試験や、企業との共同研究などを行っているが、近年の技術の進展には目覚ましいものがあり、工業技術センターや岡山セラミックスセンターの現有の設備では対応が困難な課題等が増加してきている。</p> <p>そこで、ものづくり企業の研究開発の支援等を行う工業技術センター及び岡山セラミックスセンターにおいて、研究開発を効率的、効果的に推進するために必要となる高度分析機器、高度計測機器等のメンテナンス等の保守作業を実施することを目的とする。</p>		
事業内容	<p>高度分析機器、高度計測機器等を整備、設置し、既存の設備と一体的に活用することによって、研究開発を効率的、効果的に推進するためには、高度分析機器、高度計測機器等の定期的なメンテナンス等の保守作業が必須であることから、既存の機器のメンテナンス等の作業を実施する。</p>		
法令・条例・要綱等	工業技術センター条例、中小企業振興計画		
主な財源	国庫金		
令和3年度予算	1422万9000円	令和3年度決算 (執行率)	1414万8079円 (99%)

(監査結果)

【財務事務の合规性 A B C D】

1 中小企業振興計画は、「(5)先端技術による地域産業の強化・支援」として下記の施策を掲げている。

記

② オープンイノベーション等の推進、科学技術の振興による地域産業の高付加価値化

- ・ 高度な研究機器等を整備することが難しい中小企業・小規模事業者の研究・試作品開発を支援するため、工業技術センターや岡山セラミックスセンターなどにおいて、中小企業・小規模事業者のニーズを踏まえた設備の整備に努

め、開放利用等を行う。

以上

本事業は、工業技術センター及び岡山セラミックスセンターにおいて、高度分析機器、高度計測機器等を整備するとともに、既存の機器のメンテナンス等の保守作業を実施することを目的としており、中小企業振興計画が定める「研究開発の支援」を実施するものであって、その目的は計画に合致する。

- 2 また、財務事務の執行について、本事業は、機械の保守を委託されており、かかる委託の手続きは、一般競争入札とされており、その手続きに問題となる点は認められなかった。

これらの点を考慮して、本事業の財務事務の合規性の評価をBとした。

【事業の有効性 A B C D】

本事業の内容は、高度分析機器、高度計測機器等を整備、設置し、既存の設備と一体的に活用すること及び既存の機器のメンテナンス等の作業を実施することにある。

監査の過程において、令和3年度の設備の利用実績は7251件であったこと及び各種機器のメンテナンスが委託の方法によって実施されていることを確認した。

このように、本事業の目的に沿って事業が執行されていることから、本事業の有効性の評価をBとした。

【事業の効率性 A B C D】

本事業の委託は、一般競争入札の方法によってなされており、委託料が特に高額となっている等の事情は認められなかったことから、本事業の効率性の評価をBとした。

第6 企業を支える産業人材の育成・確保

1 自動車関連人材等育成事業

【概要】	担当部署	産業振興課	
事業目的	<p>県内サプライヤーのEVシフトに対応した技術開発を後押しするため、自動車メーカーに勤務経験がある自動車コーディネーターが中心となり、技術開発を推進する人材を育成することを目的とする。</p> <p>また、EVシフトによる部品数の減少に、県内サプライヤーが全て対応できるよう自社が有する技術を的確に把握し、異業種に展開を図り、持続的な成長を支援することを目的とする。</p>		
事業内容	<p>1 技術者育成事業 自動車コーディネーターが中心となり、技術開発を推進する人材育成塾を運営する。具体的には、自動車コーディネーターが自動車メーカー勤務での経験や知識をベースに、技術開発に必要なテーマに対して、自社及び他社の違いなどを議論し、聞くだけのものから、考えて意見交換会を行う形式で育成を行う。</p> <p>また、県内サプライヤーから10社程度の参加を募り、1年間を通じて自社で開発を推進する人物を育成する。</p> <p>2 異業種展開支援事業 異業種への展開事例を紹介するセミナーや、自社の強み・弱みを分析するワークショップ、専門家派遣の実施により異業種展開を支援する。</p>		
法令・条例・要綱等	中小企業振興計画		
主な財源	地方創生臨時交付金		
令和3年度予算	896万3000円	令和3年度決算 (執行率)	698万4000円 (77%)

(監査結果)

【財務事務の合规性 A B C D 】

- 1 中小企業振興計画は、「(4) Society 5.0 の時代に対応するイノベーションの推進」として下記の施策を掲げている。

記

④ EVシフトへの対応

- ・EVシフトや、EVを含めたCASEなど自動車産業の開発環境のめまぐるしい変化に県内自動車関連企業が対応できるよう、EVや次世代自動車に係

る情報発信セミナーや車両の構造研究、人材育成のための研修等を実施する。

※CASE：EVシフトの背景にある社会変化・技術変化の動きで、Connected（コネクテッド）、Autonomous（自動運転）、Shared（シェアリング）、Electric（電動化）の頭文字を合わせたもの

- ・ビジネス環境変化への対応に取り組む県内自動車関連企業に技術開発や人材育成、販路開拓等の専門家を派遣する産業支援機関に対し支援を行う。
- ・EVシフト等によりさらに必要とされる軽量化や静音化など、県内自動車関連企業が行う研究開発を支援する。

(6) 企業を支える産業人材の育成・確保

① 企業を支える人材の育成

- ・次世代自動車等について、より高度な技術が求められることを踏まえ、切削、設計、自動化などの技術の高度化を図ることにより、企画提案型企业への転換等、企業の競争力の強化を図る。

以上

本事業は、自動車の技術開発を推進する人材を育成すること及びEVシフトによる部品数の減少に対し、県内サプライヤーが生き残れるよう支援することを目的としており、中小企業振興計画が定める「Society 5.0 の時代に対応するイノベーションの推進」及び「企業を支える産業人材の育成・確保」を実施するものであって、その目的は計画に合致する。

- 2 また、財務事務の執行について、本事業は、産業振興財団に委託されており、かかる委託の手続きは、随意契約とされている。なお、随意契約とされた理由は「本事業について参加意思確認及び提案を求める公告を行ったところ、同財団以外から提案がなく、また、同財団から提出された提案書の内容を審査したところ、適切であると認められたため」委託契約を締結するとされている。

この点、本事業の内容について、提案を求める公告がなされたうえで、産業振興財団以外に提案が無かったことを踏まえると、随意契約によることについてやむを得ないといえる。

これらの点を考慮して、本事業の財務事務の合規性の評価をBとした。

【事業の有効性 A B C D】

監査の過程において、本事業の実施状況に関する報告書を確認したところ、令和

3年度の本事業の内容は下記のとおりであった。

記

- 1 技術者育成事業「自動車関連企業開発人材育成塾」
 - ・内容：座学研修6回、実地研修4回
 - ・参加：6社13名

- 2 異業種展開支援事業
 - ・内容：事例紹介セミナー、ワークショップ、専門家派遣の実施
 - ・参加：事例紹介セミナー 22社37名
ワークショップ 4社9名
専門家派遣 2社8回

以上

本事業の目的は、自動車の技術開発を推進する人材を育成すること及びEVシフトによる部品数の減少に対し、県内サプライヤーが生き残れるよう支援することにあることから、本事業の内容である研修及び事例紹介セミナー等は本事業の目的を達成するといえ、事業に有効性が認められ、また事業実施後にアンケート調査を実施しており、参加者の評価は概ね良好であったことを確認した。

なお、アンケートの回答率は、自動車関連企業開発人材育成塾においては100%、異業種展開事業支援事業においては約50%であった。

この点、異業種展開事業支援事業においては、アンケートの回収率を高めるべきではあるものの、自動車関連企業開発人材育成塾においてはアンケートが100%回収されている点を考慮して、本事業の有効性の評価をBとした。

【事業の効率性 A B C D】

本事業の効率性について、特に問題となる点は認められなかったため、その評価をBとした。

2 デジタル人材育成事業

【概要】	担当部署		経営支援課
事業目的	<p>Society 5.0の目指す社会では、AI、IoT等のデジタル技術の利活用は不可欠であり、データとデジタル技術を用いて、新たなビジネスモデルや価値の創出により、競争力の強化を図る「デジタルトランスフォーメーション（DX）」について、経済産業省では、2025年までにDXが実現できないと、最大12兆円の損失が生じると試算（2025年の崖）しており、本県でも企業におけるデジタル化の取組は急務である。</p> <p>急速に進むデジタル化に対応し、産業の活性化を図るためには、県内中小企業のデジタル化への意識の全体的な底上げや、DXの着実な進展を図るため、デジタル人材を育成する必要がある。</p>		
事業内容	<p>中小企業内にデジタル人材を育成し、新事業創出・新商品開発による企業の生き残り・成長・発展を支援するための研修を対面研修とオンライン研修を交えながら実施する。</p>		
法令・条例・要綱等	中小企業振興計画		
主な財源	地方創生推進交付金、一般財源		
令和3年度予算	569万1000円	令和3年度決算 (執行率)	569万1000円 (100%)

(監査結果)

人材力強化支援事業の項において指摘したとおり、本事業は、人材力強化支援事業及びサービス産業人材育成事業と一括して、「おかやま産業人材育成塾」事業として、産業振興財団に委託されていることから、本事業の監査結果は、人材力強化支援事業と同じ内容となる。

3 NEXTものづくり自社ブランド製品創出事業

【概要】	担当部署	産業振興課	
事業目的	<p>県内ものづくり企業は下請けの中小企業が多いため、発注者の経営状況等の影響を受けやすく、また価格競争に巻き込まれやすい環境にある。令和元年度に県内ものづくり企業 159 社を対象にアンケートを実施した結果、76%の企業が自社製品の開発に関心が有り、自社製品の開発により他企業との差別化や付加価値の実現が図られ、下請けからの脱却や新たな市場の開拓につながることを期待できるとの回答があった。同アンケートの結果、県内ものづくり企業は、自社製品の企画開発に関心はあるものの、企画開発人材やノウハウの不足がネックとなり、販路・流通まで見据えた自社ブランド製品の開発に着手できない状況にあることが分かった。</p> <p>現在は、製品（商品）に対する消費者や顧客の価値観の多様化や要求の高度化が進み、性能や機能だけでなく、製品（商品）が持つ世界観を重視する顧客ニーズの高まり等、感性の面でも期待を超える価値を創出することが求められているが、デザインマネジメントを経営資源としてとらえて効果的・効率的に導入・運用し、企業価値を高めている県内ものづくり企業はまだ少ない。</p> <p>このような県内の状況を踏まえて、県内ものづくり企業の企業価値の向上を図るため、ターゲットや後の販路・流通も見定めた自社ブランド製品（商品）の企画開発を支援することを目的とする。</p>		
事業内容	<p>本事業内容は多岐にわたっているが、本項における監査の対象は、工業技術センターが執行する、下記の業務である。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>岡山ものづくり大学</p> <p>技術者の能力効用による企業の開発能力、技術向上を目的に、ものづくり企業の技術者を対象にしたセミナー（技術講習会）「岡山ものづくり大学」を12回程度開催する。</p>		
法令・条例・要綱等	工業技術センター条例、中小企業振興計画		
主な財源	地方創生推進交付金、一般財源		
令和3年度予算	55万9000円	令和3年度決算 (執行率)	25万5000円 (45%)

(監査結果)

【財務事務の合规性 A **B** C D】

- 1 中小企業振興計画は、「(6) 企業を支える産業人材の育成・確保」として下記の施策を掲げている。

記

① 企業を支える人材の育成

- ・工業技術センターにおいて、企業が求める喫緊の技術課題等をテーマとした講習会を開催するとともに、企業に出向き、ものづくりの基盤技術の解説や材料の評価方法、先端技術の動向等を分りやすく紹介する出前講座を実施する。

以上

本事業は、工業技術センターにおいて、ものづくり企業の開発能力、技術向上を目的に、中小企業振興計画が定める企業が求める喫緊の技術課題等をテーマとした講習会を実施するものであって、その目的は計画に合致する。

- 2 また、財務事務の執行について、本事業は、工業技術センターにおいて執行されており、その手続きに問題となる点は認められなかった。

これらの点を考慮して、本事業の財務事務の法規性の評価をBとした。

【事業の有効性 A B D】

監査の過程において、令和3年度の事業内容を確認したところ、おかやまものづくり大学として7回のセミナーが開催され、569人の参加者があったこと、企業訪問が実施されていること等を確認した。

このように、本事業の目的に沿った事業が執行されており、事業の有効性は認められる。

また、セミナーの受講者に対して、アンケートが実施されており、ほとんどの回答が満足度について「満足」又は「まずまず満足」と回答するとともに、今後の業務の役に立つかの質問に対し「役立つと思う」と回答している。

このように、セミナーの受講者の満足度は高く、事業の有効性を認めることができる。

もっとも、アンケートの回収率は、概ね30%にとどまっており、回収率が必ずしも高いといえない。

また、他団体と共催されたセミナーについては、アンケートが実施できないとのことであった。

本事業の有効性を客観的に明らかにするためにも、アンケートの回収率を上げることは重要であると思われることから、これらの点を考慮して、本事業の有効性の評価をCとした。

【意見1-11】おokayまものづくり大学に係るセミナーにおいてアンケートの回収率を向上することを検討されたい。

本事業のセミナーの内容は満足度も高いものの、アンケートの回収率は必ずしも高くはない。

令和3年度は、セミナーがオンラインで実施されており、従来の方式によるアンケートの取得は困難であるとの事情もあると思われるものの、今後セミナーの有効性を客観的に明らかにするために、アンケートの回収率を上げることを検討されたい。

【事業の効率性 A B C D】

本事業の効率性について、問題となる点は認められなかったため、その評価をBとした。

4 プロフェッショナル人材戦略拠点事業

【概要】	担当部署	経営支援課	
事業目的	<p>県内の中堅・中小企業では、企業の持続的な成長戦略を実現するため、新規事業の創出・既存事業の拡大・生産性の向上などをリードすることができる人材や、企業が抱える技術的な課題等を高度で専門的な知識・技術により解決する人材が求められているが、全国的な人材不足から、求める人材を確保することが困難となっている。</p> <p>そこで「岡山県プロフェッショナル人材戦略拠点」を設置し、県内の中堅・中小企業が持つ未活用の技術やノウハウなど潜在的可能性を積極的に掘り起こすとともに、プロフェッショナル人材の活用を推進することで、個々の企業の成長戦略を実現する。</p>		
事業内容	<p>岡山県プロフェッショナル人材戦略拠点に、マネージャー、サブマネージャー等を配置し、関係機関と連携を図りながら県内の中堅・中小企業に対し、新事業展開、経営改善等への意欲を喚起するとともに、プロフェッショナル人材活用の必要性を説得し、相談を受け、民間人材ビジネス事業者等への取り次ぎやその後のフォローアップ等を行う。</p>		
法令・条例・要綱等	中小企業振興計画		
主な財源	地方創生推進交付金、一般財源		
令和3年度予算	5282万4000円	令和3年度決算 (執行率)	4557万6000円 (86%)

(監査結果)

【財務事務の合规性 A B C D】

1 中小企業振興計画は、「(6) 企業を支える産業人材の育成・確保」として下記の施策を掲げている。

記

② 企業が必要とするプロフェッショナル人材等の確保

- ・企業の成長戦略を具現化するプロフェッショナル人材と企業とのマッチングを支援する。

以上

本事業は、県内の中堅・中小企業が持つ未活用の技術やノウハウなど潜在的可能性を積極的に掘り起こすとともに、プロフェッショナル人材の活用を推進することを目的とするものであり、中小企業振興計画が定める企業の成長戦略を具現化する

プロフェッショナル人材と企業とのマッチングを支援するという目的に合致する。

- 2 また、財務事務の執行について、本事業は、プロフェッショナル人材戦略拠点事業（本事業：委託料5946万5000円）及び首都圏ベテラン人材受入れ支援事業（252万1円）を一括して、産業振興財団に委託されており（委託料：2410万3671円）、かかる委託の手続きは、随意契約とされている。

なお、随意契約とされた理由は、「本事業は、県内一円を区域とする岡山県プロフェッショナル人材戦略拠点を設置し、中堅・中小企業が持つ未活用の技術やノウハウなど潜在的可能性を積極的に掘り起こすとともに、プロフェッショナル人材や大企業のベテラン人材の活用により、個々の企業の事業革新を図ることで企業の成長戦略を実現することを目的とする。このため、事業実施にあたっては、県内中小企業の経営課題に総合的に対応しており、県内企業の各種情報やニーズを把握・蓄積するとともに、中小企業支援に関し豊富な知識と経験を有する法人に委託することが望ましい。以上のことから、本委託事業は契約の性質及び目的が競争入札に適さない」とされている。

なお、随意契約の締結に先行して、本事業の受託者を公募する手続きが取られているが、応募者はなく、上記のとおり、随意契約が締結されるに至っている。

本事業は、二つの事業が一括して委託されているものの、その事業内容は、首都圏から経験のある人材を受け入れるものであり、事業内容の関連性は強いこと及び委託金額は、本事業の予算が大部分であること等を考慮すると、両事業を一括して委託することについて合理性を認めることができる。

また、事業内容から受託者が産業振興財団であることがふさわしいこと及び公告の手続きがとられており、他の事業者にも応札の可能性が与えられている。

これらの点を考慮して、本事業の財務事務の合規性の評価をBとした。

【事業の有効性 A **B** C D】

監査の過程において、本事業の事業報告書を確認したところ、令和3年度事業実績は下記のとおりであることを確認した。

記

- 1 岡山プロフェッショナル人材戦略協議会
 - ・ 4回開催
- 2 広報活動
 - ・ 金融機関連携プロジェクト覚書締結披露式の開催
 - ・ 副業兼業人材活用セミナー開催
 - ・ パンフレット改訂版5000部
 - ・ 岡山県しんきん合同Webビジネス交流会開催

- ・津山朝日新聞掲載
- ・おかやま産業情報へ事業PR広告、成約事例紹介

3 企業ニーズの発掘とマッチング

問い合わせ (内金融機関連携)	600件 (81件)	(累計 3579件)
企業訪問 (内金融機関連携)	547件 (73件)	(累計 2737件)
民間人材ビジネス事業者への取次ぎ (内金融機関連携)	132社 331名 (44社 96名)	(累計 830社 1567名) (内BK 49社 102名)
	内訳 〔企業プレゼン 52社 163名〕 〔メール配信 80社 168名〕	
年度末取次中件数		400社 787名
成約件数 (内金融機関連携)	60名 (8名)	(累計 285名) (内BK11名)
		外内定7名
副業兼業人材	取次件数	6件
	成約件数	2件
大企業連携	取次件数	2件 (累計 91件)
	協議件数	0件
	成約件数	2件 (累計 8件)
ベテラン人材受入れ	独自連携	0件 (累計 3社)
	取次件数	0件
	成約件数	0件

以上

以上の事業内容は、県内の中堅・中小企業が持つ未活用の技術やノウハウなど潜在的可能性を積極的に掘り起こすとともに、プロフェッショナル人材の活用を推進することで、個々の企業の成長戦略を実現するという目的に沿うものであって、有効性が認められる。したがって、本事業の有効性の評価をBとした。

【事業の効率性 A B C D】

監査の過程において、令和3年度の委託業務収支決算書及び月次報告シート等を確認した。上記の資料によれば、事業毎及び戦略拠点の人員毎に人件費が掲載されており、決算額が記載されているうえに、月次の事業報告書によって戦略拠点の人員の稼働状況が把握することができる。

このように、委託業務に対する委託金額の相当性を検証することが可能な状態にある。これらの点を考慮して、本事業の効率性の評価をBとした。

5 プロフェッショナル人材 I J U ターン 支援事業

【概要】	担当部署		経営支援課
事業目的	<p>県内中堅・中小企業へのプロフェッショナル人材の I J U ターン就職については、「岡山県プロフェッショナル人材戦略拠点」が民間人材ビジネス事業者と連携し、企業と人材とのマッチングに対する支援を実施しているところである。</p> <p>しかし、マッチングが成立し、企業が人材を雇用する際、その人材を紹介した民間人材ビジネス事業者へ高額な手数料（紹介手数料）を支払う必要があり、さらにその人材が短期間で退職してしまっても全額返済されないため、資金に余裕のない中小企業にとって、人材の雇用に対して二の足を踏む要因となっている。</p> <p>そこで、この手数料の一部を補助することで、企業の人材の雇用を後押しし、本県への優秀な人材の I J U ターン就職を促進する。</p>		
事業内容	<p>「岡山県プロフェッショナル人材戦略拠点」と連携する民間ビジネス事業者による企業と人材のマッチングによって、プロフェッショナル人材を雇用する県内の中堅・中小企業に対して、民間人材ビジネス事業者へ支払う手数料の一部を岡山県プロフェッショナル人材確保支援補助金から補助する。</p>		
法令・条例・要綱等	中小企業振興計画		
主な財源	地方創生推進交付金、一般財源		
令和3年度予算	1530 万	令和3年度決算 (執行率)	1058 万 6000 円 (69%)

(監査結果)

【財務事務の合規性 A B C D】

- 1 本事業は、前項の「プロフェッショナル人材戦略拠点事業」において、マッチングが成立した際の手数料の一部を補助することで、企業の人材の雇用を後押しし、本県への優秀な人材の I J U ターン就職を促進することを目的としており、前項の「プロフェッショナル人材戦略拠点事業」と目的を同じくしていることから中小企業振興計画の目的に合致しているといえる。
- 2 また、財務事務の執行について、本事業は、「岡山県プロフェッショナル人材確保支援補助金交付要綱」に基づき補助金が交付されているところ、かかる交付の手続きに問題となる点は認められなかった。

これらの点を考慮して、本事業の財務事務の合規性の評価をBとした。

【事業の有効性 A B C D】

監査の過程において、補助金の交付の概要を確認したところ、下記のとおりであった。

記

1 補助対象

岡山県プロフェッショナル人材戦略拠点を通じてマッチングを行い、一定以上の想定年収かつ雇用に伴って県外から県内への住居を移転する人材を雇用する県内中堅・中小企業

2 補助対象経費

民間人材ビジネス事業者へ支払う手数料

3 補助率

補助対象経費の1/2（千円未満切り捨て）

4 補助限度額

100万円（1事業者あたり同一会計年度に1回まで）

以上

なお、令和3年度においては、13社からの申請があり、いずれも交付決定がなされ、総額1058万6000円の補助金が交付されている。

また、岡山県プロフェッショナル人材確保支援補助金交付要綱は、補助金が交付された企業に対し、「補助対象経費が確定した日から起算して30日以内又は当該年度の3月10日のいずれか早い日までに」実績の報告をするとともに（17条）、「人材が就業を開始した日から起算して1年を経過する日現在の人材の雇用状況、業務内容等」について報告することを義務付けているところ（24条）、監査の過程において、上記報告書を確認した。

さらに、補助金を受けて採用した人材が離職し、その結果、補助対象経費が減少した場合には、補助金の一部を返還することとされている（25条2項）。

このように、本事業においては、補助金を交付した後に就業状況についても報告を求めるとともに、離職が生じた場合には、補助金の返還を求めることで、人材確保という目的のために補助金が有効に活用される仕組みとなっている。

これらの点を考慮して、本事業の有効性の評価をBとした。

【事業の効率性 A B C D】

本事業の効率性について、問題となる点は認められなかったため、その評価をBとした。

6 おかやま就職応援センター事業

【概要】	担当部署	労働雇用政策課	
事業目的	<p>県内の中小企業の人材確保と県内企業への就職希望者の支援を目的に、平成25年4月に無料職業紹介所（おかやま就職応援センター）を設置し、これまでもきめ細やかな職業紹介（マッチング）を行ってきたところである。</p> <p>新型コロナウイルス感染症の影響により、経済活動の停滞を起因として有効求人倍率の低下等がみられる一方、これまで人材確保が難しい状況にあった県内の中小企業においては、県内外から優秀な人材を確保するチャンスであるとも考えられる。</p> <p>県が実施する無料職業紹介業務については、このような状況において県内中小企業の人材確保を促進する効果があることから、引き続きおかやま就職応援センターにおいて企業と求職者のマッチングを行うものである。</p> <p>また、これまで行っていた対面での相談に加え、新しい生活様式に対応し、令和2年度からオンライン相談も導入している。</p>		
事業内容	<p>本部（労働雇用政策課内）、東京オフィス（アンテナショップ内「移住・しごと相談コーナー」）、大阪オフィス（大阪事務所内）に専任のコーディネーターを配置し、県内企業と求職者のマッチングを進める。</p> <p>また、IJUターン就職を含めた大学生の県内就職を支援するため、移住・定住フェア等における就職相談等を実施する。</p>		
法令・条例・要綱等	中小企業振興計画		
主な財源	一般財源		
令和3年度予算	1660万8000円	令和3年度決算 (執行率)	1635万3000円 (98%)

(監査結果)

【財務事務の合规性 A B C D】

- 1 中小企業振興計画は、「(6) 企業を支える産業人材の育成・確保」として下記の施策を掲げている。

記

- ③ 県内企業の発展を担う多様な人材の確保
- ・ 県内中小企業・小規模事業者の人材確保を支援するため、ハローワークをはじめ、関連機関とも緊密に連携しながら、おかやま就職応援センターによる

マッチング支援や企業の求人情報等の提供、合同就職面会の開催など、様々な取組を通じて、企業と求職者のマッチングを進める。

以上

本事業は、おかやま就職応援センターを設置し、県内の中小企業への就職を斡旋すること等を目的とするものであり、中小企業振興計画が定める県内の中小企業の人材確保を促すという目的に合致する。

2 また、財務事務の執行について、本事業は、県の直営事業として行われており、財務事務の執行過程に問題となる点は認められなかった。

これらの点を考慮して、本事業の財務事務の合规性の評価をBとした。

【事業の有効性 A B D】

監査の過程において、本事業の実績を確認したところ、下記のとおりであった。

記

相談件数：令和3年度 1593件（過去5年間の合計4777件）

【内訳】

①センター登録に伴う面談対応 令和3年度167件（過去5年間849件）

・平成29年度：195件、平成30年度：152件、令和元年度：175件、令和2年度：160件、令和3年度：167件

②登録者への相談対応 令和3年度1426件（過去3年間の合計3928件）

・令和元年度：1066件、令和2年度：1436件、令和3年度1426件

※なお、「②登録者への相談対応」はセンター開設時から行っているが、件数は令和元年度から記録しているため、平成30年度以前の数字はない。

以上

以上のとおり、おかやま就職応援センターにおいては、一定数の相談件数が認められ、本事業の有効性は認められる。

また、首都圏アンテナショップに配属されている相談員は、東京で採用されるため、岡山県に縁のない方が相談員となるケースもあるものの、相談員に対しては、毎月、オンラインミーティングを開催し、県内企業の情報共有をはじめ、ケース検討や相談スキルのブラッシュアップを行っているほか、年1回以上は東京・大阪の相談員が岡山に出向いて県内で実地研修を行うなど、従来から、相談員の資質向上に取り組んでいるとのことであり、相談員の質の向上に関する施策もなされている。

もともと、実際に就職につながる件数は必ずしも高いとはいえないことから、実際に岡山県への就職が増加するよう工夫が必要であると思われる。

これらの点を考慮して、本事業の有効性の評価をCとした。

【意見1-12】相談者が実際に岡山県へ就職するための施策を検討されたい。

前記のとおり、おかやま就職応援センターに対して一定数の相談数は認められるものの、実際の就職に至る件数は必ずしも高くない。

かかる現状を踏まえ、相談員の採用や相談者との関係を維持する仕組み等、相談者が実際に岡山県に就職をするような仕組みを検討する必要があると考える。

【事業の効率性 A B C D】

監査の過程において、おかやま就職応援センターとおかやま就職・移住応援センターの業務の棲み分けについて確認したところ、おかやま就職応援センターは岡山県が運営する無料職業紹介所で、岡山本部、大阪オフィス、東京オフィスの3つの拠点で運営しているが、おかやま就職・移住応援センターは首都圏アンテナショップ内に設置された移住と就職の相談をワンストップで対応する窓口であること、移住は県民生活部中山間・地域振興課が所管、就職は労働雇用政策課が所管しており、就職の相談を担っているのが、おかやま就職応援センター東京オフィスの相談員であることなどを確認した。

なお、おかやま就職応援センターの東京オフィスは、おかやま就職・移住応援センター（アンテナショップの相談窓口）に設置されており、別々に存在しているものではなく、それぞれの事業をアンテナショップに置いて共同で運営しているものであり、利用者の利便性を考慮し、対外的にわかりやすくするためのワンストップ窓口であるとのことであった。

また、おかやま就職応援センターとおかやま就職・移住応援センターの運営にあたっては、従前から、費用削減などの効率化に取り組んでおり、現時点で、特段の非効率な状態が生じていないとのことであった。

このように、おかやま就職応援センターとおかやま就職・移住応援センターの運営において、非効率が生じているわけではないことから、これらの点を考慮して、本事業の効率性の評価をBとした。

7 おかやまインターンシップ推進事業

【概要】	担当部署		労働雇用政策課
事業目的	<p>本県の労働力を確保するため、県外学生のI J Uターン就職と県内学生の県内就職を積極的に支援する必要があるが、中小企業では、専任の採用担当者を置く余裕がない企業も多く、新規学卒者の採用が困難となっていることから、学生に対する企業の魅力PRや情報発信等の強化が求められている。</p> <p>さらに、学生と企業の就職・採用活動でのインターンシップの重要性が一層増してきており、大学コンソーシアム岡山や、県外の就職支援協定締結大学等と連携しながら、企業と学生とのインターンシップのマッチングの充実等、企業の取組を県が支援することで、インターンシップ実施企業の開拓と県内外の学生の参加促進を図り、学生に対して企業の魅力をPRし、県外の学生の還流と県内学生の定着を促進する。</p>		
事業内容	<p>県内優良企業の現地視察等を通じて、岡山の魅力を肌で感じてもらい、本県への就職を促進するため、学生と企業のマッチング支援や、学生やその保護者を対象に、Webカメラを活用したオンライン会社見学ツアー等を実施する。</p>		
法令・条例・要綱等	中小企業振興計画		
主な財源	地方創生推進交付金、一般財源		
令和3年度予算	1777万5000円	令和3年度決算 (執行率)	1777万5000円 (100%)

(監査結果)

【財務事務の合规性 A B C D】

1 中小企業振興計画は、「(6) 企業を支える産業人材の育成・確保」として下記の施策を掲げている。

記

③ 県内企業の発展を担う多様な人材の確保

- ・インターンシップの充実やSNSの活用等により、県外学生を含めた若者に県内中小企業・小規模事業者の魅力を発信するとともに、Uターン就職者への奨学金返還支援事業等を通じて、企業の将来を担う優秀な若手人材の確保を支援する。

以上

2 また、財務事務の執行について、本事業は、岡山県人材還流・定着プロジェクトの一環として、インターンシップ参加促進事業（本事業：予算1695万1000円）、岡山魅力再発見事業（予算412万7000円）、就職応援デジタルサポート推進事業（予算2409万8965円）及び若者の職場定着推進事業（予算361万4000円）を一括して、中央会に委託されており（委託料：4878万9653円）、かかる委託の手続きは、随意契約とされている。

なお、随意契約とされた理由は、「岡山県中小企業団体中央会は、中小企業等協同組合及び中小企業団体の組織に関する法律に基づいて設立された特別認可法人であり、中小企業の振興を図っていることを主な目的としている。当会は平素から中小企業団体の取り纏めや県内企業の支援を行っており、県内企業を熟知しているほか、これまでも大学コンソーシアム岡山と連携してインターンシップ事業や企業見学バスツアー、合同説明会を実施している実績がある。このことから本事業の実施は、同会への事業の委託がもっとも適切であると考えられる。」とされている。

なお、随意契約の締結に先行して、本事業の受託者を公募する手続きが取られているが、応募者はなく、上記のとおり、随意契約が締結されるに至っている。

本事業は、中小企業の振興を目的とするものであり、中央会に対し、業務を委託することには、一定の合理性を認めることができる。

また、本事業と別の事業を一括して委託することについて確認したところ、①インターンシップ参加促進事業、②岡山魅力再発見事業、③就職応援デジタルサポート事業のいずれも、中小企業や県内外の大学等関係者との綿密な調整を必要とするため、別々の事業者へ委託した場合、不測の時間を要して適切な時期に実施できないなど、事業の質や効果の低下が避けられない可能性があること、人件費の繁閑など事業間で調整ができないため、効率も下がる懸念があること、若者の職場定着推進事業については、中小企業が対象であり、受託者が中小企業の実情に熟知していることはもとより、①②③の事業を併せたスケールメリットによる費用縮減も期待できることから、一括発注としており、事業の質や効果の向上はもとより、効率性や費用削減についても、できる限りの工夫をしているとのことであった。

このように、事業を個別に委託する場合と比較して、事業の質の低下や受託費が増加している事情はないとのことであり、これらの点を考慮して、本事業の財務事務の合規性の評価をBとした。

【事業の有効性 A B D】

監査の過程において、本事業の実施状況を確認したところ、下記のとおりであった。

記

1 おかやま企業魅力発見事業

・実施回数：8コース、参加人数141名、参加企業数29社

2 インターンシップ参加促進事業

ア インターンシップガイダンス（4回） 参加学生753名

イ Web版おかやまインターンシップ事前研修会（1回） 参加学生48名

ウ Web版おかやまインターンシップマッチングフェア（1回）

参加学生221名、参加企業62社

エ 大学別インターンシップ説明会（10回）

参加学生703名、参加企業91社

オ 岡山オンライン企業体験ツアー（1回） 参加学生53名、参加企業6社

3 インターンシップ参加状況 参加学生6588名、受入企業119社

以上

また、「令和3（2021）年度学生インターンシップ実施報告」によれば、受入企業119社にアンケートを実施し268の回答を得ていることを確認した。

ただし、インターンシップ事業の改善等の検討に向け、学生のアンケートを取得しているものの、その回答率は十分ではなく、工夫が必要であると考えます。

これらの点を考慮して、本事業の有効性の評価をCとした。

【意見1-13】事業効果の検証資料としてインターンシップに参加した学生の意向を把握するためアンケートの回収率を高める施策を検討すべきである。

本事業の目的は、学生に対して企業の魅力をPRし、県外の学生の還流と県内学生の定着を促進することにあることから、学生の意向を把握することは不可欠である。

各事業に参加した学生の意向を把握するため、アンケートの回収率を高める方策を検討すべきと考える。

【事業の効率性 A B C D】

本事業の効率性について、問題となる点は認められなかったため、その評価をBとした。

8 産業人材育成コンソーシアム活性化事業

【概要】	担当部署	労働雇用政策課	
事業目的	<p>「おかやま産業人材育成プラン」（令和2年3月改定）を受け、企業など産業人材の確保・育成に携わる県内の各関係機関が連携する「岡山県産業人材育成コンソーシアム」の取組により、岡山県の産業人材育成に向けて、少しずつ成果を出しているところである。その成果を確実なものとし、また、県下に広げることが目的とする。</p>		
事業内容	<p>産業人材の育成に向けて、岡山県は産業振興財団とともに岡山県産業人材育成コンソーシアムの事務局となり、コンソーシアムの活動を通じて産業を支える優秀な人材の永続的な確保・育成に向けて、関係機関の緩やかな連携により地域をあげて取り組む。令和元年度に「おかやま産業人材育成プラン」を改定しており、事務局を担う県が主導して、各ワーキンググループ会議を開催するなど、コンソーシアム活動の活性化を図る。</p> <p>1 意見交換会 コンソーシアムの構成メンバーが一堂に会し、情報交換・意見交換等を通じ、産業人材の確保・育成のための課題の洗い出し、取組方向の検討を行う。</p> <p>2 ワーキンググループ 意見交換会等で提案された意見を元に、課題ごとにワーキンググループを設け、関係機関が集まり必要に応じて有識者等を招聘し、課題解決に向けた取組を進める。</p>		
法令・条例・要綱等	中小企業振興計画		
主な財源	一般財源		
令和3年度予算	14万8000円	令和3年度決算 (執行率)	0円 (0%)

(監査結果)

- 1 中小企業振興計画は、「(6) 企業を支える産業人材の育成・確保」として下記の施策を掲げている。

記

- ④ 職業能力開発や技能習得等の支援
- 関係する機関や団体が緩やかに連携し、それぞれの役割に応じた取組を進める場として設置されている産業人材育成コンソーシアムと連携しながら、産

業人材の確保、育成、県内定着に努める。

以上

本事業は、岡山県産業人材育成コンソーシアムの取組により、岡山県の産業人材育成を確実なものとし、また、県下に広げることを目的とするものであり、中小企業振興計画が定める産業人材の確保、育成、県内定着に努めるという目的に合致する。

- 2 なお、財務事務の執行について、令和3年度は、本事業の財務事務の執行がなかったため、評価の対象としない。

9 高校生のものづくり技能取得支援事業

【概要】	担当部署	労働雇用政策課	
事業目的	<p>企業の採用動向が厳選化傾向にある中で、技能のレベルを証明する国家検定制度である技能士資格に対する企業評価は高い。このことにより、技能士合格者の増加が図られ、高校生の就職率アップに繋がるとともに、産業を支える担い手の確保・育成が図られる。高校生を取り巻く就職環境が依然として難しいなか、高校生のキャリア形成を早期に行うことで、就職活動を支援するとともに、県内産業を支える人材育成に資するため、高校生の技能検定合格に向けた支援を行う。</p>		
事業内容	<p>1 経費支援</p> <p>(1) 技能検定練習用に使用する材料等経費</p> <p>(2) 技能検定実技試験手数料（岡山県実施の技能検定に限る）の全額免除 *対象者は低所得者等に限る。 *対象者が国の減額制度の対象者である場合の全額免除の額は、減額後の手数料の額が対象となる。</p> <p>(3) 技能検定実技試験手数料（機械保全職種に限る）の全額補助 *対象者は低所得者等に限る。 *対象者が国の減額制度の対象者である場合の全額補助の額は、減額後の手数料の額が対象となる。</p> <p>2 支援技能検定職種（上記（1）の事業に限る。）</p> <p>・職種：普通旋盤、フライス盤、機械系保全、電気系保全、シーケンス制御、鋳造（過去5年間に県内工業高校で受検実績がある職種等）</p>		
法令・条例・要綱等	おかやま産業人材育成プラン		
主な財源	一般財源		
令和3年度予算	138万1000円	令和3年度決算 (執行率)	59万4000円 (43%)

(監査結果)

【財務事務の合规性 A B C D】

- 1 令和2年3月に改定されたおかやま産業人材育成プランは、下記の施策を掲げている。

記

※工業系高校教員及び生徒の技能の向上への貢献

- ・企業、職業能力開発機関等が、工業系高校の教員、生徒の技能検定取得その他の技能向上を支援するための仕組みづくり

以上

本事業は、高校生のキャリア形成を早期に行うことで、就職活動を支援するとともに、県内産業を支える人材育成のため高校生の技能検定合格に向けた支援を行うことを目的とするものであって、工業系高校教員及び生徒の技能の向上への貢献を目的とするおかやま産業人材育成プランに合致する。

- また、財務事務の執行について、本事業は、岡山県高校生のものづくり技能取得支援事業実施要領、岡山県高校生技能検定試験手数料補助金交付要綱及び岡山県技能検定推進対策事業補助金交付要綱に基づき補助金を支出することを内容としており、補助金の支出の過程において、問題となる点は認められなかった。

これらの点を考慮して、本事業の財務事務の合規性の評価をBとした。

【事業の有効性 A **B** C D】

監査の過程において、本事業の実施状況を確認したところ、下記のとおりであった。

記

技能検定受検状況

(人)

職 種	受検者数	合格者数
機械加工（普通旋盤作業） 2級（前期）	1	1
機械加工（普通旋盤作業） 3級（前期）	22	17
機械加工（普通旋盤作業） 3級（後期）	19	17
機械加工（フライス盤作業） 3級（前期）	4	0
铸造（鋳鉄鋳物铸造作業） 3級（前期）	97	84
合 計	143	119

補助金交付状況

- 実技練習用材料費補助： 524,485円（143人）
- 技能検定実技試験手数料全額減免： 56,300円（19人）
- 技能検定実技試験手数料全額補助： 12,900円（1人）

以上

上記のとおり、令和3年度において143名の高校生が技能検定を受検し、約83%の高校生が合格していること、一定の補助金の利用がなされていることが認め

られ、本事業の目的に沿って事業が執行されていることが認められる。

これらの点を考慮して、本事業の有効性の評価をBとした。

【事業の効率性 A B C D】

本事業の効率性について問題となる点は認められなかったため、その評価をBとした。

10 在職者訓練の概要

【概要】	担当部署	労働雇用政策課																					
事業目的	<p>労働者個々人の職業能力開発、職業キャリア形成については、これまで企業主導のもとに行われてきたが、高度化・多様化する能力開発ニーズに対して従来の企業主導には限界があるとして、能力開発やキャリア形成における労働者個人の自立的な努力が求められている。</p> <p>産業構造の変化、技術革新等に対応できるよう、在籍技能労働者に対し、さらに高度な知識・技能を習得させることによって、技能向上を図る。</p>																						
事業内容	<p>主として、人材育成を独自に行うことが困難な中小企業等で従事する労働者を対象として職業能力開発の機会を提供することにより、産業人材の育成を図る。</p> <p>具体的には、労働者個々人の技能向上のための能力開発・キャリア形成を支援する事業である土・日曜日等に高等技術専門校で行われる在職者訓練を実施する。</p> <p>現況（実施状況）</p> <table border="1" data-bbox="563 1019 1166 1205"> <tr> <td>平成29年度</td> <td>21コース</td> <td>受講者数</td> <td>316人</td> </tr> <tr> <td>平成30年度</td> <td>19コース</td> <td>受講者数</td> <td>323人</td> </tr> <tr> <td>令和元年度</td> <td>20コース</td> <td>受講者数</td> <td>268人</td> </tr> <tr> <td>令和2年度</td> <td>17コース</td> <td>受講者数</td> <td>205人</td> </tr> <tr> <td>令和3年度</td> <td>20コース</td> <td>受講者数</td> <td>250人</td> </tr> </table>			平成29年度	21コース	受講者数	316人	平成30年度	19コース	受講者数	323人	令和元年度	20コース	受講者数	268人	令和2年度	17コース	受講者数	205人	令和3年度	20コース	受講者数	250人
平成29年度	21コース	受講者数	316人																				
平成30年度	19コース	受講者数	323人																				
令和元年度	20コース	受講者数	268人																				
令和2年度	17コース	受講者数	205人																				
令和3年度	20コース	受講者数	250人																				
法令・条例・要綱等	職業能力開発促進法、職業能力開発校条例																						
主な財源	国庫金、一般財源																						
令和3年度予算	110万円	令和3年度決算 (執行率)	124万5000円 (113%)																				

(監査結果)

【財務事務の合規性 A B C D】

- 職業能力開発促進法第15条の7は、「国及び都道府県は、労働者が段階的かつ体系的に職業に必要な技能及びこれに関する知識を習得することができるように、次の各号に掲げる施設を第十六条に定めるところにより設置して、当該施設の区分に応じ当該各号に規定する職業訓練を行うものとする。ただし、当該職業訓練のうち主として知識を習得するために行われるもので厚生労働省令で定めるもの（都道府県にあっては、当該職業訓練のうち厚生労働省令で定める要件を参酌して条例で定めるもの）については、当該施設以外の施設においても適切と認められる方法により行うことができる。」と規定し、職業能力開発校条例第3条第1項は、「法第1

5条の7第1項ただし書に規定する条例で定める職業訓練は、次の各号のいずれにも該当する職業訓練とする。」とし、同項第2号は「短期課程（職業能力開発促進法施行規則（昭和四十四年労働省令第二十四号。次条第一号及び第五条において「省令」という。）第9条に規定する短期課程をいう。」と定めている。

本事業は、産業構造の変化、技術革新等に対応できるよう、在籍技能労働者に対し、さらに高度な知識・技能向上を図るため、在職者の訓練を実施することを目的としており、上記法律及び条例の目的に合致する。

2 また、財務事務の執行について、本事業は、岡山県在職者訓練実施要項に基づいて執行されており、かかる手続きに問題となる点は認められなかった。

もっとも、本事業の令和3年度の予算は、110万円とされているにも拘らず、執行額は124万5000円とされており、予算を超過している。

この点について、「補正は行っていませんが、1件あたりの価格が高額なものや、目的外使用をする際には、財政部門に事前協議を行い、流用承認を得ています。1件あたりの価格が安価なものは、年度末に一括報告を行っています。」との回答を得た。

県財務規則によれば、歳出予算の経費の各項目間の流用を必要とするときは、歳出予算流用計算書を総務部長に提出し、知事の決裁を受けなければならない旨を定めており（同第26条第1項、第2項）、上記の予算の超過についてはかかる手続きに基づいて処理がなされている。

このように、予算の超過については、手続きを経ていること等を考慮して、本事業の財務事務の合规性の評価をBとした。

【事業の有効性 A B **C** D】

監査の過程において、本事業の実施状況を確認したところ、令和3年度の在職者訓練に対し合計250名が受講し、206名が修了していること等を確認した。

このように、令和3年度において、本事業の目的に沿った事業が実施されていることを確認した。

もっとも、令和3年度に実施したアンケートは20コースのうち1コース（回答者は11名）にすぎず、アンケートの実施率が低い。

受講者のアンケートは、在職者訓練の内容等を検証するために有効な資料となることから、本事業を充実させるためにも、受講者アンケートを積極的に実施すべきである。

これらの点を考慮して、本事業の有効性の評価をCとした。

【意見1-14】 在職者訓練の参加者から積極的にアンケート取得することを検討されたい。

在職者訓練においては一定の修了者があることから事業自体には有効性があることは認められる。

もともと、在職者訓練の内容を充実したものにするため、受講者のアンケートは重要な資料である。

アンケートの実施率が低いことのみをもって事業の有効性が否定されるわけではないことは当然であるが、今後の訓練の質の向上のひとつの資料とするために、アンケートの回収率を高めることを検討すべきである。

【事業の効率性 A B C D】

本事業の効率性について問題となる点は認められなかったため、その評価をBとした。

【地域の特性を生かした産業の成長支援】

第1 地域産業の活性化

1 岡山セラミックスセンター管理運営事業

【概要】	担当部署	産業振興課	
事業目的	岡山セラミックスセンターは、県内の耐火物産業及びその関連産業における技術開発等の支援を通じてこれらの産業の振興を図るため、平成2年に設置した公の施設であり、地域産業の支援機関として、また、耐火物に関する国内唯一の公的試験研究機関としてセラミックスセンターの存在意義は大きいことから、その管理運営を行うことを目的とする。		
事業内容	指定管理者と連携して、管理運営を行う。		
法令・条例・要綱等	セラミックスセンター条例		
主な財源	一般財源		
令和3年度予算	1578万8000円	令和3年度決算 (執行率)	1578万8000円 (100%)

(監査結果)

【財務事務の合规性 A B C D】

- 1 セラミックスセンター条例第1条は、「県内の耐火物産業及びその関連産業における技術開発等の支援を通じてこれらの産業の振興を図るため、岡山セラミックスセンター（以下「センター」という。）を備前市に設置する。」と規定している。

また、中小企業振興計画は、下記の施策を掲げている。

記

- 1 経営力の強化や活力ある企業の育成
- (5) 先端技術による地域産業の強化・支援
- ② オープンイノベーション等の推進、科学技術の振興による地域産業の高付加価値化
- ・ 高度な研究機器等を整備することが難しい中小企業・小規模事業者の研究・試作品開発を支援するため、工業技術センターや岡山セラミックスセンターなどにおいて、中小企業・小規模事業者のニーズを踏まえた設備の整備に努め、開放利用等を行う。

2 地域の特性を生かした産業の成長支援

(1) 地域産業の活性化

① 地域産業を支える人材育成、新技術開発、産地のブランド化

- ・全国有数の集積を誇る耐火物産業の振興のため、岡山セラミックスセンターでの試験分析による技術支援や研究開発を進め、海外製品との差別化を図った高機能な耐火物製品の開発により、競争力強化を図る。

以上

本事業は、県内の耐火物産業及びその関連産業における技術開発等の支援を通じてこれらの産業の振興を図るため設置されたセラミックスセンターを地域産業の支援機関及び耐火物に関する国内唯一の公的試験研究機関として、その管理運営を行うことを目的としている。このように、セラミックスセンターの運営を適正に行うことは上記の中小企業振興計画の目的を全うするものであって、本事業は、中小企業振興の目的を実践するものといえる。

- 2 また、財務事務の執行について、本事業は、指定管理によって実施されているところ、岡山県の平成19年度の包括外部監査の対象は「指定管理者制度の事務の執行及び施設の管理運営について」であり、岡山県の指定管理の在り方については監査意見が述べられている（ただし、セラミックスセンターは、監査の対象とされていない。）。

本監査は指定管理者制度そのものを監査の対象とするものではないこと及び指定管理者制度に関しては上記平成19年度の包括外部監査において岡山県の指定管理者制度に関する問題点が詳細に分析・指摘がなされていること等を考慮して、上記平成19年度の包括外部監査の指摘事項等が改善されているかの観点から、平成19年度の包括外部監査において言及されていなかった岡山県セラミックスセンターの指定管理者制度について、以下のとおり、監査を実施する（岡山県の指定管理者制度の監査の詳細は上記平成19年度の包括外部監査の報告書をご参照されたい。）。

なお、平成19年度の包括外部監査において指摘されていた事項のうち、セラミックスセンターの指定管理において関連する事項は、概ね下記のとおりである。

記

- 1 募集期間は最低でも2～3か月とすべきである（意見）。
- 2 選定委員は、外部委員・専門家を中心として構成すべきである（指摘事項）。
- 3 指定期間について公開性の確保の観点からは、せめて5年以上の期間を設定して、民間事業者が参入しやすい環境を整えるべきである。

- 4 安全管理、緊急時の対応等のリスク回避に関しては、厳しい仕様を要求すべきである（指摘事項）。
- 5 第三者への委託（再委託）については、指定管理者制度の趣旨に照らし、厳格に運用すべきである（指摘事項）。
- 6 収支報告書の提出を遵守させ、その内容を詳細に検討すべきである（指摘事項）。
- 7 行政評価のため、しかるべきモニタリングシステムの構築をすべきである（意見）。
- 8 指定管理者の指定の取消し等がなされた場合の損害賠償の規定を協定書に明記すべきである（意見）。

以上

（平成19年度包括外部監査報告書49頁から61頁参照）

【セラミックスセンターについて】

1 施設について

(1) 概要

セラミックスセンターは、岡山県備前市に所在する公の施設である。

名 称	岡山セラミックスセンター
所在地	岡山県備前市西片上1406番地18
供用開始	平成2年
設置根拠条例	岡山県岡山セラミックスセンター条例
施設概要	敷地面積：5599.47㎡ 鉄筋コンクリート2階建て
施設内容	<p>本館：鉄筋コンクリート2階建て 1753.65㎡ 1階 ホール、会議室、セミナー室、各解析室、事務室、トイレ等 2階 各種分析室、研究室、書証室、研究員室、休養室等</p> <p>実験棟：鉄筋コンクリート1階建 408㎡ 1階 各種実験室、加工室、変電室等</p> <p>上記のほか、粉体処理室（鉄骨平家42㎡）、ガス庫（コンクリートブロック造11.02㎡、駐車場（70台駐車可）、自転車置場（鉄骨造り11㎡）</p>
開所時間	午前8時30分から午後5時15分
休館日	土曜・日曜日・祝日及び12月29日から1月3日まで
管理・運営	一般財団法人岡山セラミックス技術振興財団

(2) 目的・業務

県内の耐火物産業及びその関連産業における技術開発等の支援を通じてこれらの産業の振興を図るため、下記の業務を行う。

記

- 1 セラミックスに関する研究、開発及び指導
- 2 センターの施設及び設備（以下「施設等」という。）の提供
- 3 セラミックスに関する図書及び情報の収集並びに提供
- 4 セラミックスの原料の収集、分類及び保存
- 5 セラミックスの製品等の展示
- 6 前各号に掲げるもののほか、センターの目的の達成に必要な業務

（セラミックスセンター条例第1条及び2条）

2 指定管理者について

名 称	一般財団法人岡山セラミックス技術振興財団
代表者	理事長 矢吹 巧
所在地	岡山県備前市西片上1406番地18
設立年月日	平成2年3月20日
役員数	15名
職員数	合計20名 うち常勤役員2名、常勤職員17名、出向者1名
沿革	平成2年3月 : ・岡山セラミックス技術振興財団設立 平成2年～現在 : ・国、県等の支援を受けて耐火物に関する研究開発 ・企業等からの受託研究や試験分析 ・優れた知識、技術を有する研究者の育成のための研修会や技術相談等随時実施。 平成25年4月 : ・一般財団法人岡山セラミックス技術振興財団へ移行
主な事業内容	1) セラミックスに関する研究並びに新技術及び新製品の開発 2) セラミックスに関する技術相談の実施 3) セラミックス技術に係わる技術者の養成 4) セラミックスに関する情報の収集及び提供 5) セラミックスに関する試験及び分析の受託 6) 産業界、大学及び公設試験研究機関、異業種又は異種技術分野間の研究者の交流 7) セラミックスセンターの指定管理及び運営 8) その他セラミックスセンターの設置目的を達成するために必要な事業

<p>経営方針</p>	<p>高温材料の特に耐火物を中心とした「耐火物センター」を目指し、産・官・学の連携による共同研究開発をはじめとした新規高温材料の研究開発、民間企業からの依頼試験・分析、国内外との技術交流、人材育成等の事業を展開し、新製品や新技術開発の支援を行うことにより、耐火物関連産業の発展に貢献する。</p>
<p>親会社・グループ会社・出資者に関する状況</p>	<p>主な出資者は、岡山県、備前市など行政と県内耐火物企業並びに同関連企業を中心とした産業界であり、現在、基本財産として4億円を保有している。</p>

3 指定管理者の指定について

(1) 指定管理の内容

ア 対象施設

岡山セラミックスセンター

イ 指定管理者が行う業務の範囲

- (ア) 岡山セラミックスセンターの施設及び設備の利用等の許可に関すること
- (イ) 施設等の維持管理に関すること
- (ウ) セラミックスに関する技術開発等の支援
- (エ) 施設等の提供
- (オ) セラミックスに関する図書等の収集並びに提供
- (カ) セラミックスの製品等の展示
- (キ) 利用者アンケートの実施
- (ク) その他岡山セラミックスセンターの運営に関すること

ウ 指定管理者の指定期間

平成31年4月1日から令和6年3月31日まで（5年間）

エ 応募資格

- (ア) 県内に本店、支店又はこれに準ずる事務所を置き、又は置こうとする法人その他の団体（以下「法人等」という。）であること。
- (イ) 法人等又はその代表者が、法律行為を行う能力を有しない者でないことなど、別に定める欠格要件に該当しないこと。
- (ウ) 指定の取消しを受けたことがないこと。

(エ) 法人等の役員が、暴力団員等に該当する者でないことなど、別に定める欠格要件に該当しないこと。

(オ) 県税等に滞納がないこと。

オ 指定管理者と県の責任分担

種類	内容	県	指定管理者
施設・設備の損傷	不可抗力（暴風、豪雨、洪水、地震、落盤、火災、騒乱、暴動その他の県又は指定管理者のいずれの責めにも帰すことができない自然的又は人為的な現象）によるもの	○	
	指定管理者の故意又は過失によるもの		○
	施設・設備の設計又は構造上の原因によるもの	○	
	上記以外の経年劣化によるもの		
	①大規模な修繕（1件が100万円以上であって、県と指定管理者が協議の上決定するもの）	○	
	②①以外のもの		○
物価変動等	人件費、物品費等の物価変動又は金利変動に伴う管理経費の増		○
法令又は税制の変更等	施設管理運営に影響を及ぼす法令又は税制変更	○	
	指定管理者自身に影響を及ぼす法令変更又は定例的・一般的な税制変更		○
第三者への賠償	①指定管理者の管理瑕疵に起因するもの		○
	②①以外の事由によるもの	○	
保険の加入	利用者等に係る保険の加入		○
周辺地域及び住民への対応	①指定管理者の業務に関するもの		○
	②①以外のもの	○	

(2) 指定管理者の指定手続き

ア 公募・非公募の別

公募

イ 募集説明会

平成30年8月29日に開催

ウ 指定の申請の受付期間

平成30年8月14日～10月12日（60日間）

エ 選定手続き

平成30年10月22日に、岡山県産業労働部指定管理者候補選定委員会を開催し申請団体からのプレゼンテーションを行った上で、管理運営の基本方針、サービス向上につながる取組、効率的な管理運営の取組などの審査項目について審査を行い、各委員の評価をもとに総合的に検討した結果、一般財団法人岡山セラミックス技術振興財団が適当とされた。

なお、上記選定委員会の構成は、下記のとおりである。

記

委員長代理	一般財団法人岡山経済研究所所長	古城 寿彦
委員	公認会計士	井上 信二
委員	一般財団法人岡山県中小企業診断士会会長	安藤 學
委員	弁護士	渡辺 勝志
委員	岡山大学研究推進産学官連携機構副機構長	尾本 哲朗
委員	岡山県産業労働部次長	角田 直樹

以上

オ 審査結果

セラミックスセンターの指定管理者の選定に係る応募の審査項目及び審査結果は下記のとおりである。

記

項目 団体	管理運営の 基本方針	サービス向 上につながる 質の高い 管理運営に 向けた取組	危機管理に 関する取組	効率的な管 理運営の取 組	申請者の管 理運営体制
配点	50	125	75	75	25
一般財団法人岡山セラミックス技術振興財団	44	91	50	42	19

項目 団体	法令等の遵 守状況	申請者の経 営基盤	申請者の技 術的能力	自主事業の 内容	合計
配点	25	25	50	50	500
一般財団法人岡山セラミックス技術振興財団	20	19	42	36	363

【評価された内容等】

限られた予算・人員の中、研究や依頼試験・分析などを着実に実施している点や、今までの取組により培ってきたノウハウ、ネットワークなどの今後の指定管理業務への活用可能性が評価された。

以上

4 指定管理者との協定締結について

上記の審議に基づき、岡山県議会の議決を経て、一般財団法人岡山セラミックス技術振興財団がセラミックスセンターの指定管理者に指定され、平成31年3月20日、岡山県との間でセラミックスセンターに係る包括協定が締結された。

5 指定管理者による本施設の管理状況

(1) 指定管理業務の実施状況

施設の内容	・セラミックスセンター及び岡山県有機器
管理業務の実施状況	(施設等の維持管理業務) ・機器、施設等維持修繕 ・機器、施設等保守点検 ・警備業務 ・植栽管理業務 ・一般廃棄物処理業務 ・施設清掃業務 ・駐車場管理業務 (利用許可業務) ・計2314件 [内訳] 機器2262件 施設52件 (自主企画事業) ・研究開発事業 ・普及啓発事業 ・人材育成事業 ・測定分析事業
職員体制	常勤職員 23名 合計23名

(2) 収支の状況

(単位：円)

		令和3年度	前年度	前々年度
収 入	指定管理料	14,142,857	14,142,857	14,142,857
	利用料金収入	34,719,820	36,306,120	41,691,460
	事業収入	0	0	0
	その他	53	60	69
	計	48,862,730	50,449,037	55,834,386
支 出	人件費	24,018,068	22,244,614	21,856,910
	管理運営費	24,504,695	21,750,957	27,914,136
	事業費	0	0	0
	その他	0	0	0
	計	48,522,763	43,995,571	49,771,046
収支決算		339,967	6,453,466	6,063,340

(3) 利用状況

年度	令和3年度	前年度	前々年度
許可件数 (機器・施設)	2314件	2140件	4074件

(4) コスト削減・サービス向上に関する取組状況

コスト削減の取組み	<ul style="list-style-type: none"> ・ 職員の定期的な機器メンテナンスによる、修繕費等の抑制 ・ 機器消耗品の一括購入によるコスト抑制 ・ 機器に使用する水の循環装置設置によるコスト抑制 ・ 事務用品の一括購入によるコスト抑制 ・ コピー用紙や事務用品のリサイクルによるコスト抑制 ・ 休憩時間の室内灯の消灯 など
サービス向上の取組	<ul style="list-style-type: none"> ・ 職員の知識向上による対応力の向上 ・ 機器や施設の適正な維持管理によるサービスの向上 ・ 案内パンフレット随時見直しによる作成・配布 ・ 関連図書や資料の整備 ・ 関連企業のパンフレットの設置 ・ ホームページの随時更新によるPR促進と利用促進の向上 など

(5) 管理業務の実施状況

項目	指定管理者の点検結果		県の点検結果	
	区分	特記事項	区分	特記事項
①適切な管理の履行	B	事業計画に沿った適切な管理の履行	B	事業計画に沿った適切な管理が履行されていた。
②法令等の遵守	B	関係法令に基づく義務の適切な履行	B	関係法令に基づく義務は適切に履行されていた。
③安全性の確保	B	防災計画に基づく巡視の実施など履行	B	防災計画が整備され、巡視の実施など安全性を確保した管理が履行されていた。
④財産の適切な管理	B	機器等の破損なく、適切な管理の履行	B	機器、設備の破損、紛失はなく、修繕は適切に実施され、適切な管理が履行されていた。
⑤利用状況	B	利用促進による利用件数の増加	B	機器等の利用促進により、件数が増加した (R3:2314件←R2:2140件)
⑥収支状況	B	支出の抑制による若干の黒字	B	支出を収入内に収めることができたため、若干の黒字となった。
⑦サービス向上	B	問合せ対応の充実等、利便性向上を図る・	B	ホームページからの問い合わせ対応を充実するなど、利用者の利便性向上が図られた。
管理運営業務全般	B	事業計画等に基づく運営が実施されていた。	B	協定書、事業計画書に基づき、適切に管理運営業務が実施されていた。

区分：A：予定していた業務水準を上回った。B：予定していた業務水準を概ね実施した。C：予定していた業務水準の一部が実施できなかった、D：予定していた業務水準を下回った。 以上

3 監査の過程において、セラミックスセンターの指定管理者の指定手続きにおいて、公募の手続きが取られていること、指定の申請の受付期間（募集期間）が60日とされていること、指定期間が5年とされていること、選定委員は外部委員や公認会計士等の専門家が中心に選定されていること、指定管理に係る包括協定書において緊急時の対応が明記されていること（セラミックスセンターの管理に関する包括協定書15条）、事業の再委託は手続きに則って限定的になされていること、協定書に指定管理の指定の取消し等がなされた場合の損害賠償の規定が明記されたこと（同協定書39条）等を確認した。

上記の事項は、平成19年度の包括外部監査において指摘事項及び意見として述べられた点であり、これらの点についてはいずれも本施設の指定管理者の指定において問題点はない。

また、令和3年度の事業報告書を確認したところ、いずれの年度においても、コスト削減及びサービス向上について報告がなされていた。

さらに、セラミックスセンターの収支について詳細な内容が把握できる収支報告書とされていた。

このように、平成19年度の包括外部監査において指摘されていた点等を考慮しても、指定管理の手続きや報告の内容等について問題となる点は認められなかったため、本事業の財務事務の合规性の評価をBとした。

【事業の有効性 A B C D】

本事業の内容は、セラミックスセンターの運営であって、令和3年度の運営の概要は、前記の「5 指定管理者による本施設の管理状況」に記載のとおりであり、令和3年度において2314件の許可件数が認められる等、セラミックスセンターが有効に活用されていることが窺える。

また、監査の過程において、セラミックスセンターの利用者のアンケートの回答状況等を確認したところ、アンケートの回答数は24件であったものの、指定管理者からの事業報告にある許可件数2314件に関し、利用者は、機器等利用の際に、電話又は来訪等により指定管理者に利用等許可申請書を提出するとともに、機器等利用後に、指定管理者の機器担当に報告をすることになっており、それらの時に利用者の感想などが聞けるようになっているとのことであった。

なお、アンケートについて、セラミックスセンターは研究機関であり測定・分析機器等の利用者は企業技術者等の常連者であること、また、実際の来所者は年間80人程度であり、アンケートの任意性を考えるとアンケートの回答数があまりにも少ないとまではいえない。

これらの点を考慮して、本事業の有効性の評価をBとした。

ただし、指定管理における点検項目に「⑦サービス向上」が掲げられていることから、岡山県においては、指定管理者によってサービス向上の努力がなされているかを把握するため、アンケート回答率の向上等、利用者の意見を把握する施策を引き続き検討すべきであるとする。

【事業の効率性 A B C D】

本事業の効率性について、特に問題となる点は認められなかったことから、本事業の効率性の評価をBとした。

第2 地域に活力をもたらす新ビジネスの創出支援

1 岡山リサーチパークインキュベーションセンター管理運営事業

【概要】	担当部署	産業振興課	
事業目的	岡山リサーチパークインキュベーションセンターは、ものづくりやIT分野の新規創業や新製品開発を目指すベンチャー企業等の育成のため、平成15年度に開設した公の施設であり、その管理運営を行うことを目的とする。		
事業内容	指定管理者と連携して、管理運営を行う。		
法令・条例・要綱等	リサーチパークインキュベーションセンター条例		
主な財源	一般財源		
令和3年度予算	6997万7000円	令和3年度決算 (執行率)	6851万1000円 (97%)

(監査結果)

【財務事務の合规性 A **B** C D】

1 リサーチパークインキュベーションセンター条例第1条は、「情報通信及びものづくりの分野における新技術及び新製品の開発並びに新規の創業を支援することにより、県内産業の振興を図るため、岡山県岡山リサーチパークインキュベーションセンター（以下「インキュベーションセンター」という。）を岡山市に設置する」と規定している。

中小企業振興計画は、「2 地域の特性を生かした産業の成長支援」の施策として「(2) 地域に活力をもたらす新ビジネスの創出支援」として下記の施策を掲げている。

記

① インキュベーション機能の強化

- ・岡山リサーチパークインキュベーションセンターにおいて、専門のマネージャーによるIT・ものづくり分野を中心とした創業支援や起業を目指す人材を育成する。

以上

本事業は、ものづくりやIT分野の新規創業や新製品開発を目指すベンチャー企業等の育成を図るため設置されたリサーチパークインキュベーションセンターの管

理運営を行うことを目的としている。

このように、リサーチパークインキュベーションセンターの運営を適正に行うことは上記の中小企業振興計画の目的を全うするものであって、本事業は、中小企業振興の目的を实践するものといえる。

- 2 また、財務事務の執行について、本事業は、指定管理によって実施されており、かつ、リサーチパークインキュベーションセンターは、岡山県の平成19年度の包括外部監査の対象とされていないことから、前項と同様に指定管理の内容について検討する。

【リサーチパークインキュベーションセンターについて】

1 施設について

(1) 概要

リサーチパークインキュベーションセンターは、岡山市北区に所在する公の施設である。

名 称	岡山リサーチパークインキュベーションセンター（通称ORIC）
所在地	岡山市北区芳賀5303
供用開始	平成15年4月1日
設置根拠条例	岡山県岡山リサーチパークインキュベーションセンター条例
施設概要	敷地面積：約1万2200㎡（土地は県が地上権を設定した民間所有地） 建築面積：約2600㎡、 延床面積：約5400㎡ 建 物：S造中層建築物（エントランス棟：2階建、研究室棟：3階建、試作開発室棟：1階建）
施設内容	研究室（小）25㎡×22室、研究室（大：ウェットラボ）50㎡×30室、試作開発室100㎡×6室、産学連携室50㎡×4室、支援スタッフルーム160㎡、共用会議室20㎡×3室、交流サロン120㎡、談話コーナー、更衣室、シャワー室、トイレ、湯沸かし室、エレベーター、ルーター室、管理用倉庫、太陽光発電システム（蓄電池なし）、屋外駐車場等
設備内容	静脈認証設備（研究室棟入口）、電気錠（研究室棟入口）、電気設備、水道設備、ガス供給設備、空調設備（試作開発室を除く）、構内電話交換設備、LAN設備、テレビ共同受信設備等
備品内容	映像・音響機器、パソコン、プロジェクター、喫煙用空気清浄機等
管理・運営	大林F・合人社・岡経研究共同事業体

(2) 目的・業務

情報通信及びものづくりの分野における新技術及び新製品の開発並びに新規の創業を支援することにより、岡山県内産業の振興を図るため、インキュベーションセンターを設置し、その運営を行う。

(リサーチパークインキュベーションセンター条例第1条)

2 指定管理者について

名 称	大林F・合人社・岡経研究共同事業体 ※構成団体 大林ファシリティーズ株式会社 大阪支店 株式会社合人社計画研究所 一般財団法人岡山経済研究所
代表者	大林ファシリティーズ 株式会社 取締役副社長執行役員大阪支店長 森 良史
設立年月日	平成29年9月26日
事業内容等	岡山県岡山リサーチパークインキュベーションセンターの指定管理業務 ※構成団体の主な事業内容 ・大林ファシリティーズ：建物・設備の管理、清掃、警備、営繕工事 ・合人社計画研究所：分譲マンション等の企画立案、管理受託 ・岡山経済研究所：地域経済、企業経営等に関する調査研究
実績等	※構成団体の主な実績 ・大林ファシリティーズ：大阪府立労働センターの指定管理業務 ・合人社計画研究所：岡山リサーチパークインキュベーションセンターの指定管理業務 ・岡山経済研究所：企業経営動向調査、若手経営者育成セミナー

3 指定管理者の指定について

(1) 指定管理の内容

ア 対象施設

リサーチパークインキュベーションセンター

イ 指定管理者が行う業務の範囲

(ア) センターの運営に関する業務

- ・施設の利用等の許可及び利用料金の徴収等に関する業務
- ・利用者の募集等に関する業務
- ・利用者の支援等に関する業務

(イ) 施設等の維持管理に関する業務

(ウ) その他の業務

- ・事業報告に関する業務
- ・立入調査の実施等への対応に関する業務
- ・利用者アンケート調査に関する業務
- ・管理運営の実施状況の点検に関する業務
- ・岡山県クール・エコ・オフィス・プランに沿った環境負荷低減の取組
- ・その他センターの管理運営に必要と認められる業務

ウ 指定管理者の指定期間

平成30年4月1日から令和5年3月31日まで（5年間）

エ 応募資格

(ア) 県内に本店、支店又はこれに準ずる事務所を置く、又は置こうとする法人その他の団体（以下「法人等」という。）であること。

(イ) 法人等又はその代表者が、法律行為を行う能力を有しない者でないことなど、別に定める欠格要件に該当しないこと。

(ウ) 法人等の役員が、暴力団員等に該当する者でないことなど、別に定める欠格要件に該当しないこと。

(エ) 情報通信又はものづくりの分野における新技術若しくは新製品の開発又は新規の創業を支援した実績を有する法人等であること。

オ 指定管理者と県の責任分担

種類	内容	県	指定管理者
施設・設備の 損傷	不可抗力（暴風、豪雨、洪水、地震、落盤、火災、騒乱、暴動その他の県又は指定管理者のいずれの責めにも帰すことができない自然的又は人為的な現象）によるもの	○	
	指定管理者の故意又は過失によるもの		○
	施設・設備の設計又は構造上の原因によるもの	○	
	上記以外の経年劣化によるもの		
	①大規模な修繕（1件が100万円以上であって、県と指定管理者が協議の上決定するもの）	○	
	②①以外のもの		○
物価変動等	人件費、物品費等の物価変動又は金利変動に伴う管理経費の増		○
法令又は税制 の変更等	施設管理運営に影響を及ぼす法令又は税制変更	○	
	指定管理者自身に影響を及ぼす法令変更又は定例的な変更		○
第三者への賠償	①指定管理者の管理瑕疵に起因するもの		○
	②①以外の事由によるもの	○	
保険の加入	利用者等に係る保険の加入		○
周辺地域及び 住民への対応	①指定管理者の業務に関するもの		○
	②①以外のもの	○	

(2) 指定管理者の指定手続き

ア 公募・非公募の別
公募

イ 募集説明会

平成29年8月28日に開催

ウ 指定の申請の受付期間

平成29年8月10日～10月10日（60日間）

エ 選定手続き

平成29年10月に、学者や公認会計士等の有識者で構成される岡山県産業労働部指定管理者候補選定委員会を開催し申請団体からのプレゼンテーションを行った上で、管理運営の基本方針、サービス向上につながる取組、効率的な管理運営の取組などの審査項目について審査を行い、各委員の評価をもとに総合的に検討した結果、大林F・合人社・岡経研究共同事業体が適当とされた。

オ 審査結果

リサーチパークインキュベーションセンターの指定管理者の選定に係る応募の審査項目及び審査結果は下記のとおりである。

記

団体 \ 項目	管理運営の基本方針	サービス向上につながる質の高い管理運営に向けた取組	危機管理に関する取組	効率的な管理運営の取組
配点	60	270	60	240
大林F・合人社・岡経研究共同事業体	50	225	43	188

団体 \ 項目	申請者の管理運営体制	申請者の経営基盤	合計
配点	90	60	780
大林F・合人社・岡経研究共同事業体	69	52	627

4 指定管理者との協定締結について

上記の審議に基づき、岡山県議会の議決を経て、大林F・合人社・岡経研究共同事業体が発見パークインキュベーションセンターの指定管理者に指定され、平成30年3月15日、岡山県との間で発見パークインキュベーションセンターに係る包括協定が締結された。

5 指定管理者による本施設の管理状況

(1) 指定管理業務の実施状況

施設の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・発見パークインキュベーションセンターの運営に関すること ・同施設等の維持管理に関すること
管理業務の実施状況	<p>(施設等の運営業務)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施設運営 ・入居者募集 ・施設の利用許可 ・入居者支援 ・情報ネットワーク <p>(施設等の維持管理業務)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・建物保守管理 ・設備保守管理 ・清掃 ・植栽、外構維持管理 ・環境衛生管理 ・警備
職員体制	常勤職員5名 非常勤職員0名 合計5名

(2) 収支の状況

(単位：円)

		令和3年度	前年度	前々年度
収 入	指定管理料	52,323,333	52,323,333	52,323,333
	利用料金収入	45,526,460	41,606,790	37,311,440
	事業収入	0	0	0
	その他	1,259,160	1,226,060	1,117,580
	計	99,108,953	95,156,183	90,852,353
支 出	人件費	43,489,437	45,580,624	44,515,175
	管理運営費	53,631,337	49,305,064	46,337,178
	事業費	0	0	0
	その他	0	0	0
	計	97,120,774	94,885,688	90,852,353
収支決算		1,988,179	270,495	0

(3) 利用状況

年度	令和3年度	前年度	前々年度
利用者数	55	48	46

(4) コスト削減・サービス向上に関する取組状況

コスト削減の取組み	<ul style="list-style-type: none"> 入居者の意向（事業方針、施設に対する意見等）を確認することで、必要な支援内容を把握。そのうえで、各支援機関等と連携して対応した。結果的に過剰な調査、出張等は削減できた。 施設管理において、修繕工事等を実施する際に適宜相見積もりをとり、適切な価格でスピーディーな対応を実施した。
サービス向上の取組	<ul style="list-style-type: none"> 入居企業の意向を踏まえて様々な切り口で交流会、セミナーを企画した。 支援機関や協力企業等との連携により、入居企業の課題解決相談の窓口を拡げた（相談会開催、各金融機関取引先とのビジネスマッチング等）。 適宜施設内の設備点検を実施し、老朽化部分の把握と対策等を随時実施した。

(5) 管理業務の実施状況

項目	指定管理者の点検結果		県の点検結果	
	区分	特記事項	区分	特記事項
①適切な管理の履行	B	事業計画に沿った管理を実施した。	B	事業計画に沿った適切な管理が履行されていた。
②法令等の遵守	B	関係法令を遵守し、運営管理業務を実施した。	B	関係法令に基づく義務は適切に履行されていた。
③安全性の確保	B	警備業務計画書等に基づき、安全性を確保した管理を実施した。	B	警備業務計画書等に基づき、安全性を確保した管理が履行されていた。
④財産の適切な管理	B	施設、設備の紛失等はなく、修繕計画に則り設備維持管理業務を実施した。	B	施設、設備の紛失はなく、修繕は適宜実施され、必要な管理が履行されていた。
⑤利用状況	B	平均入居率89.7% 入居率向上に向けたPR等を実施した。また、入居支援も計画に基づき実施した。	B	企業の個別訪問や関係機関主催行事における宣伝活動等による募集活動が実施され、入居支援も計画に基づいて実施されていた。
⑥収支状況	B	事業計画に基づき、管理運営を実施した。	B	事業計画に基づき、効率的な管理運営が行われていた。
⑦サービス向上	B	入居企業の意見を踏まえた交流会・セミナーを開催。支援機関との連携により、積極的な情報提供を実施した。	B	入居企業からの意見も踏まえた多様な切り口で交流会、セミナーを企画するとともに、支援機関等と連携した情報提供が実施されていた。
管理運営業務全般	B	指定管理時の仕様書、業務計画書に則った運営、維持管理業務を実施した。	B	契約書、業務年間計画書等に基づき、適切に維持管理業務及び運営業務が実施されていた。

3 監査の結果、リサーチパークインキュベーションセンターの指定管理者の指定手続きにおいて、公募の手続きが取られていること、指定の申請の受付期間（募集期間）が60日とされていること、指定期間が5年とされていること、選定委員は専門家が中心に選定されていること、指定管理に係る包括協定書において緊急時の対応が明記されていること（リサーチパークインキュベーションセンターの管理に関する包括協定書15条）、事業の再委託は手続きに則って限定的になされていること、協定書に指定管理の指定の取消し等がなされた場合の損害賠償の規定が明記されたこと（同協定書40条）等を確認した。

上記の事項は、平成19年度の包括外部監査において指摘事項及び意見として述べられた点であり、これらの点についてはいずれも本施設の指定管理者の指定において問題点はない。

また、監査の過程において、令和3年度の事業報告書を確認したところ、いずれの年度においても、コスト削減及びサービス向上について報告がなされていた。

さらに、リサーチパークインキュベーションセンターの収支について詳細な内容が把握できる収支報告書とされていた。なお、平成19年度の包括外部監査において指摘されているとおり、収入と全く同額の支出を行うことはよほどの事情がない限りあり得ないのであって（報告書59頁）、収支については、詳細な内容が把握できる収支報告書である必要があるところ、前々年度のリサーチパークインキュベーションセンターの収支は0とされていたが、その後詳細な収支に変更されている。

このように、平成19年度の包括外部監査において指摘されていた点等を考慮しても、指定管理の手続きや報告の内容等について問題となる点は認められなかったため、本事業の財務事務の合规性の評価をBとした。

【事業の有効性 A **B** C D】

本事業の内容は、リサーチパークインキュベーションセンターの運営であって、令和3年度の運営の概要は、前記の「5 指定管理者による本施設の管理状況」に記載のとおりであり、55の利用が認められ、入居率は約88%である等、リサーチパークインキュベーションセンターが有効に活用されていることが窺える。

なお、監査の過程において、リサーチパークインキュベーションセンターの利用者のアンケートの回答状況を確認したところ、アンケートの回答数は18件（回答率48.6%）にすぎなかった。

この点に関し、入居企業の要望等をどのように把握しているのかを確認したところ、インキュベーションマネージャーが入居企業と月2回面談を実施して、入居企業の要望を聴取して運營業務に反映しているとのことであった。

これらの面談資料も踏まえたうえで、指定管理における点検項目「⑦サービス向上」に関する令和3年度の県の点検結果は「入居企業からの意見も踏まえた多様な切り口で交流会、セミナーを企画するとともに、支援機関等と連携した情報提供が実施されていた。」とされ、区分は「B」としているとのことであった。

このように、県としては、指定管理者の業務報告のみではなく、入居者の意向の把握に努めているとのことであり、これらの点を考慮して有効性の評価をBとした。

【事業の効率性 A B C D】

本事業の効率性について、特に問題となる点は認められなかったことから、本事業の効率性の評価をBとした。

2 ベンチャー発掘育成事業

【概要】	担当部署	産業振興課
事業目的	<p>政府の「未来投資戦略2017」における成長実現の一つの戦略として、イノベーション・ベンチャーを生み出す好循環システムの構築が掲げられ、KPI指標として「開業率・廃業率を概ね4.5%から欧米並みの10%台を目指す」とされている。</p> <p>これに対して、岡山県の2017年度の開業率は5.4%（全国平均5.6%）、産業の新陳代謝の指標とされる廃業率は3.0%（同3.5%）といずれも全国平均を下回る状況にある。</p> <p>県内産業の成長を描く上で、既存企業には生み出しえない大きな変化をもたらす可能性を持つベンチャー企業を創出する必要があるが、有望な技術・ビジネスモデルを持ちながらも、人材や経験不足等により成長発展が進まないベンチャー企業が多く、直面する個々の課題解決や成長を促す支援施策を継続して行うことを目的とする。</p>	
事業内容	<p>(1) インキュベーション施設連携事業</p> <p>県内のインキュベーション施設（7施設）による「岡山インキュベータ協議会」を運営し、施設間の情報交換や共催事業として創業相談会や学生と起業家の交流イベントを実施する。</p> <p>また、県内インキュベーション施設の新規入居者を増加させるため、有効な取引事例の情報交換や施設相互の入居者斡旋等、インキュベーション施設のPRや起業家の掘り起こしを各施設と連携して実施する。</p> <p>【内容】</p> <p>①連絡会議等の開催（総会1回、運営委員会2回）</p> <p>②創業相談会の開催（年1回）</p> <p>③ベンチャーミーティングの開催（大学と連携した起業家講演等、年2回）</p> <p>(2) 大学発ベンチャー等支援事業</p> <p>岡山大学インキュベータにおいて、大学発ベンチャー等の発掘・育成を図るため、業務委託先からコーディネーターを派遣する。</p> <p>(3) 資金調達支援事業</p> <p>創業間もなく、信用力の乏しいベンチャー企業の中でも、優れた製品・技術やビジネスプランを持つものを、業務委託先の目利きにより選出し、金融機関や投資家との資金マッチングを行う。</p> <p>首都圏や関西圏のベンチャーキャピタルや投資家の参加を促すよう事務局職員が赴き、投資案件に係る情報提供や投資家の期待するビジネスモデル等の意見交換を実施する。</p>	
法令・条例・要綱等	<p>おかやまインキュベータ協議会会則、岡山大学連携型起業家育成施設に関する覚書、ベンチャーマーケット岡山運営協議会会則</p>	

主な財源	一般財源		
令和3年度予算	532万6000円	令和3年度決算 (執行率)	511万9000円 (96%)

(監査結果)

【財務事務の合规性 A **B** C D】

1 中小企業振興計画は、「2 地域の特性を生かした産業の成長支援」の施策として「(2) 地域に活力をもたらす新ビジネスの創出支援」として下記の施策を掲げている。

記

① インキュベーション機能の強化

- ・ 県内のインキュベーション施設の連携を推進し、創業相談会や学生と起業家の交流イベント等の実施によりベンチャー企業の創業促進、育成を図る。

② 大学発ベンチャー等の発掘・育成

- ・ 高校生、大学生を対象とした起業家成長促進のためのセミナーやワークショップを実施し、IT・ものづくり関係を中心とした大学発ベンチャー等の起業家の育成を図る。
- ・ 新たな技術、優れたビジネスアイデアを有するベンチャー企業等に対して、伴走型の手厚い支援を実施し、将来的に地域産業の一翼を担う企業への成長を図る。

以上

本事業は、県内産業の成長を描く上で、既存企業には生み出しえない大きな変化をもたらす可能性を持つベンチャー企業を創出するため、有望な技術・ビジネスモデルを持ちながらも、人材や経験不足等により成長発展が進まないベンチャー企業に対して、直面する個々の課題解決や成長を促す支援施策を継続して行うことを目的としており、その目的は中小企業振興計画の目的に合致する。

2 また、財務事務の執行について、本事業は、①インキュベーション施設連携事業、②大学発ベンチャー等支援事業及び③資金調達支援事業からなり、産業振興財団に委託されている（委託料：511万8352円）。

この点、上記の委託手続きに問題となる点は認められなかったため、本事業の財務事務の合规性の評価をBとした。

【事業の有効性 A B D】

1 監査の過程において、各事業に関する報告等を確認した。

まず、インキュベーション施設連携事業についてであるが、同事業は、岡山インキュベータ協議会を運営し、施設間の情報交換や共催事業として創業相談会や学生と起業家の交流イベントを実施するものであるところ、令和3年度においては、令和3年5月26日に第1回総会、同年10月5日に第1回運営委員会、令和4年3月16日に第2回運営委員会、令和4年1月30日に創業相談会、令和3年10月7日及び同月14日にベンチャーミーティングがそれぞれ開催されている。

なお、創業相談会の参加者は、平成29年度は33人（1回目15人、2回目18人）、平成30年度は19人、令和元年度は17人、令和2年度は23人であり、令和3年度は15人であった。

令和3年度の創業相談会の参加者15名全員がアンケートに対して回答しているが、「問題は解決したか」の質問に対し、「あまり解決しなかった」と回答している相談者が5名あった。

相談者の満足度等の現状を踏まえると、本事業の目的を十分に達成できているとはいえないと考える。

【意見2-1】創業相談会の内容について再検討すべきである。

相談者が抱える問題に対して十分に対応できていない現状があるため、開催方法（ウェブ会議の利用等）や相談担当者の選任等について検討すべきである。

2 次に、大学発ベンチャー等支援事業について検討する。

本事業は、コーディネーター派遣を中心とする事業であるところ、令和3年度の事業内容を把握するため「岡山大インキュベータでのIM活動報告（令和3年4月～令和3年12月）」等の資料を確認した。

上記の報告によれば、ビジネスサポートとしてコーディネーターが岡山大学インキュベーション施設において活動したことが記載されているものの、日時や所要時間などの記載がなく、委託者である岡山県において、コーディネーターの具体的な活動内容を把握することが困難である。

本事業の委託料は329万710円であるところ、上記の報告書の内容等では、本事業の有効性や費用対効果を検証することが困難であることから、事業報告の在り方等について検討する必要があると考える。

【意見2-2】コーディネーターの活動報告の在り方等事業検証方法について検討すべきである。

前記のとおり、現状のコーディネーターの活動報告では、コーディネーターの具体的な活動内容を把握することが困難なため、コーディネーターの活動報告の在り方を検討すべきである。

3 最後に、資金調達支援事業であるが、本事業は、金融機関や投資家との資金マッチングを行うとともに、投資案件に係る情報提供や投資家の期待するビジネスモデル等の意見交換を実施することを内容とするところ、監査の過程において、令和3年度の活動実績を確認した。

まず、金融機関や投資家との資金マッチングを図るため、ベンチャーマーケット岡山が2回開催されたことを確認した（令和3年10月25日、令和4年2月21日）。なお、参加者数は第1回が51社、第2回が42社であった。

令和元年度には1億1000万円の融資、600万円の投資、令和2年度には2000万円の融資、令和3年度には7000万円の投資が決定する等、マッチングの成功事例は認められる。

しかしながら、令和3年度は、事務局職員が首都圏や関西圏のベンチャーキャピタルや投資家に赴くことができなかつたとのことであり、かかる活動がなかつたことが、令和3年度のマッチング率に影響している可能性は否定できない。

本事業の目的を達成するため、事務局職員が首都圏や関西圏のベンチャーキャピタルや投資家に赴くようにする必要があると考える。

上記の内容及び他の2つの事業の評価を考慮し、本事業の有効性の評価をCとした。

【意見2-3】首都圏や関西圏のベンチャーキャピタルや投資家との意見交換会は積極的に開催すべきである。

首都圏や関西圏のベンチャーキャピタルや投資家に対して、県内のベンチャー企業が情報提供することができない状態は、本事業の事業効果を低減させることは明らかである。

したがって、ウェブ会議による実施も含め、岡山県として首都圏や関西圏のベンチャーキャピタルや投資家と積極的に意見交換を実施すべきである。

【事業の効率性 A B D】

本事業の有効性において検討したとおり、大学発ベンチャー等支援事業について

は、事業の有効性の検証が困難な状況にあり、委託料との均衡がとれているのか、さらに費用を節約する方法があるのか等について、判定や検討が困難である。

この点を考慮して、本事業の効率性の評価をCとした。

3 起業家人材育成支援事業

【概要】	担当部署	経営支援課	
事業目的	<p>創業予定者や創業間もない者を対象に、創業に関する各種相談にワンストップ窓口として対応するとともに、創業時に必要な基礎知識の研修、事業の立ち上げにおいて重要な事業計画に関する知識や作成方法の研修を実施することにより、新規創業者の発掘・育成及び創業後の事業継続のための支援を行うこと及び公的な創業支援機関で構成する連絡会議（創業者応援団）を開催し、情報の共有化、セミナーの共同開催等の総合的な創業支援を推進することを目的とする。</p>		
事業内容	<p>(1) 支援機関連絡会議の開催（創業者応援団） 公的な創業支援機関（16団体）による連絡会議（年3回）を開催し、情報を共有化するとともに、各支援機関の創業支援策の調整やセミナーの共同開催等の連携を行うことにより、各機関の支援能力の向上を図り、より効果的な創業支援を実施する。</p> <p>(2) 創業&フォローアップセミナー 創業者応援団主催によるWEBセミナーを1回実施する。対象は県下全域の創業予定者や創業間もない方であり、構成は基調講演・各機関の支援策紹介。</p> <p>(3) 分野別ミニ創業塾 特定創業支援事業の認定に必要な項目である経営・財務・人材育成・販路開拓等の知識研修を実施する。1テーマは半日とし、年6回程度実施。</p> <p>(4) 事業計画作成研修 専門講師による事業計画書の必要性、作成方法を学ぶ研修会を実施する。1回3時間程度を年2回。</p> <p>(5) 専門家派遣 創業予定者と創業して間もない者（おおむね7年以内）を対象に、企業経営の専門家等が各課題解決のための支援を行う。（10件程度）</p>		
法令・条例・要綱等	中小企業振興条例、中小企業振興計画		
主な財源	地方創生推進交付金、一般財源		
令和3年度予算	327万円	令和3年度決算 (執行率)	327万円 (100%)

(監査結果)

【財務事務の合规性 A **B** C D】

1 中小企業振興条例8条は、「県は、次に掲げる基本方針に基づき、中小企業の振興に関する施策を講ずるものとする。」として、2号に「中小企業の創業を促進するものであること」と規定している。

また、中小企業振興計画は、「2 地域の特性を生かした産業の成長支援」の施策として「(2) 地域に活力をもたらす新ビジネスの創出支援」として下記の施策を掲げている。

記

③ 新規創業への支援

- ・新たに事業を開始する者の発掘や新規創業を支援するため、男女共同参画センターに女性創業サポートセンターを設置するとともに、各支援機関や市町村等との連携を強化し、創業支援のための相談会や研修会の開催等を行う。
- ・各支援機関が開催している創業塾等への支援を通じて新規創業の促進を図るとともに、出資、労働、経営を一体的に行う企業組合を個人等が創業する際に、中央会と連携して設立、運営を支援する。

以上

本事業は、創業予定者や創業間もない者を対象に、創業に関する各種相談を実施するとともに、研修を実施することにより、新規創業者の発掘・育成、事業継続のための支援を行うこと及び公的な創業支援機関で構成する連絡会議（創業者応援団）を開催し、情報の共有化、セミナーの共同開催等の総合的な創業支援を推進することを目的としており、上記の中小企業振興の目的を実践するものといえる。

2 また、財務事務の執行について、本事業は、①支援機関連絡会議の開催（創業者応援団）、②創業&フォローアップセミナー、③分野別ミニ創業塾、④事業計画作成研修及び⑤専門家派遣からなり、かかる事業は、産業振興財団に随意契約の方式によって、委託されている（委託料：326万9599円）。なお、随意契約とされた理由は、「本業務は、県内一円を業務エリアとし、起業予定者や起業後間もない者を対象に、事業立ち上げの際に必要な知識の習得やプレゼンテーションスキルの向上等、段階に応じた支援を行う必要があるが、創業支援に関する専門知識を有していること、また、国等の各種支援制度に精通していることが契約の目的を達成するために必要である。また、起業予定者等の情報やニーズを把握し、県内外の支援機関と連携体制を構築することができる県内産業支援機関等、本事業の目的を達成することができる者と契約する必要がある。以上のことから、本事業は契約の性質及び目的が競争入札に適さない。」とされている。

この点、安易に随意契約によるべきではないものの、本事業の内容に鑑みると、委託先が限定されざるを得ないといえる。

また、随意契約締結の前に、公募も手続きが先行して取られていることから、財務事務の執行手続きにおいて、不当、違法とはいえない。

これらの点を考慮して、本事業の財務事務の合规性の評価をBとした。

【事業の有効性 A B C D】

監査の過程において、本事業に関する業務報告書等を確認した。

本事業は、創業予定者や創業間もない者を支援するために創業&フォローアップセミナー及び研修等を実施するものであるところ、令和3年度においては、令和3年7月10日に創業&フォローアップセミナー、同年8月28日から同年11月27日までの間に8回にわたって「分野別ミニ創業塾」、「事業計画書作成研修」がそれぞれ開催されている。

また、創業&フォローアップセミナーの企画等を目的として、令和3年5月14日から令和4年3月22日までの間に3回の創業支援機関連絡会議が開催されている。

なお、創業&フォローアップセミナーの参加者は72名（アンケートの回答は41名）、分野別ミニ創業塾及び事業計画書作成研修の参加者はのべ125名（1回目18名、2回目14名、3回目21名、4回目20名、5回目14名、6回目13名、7回目12名、8回目13名。アンケート回答者数のべ103名）であった。

また、専門家派遣は、9名に対し22回の派遣がなされている。

この点、創業&フォローアップセミナーのアンケートの回収率は56%であって、改善の余地がある。

他方で、分野別ミニ創業塾及び事業計画書作成研修のアンケート回収率は82%と高いうえに、アンケート回答の未提出者に対しては、徴求をしているとのことであった。

なお、アンケート結果について、受講者の意見が集約されており、次回以降の講座の内容等を検討するにあたって、有効な資料となっている。

また、講座の内容は、最初に創業を希望する者全体に向けた創業&フォローアップセミナーを開催し、その後順次創業に必要な専門分野に応じた分野別ミニ創業塾及び事業計画書作成研修が実施されたうえで、随時専門家の支援を受けられる体制となっており、創業を検討しているものにとって手厚いサポートとなっている。

以上のように、本事業の内容は、創業を検討しているものにとって有益な事業となっているうえに、アンケート回答についても努めて回収する試みがされており、

有効性が高いと考える。

これらの点を考慮して、本事業の有効性の評価をAとした。

【事業の効率性 **A** B C D】

前記のとおり、本事業には有効性が高いことが認められるところ、本事業の委託料は327万円である。

創業&フォローアップセミナー及び分野別ミニ創業塾及び事業計画書作成研修の開催時間はそれぞれ3時間ずつであるうえに、令和3年度は9名に対し22回の派遣がなされている。

上記の専門家の稼働時間等を考慮すると本件の委託料は、比較的低額に納まっていると考えられることから、本事業の効率性の評価をAとした。

4 地域課題解決型起業支援事業

【概要】	担当部署	経営支援課	
事業目的	地域における社会的課題が増大・多様化する中であって、利益の追求よりも社会的課題の解決に重点を置く課題解決型ビジネスは、軌道に乗るまでに時間を要することから、起業に要する経費の一部について補助を行うとともに、事業立ち上げ等に関する伴走支援や県内外の起業希望者の掘り起こしを行うことで、起業の促進を通じた地域課題解決を図ることを目的とする。		
事業内容	<p>(1) 地域課題解決型ビジネスプランの募集 県内外から地域課題解決型ビジネスプランを募集する（公募回数：2回）。公募ごとに説明会（県南、県北各1回）を開催するとともに、県外からの起業希望者へはパンフレット等を作成し、広く周知を行う。</p> <p>(2) 地域課題解決型ビジネスプランの審査・採択 審査委員会を設置し、社会性、事業性、必要性等を審査し、採択する。</p> <p>(3) ビジネスプラン採択者への伴走支援 採択された者が、円滑・確実に起業できるよう、起業までの伴走支援を行う。採択された者が起業した後、精算払により、起業に要した経費の1/2を補助（上限200万円）する。（県1/2、国1/2）</p> <p>(4) ビジネスプラン採択者の起業後の事業継続確認 起業後（5年間）の事業継続を確認し、必要に応じ、補助金の返還命令等の措置を講じる。</p>		
法令・条例・要綱等	中小企業振興条例、中小企業振興計画		
主な財源	地方創生推進交付金、一般財源		
令和3年度予算	3539万4000円 （補正後）	令和3年度決算 （執行率）	2921万3000円 （82%）

（監査結果）

【財務事務の合规性 A B C D】

1 中小企業振興条例8条は、「県は、次に掲げる基本方針に基づき、中小企業の振興に関する施策を講ずるものとする。」として、2号に「中小企業の創業を促進するものであること」と規定している。

また、中小企業振興計画は、「2 地域の特性を生かした産業の成長支援」の施

策として「(2) 地域に活力をもたらす新ビジネスの創出支援」として下記の施策を掲げている。

記

③ 新規創業への支援

- ・過疎、高齢化、医療、福祉などの地域課題をビジネスの手法で解決する地域課題解決ビジネスの起業を目指す者等を対象に、セミナー等の開催や起業に係る経費の補助、専門家による個別指導・助言等を支援機関と連携して行う。

以上

本事業は、課題解決型ビジネスに対し、起業に要する経費の一部について補助を行うとともに、事業立ち上げ等に関する伴走支援や県内外の起業希望者の掘り起こしを行うことで、起業の促進を通じた地域課題解決を図ることを目的としており、上記の中小企業振興の目的を実践するものといえる。

- 2 また、財務事務の執行について、本事業は、地域課題解決型ビジネスプランを実施する団体を公募し、選定した団体に対し、岡山県地域課題解決型起業支援事業補助金交付要綱に基づいて、補助金を交付する方法で実施されている。

監査の過程において補助金の交付手続きについて問題となる点は認められなかった。

これらの点を考慮して、本事業の財務事務の合規性の評価をBとした。

【事業の有効性 A B C D】

監査の過程において、本事業に関する補助事業実績等を確認した。

本事業は、課題解決型ビジネスに対し、起業に要する経費の一部について補助することを内容とする事業であるところ、令和3年度においては、2回の公募が実施され（1回目：令和3年4月19日から5月21日まで、2回目：7月8日から8月13日まで）33名からの申請がなされた。令和3年度は、33名のビジネスプランの申請のうち18名のビジネスプランが採択されて、かかる採択者に対し、補助金が支給され、結果として16名が起業し、40名の雇用が創出されたことが報告されている。

なお、本事業の広報として、チラシ配布、ウェブによる広報、業界紙による広報等が実施されているが、申請者数は、令和元年度は55件、令和2年度は62件であって、令和3年度は減少している。

もともと、令和3年度においても一定数の申請がなされていることを踏まえると、広報にも一定の効果があることが窺える。

以上のとおり、本事業について、一定の申請数の確保、補助金交付による起業及び起業に伴う雇用の創出等の効果が認められることから、本事業の有効性の評価をBとした。

【事業の効率性 A B C D】

本事業の効率性について、監査の過程において、大きな問題と認められる点は発見されなかったため、本事業の効率性の評価をBとした。

【販路開拓の促進】

第1 地域特性を生かしたマーケティング戦略の推進

1 岡山フードバレー推進事業

【概要】	担当部署	マーケティング推進室	
事業目的	<p>これまでマッチングを行い新たな取引にもつながっているものの、果物類等農産物の原材料情報が少なく、事業者の斡旋ニーズには十分に答えられていない。また食品製造事業者は、小規模事業者が多く、人員体制等の制約から、新たな調達先、販売先等の情報入手に苦慮している。さらに、成約例や取引先の開拓の手法などの情報周知が十分でなく、事業者の自主的な取組につながっていないといった課題がある。</p> <p>そこで、県内食品製造事業者等を対象に、原材料調達や加工のマッチング等を通じて県内サプライチェーンの構築を図るとともに、開発から販売に至るまでの助言、商談会の開催、見本市出展等の総合的な支援に取り組むことを目的とする。</p>		
事業内容	<p>(1) 原材料調達、加工等のマッチング及び助言 原材料調達や加工のニーズ・シーズ調査を行うとともに、農作物等にネットワークを持つコーディネーター等による原材料調達や加工等のマッチング及び助言を行うとともに、ホームページ等による県内事業者のニーズ把握、情報収集の強化を図る。</p> <p>(2) 食品バイヤーとの相談商談会開催 バイヤー等との相談商談会開催により、開発商品の改良等を支援する。</p> <p>(3) 大規模見本市への出展支援 原材料や加工のマッチング等を行った商品や、事業計画の策定指導や商品開発指導を行った商品等の販路拡大を図るため、バイヤーが集う大規模展示会スーパーマーケット・トレードショーへの出展等を支援する。</p>		
法令・条例・要綱等	生き活きプラン		
主な財源	地方創生推進交付金、一般財源		
令和3年度予算	1567万8000円	令和3年度決算 (執行率)	1567万7979円 (99%)

(監査結果)

【財務事務の合规性 A B C D】

1 生き活きプランは、重点戦略として「地域を支える産業の振興」を掲げ、「施策の

方向性」として「地域特性を生かしたマーケティング戦略の展開」をすることを明らかにしている。

また、中小企業振興計画は、「3 販路開拓の推進」の施策として「(1) 地域特性を生かしたマーケティング戦略の推進」として下記の施策を掲げている。

記

① 地域の特徴を生かした商品づくり支援やプロモーション

- ・食品関連事業者を対象に、原材料調達、加工等に関する事業者間マッチング、事業者の強みや地域の特徴を生かした商品づくりや販路開拓を支援する。
- ・酒米の主要産地である本県の強みを生かし、「酒米処おかやま」のイメージを定着させることでブランド化を図り、県産日本酒の認知度向上と国内外での販路拡大に結びつくよう関係団体と連携して取り組む。

以上

本事業は、県内食品製造事業者等を対象に、県内サプライチェーンの構築を図るとともに、開発から販売に至るまでの助言、商談会の開催、見本市出展等の総合的な支援に取り組むことを目的としており、その目的は、上記の生き生きプラン及び中小企業振興計画の目的に合致する。

- 2 また、財務事務の執行について、本事業は、中央会に委託されており（委託料1567万7979円）、かかる委託の手続きは、公募手続きによって実施され、公募手続きに応募がない場合は、中央会との随意契約とするとされている。

なお、令和3年度においては、公募に対して、応募者はなく、上記のとおり、随意契約が締結されるに至っている。

この点、公募手続きに応募がなかった以上、随意契約によることについても合理性が認められるうえに、不当、違法とはいえないことから、本事業の財務事務の合規性の評価をBとした。

【事業の有効性 A B C D】

- 1 監査の過程において、令和3年度の岡山フードバレー推進事業の各事業内容について確認した。

まず、原材料調達、加工等のマッチング及び助言についてであるが、監査の過程において、平成29年度以降のあっせん（マッチング）成立件数について確認したところ、平成29年度は66件、平成30年度は105件、令和元年度は163件、令和2年度は137件、令和3年度は135件であったことを確認した。

また、委託者である岡山県において、受託者が選任したコーディネーターの助言

内容を把握しており、事業内容の検討のための資料は確保されているといえる。

なお、原材料調達や加工のニーズ・シーズ調査は、令和2年度以降は、専門知識豊富なコーディネーターが各事業者の実態を聞き取り調査しながら、その把握に努めているとのことであり、実際にコーディネーターが訪問相談対応をした件数は、令和2年度は458件、令和3年度は535件であった。

このように、原材料調達や加工等のマッチング及び助言を行うにあたって、県内事業者のニーズ等の把握に努めたうえで、本事業を実施しているとのことであり、事業の有効性について、特に問題はないと考える。

2 次に、食品バイヤーとの相談商談会開催事業について検討する。

本事業は、バイヤー等との相談商談会を開催することで、開発商品の改良等を支援する事業である。

監査の過程において、令和3年度の相談商談会の開催の概要について確認したところ、令和3年度は3回開催され、その開催方法はオンラインと対面であったこと、令和3年度の成約件数は51件であったことを確認した。

なお、平成29年度以降の成約件数は、平成29年度は16件（2回開催）、平成30年度は7件（2回開催）、令和元年度は4件（1回開催）、令和2年度は19件（2回開催）である。

このように、令和3年度は、開催回数及び成約件数のいずれも増加しており、事業の有効性について、問題となる点は認められなかった。

3 最後に、大規模見本市への出展支援事業について検討する。

本事業は、大規模展示会スーパーマーケット・トレードショーへの出展等を支援することを内容とするところ、監査の過程において、令和3年度の活動実績を確認した。

令和3年度においては、「第56回スーパーマーケット・トレードショー2022」が開催され、14件の成約に至ったことを確認した。

なお、平成29年度以降の成約件数は、平成29年度は12件、平成30年度は7件、令和元年度は11件、令和2年度は出店中止のため0件であった。

このように、令和3年度は、成約件数は増加しており、事業の有効性について、問題となる点は認められなかった。

以上の点を考慮して、本事業の有効性の評価をBとした。

【事業の効率性 A B D】

事業の有効性において検討したとおり、本事業において、令和3年度にはそれぞれ一定の成約があり、一定の事業の有効性を認めることができる。

他方で、本事業の委託料は1567万7979円であるところ、かかる委託料の

効率性を検討するにあたっては、委託業務の内容（例：具体的な活動及び必要時間等）や事業による経済的効果（例：マッチングの成立によってどの程度の経済的効果が生まれたか等）を把握することが必要であり、かかる資料がなければ、委託料との比較において、効率性が認められるか判定が困難である。

これらの点を考慮して、本事業の効率性の評価をCとした。

【意見3-1】本事業における委託業務の内容の詳細や経済的効果を把握することを検討すべきである。

前記のとおり、本事業には有効性が認められるものの、費用対効果を検証するにあたっては、委託業務に費やされた時間や成約によって生じる経済的効果を把握することが不可欠である。

特に、本事業の委託料は1567万7979円と高額であるため、このような委託料を支払う合理性については、検証が必須であると考ええる。

したがって、本事業の業務がどの程度の労力を伴うものであるか又は本事業によって、岡山県又は県民にどのような経済的効果がもたらされたのかを定量的に把握することを検討すべきである。

2 首都圏アンテナショップ事業

【概要】	担当部署	マーケティング推進室	
事業目的	平成26年度に、鳥取県と共同して、首都圏アンテナショップを開設したところ、この情報受発信拠点を活用することにより、首都圏、ひいては全国規模での本県の認知度アップ、「岡山県」地域のブランドイメージの確立を図り、県内の産業振興につなげていくことを目的とする。		
事業内容	<p>【現況】</p> <ul style="list-style-type: none"> 公設民営方式による県産品の販売など、鳥取県と連携して施設の運営を行っている。 首都圏における本県の情報受発信拠点として、270万人を超える来館者。売上金額は19億円を超え、経済波及効果（メディア露出・販路拡大効果等）は38億8000円に上る。 店舗の賃料について、平成31年度から5年間の債務負担行為を設定している。 <p>【事業の進め方】</p> <p>これまでの運営に関する様々な経験を基に、チャレンジ商品制度の対象商品拡充、鳥取県、運営事業者と連携した取組、情報発信により、魅力あるアンテナショップづくり、運営を行う。</p>		
法令・条例・要綱等	生き生きプラン		
主な財源	一般財源		
令和3年度予算	1億1016万2000円	令和3年度決算 (執行率)	1億945万6093円 (99%)

(監査結果)

【財務事務の合规性 A B C D】

1 生き生きプランは、重点戦略として「安心して豊かさが実感できる地域の創造」を掲げ、「施策の方向性」として「情報発信力強化プログラム」を実施することを明らかにしている。

また、中小企業振興計画は、「3 販路開拓の推進」の施策として「(1) 地域特性を生かしたマーケティング戦略の推進」として下記の施策を掲げている。

記

② EC等の活用による国内外への事業展開支援

- 首都圏アンテナショップやECサイトを活用し、県産品の販売促進やプロモーションを行うとともに、アンテナショップでのマーケティングの実験的な取組の実施等により、消費者の反応等を県内事業者に提供して全国に通用

する商品づくりを支援する。

以上

本事業は、首都圏アンテナショップを情報受発信拠点として活用することにより、首都圏、ひいては全国規模での本県の認知度アップ、「岡山県」のブランドイメージの確立を図り、県内の産業振興につなげていくことを目的としており、その目的は、上記の生き生きプラン及び中小企業振興計画の目的に合致する。

2 また、財務事務の執行について、本事業（アンテナショップ専門相談員の報酬、店舗賃借料等）に係る手続きは、決裁の後、実施されている。

この点、監査の過程において、手続きについて、不当、違法とはいえないことから、本事業の財務事務の合规性の評価をBとした。

【事業の有効性 A B D】

本事業は、岡山県の認知度アップ等を目的として、鳥取県と共同で、東京都港区新橋において、首都圏アンテナショップ「とっとり・おかやま新橋館」を運営する事業であるところ、監査の過程において、鳥取県との覚書、アンテナショップの入館者数・売上数の推移、専門相談員の採用に関する資料等を確認した。

まず、アンテナショップの入館者数及び売上の推移は下記のとおりである。

記

入館者数

	開館日数	入館者数
平成26年度	181日	279,157人
平成27年度	362日	492,611人
平成28年度	361日	498,983人
平成29年度	361日	506,369人
平成30年度	358日	491,707人
令和元年度	336日	433,624人
令和2年度	309日	260,270人
令和3年度	355日	320,173人
計	2,623日	3,282,894人

売上額

	物販店舗	飲食店舗	計
平成26年度	130,852千円	45,964千円	176,816千円
平成27年度	261,245千円	95,241千円	356,486千円
平成28年度	262,166千円	86,134千円	348,300千円
平成29年度	270,638千円	87,957千円	358,595千円
平成30年度	277,638千円	97,151千円	374,789千円
令和元年度	239,591千円	80,023千円	319,614千円
令和2年度	195,971千円	46,871千円	242,842千円
令和3年度	230,377千円	60,990千円	291,367千円
計	1,868,478千円	600,331千円	2,468,809千円

この点、新型コロナウイルス感染症の影響で、令和2年度は、入館者数及び売上額のいずれも大きく減少しているものの、令和3年度はいずれも回復傾向にある。

なお、取扱商品は、岡山県の県産品情報管理システムに登録し、アンテナショップ運営事業者との商談を経て実際に決定されているとのことである。

このように、アンテナショップにおいては、一定の入館者数が確保されているうに、岡山県の特産品が販売されていることから、岡山県の認知度アップという目的は一定程度果たされているといえる。

また、県によるアンテナショップの稼働状況の把握であるが、マーケティング推進室の職員はアンテナショップに常駐していないものの、運営協議会事務局には、事務局職員として県職員が常駐しており、平素より専門相談員と連携し、相談内容について、月に数回程度専門相談員の詳細な日報の提供を受けていること、不明な点は電話等で確認していることがあり、相当程度のモニタリングができる環境にあるとのことであり、情報共有が可能な状況にあることを確認した。

もともと、アンテナショップの相談員の採用は、アンテナショップの専門相談員の採用試験を令和2年2月に実施しており、2名の定員に対して2名の応募しかなく、応募者全員が採用されており、採用された2名のうち、1名は岡山県に所縁のない人物であった。かかる採用手続きについて確認したところ、専門相談員の募集に当たっては、県ホームページへ掲載し、現任の相談員にも案内しているほか、必要に応じて東京岡山県人会の会員への照会等も含め、岡山県出身者や所縁のある人に限定することなくふさわしい人材の確保に努めていること、選定に当たっては岡山県の知識があるかについて試験（書面・口頭）を実施し、採用後は定期的に観光地の視察等により知識の習得に努めているとのことであった。

専門相談員の役割は、岡山の見どころなどを来場者に伝えることであるが、岡山県出身者や、岡山に居住したことがあるなど、相応の知識がない場合、来場者に説得力をもって説明することが困難であるが、岡山県の魅力をPRして、岡山県の認知度を向上させるという目的からは、採用の幅を広くするなど専門相談員の採用に検討すべき余地があるといえる。

これらの点を考慮して、本事業の有効性の評価をCとした。

【意見3-2】アンテナショップ相談員の選定プロセスを見直すことを検討すべきである。

前記のとおり、アンテナショップの相談員の応募は、岡山県のホームページに掲載されているのみであり、アンテナショップの所在が東京都内であることを踏まえると、広く優秀な人材を募集するには、岡山県のホームページのみでは不十分であると考えられる。

本事業を有効なものとするには、専門相談員の役割は重要であり、応募方法をハローワークや民間のサービスを利用するなどして、専門相談員は、岡山県出身者又は岡山県に居住したことがある等岡山県に所縁のある人材を含め広く募集した上で、専門相談員として、岡山県の見どころを伝えるにふさわしい知識があるかについて、応募要件を課すか試験を実施するなどすべきである。

なお、上記のとおり、募集媒体を見直し、多様な人材の応募を募ることで、岡山県に縁のある人物を採用することも可能となると思われる。

【事業の効率性 A B D】

本事業の有効性において検討したとおり、アンテナショップへの来館者数や売上高は一定数を確保しており、事業の有効性を認めることができる。

他方で、本事業において、アンテナショップの管理・運営を円滑・適正に行ったり、両県の物産の展示・販売や観光情報等の提供・発信等を行うために岡山県は、1億1398万4411円を支出しているところ、かかる負担金は全額一般財源（県税）で賄われている。

また、アンテナショップにおける売上は、運営事業者へ帰属するため岡山県の収入となるわけではない。

このように本事業に係る岡山県の負担は高額であることから、事業の効率性は慎重に判断されなければならないところ、監査の過程において、上記の費用に見合う効果を確認した際、アンテナショップは、開設以来8年間で84.3億円の経済効果が算出されており、費用に見合う効果が認められるとの回答がなされた。

このように、アンテナショップについては、投下した資本を上回る経済効果が算

出されていることから、費用対効果は認められる。

もともと、新型コロナウイルス感染症により生じた社会の変化を踏まえ、インターネット販売の充実等、更なる効果的・効率的な運営が期待出来る要素があり、効率性の検証については、検討の余地があると考ええる。

これらの点を考慮して、本事業の効率性の評価をCとした。

【意見3-3】本事業には、多額の公金が投入されていることから、事業の効率性についてさらに検討をすべきである。

現在の店舗賃貸借契約及び店舗運營業務委託契約の期間が令和5年度末に迫っていると、岡山県では、関係者の意見や8年間の実績を踏まえ、現在の店舗で鳥取県との共同運営を続ける方向で検討を進めている。

首都圏アンテナショップの設置目的は、県産品のPRのほか、販路開拓、観光、移住等に関する首都圏での総合的な情報発信拠点であるが、新型コロナウイルス感染症により生じた社会の変化を踏まえ、インターネット販売の充実等、更なる効果的・効率的な運営が期待できる要素があるのではないかと考えられる。

いずれにしても、コストとベネフィットの観点から、県の実質負担を減らせるよう、多角的な検討を要すると考える。

3 首都圏県産品プロモーション事業

【概要】	担当部署	マーケティング推進室	
事業目的	県産品等をテーマに、効果的なプロモーションを行い、岡山県や県産品の知名度を向上させることにより、「岡山県」のブランドイメージを確立させ、本県の地域産業の振興につなげていくことを目的とする。		
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県産品等のPRイベント（試食会、商品発表会、ワークショップなど）やInstagram等SNSを活用したプロモーションを実施し、県産品の認知度向上・販売促進につなげる。 ・ 東京オリパラを見据え、外国人旅行客の情報源となっているメディアを活用したプロモーションを実施し、アンテナショップで購入できる県産品や「ももてなし家」メニューの紹介、県の旬の話題や観光情報の記事を配信し、アンテナショップへの誘客を図る。 ・ 県産品等のプロモーションを目的とした催事を地域や団体と協働でアンテナショップを活用し実施することにより、認知度向上を図る。 		
法令・条例・要綱等	生き活きプラン		
主な財源	地方創生推進交付金、一般財源		
令和3年度予算	617万8000円	令和3年度決算 (執行率)	452万8318円 (73%)

(監査結果)

【財務事務の合规性 A B C D】

- 1 本事業の目的は、首都圏アンテナショップを活用し県産品等をテーマに、効果的なプロモーションを行い、岡山県や県産品の知名度を向上させることにより、「岡山県」のブランドイメージの確立を図り、県内の産業振興につなげていくことであつて、前項の首都圏アンテナショップ事業と同様であり、生き活きプラン及び中小企業振興計画の目的に合致する。
- 2 また、財務事務の執行について、本事業は、株式会社稲田屋、株式会社フジランド及び株式会社扶桑社に委託されている。アンテナショップ（店舗）で実施する事業については、店舗の運営事業者である株式会社稲田屋、株式会社フジランドとの特命随意契約により、アンテナショップを活用したマーケティング&プロモーション事業にかかる委託の手続きは、公募手続きによって実施され、公募手続きに応募がない場合は株式会社扶桑社との随意契約とするとされている。

なお、令和3年度においては、公募に対して、応募者はなく、上記のとおり、随

意契約が締結されるに至っている。

この点、公募手続きに応募がなかった以上、随意契約によることについても合理性が認められるうえに、不当、違法とはいえないことから、本事業の財務事務の合規性の評価をBとした。

【事業の有効性 A B **C** D】

本事業の内容は、インスタグラム等SNSを活用したプロモーションの実施、外国人旅行客の情報源となっているメディアを活用したプロモーションの実施及び県産品等のプロモーションを目的とした催事を地域や団体と協働でアンテナショップを活用して実施するものであるが、令和3年度は外国メディアを活用したPR事業及び地域や団体との協働事業は、新型コロナウイルス感染症の影響により実施されなかったとのことである。

監査の過程において、本事業の効果検証資料を確認したところ、プロモーションについては、インスタグラム等の媒体を通じて122万2654件以上のリーチがあったとの報告がなされていることを確認した。

また、本事業の目的は、岡山県の地域産業の振興にあることから、単に、広告がリーチしたことだけではなく、SNS等の広告によって、実際に岡山県の特産品の販売が促進された等の効果が認められることが必要であると考えるところ、本事業では、SNS広告のリーチ数のほか、店舗での販売実績を把握するとともに、東京オリンピック・パラリンピック開催に合わせた県産品等消費拡大キャンペーン事業、ももてなし家での県産品フェア開催事業においても店舗での販売実績を把握している。

なお、本事業における販売実績については、前年比204.2%であることなどが報告されている。

ただし、販売実績の経緯を調査することなどによって、本事業の有効性の検証が可能となると思われる。

このように本事業の有効性の検証について改善の余地があると思われることから、本事業の有効性の評価をCとした。

【意見3-4】本事業の有効性の検証方法について検討すべきである。

岡山県のPRを通じて、岡山県の産業振興を図るためには、PR活動によって実際に岡山県の特産品の販売が増加した等の効果があったことが明らかにされる必要があると考える。

この点について、アンテナショップを活用したマーケティング&プロモーション事業のプロモーションについては、県産品の認知度向上を目的としていることから、効果としてリーチ数を把握している。加えて、首都圏インフルエンサーの意見を反映したPOP制作を行い、その効果を検証している。

東京オリンピック・パラリンピック開催に合わせた県産品等消費拡大キャンペーン事業及びももてなし家県産品フェア開催事業においては、県産品の販売や県産品を活用したメニューを販売しており、販売実績を把握している。

こうした検証方法に加え、例えば、岡山県の特産品を購入した方に購入した経緯等をアンケートすることによっても、本事業の効果検証が可能となると思われる。

このように、本事業によって、岡山県の産業振興についていかなる効果があるのかをより効果的に検証する方法を検討すべきである。

【事業の効率性 A B C D】

アンテナショップを活用したマーケティング&プロモーション事業の委託料は198万円、東京オリンピック・パラリンピック開催に合わせた県産品等消費拡大キャンペーン事業の委託料は100万円、ももてなし家での県産品フェア開催事業の委託料は44万円余りである。

この点、SNS等無料で利用可能な広告媒体が増加している現状において、アンテナショップにおいては、SNSの活用によりタイムリーな情報発信をしており、東京オリンピック・パラリンピック開催に合わせた県産品等拡大キャンペーン事業やももてなし家県産品フェア開催事業においても、周知を図る手段としてSNSを活用しているところである。

なお、前記のとおり、本事業においては、リーチ数のほか、店舗の販売実績についても検証されており、費用対効果の検証がなされている。

これらの点を考慮して、本事業の効率性の評価をBとした。

4 岡山デニム世界進出支援事業

【概要】	担当部署	産業振興課	
事業目的	<p>本県の繊維産業は、人口減による国内市場の縮小や海外からの低価格製品の流入により、厳しい状況にある。一方、アジア諸国等の経済成長を背景に海外高級市場は拡大しており、本県繊維製品の品質・高付加価値という強みを生かすことで、新たな販路の拡大が期待される。特にデニム製品については、見本市への出展を通じて欧州で高く評価され、海外売上高を大幅に伸ばした成功事例も生まれている。</p> <p>こうした商機を生かした県内企業の取組を促進するため、グローバルマーケットへの展開を目指した海外展示会への出展を支援し、デニム製品を中心とした繊維製品の海外への売り込を図ることを目的とする。</p>		
事業内容	<p>【現況】</p> <p>(1) 岡山デニム製品の評価 県内企業が製造する高品質・高付加価値製品は、世界最大規模の服地見本市ブルミエール・ヴィジョンにおいて、県内企業が第1回アワード（平成21年9月）で受賞するなど高い評価を受けている。</p> <p>(2) 雇用を支える繊維産業 県内繊維産業の従業者数は、県内製造業従業者数の約9%である。輸送用機械器具、食料品に次ぎ県内3位の業種であり、県内雇用を大きく支えている。一方、事業者数は県内で最も多い業種であり、比較的規模が小さく体力的に脆弱な業種であるという側面もある。</p> <p>【事業内容】</p> <p>高い評価を得ている本県繊維製品であるが、国内市場では消費者の低価格製品指向等から、売上の大幅な増加を見込むことは困難である。一方、海外市場では、高級品市場が拡大傾向であり、高品質製品を売り込む商機が期待される。海外市場への売込には海外展示会への継続的な出展が有効であるが、企業にとっては多額の出展費用等の課題がある。</p> <p>このため、国際競争力のある繊維製品を持つ企業が、海外で新たな取引の機会を得ようとする取組を支援する。</p>		
法令・条例・要綱等	岡山デニム世界進出支援事業補助金交付要綱、岡山デニム世界進出支援事業補助金実施要領		
主な財源	一般財源		
令和3年度予算	300万円	令和3年度決算 (執行率)	100万円 (33%)

(監査結果)

【財務事務の合規性 A **B** C D】

- 1 中小企業振興計画は、「3 販路開拓の促進」の施策として「(1) 地域特性を生かしたマーケティング戦略の推進」として下記の施策を掲げている。

記

② EC等の活用による国内外への事業展開支援

- ・海外で評価の高いジーンズなどデニム製品について、欧米の国際見本市への出展など海外高級品市場への展開を目指す企業の取組を支援し、ブランド力の向上を図る。

以上

本事業は、デニム製品については、見本市への出展を通じて欧州で高く評価されていることに鑑み、県内企業の取組を促進するため、グローバルマーケットへの展開を目指した海外展示会への出展を支援し、デニム製品を中心とした繊維製品の海外への売込を図ることを目的とするとしておりその目的は、上記の中小企業振興計画の目的に合致する。

- 2 また、財務事務の執行について、本事業は岡山デニム世界進出支援事業補助金交付要綱及び岡山デニム世界進出支援事業補助金実施要領に基づいて、県内の繊維企業に対し補助金を交付する事業であるところ、監査の過程において、補助金の交付手続きに不当、違法と認められる事実はなかった。

これらの点を考慮して、本事業の財務事務の合規性の評価をBとした。

【事業の有効性 A **B** C D】

本事業は、国際競争力のある繊維製品を持つ県内企業が、海外で新たな取引の機会を得ようとする取組を支援するため、補助金を交付することを内容とする事業である。

監査の過程において、本事業に関する補助事業実績等を確認したところ、平成23年から令和3年までの間で3274万円の補助金が交付されており、令和3年度の交付額は100万円であったとのことである。

世界的に競争力の認められる岡山県のデニムを世界に向けて販売することを支援することには意義が認められる。

また、補助金の原資は、公金である以上、補助金の交付によって、一定の効果があがったこと（あがらなかった場合には、その原因）を検証する必要があると考えるところ、監査の過程において、平成23年度以降の成約金額が把握されており、新型コロナウイルス感染症の影響がない年度においては少なくとも500万円以上

の成約金額が認められ、最も多い成約金額は5800万円を上回っている。

このように、補助金額を上回る成約額が認められることを考慮して、本事業の有効性の評価をBとした。

【事業の効率性 A B C D】

本事業の令和3年度の執行額は100万円であるところ、前記のとおり、かかる支出を上回る成約額が認められる。

これらの点を考慮して、本事業の効率性の評価をBとした。

5 NEXTものづくり自社ブランド製品創出事業

【概要】	担当部署	産業振興課
<p>事業目的</p>	<p>県内ものづくり企業は下請の中小企業が多いため、発注者の経営状況等の影響を受けやすく、また価格競争に巻き込まれやすい環境にある。令和元年度に県内ものづくり企業159社を対象にアンケートを実施した結果、76%の企業が自社製品の開発に関心があり、自社製品の開発により他企業との差別化や付加価値の実現が図られ、下請けからの脱却や新たな市場の開拓につながることを期待できるとの回答があった。同アンケートの結果、県内ものづくり企業は、自社製品の企画開発に関心はあるものの、企画開発人材やノウハウの不足がネックとなり、販路・流通まで見据えた自社ブランド製品の開発に着手できない状況にあることが分かった。現在は、製品（商品）に対する消費者や顧客の価値観の多様化や要求の高度化が進み、性能や機能だけでなく、製品（商品）が持つ世界観を重視する顧客ニーズの高まり等、感性の面でも期待を超える価値を創出することが求められているが、デザインマネジメントを経営資源として捉えて効果的・効率的に導入・運用し、企業価値を高めている県内ものづくり企業はまだ少ない。</p> <p>このような状況を踏まえ、県内ものづくり企業の企業価値の向上を目的に、ターゲットや後の販路・流通も見定めた自社ブランド製品（商品）の企業開発を支援することを目的とする。</p>	
<p>事業内容</p>	<p>本事業内容は多岐にわたっているが、監査の対象となっている部署の業務内容は、下記のとおりである。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 ものづくり企業の製品開発能力の強化</p> <p>(1) NEXTものづくり自社商品開発講座</p> <p>中小企業の自社商品開発や販路開拓の支援実績が豊富な専門家を講師に招き、アドバイスを受けながら、売れる商品の開発に必要なプロセス（自社分析、市場や顧客のターゲティング、商品企画、造形デザイン、ブランディング等）を実践する講座（全7回）を開催する。</p> <p>これにより、やみくもな商品開発ではない、販路・流通までも見据えた商品開発を支援する。</p> <p>(2) ものづくりネットワーク企業紹介冊子の作成</p> <p>県内ものづくりネットワーク企業の製品・技術等を掲載した企業名鑑を作成し、企業等関係者に配布することで、共同開発等の企業間連携に係る接点づくりの一助とする。</p>	

	<p>2 グッドデザインものづくりの推進</p> <p>(1) ものづくりデザイン活用セミナー デザイン戦略を有効に活用して自社製品を開発・展開している企業や、デザイナー・クリエイター等を講師に招き、デザインを効果的・効率的に運用して企業や商品のブランド価値を高めること等をテーマにしたセミナー（1回/年、定員100名程度）を開催し、県内ものづくり企業の意識啓発を行う。</p> <p>(2) 岡山モノづくり★学生アイデアコンテスト 高校・大学等の学生から、県内ものづくり企業の製品や技術に新たな価値を生み出す新商品、新製品等のアイデア・デザインを募集し、優秀なものを表彰する。もって、若者の感性や発想を企業の商品開発における気づきや発見の一助とする。</p> <p>(3) ものづくりデザインアドバイス（デザイナーマッチング事業） 自社製品・自社商品に優れたデザインを取り入れて高付加価値化を図りたい県内ものづくり企業と、企画開発やブランディング等のデザインに精通したデザイナーやクリエイターを募集し、コンペ形式によるマッチングを行う。</p> <p>3 ものづくり岡山ブランドの形成</p> <p>(1) 東京インターナショナルギフトショー出展支援 自社商品を開発した県内ものづくり企業の販路開拓・拡大を支援する。</p> <p>(2) OTEX出展支援 自社製品を開発した県内ものづくり企業の販路開拓、拡大を支援する。</p>		
法令・条例・要綱等	中小企業振興計画		
主な財源	地方創生推進交付金、一般財源		
令和3年度予算	799万5000円	令和3年度決算 (執行率)	693万694円 (86%)

(監査結果)

【財務事務の合规性 A **B** C D】

1 中小企業振興計画は、「3 販路開拓の促進」の施策として「(1) 地域特性を生かしたマーケティング戦略の推進」として下記の施策を掲げている。

記

③ ものづくり企業の受注拡大と販路開拓支援

- ・「ものづくり県おかやま」を県内外へアピールし、県内中小企業・小規模事業者の販路開拓を図るため、県内での大型展示商談会の開催を行う。
- ・デザイナーの派遣等により、ものづくり産業への工業デザインの導入を進め、製品の高付加価値化を図る。

以上

本事業の内容は多岐にわたっているものの、その目的は、県内ものづくり企業の企業価値の向上を目的にターゲットや後の販路・流通も見定めた自社ブランド製品（商品）の企業開発を支援することによって、上記の中小企業振興計画の目的に合致する。

- 2 次に、財務事務の執行について、まず、NEXTものづくり自社商品開発講座事業は、有限会社セメントプロデュースデザインに対して委託されており（委託料197万100円）、委託の方式は技術提案型の公募方式であった。

また、ものづくりネットワーク企業紹介冊子の作成事業は、契約額が50万円未満であったため、随意契約によって契約し、県財務規則の規定により契約書・請書は不要とのことであった。

なお、ものづくりデザイン活用セミナー及び東京インターナショナルギフトショー出展支援は、産業振興財団に委託されており（委託料317万1117円）、確認公募により産業振興財団以外の受託希望者がいないことを確認のうえ、随意契約していた。

このように、本事業の財務事務の合規性について問題となる点は認められなかったため、その評価をBとした。

【事業の有効性 A B D】

- 1 監査の過程において、各事業に関する報告等を確認した。

まず、NEXTものづくり自社商品開発講座事業についてであるが、同事業は、専門家を講師に招き、アドバイスを受けながら、売れる商品の開発に必要なプロセスを実践する講座（全7回）を開催する事業であるところ、令和3年度においては、令和3年7月7日にキックオフセミナーが開催されたのち、同年9月8日から令和4年3月15日までに7回の商品開発実践プログラムが開催されている。なお、令和3年度は、新型コロナウイルス感染症の蔓延防止のため、会場が閉館されたため、数回はウェブ会議の方式で実施されたとのことであった。

また、本事業の効果検証について、新製品の開発完了をもって効果ありと判断しているとのことであり、令和元年度から令和3年度までの間に19の企業が参加し、8社が新製品を開発し、そのうち6社が商品を東京インターナショナルギフト

ショーに出品するに至っている。

他方で、6社は新製品の開発を中断し、3社は新製品の開発を再検討する等の状況にある。

このように、本事業によって新製品の開発に至った企業は複数あることから、事業の効果は認めうるも、新製品の開発を中断したり、再検討する会社も多く、フォローアップが十分ではない可能性も否定できない。

【意見3-5】本事業に新製品開発のフォローアップをすることについて検討すべきである。

前記のとおり、本事業によって複数の会社が新製品の開発に至っているものの、新製品の開発を中断したり、再検討する会社も同様に存在している。

現状では、会社が新製品の開発に至らない原因等について、十分ではないことから、新製品の開発数を向上させるために、専門家の派遣等新製品の開発に関するフォローアップを実施することを検討すべきと考える。

2 次に、ものづくりネットワーク企業紹介冊子の作成についてであるが、本事業は、企業間の連携を図るため、県内ものづくりネットワーク企業の製品・技術等を掲載した企業名鑑を作成することを内容とする事業である。

監査の過程において、名鑑を確認したところ、企業の概要等についてわかりやすくまとめられているうえに、かかる名鑑は、産業振興財団、岡山県の大阪・東京事務所、本庁産業振興課等にまとまった冊数を預け、企業訪問時や各種展示会場で活用・配布しているとのことであった。

なお、冊子を見た企業がネットワーク企業とその後どうマッチングしたかを知るすべがないので効果は不明だが、配布先企業が「一冊にまとまっているため助かる」「県内で企業を探していた」等の反応があるとのことである。

このように、名鑑は企業間の連携を図る資料としては有効であると考えられるため、本事業について、事業の有効性は認められると考える。

3 次に、ものづくりデザイン活用セミナー（グッドデザインものづくりの推進事業）についてであるが、監査の過程において、令和3年度に開催されたものづくりデザイン活用セミナーのアンケート集計結果を確認した。

アンケート集計結果によると、回答者34名中18名が「大変役立った」、13名が役立ったと回答しており、セミナーが受講者にとって有益なものとなっていることが窺える。

また、アンケートの質問項目も工夫されており、次回以降のセミナーの参考となる内容となっている。

もともと、アンケートの回答率は68%であって、必ずしも高いとはいえない。

アンケートは、受講者の満足度や今後のセミナーの在り方を検討するために重要な情報を確保する手段であることから、参加者全員からアンケート回答を確保することが望ましい。

このように、本事業の有効性を向上させるために、改善の余地があると考えられる。

【意見3-6】ものづくりデザイン活用セミナーのアンケートの回答率を高める方策を検討すべきである。

前記のとおり、ものづくりデザイン活用セミナーの満足度や将来の改善を検討するためには、アンケートは有効な情報収集手段であることから、その回答率を高めることが望ましい。

したがって、本事業のアンケートの回答率を高める方策を検討すべきと考える。

4 なお、岡山モノづくり★学生アイデアコンテストは、新型コロナウイルス感染症の影響により令和3年度は開催されず、財務事務の執行はなかったため、監査の対象とはしない。

5 次に、ものづくりデザインアドバイス（デザイナーマッチング事業）についてであるが、同事業は、自社製品に優れたデザインを取り入れたい企業が、デザイナーを選定する審査員となって審査することで、企業とデザイナーのマッチングを図る事業である。

監査の過程において、同事業が開始された令和2年度以降の応募数及びマッチングの成立件数を確認したところ、令和2年度は応募数26件、マッチングの成立件数3件、令和3年度は応募数40件、マッチングの成立件数4件であり、応募数及びマッチングの成立件数のいずれもが上昇していることが認められた。

このように、本事業について、一定数の応募数及びマッチングの成立件数が認められること、昨年度よりも応募数及びマッチングの成立件数が上昇していることを踏まえると、同事業について一定の成果が認められるといえる。

6 最後に、東京インターナショナルギフトショー出展支援事業であるが、同事業は、東京インターナショナルギフトショーに岡山県ブースを設置し、かかるブースに出店する県内企業を支援することを内容とする事業である。

東京インターナショナルギフトショーにおいて、見積依頼10件、後日打合せ15件、名刺交換・商品説明247件の実績は確認できるほか、令和4年8月現在で6カ月後のフォローアップ調査がなされており、かかる調査によれば11件の成約があったとのことである。

なお、O T E X出展支援事業は、令和3年度には事業の執行がなかったことから監査の対象とはしていない。

【事業の効率性 A **B** C D】

- 1 本事業のうち、NEXTものづくり自社商品開発講座事業は委託の方式によってなされており、その委託料は197万100円である。本事業によって新製品の開発に至った企業は複数あることから、事業の効果は認めうることや技術提案のあった3社の提案内容、見積金額を審査したうえで委託されていることから、本事業の効率性については特段問題となる点は認められない。
- 2 次に、ものづくりネットワーク企業紹介冊子の作成事業であるが、同事業の執行額は49万2250円であり、不当に高額である等の事情は認められなかったため、本事業の効率性については特に問題となる点は認められない。
- 3 最後に、グッドデザインものづくりの推進事業及びものづくり岡山ブランドの形成事業であるが同事業のうちものづくりデザイン活用セミナー及び東京国際ギフトショー出展支援はいずれも産業振興財団に委託され、その委託料は317万1117円である。

この点、事業の有効性において検討したとおり、東京国際ギフトショー出展支援事業について、フォローアップが実施されており、11件の成約が認められており、事業の効率性は認められる。

これらの点を考慮して、本事業の効率性の評価をBとした。

6 下請企業振興事業

【概要】	担当部署	経営支援課
事業目的	<p>下請中小企業振興法においては、下請取引関係を改善し、下請関係にある中小企業者が自主的にその事業を運営し、かつ、その能力を発揮することができるよう、下請企業振興協会による下請取引のあっせん等を推進することとされている。</p> <p>当該事業は、下請企業振興協会である産業振興財団への補助を行うことにより、取引あっせん等を促進し、下請企業の経営の安定を図ることを目的とする。</p>	
事業内容	<p>下請取引の促進・適正化を図るため、産業振興財団を通じ、下記の下請取引あっせん、商談会の開催、発注情報の収集・提供、経営指導等の事業を行う。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>(1) 受発注情報の収集・提供 県内外の企業の訪問、首都圏のネットワーク組織の活用等により受発注情報の収集・提供を行い、下請取引のあっせんを行う。また、共同受注の取り組みを支援する。</p> <p>(2) 商談会の開催</p> <p>ア 広域商談会 全国から招聘した発注企業と県内下請企業を集めた商談会を開催し、広域的な受注の拡大や販路開拓を支援する。</p> <p>イ 現地商談会 県外発注企業が所在する大都市に出向き、受注案件を基に現地での商談会を開催し、販路開拓を支援する。</p> <p>ウ 中国ブロック合同広域商談会 中国ブロックの取引支援機関が共同で発注企業と中国ブロック内の下請中小企業が個別に面談する商談会を開催し、新規取引の促進を支援する。</p> <p>(3) 展示商談会への出展</p> <p>ア 専門性の高い見本市への出展 自社製品や高度な技術を持つ県内の下請企業が、機械金属加工分野等の企業を対象とした専門性の高い見本市に出展することで、より効率的な受注機会の拡大を図る。</p> <p>イ 東南アジアものづくり企業進出 海外市場（特に東南アジア）に進出している大手日系企業及びこれから進出を検討している企業の海外展開へのステップアップを支援するため、ベトナムでの見本市出展を支援する。</p>	

	(4) 下請取引に関する苦情・紛争の相談あっせん・調停 「下請代金支払遅延等防止法」「下請中小企業振興法」に基づいて、指導員等が下請取引に関する苦情や紛争について相談に応じ、その問題解決のあっせんまたは調停を行う。		
法令・条例・要綱等	下請中小企業振興法、中小企業振興条例、中小企業振興計画		
主な財源	一般財源		
令和3年度予算	7169万3000円	令和3年度決算 (執行率)	7168万9000円 (99%)

(監査結果)

【財務事務の合规性 A **B** C D】

1 中小企業振興計画は、「3 販路開拓の促進」の施策として「(1) 地域特性を生かしたマーケティング戦略の推進」として下記の施策を掲げている。

記

③ ものづくり企業の受注拡大と販路開拓支援

- ・ 県内中小企業・小規模事業者の受注拡大に向け、産業振興財団による下請取引のあっせん、受発注情報の収集、提供、商談会の開催等の事業を促進する。

以上

本事業は、下請中小企業振興法23条¹において下請取引のあっせん等を行う下請企業振興協会に対し、下請取引の円滑化を促進して下請中小企業の振興を図るため、必要な指導及び助言を行うこととされていることを踏まえ、岡山県の下請企業振興協会である産業振興財団への補助を行うことにより、取引あっせん等を促進し、下請企業の経営の安定を図ることを目的とするものであって、上記の中小企業振興計画の目的に合致する。

2 また、財務事務の執行について、本事業は岡山県下請企業振興事業費補助金交付要

¹下請中小企業振興法23条

国及び都道府県は、一般社団法人又は一般財団法人であって次に掲げる業務を行うもの（以下「下請企業振興協会」という。）に対し、下請取引の円滑化を促進して下請中小企業の振興を図るため、その業務に関し必要な指導及び助言を行うように努めるものとする。

- 一 下請取引のあっせんを行うこと。
- 二 下請取引に関する苦情又は紛争について相談に応じ、その解決についてあっせん又は調停を行うこと。
- 三 下請中小企業の振興のために必要な調査又は情報の収集若しくは提供を行うこと。

網及び岡山県下請企業振興事業費補助金実施要領に基づいて、産業振興財団に対し補助金を交付する事業であるところ、監査の過程において、補助金の交付手続きに不当、違法と認められる事実はなかった。

これらの点を考慮して、本事業の財務事務の合規性の評価をBとした。

【事業の有効性 A **B** C D】

本事業は、下請取引の促進・適正化を図るため、下請取引あっせん、商談会の開催、発注情報の収集・提供、経営指導等を行うことを内容とする事業である。

監査の過程において、過去5年間の受発注情報の収集及び提供に関するあっせん件数、あっせん成立件数、成約金額を確認したところ、下記のとおりであった。

記

年度	あっせん件数	あっせん成立件数	成約金額
平成29年度	4062件	336件	1,268,680千円
平成30年度	4155件	364件	1,304,484千円
令和元年度	4379件	427件	1,251,469千円
令和2年度	2951件	304件	1,215,695千円
令和3年度	3239件	242件	1,013,300千円

上記のとおり、新型コロナウイルス感染症の影響により令和2年度は本事業の効果が停滞したものの、本事業によって県内の下請企業とのマッチングが成立し、成約に至っており、事業の効果が生じていることが認められる。

これらの点を考慮して、本事業の有効性の評価をBとした。

【事業の効率性 A **B** C D】

本事業は、実施主体である産業振興財団に対し補助金を支出することによって執行されているところ、補助金の金額は7168万9000円である。

本事業の有効性において検討したとおり、令和3年度は10億円以上の成約に至っており、補助金の額が高額であることを考慮しても、事業の効率性は認められる。

また、監査の過程において、本事業の遂行状況について確認したところ、岡山県において、補助事業完了時の実績報告に加えて、上半期終了時に補助事業の遂行状況の報告や、毎月のあっせん件数等（件数、成約実績、成約内容、金額）の報告、さらには商談会開催後の商談結果等についても随時報告を求めているとのことで

あった。

さらに、商談会等の開催にあたっては、発注企業の招へいや受注企業の参加募集に加え、発注案件ごとに付される受注条件を満たす受注企業の選定、受発注企業ごとの面談時間割の作成など、1回の商談会の開催にかかる膨大な作業を実施していることを日常のやり取りの中で随時確認しているとのことであった。

このように、本事業の効率性を検証されていることから、本事業の効率性の評価をBとした。

7 おかやまテクノロジー展開催事業

【概要】	担当部署	経営支援課	
事業目的	<p>機械系ものづくり関連企業等の新技術・製品開発力・製品を県内の展示会場に一堂に展示し、関西圏や中京圏を中心に県外の大手メーカーの調達担当者や研究開発担当者を招聘して展示方法の商談会を実施することにより、マッチングの機会を創出し、県内企業の新規取引先の開拓を図るとともに、このような大規模な展示会商談会を年1回継続的に開催することで、「ものづくり県おかやま」を県内外へアピールし、県内企業の販路開拓、販路拡大への後押しを図ることを目的とする。</p>		
事業内容	<p>おかやまテクノロジー展を下記の内容で開催する。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>(1) 開催日時 令和3年11月16日(火) 10:00～17:00 17日(水) 10:00～16:30</p> <p>(2) 開催場所 コンベックス岡山(岡山市北区大内田675)</p> <p>(3) 展示対象 【出展企業等】 主たる事業所が岡山県内に所在する機械系ものづくり企業、産業クラスター等共同受注活動または共同研究を行う団体及びその構成企業 【展示物等】 ・各出展企業の技術・製品等 ・共同出展団体が研究等を行っている技術・製品等 ・各種研究開発委託事業、補助事業で開発された技術・製品等 ・ベンチャー企業、産学官連携で開発した技術・製品等</p> <p>(4) 開催内容 ・展示商談会 ・基調講演 各開催日午前中1回 計2回 ・特別展示 先進技術・製品の展示、デモンストレーション等 ・各種相談・PR ・オンライン展示会を同時開催</p> <p>(5) その他 将来、機械系ものづくりの道を目指す学生の来場を促し、地元企業の魅力を紹介する場を提供することにより、岡山での就労意欲の醸成を図る。</p>		
法令・条例・要綱等	生き活きプラン		
主な財源	新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金、一般財源		
令和3年度予算	4711万3000円 (補正後)	令和3年度決算 (執行率)	4711万3000円 (100%)

(監査結果)

【財務事務の合规性 A B C D】

1 生き活きプランは、重点戦略として「地域を支える産業の振興」を掲げ、「重点施策」として「地域特性を生かしたマーケティング戦略の展開」をすることを明らかにしている。

また、中小企業振興計画は、「3 販路開拓の促進」の施策として「(1) 地域特性を生かしたマーケティング戦略の推進」として下記の施策を掲げている。

記

① 地域の特色を生かした商品づくり支援やプロモーション

- ・市町村や各支援機関等と連携し、地域の魅力ある県産品の発掘やブラッシュアップ、商談会開催や大規模展示会への出展を通じた商談機会の創出等により、県産品の販売促進、販路開拓を支援する。

以上

本事業は、商談会を実施することにより、マッチングの機会を創出し、県内企業の新規取引先の開拓を図るとともに、「ものづくり県おかやま」を県内外へアピールし、県内企業の販路開拓、販路拡大への後押しを図ることを目的としており、その目的は、上記の生き活きプラン及び中小企業振興計画の目的に合致する。

2 また、財務事務の執行について、本事業は、産業振興財団に委託されており（委託料：4711万2459円）、かかる委託の手続きは、公募手続きによって実施され、公募手続きに応募がない場合は、産業振興財団との随意契約とするとされている。

なお、令和3年度においては、公募に対して応募者はなく、上記のとおり、随意契約が締結されるに至っている。

この点、公募手続きに応募がなかった以上、随意契約によることについても合理性が認められるうえに、不当、違法とはいえないことから、本事業の財務事務の合规性の評価をBとした。

【事業の有効性 A B C D】

本事業は、県外の手続きメーカーの調達担当者や研究開発担当者を招聘して商談会を実施することを内容とする事業である。

監査の過程において、効果検証について確認したところ、過去5年間の商談実績は56件であり、成約額は3億7412万7000円であること、アンケートの回答数は7435件あり、そのうち来場者の満足度は95%、出展者の満足度は92%であったことなどを確認した。

このように、本事業によって、県内業者の成約件数が増加していること等を踏まえると、本事業には一定の効果があがっていることが認められる。

また、アンケートには、満足度の調査のみではなく、今後の改善を図るための来場者及び出展者の要望を確認するため、自由記載欄を設けており、かかる欄の回答が集約されている。

なお、他の商談会と比較すると商談実績や成約額はやや少ないものの、かかる展示会は、参加企業に興味がある発注企業を集めたマッチング形式の商談会という意義も含まれているとのことであった。

このように本事業が目的とする点について効果が認められることから、本事業の有効性の評価をBとした。

【事業の効率性 A **B** C D】

本事業は、委託の方式によってなされているところ、その委託料は4711万2459円である。

他方で、本事業の過去5年間の成約額は3億7412万7000円であって、年間の平均成約額は7482万5540円であり、成約額は委託料を上回っている。

前記のとおり、本事業には、商談会という性格のみではなく、参加企業と発注企業とのマッチングの性格があり、後者については、成約額で事業の成果を図ることはできない。

また、監査の過程において、本事業の費用の内容について確認したところ、本事業の委託料は受託者に対する人件費のみではなく、展示会開催に係る広報費、会場費、会場のブース設置費用などが多くを占めており、大がかりな会場設置を行わない他の費用と比較して委託料が高額になっているとのことであった。

なお、受託者の活動内容であるが、展示会開催までに県と数多くの打合せをしており、終了後は出展企業のフォローアップ調査を行っている。

このように、本事業の委託額が高額であることを踏まえても、費用対効果が認められると判断したことから、本事業の効率性の評価をBとした。

【資金調達の円滑化】

第1 機動的で柔軟な金融支援

1 中小企業者向け融資制度金融機関等補助金制度

【概要】	担当部署	経営支援課																																										
事業目的	中小企業が必要とする資金の融通を円滑にするため、岡山県中小企業支援資金融資制度要綱に基づく融資を実施した取扱金融機関及び保証を実行した岡山県信用保証協会に対し補助を行うことで、県内中小企業の経営の安定及び強化を図り、中小企業の振興を支援する。																																											
事業内容	令和3年度の新規融資枠については、資金ごとの新規融資利用実績を踏まえつつ、中小企業施策の動向や中小企業の経営環境等に応じて設定している。 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">資金名</th> <th style="text-align: center;">融資枠</th> <th style="text-align: center;">積算根拠</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>小規模企業支援資金（一般）</td> <td style="text-align: center;">70億円</td> <td>前年度と同額</td> </tr> <tr> <td>小規模企業支援資金（小口零細）</td> <td style="text-align: center;">40億円</td> <td>前年度と同額</td> </tr> <tr> <td>事業活性化短期資金</td> <td style="text-align: center;">10億円</td> <td>前年度と同額</td> </tr> <tr> <td>新規創業資金</td> <td style="text-align: center;">25億円</td> <td>前年度と同額</td> </tr> <tr> <td>事業再生資金</td> <td style="text-align: center;">5億円</td> <td>利用実績を踏まえ減額</td> </tr> <tr> <td>経済変動対策資金</td> <td style="text-align: center;">20億円</td> <td>前年度と同額</td> </tr> <tr> <td>危機対策資金</td> <td style="text-align: center;">70億円</td> <td>利用実績を踏まえ増額</td> </tr> <tr> <td>経営安定資金</td> <td style="text-align: center;">30億円</td> <td>利用実績を踏まえ減額</td> </tr> <tr> <td>経営革新資金</td> <td style="text-align: center;">5億円</td> <td>前年度と同額</td> </tr> <tr> <td>新エネ・環境対策資金</td> <td style="text-align: center;">5億円</td> <td>前年度と同額</td> </tr> <tr> <td>働き方改革応援資金</td> <td style="text-align: center;">5億円</td> <td>利用実績を踏まえ減額</td> </tr> <tr> <td>事業承継対策資金</td> <td style="text-align: center;">5億円</td> <td>利用実績を踏まえ減額</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">合計</td> <td style="text-align: center;">290億円</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> 令和3年度新規融資枠 290億円		資金名	融資枠	積算根拠	小規模企業支援資金（一般）	70億円	前年度と同額	小規模企業支援資金（小口零細）	40億円	前年度と同額	事業活性化短期資金	10億円	前年度と同額	新規創業資金	25億円	前年度と同額	事業再生資金	5億円	利用実績を踏まえ減額	経済変動対策資金	20億円	前年度と同額	危機対策資金	70億円	利用実績を踏まえ増額	経営安定資金	30億円	利用実績を踏まえ減額	経営革新資金	5億円	前年度と同額	新エネ・環境対策資金	5億円	前年度と同額	働き方改革応援資金	5億円	利用実績を踏まえ減額	事業承継対策資金	5億円	利用実績を踏まえ減額	合計	290億円	
資金名	融資枠	積算根拠																																										
小規模企業支援資金（一般）	70億円	前年度と同額																																										
小規模企業支援資金（小口零細）	40億円	前年度と同額																																										
事業活性化短期資金	10億円	前年度と同額																																										
新規創業資金	25億円	前年度と同額																																										
事業再生資金	5億円	利用実績を踏まえ減額																																										
経済変動対策資金	20億円	前年度と同額																																										
危機対策資金	70億円	利用実績を踏まえ増額																																										
経営安定資金	30億円	利用実績を踏まえ減額																																										
経営革新資金	5億円	前年度と同額																																										
新エネ・環境対策資金	5億円	前年度と同額																																										
働き方改革応援資金	5億円	利用実績を踏まえ減額																																										
事業承継対策資金	5億円	利用実績を踏まえ減額																																										
合計	290億円																																											
法令・条例・要綱等	中小企業振興計画、岡山県中小企業特別対策資金利子補助金交付要綱等																																											
主な財源	基金繰入金、一般財源																																											
令和3年度予算	3億3204万6000円	令和3年度決算 (執行率) 2億0451万6000円 (61%)																																										

(監査結果)

【財務事務の合规性 A B C D】

1 中小企業振興計画は、資金調達の円滑化の施策として下記の施策を掲げている。

4 資金調達の円滑化

- ・ 中小企業・小規模事業者が、自然災害や感染症拡大などによる経済情勢の変化をはじめ、ライフステージの中で直面する様々な環境変化に柔軟に対応し、かつ、事業拡大や設備投資を行おうとする場合に、必要な資金が円滑に調達できるようにするためには、信用力や資金力が十分でない中小企業・小規模事業者を適切にサポートすることが必要です。そのため、金融機関や各支援機関、信用保証協会等と連携し、中小企業・小規模事業者向け融資制度をはじめ、設備貸与事業などの資金調達支援策の充実を図り、中小企業・小規模事業者の経営の安定、強化を推進します。

以上

本事業は、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて厳しい経営環境にある中小企業の資金需要に応えることを目的とするものであり、中小企業振興計画が定める施策を実施するものであって、その目的は計画に合致するといえる。

- 2 また、財務事務の執行について、本事業は、岡山県中小企業特別対策資金利子補助金交付要綱等に基づき、補助金が支出されており、支出の手続きにおいて、問題となる点は認められなかった。

したがって、本事業の財務事務の合規性の評価をBとした。

【事業の有効性 A **B** C D】

本事業について、事業の有効性の観点から問題となる点は認められなかったため、その評価はBとした。

・制度概要

本事業は、中小企業者向け融資制度の円滑な運営を図るため、岡山県中小企業支援資金融資制度要綱に基づき融資を実施した取扱金融機関等に対し、予算の範囲内において当該融資に係る利子補助金等を交付するものである。

制度の基本的流れは以下のとおりである。

- ① 中小企業者から取扱金融機関に融資の申込を行う
- ② 取扱金融機関から信用保証協会に保証の申込を行う
- ③ 信用保証協会による審査
- ④ 信用保証書の発行
- ⑤ 融資実行

ここまでは、一般的な中小企業向けの融資と同様であるが、以下の流れで、県から取扱金融機関等に対して利子等の一部が支払われることで、中小企業者が本来負担すべき利子等を補助するものである。なお、県は、融資の判断については一切関知しない。

- ⑥ 取扱金融機関等から県に対して補助金の交付申請を提出（*1）
- ⑦ 県が補助金交付を決定する
- ⑧ 取扱金融機関等から県に対して補助金を請求する
- ⑨ 県から取扱金融機関等に補助金の支払をする

（*1）

取扱金融機関等は、毎年1月から12月までの期間を対象として県に対して補助金の交付申請を提出する。

請求の対象となる毎月の実績報告については、信用保証協会でその内容を確認した後に、県に提出される。また、県においても当該交付申請書と毎月の実績報告を突合し、交付申請額に誤りがないか確認している。

・ 中小企業振興計画との関係

当該事業は、中小企業振興計画のP16において、以下のような目標が掲げられている。

県融資制度の融資件数（単位：件）

現況
1,326

現況値は、H28(2016)～R元(2019)年度平均

年度	R3(2021)	R4(2022)	R5(2023)	R6(2024)
目標	1,100	1,200	1,300	1,400

R3(2021)～R5(2023)年度は現況値を下回る計画となっている。

R2以降、新型コロナウイルス感染症が国内外の経済に甚大な影響をもたらしていることを受け、R2年4月に閣議決定された国の緊急経済対策において、財務基盤が脆弱な中小企業の資金繰り支援制度が創設された。これにより、本事業とは別に1(2)に記載の「中小企業者向け融資制度金融機関利子補助金制度（新型コロナウイルス感染症対応資金）」が新設され、当該事業の申込が激増したことで、新

型コロナウイルス以外の通常分としての本事業の申込件数が一時的に落ち込んだことによるものである。通常分以外の新型コロナウイルス感染症対応資金としての実績に代替されている部分もあり、目標設定の仕方としてはやむを得ないものと判断した。

以上より、本事業の目的、制度の趣旨、実施状況を勘案して、特段問題となる事項は認められなかった。

【事業の効率性 A **B** C D】

本事業について、事業の効率性の観点から問題となる点は認められなかったため、その評価をBとした。

2 中小企業者向け融資制度金融機関利子補助金制度（新型コロナウイルス感染症対応資金）

【概要】	担当部署	経営支援課	
事業目的	新型コロナウイルス感染症が、国内外の経済に甚大な影響をもたらし、県内経済も過去に例のない危機に直面した状況に対し、令和2年4月に閣議決定された国の緊急経済対策において創設された、財務基盤が脆弱な中小企業の資金繰り支援制度に呼応して創設した岡山県の新たな制度融資のメニュー（新型コロナウイルス感染症対応資金）の対象となる中小企業の金利負担を軽減するため、融資を行った金融機関に対し利子補助を行う。		
事業内容	<p>新設した新型コロナウイルス感染症対応資金を利用した中小企業に対して融資を行った金融機関に対し、融資実行後3年間は利子相当額又はその一部を3年経過後は利子相当額の一部（R2.10.2までに保証申込を受け付けた融資のみ）を補助する。</p> <p>（融資の概要） 融資対象者：売上高等が前年比5%以上減少した中小企業者 融資限度額：6,000万円 融資期間：10年以内（うち据置期間5年以内） 資金使途：運転資金・設備資金（信用保証協会の保証付き融資の借換可）</p>		
法令・条例・要綱等	中小企業振興計画、岡山県新型コロナウイルス感染症対応資金利子補助金交付要綱等		
主な財源	諸収入、基金繰入金		
令和3年度予算	63億1995万円	令和3年度決算 （執行率）	45億5213万4000円 （72%）

（監査結果）

【財務事務の合规性 A B C D】

本事業は、岡山県新型コロナウイルス感染症対応資金利子補助金交付要綱等に基づいて、中小企業の金利負担を軽減するため、融資を行った金融機関に対し利子補助を行う事業であり、その費用の支出に関して、合规性の観点から特段問題となる事項は認められないことから、本事業の財務事務の合规性の評価をBとした。

【事業の有効性 A B C D】

国の方針に沿って進められる事業であり、また事業の内容からも特段問題となる事項は認められないことから、本事業の有効性の評価をBとした。

融資の概要	
融資対象者	売上高等が前年比5%以上減少した中小企業者
融資限度額	6,000万円
融資期間	10年以内（うち据置期間5年以内）
資金使途	運転資金・設備資金（信用保証協会の保証付き融資の借換可）

当該要件は、岡山県独自に定められたものではなく、全国一律に定められたものである。

本事業は、国からの補助に基づき、岡山県が利子相当額の補助を行う（本来は中小企業者が負担すべき利息相当額を当該事業者にかわって金融機関からの請求に基づき金融機関に対して支払う）ものであり、融資の判断については、県は一切関知しない。融資実行後3年間は、利子相当額又はその一部を、3年経過後は利子相当額の一部（令和2年10月2日までに保証申込を受けた融資のみ）を補助するものである。

金融機関からの請求額の基礎となる毎月の実績報告は、信用保証協会で内容を確認した後に、県に提出される。

また、県においても交付申請書と毎月の実績報告を突合し、金融機関からの請求額に誤りがないか確認している。

基本的には、1（1）中小企業者向け融資制度金融機関等補助金（以下、「通常分」という）と同様の流れであるが、本事業は、新型コロナウイルス感染症対応資金という名目であり、実質的な負担者は国であること、及び、上記のとおり国が定めた売上高の減少などの要件が課されている点で異なる。

また、通常分は金融機関から県に対する補助金の交付申請の対象期間が毎年1月から12月であるのに対して、本事業は毎年3月～翌年2月となる点も通常分と異なる。

以上より、本事業の目的、制度の趣旨、実施状況を勘案して、特段問題となる事項は認められなかった。

【事業の効率性 A B C D】

当該事業について、事業の効率性の観点から問題となる点は認められなかったため、その評価をBとした。

第2 設備導入の促進

1 創業・経営革新等設備貸与（新設備貸与）資金貸付制度

【概要】	担当部署	経営支援課	
事業目的	産業振興財団が、小規模企業者等の創業及び経営の革新を図るための設備を貸与（割賦販売・リース）するのに必要な資金を貸し付けることを目的とする。 併せて、産業振興財団に対し、設備貸与に係る損失補償を行う。		
事業内容	制度の概要 (1) 貸与枠 2億円 (2) 対象企業 ・小規模企業者等 従業員 20 人以下（商業・サービス業（宿泊・娯楽業は除く）は5人以下）※一定の場合は従業員 50 人以下 ・創業者 創業予定者であって小規模企業者等になることが見込まれる者又は事業開始後5年以内の小規模企業者等 (3) 貸与設備 対象企業の創業又は経営の革新に必要な設備 (4) 貸与限度額 100 万円以上～1 億円以下 (5) 貸与期間 3 年以上～10 年以内（割賦販売は据置期間 6 カ月を含む） (6) 貸与損料率 経営状況に応じた 5 区分の料率を設定（料率は毎年度変動） (7) 貸与条件 担保 原則不要 保証人 経営者保証のガイドラインにより判断 保証金 設備価格の 10%（割賦のみ）		
法令・条例・要綱等	独立行政法人中小企業基盤整備機構法、中小企業振興計画、岡山県小規模企業者等設備貸与資金貸付要綱		
主な財源	繰越金、県債、諸収入		
令和3年度予算	2億8184万2000円	令和3年度決算 (執行率)	1億7953万円 (63%)

(監査結果)

【財務事務の合规性 A B C D】

1 独立行政法人中小企業基盤整備機構法15条1項3号は、下記のとおり、規定している。

記

三 次のイからニまでのいずれかに掲げる事業を行う都道府県に対し、当該事業

を行うのに必要な資金の一部の貸付けを行うこと。

イ 創業又は中小企業の経営の革新を支援する事業を行う者に対し、当該事業を行うのに必要な資金の貸付けを行うこと。

ロ 中小企業者に対し、他の事業者との連携若しくは事業の共同化（以下「連携等」という。）を行い、又は中小企業の集積の活性化に寄与する事業を行うのに必要な資金（土地、建物その他の施設を取得し、造成し、又は整備するのに必要な資金に限る。ハにおいて同じ。）の貸付けを行うこと。

ハ 中小企業者の行う連携等又は中小企業の集積の活性化を支援する事業を行う者に対し、当該事業を行うのに必要な資金の貸付けを行うこと。

ニ 大規模な火災、震災その他の災害により被害を受けた中小企業者を支援する事業を行う者に対し、当該事業を行うのに必要な資金の貸付けを行うこと。

以上

また、中小企業振興計画は、「4 資金調達の円滑化」として下記の施策を掲げている。

記

(2) 設備導入の促進

①企業の付加価値を高める設備導入の支援

- ・小規模事業者や創業者の経営基盤の強化に資する設備の導入を促進するため、産業振興財団が設備を購入し、小規模事業者等に対し貸与（割賦販売又はリース）する創業・経営革新等設備貸与事業に必要な資金を産業振興財団に貸し付ける。
- ・中小企業・小規模事業者の経営活力増進を図る設備の導入を促進するため、産業振興財団が設備を購入し、中小企業・小規模事業者に対し貸与する新規創業・経営活力増進設備貸与事業に必要な資金の一部を産業振興財団に貸し付ける。

以上

本事業は、小規模企業者等の創業及び経営の革新を図るための設備を貸与（割賦販売・リース）するのに必要な資金を産業振興財団に貸し付けること等を目的とする事業であり、その目的は、上記法律及び計画の目的に合致する。

- 2 また、財務事務の執行について、本事業は、岡山県小規模企業者等設備貸与資金貸付要綱に基づき、補助金が支出されており、独立行政法人中小企業基盤整備機構法に基づく本事業の費用の支出に関して、合規性の観点から特段問題となる事項は認められないことから、本事業の財務事務の合規性の評価をBとした。

【事業の有効性 A B **C** D】

後述のとおり、問題点が発見されていることから本事業の有効性の評価をCとした。

制度概要	
貸与枠	2億円
対象企業	【小規模企業者等】 従業員20人（商業・サービス業（宿泊・娯楽業は除く）は5人）以下の事業者 【創業者】 ・創業予定者 ・創業開始後5年以内の小規模企業者等
貸与設備	対象企業の創業又は経営の革新に必要な設備
貸与限度額	100万円以上～1億円以下
貸与期間	3年以上～10年以内（割賦販売は据置期間6ヵ月を含む）
貸与損料率	経営状況に応じた5区分の料率を設定（料率は毎年度変動）
貸与条件	担保 原則不要 保証人 経営者保証のガイドラインにより判断 保証金 設備価格の10%(割賦のみ)

・制度の概要

中小企業基盤整備機構から岡山県が1億円（貸与枠全体の1/2）の借入をし、岡山県負担分の1億円と合わせて合計2億円を産業振興財団に貸付ける。（*1）

産業振興財団は、岡山県負担分は無利子とし、機構借入分については、利子を付して岡山県に返済を行う。

産業振興財団は、当該借入金を原資として、小規模企業者等に設備貸与（割賦販売又はリースのいずれかを申請者である小規模企業者等が選択する）を行い、10年以内に償還する。

（*1）

岡山県から産業振興財団への貸付は、産業振興財団の設備貸与額が確定した後、年度末に岡山県から産業振興財団に対して必要額の貸付を行う。すなわち、上記、2億円は予算上の上限額であり、実際の貸付額は、貸与確定額に基づき算定される。

・割賦販売とリースの違いについて

割賦販売においては、①契約時に貸与設備の購入金額（税込）の10%相当額を保証金として産業振興財団に預入れ、最終の償還より順次充当される、②契約当初

6カ月間は、元金償還が据置となる、③中古設備・建設機械、車両等は割賦販売のみが対象となる、などの特徴がある。また、設備の所有権は、設備貸与の償還が完了するまでは、産業振興財団に留保され、支払完了時に小規模企業者等に所有権が移転することとなる。ただし、固定資産税については、貸与期間中も小規模企業者等が負担する。

一方、リースにおいては、保証金の預入れは不要で、元金償還の据置期間もない。また、固定資産税も産業振興財団の負担となる。制度上はリース期間満了後、再リースも可能であるが、再リースの場合の条件は明示されておらず、リース期間満了時に産業振興財団に返却することが原則である。

・貸与先の決定プロセスについて

産業振興財団は、申込案件について調査を行い、商工組合中央金庫、日本政策金融公庫、岡山県信用保証協会、岡山県で構成される審査会の審査を経て貸与先を決定する。

令和3年度に貸与を決定した案件について、審査会の議事録は残されておらず、持ち回りで審査を実施したとのことである。

・損失補償について

岡山県と産業振興財団は、損失補償契約を交わすこととなっており、小規模事業者からの回収が不能となった場合には、回収不能となった償還額の2分の1を岡山県が損失補償をすることになる。過去において、岡山県が損失補償をした事例は発生していないが、現在の体制には、以下のような問題点が存在する。

【意見4-1】貸与先決定を審査する審査委員会において、その判断プロセスが分かる議事録を作成・保管することを検討すべきである。

貸与先決定のプロセスにおいて、審査委員会の構成員として岡山県も加わっているものの、議事録等その判断プロセスが残されておらず、どのような判断で意思決定がなされたか不明である。

上記のとおり、損失補償のリスクを負っていることから、岡山県も貸与決定プロセスにおいて積極的な関与が必要であり、その中でどのような判断をしたかより丁寧な記録を残すことを検討すべきである。

【意見4-2】リース契約は低調であり、利用を促進するための方法を検討されたい。

令和2年度以降、新型コロナウイルス感染症の影響により、中小企業の設備投資が低迷したことに加え、極めて多くの中小企業は、3年間実質無利子・無担保の融資いわゆる「ゼロゼロ融資」によって資金繰りを行ってきたことにより、設備貸与事業の申込み自体が低調になっている大きな要因であると県では分析しているが、状況に応じて制度の利用促進を図るよう検討する必要がある。

リース契約においては、一般的に、リース期間満了後、借り手がオプション行使により所有権を移転することができる契約形態もある。

このように、リース期間満了後の借り手のオプションを明示することなども、制度利用を促進するための一つの方法として検討されたい。

【事業の効率性 A B D】

リースについては、制度自体が存在するものの利用実績はないことから事業の効率性の評価をCとした。

2 新規創業・経営活力増進設備貸与資金貸付制度

【概要】	担当部署	経営支援課	
事業目的	産業振興財団が、中小企業の創業及び経営活力の増進を図るための設備を貸与（割賦販売・リース）するのに必要な資金の一部を貸付けることを目的とする。 併せて、産業振興財団に対し、設備貸与に係る損失補償を行う。		
事業内容	制度の概要 (1) 貸与枠 6億円 (2) 対象企業 ・中小企業者 従業員 100人以下（商業・サービス業は 50人以下） ・創業者 創業予定者であって中小企業者になることが見込まれる者又は事業開始後5年以内の中小企業者 (3) 貸与設備 対象企業の創業及び経営活力の増進に必要な設備 (4) 貸与限度額 100万円以上～1億円以下 (5) 貸与期間 3年以上～10年以内 （割賦販売は据置期間6カ月を含む） (6) 貸与損料率 経営状況に応じた5区分の料率を設定 （料率は毎年度変動） (7) 貸与条件 担保 原則不要 保証人 経営者保証に関するガイドラインにより判断 保証金 設備価格の10%（割賦のみ）		
法令・条例・要綱等	中小企業振興計画、岡山県新規創業・経営活力増進設備貸与資金貸付要綱		
主な財源	繰越金、諸収入		
令和3年度予算	2億5065万8000円	令和3年度決算 （執行率）	1億8515万8000円 （73%）

（監査結果）

【財務事務の合規性 A B C D】

本事業は、前項の創業・経営革新等設備貸与（新設備貸与）資金貸付制度と同じく、中小企業振興計画及び岡山県新規創業・経営活力増進設備貸与資金貸付要綱に基づいて、中小企業の創業及び経営の革新を図るための設備を貸与（割賦販売・リース）するのに必要な資金を産業振興財団に貸し付けること等を目的とする事業であり、その費用の支出に関して、合規性の観点から特段問題となる事項は認められないことから、本事業の財務事務の合規性の評価をBとした。

【事業の有効性 A B **C** D】

後述のとおり、問題点が発見されていることから本事業の有効性の評価をCとした。

制度概要	
貸与枠	6億円
対象企業	【中小企業者】 従業員100人（商業・サービス業は50人）以下の事業者 【創業者】 ・創業予定者であって中小企業者になることが見込まれる者 ・事業開始後5年以内の中小企業者
貸与設備	対象企業の創業又は経営活力の増進に必要な設備
貸与限度額	100万円以上～1億円以下（一定の場合は1億2千万円まで）
貸与期間	3年以上～10年以内（割賦販売は据置期間6ヵ月を含む）
貸与損料率	経営状況に応じた5区分の料率を設定（料率は毎年度変動）
貸与条件	担保 原則不要 保証人 経営者保証のガイドラインにより判断 保証金 設備価格の10%(割賦のみ)

・制度の概要

岡山県が3億円（貸与枠全体の2分の1）を産業振興財団に貸付ける。

産業振興財団は利子を付して岡山県に返済する。産業振興財団は、岡山県からの借入額と同額の3億円を金融機関から借入れる。

産業振興財団は、当該借入の6億円（*1）を原資として、中小企業者に設備貸与（割賦販売又はリースのいずれかを申請者である中小企業者が選択する）を行い、10年以内に償還する。

（*1）

岡山県から産業振興財団への貸付は、産業振興財団の設備貸与額が確定した後、年度末に岡山県から産業振興財団に対して必要額の貸付を行う。

上記の6億円は予算上の上限額であり、実際の貸付額は、貸与確定額に基づき算定される。

・割賦販売とリースの違いについて

割賦販売においては、①契約時に貸与設備の購入金額（税込）の10%相当額を保証金として産業振興財団に預入れ、最終の償還より順次充当される、②契約当初6ヵ月間は、元金償還が据置となる、③中古設備・建設機械、車両等は割賦販売の

みが対象となる、などの特徴がある。また、設備の所有権は、設備貸与の償還が完了するまでは、産業振興財団に留保され、支払完了時に中小企業者に所有権が移転することとなる。ただし、固定資産税については、貸与期間中も中小企業者が負担する。

一方、リースにおいては、保証金の預入れは不要で、元金償還の据置期間もない。また、固定資産税も産業振興財団の負担となる。制度上はリース期間満了後、再リースも可能であるが、再リースの場合の条件は明示されておらず、リース期間満了時に産業振興財団に返却することが原則である。

・貸与先の決定プロセスについて

産業振興財団は、申込案件について調査を行い、商工組合中央金庫、日本政策金融公庫、岡山県信用保証協会、岡山県で構成される審査会を経て貸与先を決定する。

令和3年度に貸与を決定した案件について、審査会の議事録は残されておらず、持ち回りで審査を実施したとのことである。

・損失補償について

岡山県と産業振興財団は、損失補償契約を交わすこととなっており、回収不能となった場合には、回収不能となった償還額の2分の1を岡山県が損失補償をすることになる。過去において、岡山県が損失補償をした事例は発生していないが、現在の体制には、以下のような問題点が存在する。

【意見4-3】貸与先決定を審査する審査委員会において、その判断プロセスが分かる議事録を作成・保管することを検討すべきである。

貸与先決定のプロセスにおいて、審査委員会の構成員として岡山県も加わっているものの、議事録等その判断プロセスが残されておらず、どのような判断で意思決定がなされたか不明である。

上記のとおり、損失補償のリスクを負っていることから、岡山県も貸与決定プロセスにおいて積極的な関与が必要であり、その中でどのような判断をしたか明確に記録として残すべきである。

【意見4-4】リース契約は低調であり、利用を促進するための方法を検討されたい。

令和2年度以降、新型コロナウイルス感染症の影響により、中小企業の設備投資が低迷したことに加え、極めて多くの中小企業は、3年間実質無利子・無担保の融資いわゆる「ゼロゼロ融資」によって資金繰りを行ってきたことにより、設備貸与事業の申込み自体が低調になっている大きな要因であると県では分析しているが、状況に応じて制度の利用促進を図るよう検討する必要がある。

リース契約においては、一般的に、リース期間満了後、借手がオプション行使により所有権を移転することが出来る契約形態もある。

このように、リース期間満了後の借手のオプションを明示することなども、制度利用を促進するための一つの方法として検討されたい。

【事業の効率性 A B D】

リースについては、制度自体が存在するものの申込すらないことから事業の効率性の評価をCとした。

【新しい働き方の推進】

第1 意欲や能力に応じて活躍できる職場づくりの推進

1 健康経営推進事業

【概要】	担当部署	経営支援課
事業目的	<p>人手不足や従業員の高齢化が進展するなか、中小企業・小規模事業者においても多様な働き方が選択でき、誰もが働きやすい環境づくりを進める「働き方改革」に取り組む必要がある。</p> <p>この点、健康経営に取り組む意思表示を行った健活企業は、2020年8月末時点で、1,544社（県内企業の約2%）であり、健康経営を知らない企業への周知が出来ていない。この内、健康経営優良法人に認定されている企業は、145社にとどまっており、健活企業ではあっても十分に健康経営に取り組むことができている企業は少ない。また、在宅勤務等、多様化する働き方それぞれにあった健康の維持・促進が必要である。</p> <p>もともと、健康経営に取り組む際、「ノウハウの提供」や「金銭的インセンティブ」に関するサポートを希望する声が多く、「表彰・認定制度」単体ではインセンティブになりにくい。</p> <p>本事業は、従業員の健康保持・増進の取組が将来的に収益性などを高める投資であるとの考えのもと、健康管理を経営的視点から考え、戦略的に実践する取組（健康経営）を県内中小企業者に普及・実践させることで企業の「稼ぐ力」の向上を図ることを目的とする。</p>	
事業内容	<p>本事業の目的である、中小企業の「稼ぐ力」の向上のためには、健康経営を知らない企業や、健活企業であっても十分に健康経営に取り組むことができていない企業への周知が必要である。</p> <p>1 健康経営セミナーの開催</p> <p>「健康経営」の必要性、具体的な実践方法、国や関係機関の取組、実践済企業の体験談等を周知するためのセミナーをオンラインと対面式の両方で開催する。対面式セミナーの内容をオンラインで配信し、時間・場所を選ばずに視聴可能とすることによって、セミナーの内容を広く周知する。さらに、対面式セミナーの参加者には講師との個別相談会や同業種他社との意見交換会を設け、健康経営に関する自社の課題や他社の取組を把握することで、新たな取組の実践や既に取り組んでいる内容のブラッシュアップを図る。</p> <p>2 専門家派遣</p> <p>「健康経営」に取り組む意欲のある企業に対し、健康経営について助言できる専門家（健康経営アドバイザーや社会保険労務士等）を派遣し、その費用を支援する。</p>	
法令・条例・要綱等	中小企業振興計画	

主な財源	新型コロナウイルス感染症地方創生推進臨時交付金		
令和3年度予算	107万1000円	令和3年度決算 (執行率)	86万5000円 (80%)

(監査結果)

【財務事務の合规性 A **B** C D】

1 中小企業振興計画は「5 新しい働き方の推進」として下記の施策を掲げている。

記

(1) 意欲や能力に応じて活躍できる職場環境づくりの促進

① テレワーク等の働き方改革の加速化支援

- ・従業員の健康管理を経営的視点から考え戦略的に実践する健康経営を中小企業・小規模事業者に普及することにより、企業の「稼ぐ力」の向上を図る。

以上

本事業は、健康管理を経営的視点から考え、戦略的に実践する取組（健康経営）を県内中小企業者に普及・実践させることで企業の「稼ぐ力」の向上を図ることを目的とするものであり、その目的は中小企業振興計画に合致する。

2 また、財務事務の執行について、本事業は、岡山県商工会議所連合会に委託されており、かかる委託の手続きは、随意契約とされている。なお、随意契約とされた理由は、「同連合会は、県の産業振興施策と協調する形で各種事業を幅広く実施し、中小企業支援活動の県内拠点といえる団体であり、中小企業支援施策に関する専門知識の保有という点においても、信頼のおける機関である。本事業は、従業員の健康管理を経営的視点から考え、戦略的に実践する取組（健康経営）を中小企業に普及・実践させることを目的としているが、同連合会では、団体保険の普及に取り組み健康経営を全国的に普及させるアクサ生命（旧日本団体生命等）、協会けんぽ（全国健康保険協会）等と連携し、これまでも中小企業の健康経営セミナーやメンタルヘルス対策セミナーなどを開催しており、健康経営の推進に当たって必要となる豊富なノウハウ、ネットワーク等を有していることから、委託予定先として選定するものである。」とされている。

なお、随意契約の締結に先行して、本事業の受託者を公募する手続きが取られているが、応募者はなく、上記のとおり、随意契約が締結されるに至っている。

この点、岡山県の会計必携によれば「いわゆる特命随意契約（単数の者からの見積り聴取により行う随意契約）による場合は、当該契約の目的、内容等の特殊性から相手方が特定される具体的な理由・根拠の付記が必要である」とされているところ、本事業の内容は、セミナーの開催及び専門家の派遣であり、必ずしも契約相手

が限定されるとまでは言えないと思われるものの、公募も手続きが先行して取られていることから、財務事務の執行手続きにおいて、不当、違法とまではいえない。

したがって、本事業の財務事務の合規性の評価をBとした。

【事業の有効性 A B C **D**】

本事業の主な内容は、①健康経営セミナーの開催、②専門家の派遣である。

まず、健康経営セミナーの開催について、当初、岡山、倉敷、津山の3会場で開催予定であったが、津山会場は集客が見込めないため実施していない。岡山会場は参加可能人数100人に対して、参加者は40人、倉敷会場は新型コロナウイルス感染拡大防止のため、オンライン開催に切り替え22名が参加した。

なお倉敷会場に参加した者のアンケート集計結果を見ると、回答者13名の回答結果は、下記のとおりである。

記

質問 本セミナーの感想を教えてください。

項目	回答数(人)
大変参考になった	6
参考になった	6
あまり参考にならなかった	1
全く参考にならなかった	0
その他	0
合計	13

アンケート結果を見ると、参加者から一定の評価を得ていると思われる。しかしながら出席者22人のうち、13人しか回答していない。

また、専門家の派遣事業は、健康経営に取り組む意欲のある企業に対し、健康経営について助言出来る専門家（健康経営アドバイザーや社会保険労務士等）を派遣し、その費用を支援するものである。

なお、専門家派遣について、現状では、派遣先企業にアンケート調査を実施していない。専門家に来社してもらい無料で相談するのであるから、アンケート調査は必須とし、そのアンケート結果を本事業の評価に活用し、次年度以降の事業に役立てるべきである。

これらの点を考慮して、本事業の有効性の評価をDとした。

【意見5-1】 セミナー受講者からのアンケートの回答率を上げる工夫をすべきである。

岡山県が公費を使って開催するセミナーで、参加者は受講料無料で参加しているの
であるから、出来る限りアンケートの回答をしてもらえるような工夫をすべきである。

現状においても、アンケート結果を踏まえて事業の有効性を評価し、次年度以降の
参考情報として活用しているとのことであるが、より多くのアンケート回答に基づき行
うことが望ましい。

【指摘事項5-1】 専門家派遣について、派遣先企業にアンケート調査を実施すべき
である。

前記のとおり、専門家の派遣について、その事業の有効性の評価は、派遣先の企業
が当該専門家派遣を受けて、その後の事業にどのように活用することが出来るか、専門
家の業務が派遣を受けた企業のニーズを満たしているかなどを確かめることによって行
うことが出来るが、派遣先企業からのアンケートはとっていない。

専門家派遣報告書による専門家の報告書は存在するが、当該報告書はあくまでも専
門家の目線で作成されたものであり、派遣先企業にとって、当該事業が有益なもので
あったかは判断出来ない。

派遣先企業は、専門家に来社してもらい、無料で相談するのであるから、アンケー
ト調査は必須にすべきであり、そのアンケート調査を本事業の評価に活用し、次年度以
降の事業に役立てるべきである。

【事業の効率性 A B C D】

本事業の効率性について、特に問題となる点は認められなかったため、本事業の
効率性の評価をBとした。

2 働き方改革推進フォーラム事業

【概要】	担当部署	労働雇用政策課	
事業目的	<p>平成31年4月から、働き方改革関連法が順次施行されており、長時間労働の是非や年次有給休暇の確実な付与など、企業の取組が一層求められている。</p> <p>コロナ禍により、労働雇用情勢が著しく悪化した一方で、都市部においては感染拡大防止のためのテレワーク・テレビ会議の導入、ローテーション勤務の実施などが進み、これまでの働き方を見直す機会ともなった。</p> <p>ウィズコロナの時代においては、テレワークやオンライン会議など働き方の新しいスタイルが求められているところであり、働き方改革に向けた制度の周知や機運の醸成に向けた取組を更に加速させることを目的とする。</p>		
事業内容	<p>働き方改革推進フォーラム</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 2部構成 1部：有識者による基調講演 2部：実践企業等による座談会 ・ 時期 10月 ・ 場所 岡山市内 ・ 規模 250名 		
法令・条例・要綱等	生き生きプラン、中小企業振興計画		
主な財源	新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金		
令和3年度予算	190万4000円	令和3年度決算 (執行率)	184万3000円 (96%)

(監査結果)

【財務事務の合规性 A **B** C D】

1 生き生きプランは、重点戦略として「働く人応援プログラム」を掲げ、「施策の方向性」として「意欲や能力に応じて活躍できる働き方の推進」、「性別や年齢にかかわらず、ワーク・ライフ・バランスにも配慮しつつ、誰もがライフステージに応じて能力を十分発揮できる働きやすい環境づくりを進めます。このため、中小企業等が長時間労働の是正など働き方改革に適切に対応できるよう、先進事例の横展開を図るとともに、テレワークや副業・兼業など従来の枠組みにとらわれない多様で柔軟な働き方を推進」することを明らかにしている。

また、中小企業振興計画は、「5 新しい働き方の推進」として下記の施策を掲

げている。

記

(1) 意欲や能力に応じて活躍できる職場環境づくりの促進

② 多様で柔軟な働き方の導入促進

- ・女性や高齢者など性別や年齢にかかわらず、全ての働く人にとって多様で柔軟な働き方が実現できる職場環境づくりの推進に向け、岡山労働局と連携し、意識を醸成する。
- ・女性や高齢者が、それぞれの事情に応じた働き方ができるよう、多様な働き方についてのアドバイスをを行う。

以上

本事業は、働き方改革に向けた制度の周知や機運の醸成に向けた取組を更に加速させることを目的とするものであり、その目的は中小企業振興計画に合致する。

2 また、財務事務の執行について、本事業は、中央会に委託されており、かかる委託の手続きは、随意契約とされている。なお、随意契約とされた理由は、「岡山県中小企業団体中央会は、組合等の設立や運営の指導・支援、異業種の連携組織や任意グループなどの中小企業組織の形成支援等を通じて県内中小企業等の状況を把握するとともに様々な中小企業支援策に取り組んでおり、本事業を円滑かつ効率的に実施することが期待できる。また、令和2年度においても本事業を受託し、誠実かつ円滑に事業を実施している。」とされている。

なお、随意契約の締結に先行して、本事業の受託者を公募する手続きが取られているが、応募者はなく、上記のとおり、随意契約が締結されるに至っている。

この点、本事業の内容は、フォーラムの開催であり、必ずしも契約相手が限定されるとまでは言えないと思われるものの、公募も手続きが先行して取られていることから、財務事務の執行手続きにおいて、不当、違法とまではいえない。

したがって、本事業の財務事務の合規性の評価をBとした。

【事業の有効性 A B D】

本事業は、フォーラムの開催を内容とするものであるが、開催方法については、予算において、東京から講師6名を招くための旅費が計上されていたが、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点及び県内全域からの参加を呼び掛けるにあたり、時間・距離に関係なく参加可能な方法として、実際は、Web会議ツール「ZOOM」を使用したオンライン開催となった。

本事業において、テレワーク・テレビ会議の導入等の働き方の新しいスタイルを推進するために、働き方改革に向けた制度の周知や機運の醸成に向けた取組を促進

することは非常に大きな目的であり、こうしたフォーラムは集合形式が多く見られるが、県内に広く普及させる趣旨からは、開催方法をWeb会議形式とするのか、又はその併用とするのか、事業の目的に沿った開催方法を当初から検討する余地がある。

また、講師謝金について、1名につき40万円であり、2名の予算を計上している。

この点、それぞれ1時間半の講演で40万円の謝金は些か高額であると思われることから、選定理由について確認したところ、「講師謝金について、講演の趣旨・性格や、講師の専門性、著名度等から、一律に決めがたく、その都度、過去の実績等から判断している。当フォーラムは、基調講演及び県内企業の取組紹介の構成としており、中小企業において、まずは取り組む意識を持ってもらうために講演を聞いてもらうものであり、そのために講師自身や講演内容に関心を持ってもらえることを念頭に講師を選定している。このため、講師選定にあたっては時宜にあったテーマを講演いただける講師を多くの講師候補の中から選定しており、また講師謝金についても、社会一般の講師謝金（料金）を参考にしており、このため、フォーラム講師謝金として社会通念の範囲を超えるものではないと考えている。」とのことであった。

このように、講師の選定及び費用については、一定の裁量を認めるべきと考えるものの、その支出に見合った効果が生じているのかは、慎重に検討すべきである。

もっとも、セミナーのアンケートの回答率は49%であるため、有効性の検証について、改善の余地があると考えられる。

したがって、本事業の有効性の評価をCとした。

【意見5-2】セミナー受講者からのアンケートの回答率を高め、アンケート結果を本事業の評価の参考情報として活用し、次年度以降の事業に役立てるべきである。

本セミナーのアンケートの回答率は49%である。多額の公費をかけて開催したフォーラムで、参加者は無料で受講出来るのであるから出来る限りアンケートの回答をしてもらえるような工夫をすべきである。回答率が半分程度では、本事業の有効性評価は十分に行うことは出来ない。特に、本事業での講師への謝金が妥当であることを明らかにするためには、アンケート調査により参加者からの反応がコストに見合うものかどうかを証明する必要がある。現状のアンケートの回答率が50%にも満たない程度では、それが果たされていないと思われることから、回収率を向上させることを検討すべきである。

【事業の効率性 A B C D】

本事業について、アンケート調査からは一定の評価はあるものの、費用対効果の観点からは問題があると考え、事業の効率性の評価をCとした。

3 テレワーク等導入支援事業

【概要】	担当部署	労働雇用政策課
事業目的	<p>新型コロナウイルス感染症を契機として、在宅勤務などのテレワークに関心が高まっており、国が公表した「新しい生活様式」の実践例でも、テレワークやローテーション勤務、オンライン会議が示されている。テレワークは、労働時間短縮や経費削減、環境負荷の軽減など働き方改革を進めるためだけでなく、ウィズコロナの時代にあっては、感染症対策や事業継続対策として一層の普及、定着を図る必要がある。</p> <p>そこで、テレワークの普及を図るため、成果を上げている先進企業を紹介することを目的として、セミナーを開催する。</p>	
事業内容	<p>テレワーク導入セミナー</p> <ul style="list-style-type: none"> 紹介企業候補 <p>企業名 (株) WORKSMILE LABO (岡山市) 業種 小売業 備考 2016年テレワーク先駆者百選選出 2018年 " 総務大臣賞受賞</p> <p>企業名 ネットリンクス (株) (岡山市) 業種 サービス業 備考 テレワーク・デイズ2020実施団体</p> <p>企業名 アッパービレッジ (有) (岡山市) 業種 サービス業 備考 R2働き方改革専門家派遣事業におけるテレワーク導入支援企業</p> <p>企業名 (株) エイワライジング (備前市) 業種 製造業 備考 R2働き方改革専門家派遣事業におけるテレワーク導入支援企業</p> <p>企業名 岡山臨港倉庫運輸 (株) (岡山市) 業種 運輸業 備考 R2働き方改革専門家派遣事業におけるテレワーク導入支援企業</p> <p>企業名 水島機工 (株) (倉敷市) 業種 製造業 備考 R2働き方改革専門家派遣事業におけるテレワーク導入支援企業</p>	
法令・条例・要綱等	生き生きプラン、中小企業振興計画	

主な財源	新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金		
令和3年度予算	74万4000円	令和3年度決算 (執行率)	74万4000円 (100%)

(監査結果)

【財務事務の合规性 A **B** C D】

1 前項の「働き方改革推進フォーラム事業」において指摘したとおり、生き生きプランにおいて「テレワークや副業・兼業など従来の枠組みにとらわれない多様で柔軟な働き方を推進」することが明らかにされている。

また、中小企業振興計画は、「5 新しい働き方の推進」として下記の施策を掲げている。

記

(1) 意欲や能力に応じて活躍できる職場環境づくりの促進

① テレワーク等の働き方改革の加速化支援

- ・ 経営者の理解促進と意識改革を図るための啓発や、積極的な取組を行っている企業などの先進事例の情報提供を行う。
- ・ 新型コロナウイルス感染症を契機として広がったテレワーク導入などの新たな働き方の流れを定着させるためのフォーラム開催や専門家派遣を行う。

以上

本事業は、テレワークの普及を図るため、成果を上げている先進企業を紹介することを目的とするものであり、その目的は中小企業振興計画に合致する。

2 また、財務事務の執行について、本事業は、産業振興財団に委託されており、かかる委託の手続きは、随意契約とされている。なお、随意契約とされた理由は、「産業振興財団は、中小企業の体質改善や経営基盤の強化等に関する事業に取り組むとともに、賛助会員約2000社にメール配信等を通じた情報提供を行っており、参加企業の募集等を円滑かつ効率的に実施することができる。また、社会保険労務士や中小企業診断士など、約350名の専門家を登録するとともに、平成30年度から3年間、働き方改革推進体制構築モデル事業を受託し、業務の棚卸や就業規則の見直しにより、実際にテレワークを導入した企業の取組を複数把握していることから、テーマにふさわしい講師を選定することができる。」とされている。

この点、本事業の内容は、セミナーの開催であり、必ずしも契約相手が限定されるとまでは言えないと思われるものの、公募も手続きが先行して取られていることから、財務事務の執行手続きにおいて、不当、違法とまではいえない。

したがって、本事業の財務事務の合规性の評価をBとした。

【事業の有効性 A B D】

本事業は、岡山県内の先進事例を紹介し、もってテレワークの普及を図ることを当該事業の目的として、岡山県内ではテレワーク導入があまり進んでいないことから、導入の考え方から環境づくりまでを内容とする構成となっている。

なお、セミナーの内容は、岡山県内の事例紹介と大規模法人の事例紹介が半々の内容となっているところ、このような構成とされたのは、参加企業の規模感・レベル感に合致した県内中小企業の事例紹介を中心に行った方がより実務レベルで満足度が高いと思われるためであるとのことであった。

なお、セミナーは、全4回の構成で、参加者合計154人でアンケートの回収率は平均60%となっているところ、アンケート調査の結果からも、受講した中小企業との規模感・レベル感のミスマッチから、参加企業の聞きたい内容とはかなりズレがあったように思われる。参加企業の規模感・レベル感に合致した県内中小企業の事例紹介を中心に行った方がより実務レベルで満足度が高いと思われ、参加企業を想定した紹介企業の選定をすべきである。

これらの点を考慮して、本事業の有効性の評価をCとした。

【意見5-3】参加企業を想定した紹介企業の選定をするなど内容について検討をすべきである。

前記のとおり、本事業は、テレワーク導入セミナーとして、テレワークの普及を図るため、テレワークを導入したい中小企業等に対して、成果を上げている先進企業を紹介するものであるが、アンケート調査の結果からも、受講した中小企業との規模感・レベル感のミスマッチから、参加企業の聞きたい内容とはかなりズレがあったように思われる。本来の事業の目的にある岡山県内の中小企業等の先進事例を多く紹介できるようなセミナーの方が、参加企業はより実務に有益な情報を入手することができると思われる。また、中小企業と一言と言っても規模感は様々であり、参加企業の規模感・レベル感によって、実務レベルで聞きたい内容も大きく異なると思われるため、参加企業側のニーズを汲み取るためにも、より高いアンケート回答率が必要である。

【事業の効率性 A C D】

本事業は限られた予算で一定の評価を得ていることから、事業の効率性の評価をBとした。

4 「おかやま労働」発行事業

【概要】	担当部署	労働雇用政策課	
事業目的	「おかやま労働」を労働関係の広報誌として、県及び国の労働行政全般にわたって普及啓発をし、労働問題についての認識を深めることを目的とする。		
事業内容	<p>おかやま労働</p> <p><u>印刷製本</u> 通常発行分 1300部×4回</p> <p><u>郵送</u> 通常発送 年4回 計174カ所</p> <p>1冊送付 122カ所</p> <p>2～3部送付 20カ所</p> <p>5部送付 22カ所</p> <p>10～20部送付 3カ所</p> <p>40部送付 1カ所</p> <p>50部以上送付 6カ所</p> <p>※発送先数は予定数であり、発行時点で若干の変動がある。</p> <p><u>納品</u> 労働雇用政策課へ納付後、遅滞なく各機関へ発送すること。</p> <p><u>その他</u> レイアウト作業 年4回</p> <p>イラスト作成・編集 年4回</p> <p>校正作業 1号あたり3回×年4回</p> <p>来課（原稿受取・搬入）1号あたり2回×年4回</p>		
法令・条例・要綱等	中小企業振興計画		
主な財源	一般財源		
令和3年度予算	59万9764円	令和3年度決算 (執行率)	34万8000円 (58%)

(監査結果)

【財務事務の合规性 A B C D】

1 中小企業振興計画は「5 新しい働き方の推進」として下記の施策を掲げている。

記

(1) 意欲や能力に応じて活躍できる職場環境づくりの促進

① テレワーク等の働き方改革の加速化支援

・労働問題に対する正しい理解と認識を深めるための情報提供や労働関係法令

の基礎知識の周知、労働に対する意識醸成のための啓発を行う。

以上

本事業は、労働関係の広報誌を通じて、労働問題についての認識を深めることを目的とするものであり、その目的は中小企業振興計画に合致する。

2 また、財務事務の執行について、本事業は、株式会社セイキに委託されており、かかる委託の手続きは、随意契約（いわゆる少額随意契約）とされている。

なお、委託にあたっては、他の業者からの見積も取得されている。

このように本事業の費用の支出に関して、合規性の観点から特段問題となる事項は認められないことから、本事業の財務事務の合規性の評価をBとした。

【事業の有効性 A B C D】

本事業は、労働関係の広報誌として、県及び国の労働行政全般にわたって普及啓発し、労働問題についての認識を深めるためのものである。

なお、発行部数は1290部であり、行政関係機関、経営者団体、労働研究機関、報道関係、労働協会会員などへ配布するために必要な部数である。各機関への配布部数は、前年度の配布部数を参考に決定している。

このように、本事業の有効性について、問題となる事項は発見されなかったため、評価をBとした。

【事業の効率性 A B C D】

本事業の効率性について、問題となる事項は発見されなかったため、評価をBとした。

5 労働教育講座開催事業

【概要】	担当部署	労働雇用政策課	
事業目的	長時間労働削減やメンタルヘルス等、職場環境改善に関する基本的な観点からセミナーを開催し、労使双方の意識啓発に資することを目的とする。		
事業内容	事業主・人事労務担当者・労働組合関係者・一般県民等に広く呼びかけて、今まさに問題となっている話題を取り上げ、その問題の専門講師による「労働問題セミナー」を開催する。		
法令・条例・要綱等	中小企業振興計画		
主な財源	一般財源		
令和3年度予算	11万9000円	令和3年度決算 (執行率)	10万円 (84%)

(監査結果)

【財務事務の合规性 A B C D】

1 中小企業振興計画は「5 新しい働き方の推進」として下記の施策を掲げている。

記

(1) 意欲や能力に応じて活躍できる職場環境づくりの促進

① テレワーク等の働き方改革の加速化支援

- ・産業構造の変化、就業形態の多様化等、労働者を取り巻く社会経済が変化する中、働く人が活躍しやすい職場環境の改善への取組、労働災害の未然防止と健康障害防止など、岡山労働局と連携して労働者や事業主が労働安全衛生に関する認識をさらに深めるよう啓発する。

以上

本事業は、職場環境改善に関する基本的な観点からセミナーを開催し、労使双方の意識啓発に資することを目的とするものであり、その目的は中小企業振興計画に合致する。

2 また、財務事務の執行について、本事業は、委託ではなく役務費等によって費用が支出されており、かかる手続きに問題となる点は認められなかった。

このように本事業の費用の支出に関して、合规性の観点から特段問題となる事項は認められないことから、本事業の財務事務の合规性の評価をBとした。

【事業の有効性 A B C D】

本事業は、長時間労働削減やメンタルヘルス等、職場環境改善に関する基本的な観点からセミナーを開催し、労使双方の意識啓発に資することが目的である。

しかしながら、セミナーには43名が出席しているが、アンケートの回答率は76%である。

岡山県が公費を使って開催するセミナーで、参加者は受講料無料で参加しているのであるから、出来る限りアンケートの回答をしてもらえるような工夫をすべきである。

したがって、本事業の有効性の評価をCとした。

【意見5-4】セミナー受講者からのアンケートの回答率を上げる工夫をすべきである。

岡山県が公費を使って開催するセミナーで、参加者は受講料無料で参加しているのであるから、出来る限りアンケートの回答をしてもらえるような工夫をすべきである。

現状においても、アンケート結果を踏まえて事業の有効性を評価し、次年度以降の参考情報として活用しているとのことであるが、より多くのアンケート回答に基づき行うことが望ましい。

【事業の効率性 A B C D】

セミナー開催のみの低予算のものであり、事業の効率性について特段問題は発見されなかったため、評価をBとした。

6 高齢者生涯現役就業促進事業

【概要】	担当部署	労働雇用政策課	
事業目的	<p>少子化・高齢化の急速な進行により、労働力人口の減少が見込まれる中において、活力ある経済社会を維持していくためには、働くことのできる全ての人の就労促進を図る必要がある。</p> <p>高齢者についても、健康で意欲と能力がある限り年齢にかかわらず働き続けることができる「生涯現役社会」の実現を目指し、岡山県では平成30年から令和2年まで、岡山県生涯現役促進協議会において「生涯現役促進地域連携事業」に取り組んだ。</p> <p>かかる事業成果を県内に浸透させることを目的として、高齢者生涯現役就業促進事業を進める。</p>		
事業内容	<p>(1) 市町村連絡会議 生涯現役促進地域連携事業実施市町村等との連絡会議を開催する。</p> <p>(2) シニア雇用促進セミナー 企業担当者、市町村担当者を対象としたセミナーを開催する。</p> <p>(3) シニア雇用促進フォーラム 企業経営者や人事担当者等を対象としたフォーラムを開催する。</p>		
法令・条例・要綱等	中小企業振興計画		
主な財源	一般財源		
令和3年度予算	71万1000円	令和3年度決算 (執行率)	71万1000円 (100%)

(監査結果)

【財務事務の合规性 A B C D】

1 中小企業振興計画は「5 新しい働き方の推進」として下記の施策を掲げている。

記

(1) 意欲や能力に応じて活躍できる職場環境づくりの促進

② 多様で柔軟な働き方の導入促進

- ・女性や高齢者など性別や年齢にかかわらず、全ての働く人にとって多様で柔軟な働き方が実現できる職場環境づくりの推進に向け、岡山労働局と連携し、意識を醸成する。
- ・女性や高齢者が、それぞれの事情に応じた働き方ができるよう、多様な働き

方についてのアドバイスを行う。

以上

本事業は、労働力人口の減少が見込まれる中であって、活力ある経済社会を維持していくため、高年齢者についても、健康で意欲と能力がある限り年齢に関わりなく働き続けることができる「生涯現役社会」の実現を目指すことを目的とするものであり、その目的は中小企業振興計画に合致する。

- 2 また、財務事務の執行について、フォーラムは講演1及び講演2の2部構成であり、講演1は高年齢者雇用に先進的な取組を行っている企業であって、多くの人に興味を持つ企業の推薦を関係団体に依頼し、課内協議の上、推薦者の中から過去の実績、取組内容、所属団体等から選定した。講演2については、労務管理が専門でかつ他講演で実績のある社会保険労務士に依頼したとのことである。

なお、講師謝金については、登壇時間及び資料作成にかかる時間、企業代表、士業としての時間単価を考慮し、予算の範囲内で決定したとのことである。

これらの点を考慮して、財務事務の合規性の評価をBとした。

【事業の有効性 A B D】

本事業は、シニア雇用促進セミナーを実施し、高年齢者雇用の機運醸成を図るため、企業担当者等を対象としたセミナーを県経営者協会と連携して行うものであった。

しかしながら、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に配慮し、当初予定していた集合形式での実施ではなく、希望企業に出向いての出前形式での実施に変更し、予算上5社を上限とした中で1社に対して実施したものであるとのことである。

この点、出前形式に変更したことは理解できるものの、シニア雇用促進という非常に重要なテーマでありながら、実施企業は1社である。

そのため、本事業のテーマの重要性を踏まえ、開催方法を再検討すべきである。

なお、シニア雇用促進フォーラムは、オンライン・オンデマンド開催で、視聴者は64名、アンケート回答数は36件であり、回収率は56%を超えている。

これらの点を考慮して、本事業の有効性の評価をCとした。

【意見5-5】本事業のテーマの重要性に鑑み、有効性が高まるよう、開催方法を再検討すべきである。

出前講座を受講した企業からのアンケートにおいては、一定の評価は得ていたものの、当年度の開催状況を鑑みると、事業の有効性が高いとは言い難い。

シニアの雇用促進という、非常に重要なテーマであることから、事業の開催方法を再検討する必要がある。

【意見5-6】フォーラム受講者からのアンケートの回答を上げる工夫をすべきである。

岡山県が公費を使って開催するフォーラムで、参加者は受講料無料で参加しているのであるから、出来る限りアンケートの回答をしてもらえるような工夫をすべきである。

現状においても、アンケート結果を踏まえて事業の有効性を評価し、次年度以降の参考情報として活用しているとのことであるが、より多くのアンケート回答に基づき行うことが望ましい。

【事業の効率性 A B C D】

当該事業全体としては、限られた予算で一定の評価を得ていることから、本事業の効率性の評価をBとした。ただし、上記のとおり、シニア雇用促進セミナーについては、開催方法を再検討する必要がある。

【事業継続力の強化】

第1 新型コロナウイルス感染症の影響等からの復活

1 中小企業BCP（事業継続計画）推進事業

【概要】	担当部署	経営支援課
事業目的	<p>平成30年7月豪雨災害や新型コロナウイルス感染症拡大による事業活動の寸断、南海トラフ巨大地震の被害想定を発表など、企業の危機意識や、有事の際に事業を早期復旧・継続するためのBCP（事業継続計画）への関心が高まりつつあるが、県内のBCP策定済又は策定中の中小企業は製造業で14.2%、小売・卸売業で11.2%（いずれも特定企業を対象とした県景況調査）に止まっている。</p> <p>産業の強固な基盤づくりには、地域を支える中小企業の事業継続能力の強化と信用力・企業価値向上支援が必要であり、策定済企業においても、度重なる災害を踏まえ、単なる文書化に留まらず訓練等を通じた実効性のある計画策定と事業継続能力向上が重要である。</p> <p>このような現状に鑑み、中小企業のBCPの作成を推進することを目的とする。</p>	
事業内容	<p>(1) 晴れの国BCP取組推進事業 実効性の高いBCPを策定している企業を県が表彰することにより、企業の信用力・企業価値向上につなげるとともに、既に策定済の企業もBCPを見直し、ブラッシュアップしていく仕組みを構築する。</p> <p>(2) 感染症BCPセミナー事業 企業がwithコロナ、アフターコロナ禍で事業継続していけるよう、感染症BCPの策定を推進するため、オンラインで開催する。</p> <p>(3) BCP・BCMセミナー事業 各支援機関が推進しているBCP策定について、未策定企業への情報提供と、策定企業等からのナレッジ共有や情報交換を行い、企業同士のネットワーク構築、BCP連携協定等の機会となるセミナーを開催する。</p> <p>(4) 専門家による支援 BCPの策定により災害等に対する事業の継続力を高めるとともに、企業の実情や発展段階に対応した適切なアドバイスを行い、持続・成長・発展を総合的にサポートする。</p>	
法令・条例・要綱等	中小企業振興計画	

主な財源	新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金		
令和3年度予算	289万3000円	令和3年度決算 (執行率)	289万3000円 (100%)

(監査結果)

【財務事務の合规性 A **B** C D】

- 1 中小企業振興計画は、「6 事業継続力の強化」、「(1) 新型コロナウイルス感染症の影響等からの復活」として下記の施策を掲げている。

記

② B C P (事業継続計画) の策定支援等

- ・大規模災害等の様々なリスクから企業を守るため、早期復旧に向けた対策や代替戦略などを定めたB C Pの普及啓発セミナーや専門家による作成支援などを実施するとともに、新たなリスクに対応するため、策定済み企業のB C Pの見直しの支援に取り組む。

以上

本事業は、中小企業の事業継続能力の強化と信用力・企業価値向上支援等のため、中小企業のB C Pの作成を推進することを目的とするものであり、その目的は中小企業振興計画に合致する。

- 2 また、財務事務の執行について、本事業は、産業振興財団に委託されており、かかる委託の手続きは、随意契約とされている。なお、随意契約とされた理由は、「本事業は中小企業のB C P策定を推進するため、必要知識を習得するセミナー等の開催、専門家派遣、実効性の高いB C Pを策定している企業を表彰することによる普及啓発の仕組みの構築を行う必要があるが、B C P策定支援のノウハウを有していることが契約の目的を達成するために必要である。また、策定を希望する企業のニーズを把握し、県内外の支援機関や専門家と連携した支援体制を構築することができる県内産業支援機関等、本事業の目的を達成できる者と契約する必要がある。以上のことから、本委託事業は契約の性質及び目的が競争入札に適さないため。」とされている。

なお、随意契約の締結に先行して、本事業の受託者を公募する手続きが取られているが、応募者はなく、上記のとおり、随意契約が締結されるに至っている。

この点、本事業の内容には、B C P策定に関する先鋭的な知識及び経験が求められることから、委託先が限定されることはやむを得ないと言え、随意契約によることについても合理性が認められるうえに、公募も手続きが先行して取られているこ

とから、財務事務の執行手続きにおいて、不当、違法とはいえない。

したがって、本事業の財務事務の合規性の評価をBとした。

【事業の有効性 A B C D】

後述のとおり、問題点が発見されていることから本事業の有効性の評価をCとした。

当該事業では、①感染症BCPセミナーを令和3年6月28日（オンライン）、②BCP実践講座を令和3年8月11日、9月8日、10月6日の計3回（8月11日は対面形式、その他はオンライン）、③BCMセミナーを令和4年3月14日（ハイブリッド形式）で実施している。

それぞれのアンケート回答率は①53%、②57%、③68%である。

【意見6-1】セミナー受講者からのアンケートの回答率を上げる工夫をすべきである。

岡山県が公費を使って開催するセミナーで、参加者は受講料無料で参加しているの
であるから、出来る限りアンケートの回答をしてもらえよう工夫をすべきである。

現状においても、アンケート結果を踏まえて事業の有効性を評価し、次年度以降の
参考情報として活用しているとのことであるが、より多くのアンケート回答に基づき行
うことが望ましい。

【事業の効率性 A B C D】

本事業の効率性について、問題となる事項は発見されなかったため、評価をBと
した。

2 感染症リスク等簡易版BCP普及事業

【概要】	担当部署	経営支援課
事業目的	<p>平成30年7月豪雨災害や新型コロナウイルス感染症拡大による事業活動の寸断、南海トラフ巨大地震の被害想定を発表など、企業の危機意識や、有事の際に事業を早期復旧・継続するためのBCP（事業継続計画）への関心が高まりつつあるが、県内のBCP策定済又は策定中の中小企業は製造業で22%、小売・卸売業で13%（いずれも特定企業を対象とした県景況調査）に止まっている。県景況調査のアンケートでは、策定まで進んでいない企業の多くが「策定するノウハウやスキルがない」と回答している。「策定は難しい」というイメージを持っている企業に、新型コロナウイルス感染症も含めたリスクへ備える簡易版BCP策定の手引き・ひな形を提供することによって、取組むきっかけを提供し普及啓発を図り中小企業を支援することを目的とする。</p>	
事業内容	<p>(1) 簡易版BCP策定シートの作成 中小企業・小規模事業者が感染症対応にも取り組みやすいよう、BCP策定上必須となる項目や作業をシンプルにまとめたBCP策定ひな形を作成する。新型コロナウイルス感染症を含め想定する災害等を類型化するとともに、業種も類型化することにより、簡素に作成でき、幅広い対応を実現できるものとする。</p> <p>(他県の実績) 山形県：令和2年12月にひな形を作成。令和3年6月23日時点で、85社が利用申請。 高知県：平成23年にひな形を作成。県主催のBCP策定セミナーを過去受講した255社の内、193社（約75%）が（程度に差はあるが）実際にBCPを策定。</p> <p>(2) 簡易版BCP策定シートの手引きの作成 上記「簡易版BCP策定シート」への記入方法をわかりやすく解説し、BCPに関する基礎知識、策定のメリット、災害類型による違い、業種別の特徴などの考え方についても掲載する。</p> <p>(3) 簡易版BCP策定シート普及啓発 「簡易版BCP策定シート」を数多くの中小企業・小規模事業者にも活用してもらうための普及啓発活動に取組む。チラシやホームページ等を活用した広報活動に加え、企業訪問時の情報宣伝や策定支援にも取組む。</p>	
法令・条例・要綱等	中小企業振興計画	
主な財源	新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金	

令和3年度予算	450万2000円	令和3年度決算 (執行率)	450万2000円 (100%)
---------	-----------	------------------	---------------------

(監査結果)

【財務事務の合规性 A B C D】

- 1 本事業は、新型コロナウイルス感染症も含めたリスクへ備える簡易版BCP策定の手引き・ひな形を提供することによって中小企業を支援することを目的とするものであり、その目的は前項において指摘した中小企業振興計画の目的に合致する。
- 2 また、財務事務の執行について、本事業は、産業振興財団に委託されており、かかる委託の手続きは、随意契約とされている。なお、随意契約とされた理由は、「本事業は、簡易版BCP策定シートを普及啓発するため、策定セミナーの開催、個社訪問等の仕組みを構築する必要があるが、BCP策定支援のノウハウを有していることが契約の目的を達成するために必要である。また、策定を希望する企業のニーズを把握し、県内外の支援機関や専門家と連携した支援体制を構築することができる県内産業支援機関等、本事業の目的を達成できる者と契約する必要がある。産業振興財団では、これまで中小企業センター事業においてBCPの推進を目的としたセミナー開催や専門家派遣を実施しており、BCP策定支援の知識、ノウハウと人材を有することから、委託予定先として選定する。以上のことから、本委託事業は契約の性質及び目的が競争入札に適さないため」とされている。

なお、随意契約の締結に先行して、本事業の受託者を公募する手続きが取られているが、応募者はなく、上記のとおり、随意契約が締結されるに至っている。

この点、本事業の内容には、前項と同じくBCP策定に関する先鋭的な知識及び経験が求められることから、委託先が限定されることはやむを得ないと言え、随意契約によることについても合理性が認められるうえに、公募も手続きが先行して取られていることから、財務事務の執行手続きにおいて、不当、違法とはいえない。

したがって、本事業の財務事務の合规性の評価をBとした。

【事業の有効性 A B C D】

本事業は、平成30年7月の豪雨災害や新型コロナウイルス感染症拡大による事業活動の寸断、南海トラフ巨大地震の被害想定を発表など、企業の危機意識や、有事の際に事業を早期復旧・継続するためのBCP（事業継続計画）への関心が高まりつつある中で、県内の中小企業でのBCP策定状況が進んでいないという現況を踏まえ、単なるセミナー等で終わることなく、各社のBCPを策定支援するツールとして有意義なものであると考えられる。

県内の中小企業にとって、BCPの必要性は感じているものの、直接的に会社の

利益貢献をもたらす事項ではないことから、コストをかけて策定することは困難なケースが多いと想定される。

そういった観点から、岡山県が事業者の負担なくBCPの策定支援を積極的に行うことは非常に有意義であると考えます。

今後も、当該事業を継続し、時代の変化に臨機応変に対応出来るようなBCPの普及推進を図るとともに、既に策定したBCPが、有事の際に適切に機能するように、BCPに対する運用面でのフォローについても実施していくことを期待したい。

以上より、本事業の有効性について評価をBとした。

【事業の効率性 A B C D】

本事業の効率性について、問題となる事項は発見されなかったため、評価をBとした。

3 経営革新計画によるデジタル化推進事業

【概要】	担当部署	経営支援課	
事業目的	新型コロナウイルス感染症による社会経済の変化や急速に進むデジタル化に対応し、産業の活性化を図るためには、AI・IoT等のデジタル技術の導入を支援することにより、県内中小企業の生産性向上を図る必要があるため、経営革新計画を策定し、新事業活動によって経営の向上を図る中小企業が、計画に基づきデジタル技術を活用した新たな取組を行う場合に、経費の一部を補助し、付加価値向上を支援することを目的とする。		
事業内容	経営革新計画によるデジタル化推進補助金 経営革新計画の承認を受けた事業者が、計画に基づき、デジタル技術を活用した新たな取組を行う場合、要した経費を補助する。 <ul style="list-style-type: none"> ・補助対象 岡山県知事から経営革新計画の承認を受けた中小企業等 ・補助内容 デジタル化を図る機械設備導入、システム構築、AIやRPA導入等経営革新計画に係る承認申請書の実施項目のうち、デジタル化の取組と評価され、これに対応する設備導入費等の金額 ・補助率 2分の1（千円未満切り捨て） ・補助限度額 上限200万円（1事業者あたり1回まで） 		
法令・条例・要綱等	中小企業振興計画、岡山県デジタル化推進（経営革新）事業補助金交付要綱		
主な財源	新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金		
令和3年度予算	2537万9000円	令和3年度決算 （執行率）	2510万6000円 （98%）

（監査結果）

【財務事務の合规性 A B C D】

1 中小企業振興計画は、「6 事業継続力の強化」、「（1）新型コロナウイルス感染症の影響等からの復活」として下記の施策を掲げている。

記

③ デジタル化支援

- ・急速に進むデジタル化に対応することにより、ウィズコロナ・アフターコロナにおいても県内中小企業・小規模事業者が成長、発展できるよう、経営者等のデジタル化の理解促進、キーパーソンの育成、企業のデジタル技術等の

導入支援を行う。

以上

本事業は、デジタル化を図る機械設備の導入等の取組を補助することにより、県内企業の付加価値向上を図ることを目的とするものであり、その目的は中小企業振興計画に合致する。

- 2 また、財務事務の執行について、本事業は、岡山県デジタル化推進（経営革新）事業補助金交付要綱に基づいて、補助金を交付する事業であり、財務事務の執行手続きにおいて、問題となる点は認められなかった。

したがって、本事業の財務事務の合規性の評価をBとした。

【事業の有効性 A B C **D**】

本事業による補助金の交付要件等は、「岡山県デジタル化推進（経営革新）事業補助金交付要綱」にて規定されている。岡山県デジタル化推進（経営革新）事業補助金交付要綱には、当該補助金制度の趣旨（第1条）及び補助事業者の要件（第3条）を下記のとおり定めている。

記

第1条	知事は、 <u>新型コロナウイルス感染症の影響を受けた</u> 県内中小企業者等がデジタル化を踏まえた経営革新計画を策定するとともに、経営革新計画に沿って中期的な視点で新事業活動を行うことにより、その経営の向上を図るため、予算の範囲内において岡山県デジタル推進（経営革新）事業補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては、岡山県補助金等交付規則（昭和41年岡山県規則第56号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところによる。
第3条	補助金の交付の対象となる者（以下「補助事業者」という。）は、次の各号に掲げる要件を全て満たす中小企業者とする。 (1) 令和3年4月1日以降に経営革新計画が岡山県知事に承認された者 (2) 経営革新計画承認時における直近12か月間のうち、任意の3か月の合計売上高が令和元年及び令和2年1月から3月までの同3か月の合計売上高と比較して10%以上減少していること (3) 以下省略

上記のとおり、第1条で新型コロナウイルス感染症の影響を受けたことが当該補助金の申請要件となっているが、第3条（2）の要件では、以下の点から新型コロナウイルス感染症の影響を受けていない企業でも形式的に要件を満たすことが十分

に考えられる。

- ①直近12か月のうち、任意の3か月は連続した3か月でなくてもよく、全くの任意の3か月を選択出来ることから、新型コロナウイルス感染症の影響を理由としたものでなくても形式的に要件を満たすケースが多く想定される。
- ②中小企業の場合、一過性の要因で売上が増減するケースも多い。また、不動産販売や建設業など特定の業種においては、少数で多額な取引によって形式的に要件を満たすケースが多く想定される。
- ③売上高の減少率の要件が10%と非常に低く、①、②により新型コロナウイルス感染症の影響ではなく、その他の要因によって偶然要件を満たしたケースを排除出来ないケースが多く想定される。

中小企業庁の事業再構築補助金の要件と同一の要件にしているとのことであるが、岡山県独自の補助金であることから、要件を同一にする必要はなく、むしろ制度趣旨からすると、独自の要件を設定し、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた中小企業に交付出来るような制度設計にすべきであると考えられる。

本事業の申込件数は21件と非常に少ないため、形式要件のみならず、追加の資料検討や事業者へのヒアリング等を重ねて、新型コロナウイルス感染症の影響を受けたかどうかのより詳細な検討を行うことが可能である。現在の審査員では能力的に実質面での判断が出来ないのであれば、外部の専門家に委託するなどの方法も有用である。

このように、本事業について、改善の余地があると考えられるため本事業の有効性の評価をDとした。

【意見6-2】本事業の補助金支給の要件を検討すべきである。

新型コロナウイルス感染症の影響を受けていることが補助金申請要件となっているが、具体的な要件を見る限り、新型コロナウイルス感染症の影響を受けていなくても形式的に要件を満たすケースが多く想定されることから、形式面だけでなく実質面で判定出来るような要件の検討が必要である。

【指摘事項6－1】審査員が審査を辞退しなければならない場合の客観的基準を設定すべきである。

審査員が申請者と個人的な利害関係があり、審査員として適切でない場合には、審査員本人の申し出により審査を辞退することがあるとのことである。

このことについて、どのような場合には特別な利害関係があり審査が出来ないかについての明確な基準はなく、本人の申し出という非常に曖昧、かつ、主観的な判断基準に委ねられている。

多額の補助金の交付に関与する審査員であるから、特別な利害関係を有するものとして、審査を辞退しなければならない明確な基準を作成し、申請者毎に当該判定シートに基づき、審査員は利害関係の有無をチェックすべきである。

【意見6－3】審査員の評価基準が客観的なものであるか及びその評価基準に基づく各審査員の評価の方法が適切か再検討されたい。

審査員は3名で、それぞれの評価点を平均して決定することとなっており、特定の審査員のみ判断にはよらない。また、審査にあたっては、審査の基準が設定されており、制度上、全くの主観によらないものとなっている。

にもかかわらず、審査結果を見ると、審査員によって同一申請者に対する採点に大きな差異が生じているケースがある。審査員各人が持つ経験や知見は異なるため、採点にある程度バラつきがあるのは当然であるが、評価結果にバラつきがありすぎる。

これを是正するためには、なぜこれほどの評価のバラつきが出るのかについて、以下の両面から再検討されたい。

- ・評価基準自体が適切であるか
- ・評価基準に基づく各審査員の評価方法が適切であるか

当該補助金の支給の要否によって、申請者の今後の事業計画に大きな影響を与えるなど、審査員一人一人がもつ影響力の大きさを再認識すべきである。

【事業の効率性 A B C D】

事業の効率性について、特段問題点は発見されなかったことから評価をBとした。

4 デジタル化推進による生産性向上推進事業

【概要】	担当部署	経営支援課	
事業目的	<p>県内製造業においては、新型コロナウイルス感染拡大の影響により、受注状況は低迷しており、収益性が低調な状況が続いている。</p> <p>このようななか、県内製造業が収益性を改善させ継続・発展していくためには、生産性の向上を図ることが必要不可欠である。</p> <p>県内ものづくり中小企業がコロナ禍で加速する産業の構造変化に対応し、生産性の向上を図るためには、ものづくりの現場において「見える化」、「情報の共有化」、「自動化」等の積極的な推進が求められ、AI、IoT等のデジタル技術の利活用は不可欠となっている。そこで、県内ものづくり中小企業のAI、IoT等のデジタル化活用事例の情報を収集・発信し、県内製造業にデジタル化の有用性を広く周知するとともに、あわせて、製造業のデジタル化の推進手法を提供するとともに、生産性の向上のためのデジタル化のモデルとなるような中小企業を育成することにより、県内ものづくり中小企業のデジタル化を総合的に促進し、生産性の向上を図ることを目的とする。</p>		
事業内容	<p>(1) 県内ものづくり中小企業に有用な事例情報の収集と発信</p> <ul style="list-style-type: none"> ① ものづくり中小企業デジタル化導入事例集の作成 ② 事例集の配布、ネットにおける事例動画提供 <p>(2) AI・IoT等のデジタル化促進セミナーの開催</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 県内外のものづくり中小企業のデジタル化成功事例の紹介 ② ものづくり現場におけるデジタル化手法の紹介 <p>(3) デジタル化モデル中小企業の育成</p> <ul style="list-style-type: none"> ① ものづくり中小企業デジタル化推進事業計画の認定 ② ものづくり中小企業デジタル化推進事業計画促進支援 ③ ものづくり中小企業デジタル化モデルケース育成（推進）補助金 <ul style="list-style-type: none"> ・補助対象者 県内中小企業者等 ・補助内容 人材育成、デジタル化を図る機械設備導入等 ・補助率 2分の1 ・補助額 上限4000万円 		
法令・条例・要綱等	中小企業振興計画		
主な財源	新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金		
令和3年度予算	4億4860万円	令和3年度決算 (執行率)	4億0991万1000円 (91%)

(監査結果)

【財務事務の合規性 A B C D】

- 1 本事業は、生産性の向上のためのデジタル化のモデルとなるような中小企業を育成することにより、県内ものづくり中小企業のデジタル化を総合的に促進し、生産性の向上を図ることを目的とするものであり、その目的は前項において指摘した中小企業振興計画の目的に合致する。
- 2 また、財務事務の執行について、本事業は、産業振興財団に委託されており、かかる委託の手続きは、公募手続きによっている（委託費：4859万9918円、補助金4億円）。
かかる公募の手続き等について、問題となる点は認められなかったため、本事業の財務事務の合規性の評価をBとした。

【事業の有効性 A B C D 】

本事業における審査員毎の評価点のバラつきについては、審査員は6名で、それぞれの評価点を平均して決定することとなっており、特定の審査員のみ判断にはよらない。

また、審査にあたっては、審査の基準が設定されており、全くの個人の主観によらないものとなっている。

本事業についても審査員毎に得点のバラつきがあるが、6名全員が参加するデジタル化推進計画認定審査委員会及びデジタル化推進（生産性向上）モデル事業選定委員会議事録にて、審査員毎の採点を経て、合議により意見交換のもと、最終決定されていることが確認出来たため、特段問題はない。

他方で、審査員が審査を辞退すべき基準が明確ではないことは、前項の事業と同様である。これらの点を考慮して、本事業の有効性の評価をDとした。

【指摘事項6-2】審査員が審査を辞退しなければならない場合の客観的基準を設定すべきである。

審査員が申請者と個人的な利害関係があり、審査員として適切でない場合には、審査員本人の申し出により審査を辞退することがあるとのことである。

このことについて、どのような場合には特別な利害関係があり審査が出来ないかについての明確な基準はなく、本人の申し出という非常に曖昧、かつ、主観的な判断基準に委ねられている。多額の補助金の交付に関与する審査員であるから、特別な利害関係を有するものとして、審査を辞退しなければならない明確な基準を作成し、申請者毎に当該判定シートに基づき、審査員は利害関係の有無をチェックすべきである。

【事業の効率性 A B C D】

本事業において、事業の効率性についての観点から特段問題となる事項は認められないことから事業の効率性の評価をBとした。

第6章 結語

1 総論において述べたとおり、岡山県では、7万7428の事業所において83万5270人の従業者が稼働し、その大部分が中小企業であるところ、県内の中小企業は、岡山県の雇用及び税収を支える存在であり、中小企業の振興及び支援は、県民生活に直結する問題である

とりわけ、令和2年度以降に発令された新型コロナウイルス感染症に伴う緊急事態宣言及びまん延防止等重点措置によって、売上の著しい減少等の影響を被った中小企業は少なくない。

また、県内の事業者の高齢化を踏まえれば、事業承継を早急に進める必要がある。

さらに、国連で採択されたSDGsについて、大企業のみならず、中小企業も積極的に取り組む必要がある。

2 このように、岡山県の中小企業者を取り巻く状況は、急激に変化しており、岡山県は、このような急激かつ多様な状況変化を踏まえ、迅速かつ的確に県内の中小企業に対する支援に積極的に取り組む必要があると考える。

この点、監査の過程において、岡山県の職員の方が個別の事業に熱意をもって真摯に取り組んでいることは確認することができた。

もっとも、事業の成果検証の在り方等については、民間の事業者が行う事業検証方法等について参考にすべき点などが多々あるように思えたことから、監査人としては、監査をつうじて事業の有効性について、積極的に意見を述べたつもりである。

今回、監査人が最終的に指摘事項及び意見としたのは、その中でも特に重要と考えられる事項であり、岡山県においては、真摯に受け止めて改善を検討することを切に願うものである。

3 最後に、本件の包括外部監査において対象となった岡山県産業労働部のうち、マーケティング推進室、産業振興課、経営支援課、労働雇用政策課及び工業技術センターの担当職員各位並びに岡山県行政改革推進室の担当職員に多大なる協力をいただいたことについて心より感謝を申し上げますとともに、本監査が岡山県の産業労働行政の一助になることを祈念して、本件の包括外部監査を終えることとする。

以上

【凡例】

基本用語	略称
岡山県岡山リサーチパークインキュベーションセンター条例	リサーチパークインキュベーションセンター条例
岡山県岡山セラミックスセンター条例	セラミックスセンター条例
岡山県会計事務取扱要綱	会計要綱
岡山県工業技術センター	工業技術センター
岡山県中小企業振興計画	中小企業振興計画
岡山県中小企業振興条例	中小企業振興条例
岡山県中小企業団体中央会	中央会
岡山県財務規則	県財務規則
岡山県立職業能力開発校条例	職業能力開発校条例
公益財産法人岡山県産業振興財団	産業振興財団
第3次晴れの国おかやま生き生きプラン	生き生きプラン
中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律	中小企業経営承継円滑化法

【用語解説】

基本用語	解説
A I	人工知能 (A r t i f i c i a l I n t e l l i g e n c e) の略。大量のデータに対して、人間のように言葉の理解や問題解決などを行うコンピュータシステム (このほかにも、A Iには様々な定義がある。)
E V	電気自動車 (E l e c t r i c V e h i c l e) の略。
I O T	モノのインターネット (I n t e r n e t o f T h i n g s) の略。自動車や家電製品など、様々なモノがインターネットに接続され、相互に情報交換を行うこと。
岡山県中小企業団体中央会	岡山県中小企業団体中央会 (以下「中央会」) は、中小企業連携組織の専門機関である。中央会の目的は、中小企業の組織化を推進し、その強固な連携による共同事業を推進することによって、中小企業の振興発展を図っていくことにある。中央会は、中小企業等協同組合法及び中小企業団体の組織に関する法律に基づき、47の都道府県中央会については各都道府県知事の認可により、全国中央会については経済産業大臣の認可により設立された法人である。中央会は、各法律により設立された中小企業者による組合をはじめとした会員により組織を構成しており、その会員が総会において、会長等を選出している。中央会の事業運営は、主に会員からの会費により行っているが、組合等向けの各種事業については、行政からの補助を受けて実施している。(中央会HP参照)
再エネ基金	再生可能エネルギー等導入推進基金。再生可能エネルギー等導入推進基金事業 (グリーンニューディール基金制度) を活用し、地震や台風等による大規模な災害に備え、避難所や防災拠点等において、災害時等の非常時に必要なエネルギーを確保するために、再生可能エネルギーや蓄電池、未利用エネルギーの導入等を支援するため、岡山県が造成する基金。(環境省HP参照)
商工会	商工会は、地域の事業者が業種に関わりなく会員となって、お互いの事業の発展や地域の発展のために総合的な活動を行う団体である。また、国や都道府県の小規模企業施策 (経営改善普及事業) の実施機関でもあり、小規模事業者を支援するために様々な事業を実施している。また、小規模企業施策だけでなく、様々な中小企業施策も実施している。商工会は、法律 (商工会法) に基づいて、主に町村部に設立された公的団体で、全国に1643の商工会がある。また、各都道府県には商工会連合会があり、広域的なテーマや専門的なテーマについて、小規模事業者及び中小企業を支援している。(商工会HP参照)

基本用語	解説
商工会議所	<p>わが国最初の商工会議所である「商法会議所」は、明治11（1878）年に東京、大阪、神戸で設立された。その後、全国の主要都市に相次いで設立され、明治25（1892）年に15の商業会議所がその連合体として「商業会議所連合会」を結成した。そして大正11（1922）年6月に「商業会議所連合会」を改編し、常設の機構・事務局を持つ「日本商工会議所」が誕生した。それ以後、名称・組織の変更など様々な変遷があり、戦後の昭和29（1954）年に現行「商工会議所法」に基づき特別認可法人として改編され、今日に至っている。現在（2022年4月時点）、全国で515商工会議所がそれぞれの地域で活動している。商工会議所は(1)地域性—地域を基盤としている、(2)総合性—会員はあらゆる業種・業態の商工業者から構成される、(3)公共性—公益法人として組織や活動などの面で強い公共性を持っている、(4)国際性—世界各国に商工会議所が組織されている、という4つの大きな特徴を持っており、全国の商工会議所の会員数は123万（2022年4月現在）を数えている。日本商工会議所は、全国515の商工会議所を会員とし、各地の商工会議所が「その地区内における商工業の総合的な発展を図り、兼ねて社会一般の福祉増進に資する」という目的を円滑に遂行できるよう全国の商工会議所を総合調整し、その意見を代表している団体である。（日本商工会議所HP参照）</p>

◎岡山県教育委員会規則第七号

個人情報保護に関する法律施行細則を次のように定める。

令和五年三月三十一日

岡山県教育委員会

個人情報の保護に関する法律施行細則

岡山県個人情報保護条例施行規則（平成十四年岡山県教育委員会規則第十五号）の全部を改正する。

（趣旨）

第一条 この規則は、個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号。以下「法」という。）、個人情報の保護に関する法律施行令（平成十五年政令第五百七号。以下「政令」という。）、個人情報の保護に関する法律施行規則（平成二十八年個人情報保護委員会規則第三号）及び個人情報の保護に関する法律施行条例（令和四年岡山県条例第五十号。以下「条例」という。）に定めるもののほか、政令第二十八号第四項の規定により地方公共団体の規則で定めるところとされている事項及び岡山県教育委員会（以下「教育委員会」という。）が取り扱う個人情報の保護に關し必要な事項を定めるものとする。

（個人情報取扱事務簿）

第二条 教育委員会は、法第七十四条第二項第九号に規定する個人情報ファイル（法第七十四条第二項第一号から第八号まで及び第十号並びに法第七十五条第三項に規定する個人情報ファイルを除く。）について、次に掲げる事項を記載した帳簿（以下「個人情報取扱事務簿」という。）を作成しなければならない。

- 一 個人情報ファイルの名称
- 二 個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称
- 三 個人情報ファイルの利用目的
- 四 その他教育委員会が必要と認める事項

2 教育委員会は、前項に規定する個人情報ファイルを新たに保有しようとするときは、あらかじめ、当該個人情報ファイルについて、個人情報取扱事務簿を作成しなければならない。

3 教育委員会は、個人情報取扱事務簿に記載すべき事項に変更があったときは、直ちに、当該個人情報取扱事務簿を修正しなければならない。

4 教育委員会は、第一項に規定する個人情報ファイルの保有をやめたときは、遅滞なく、当該個人情報ファイルに係る個人情報取扱事務簿を削除しなければならない。

（電磁的記録の開示方法）

第三条 次の各号に掲げる電磁的記録についての法第八十七条第一項の規定により行政機関等が定める方法は、それぞれ当該各号に定める方法とする。

- 一 ビデオテープ又は録音テープ 視聴若しくは聴取又は複製物の交付の方法
- 二 前号に該当するもの以外の電磁的記録 当該電磁的記録を印刷物として出力したものの閲覧又は交付の方法

2 前項第二号の規定にかかわらず、当該電磁的記録を保有する処理装置及びプログラムにより専用機器に出力したものを閲覧させ、若しくは視聴させ、又は光ディスク（日本産業規格X〇六〇六及びX六二八一又はX六二四一に適合する直径百二十ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。）に複製することが容易であるときは、当該電磁的記録の閲覧若しくは視聴又は当該複製物の交付により開示を行うことができる。

（送付に要する費用の納付方法）

令和5年3月31日 岡山県公報 第12485号

第四条 政令第二十八条第四項の地方公共団体の規則で定める方法は、郵便切手で納付する方法とする。

(写しの交付に要する費用の額等)

第五条 条例第三条第二項の実施機関が定める額は、別表に定めるとおりとする。

2 写しの交付に要する費用は、前納とする。

(その他)

第六条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和五年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 条例附則第九項及び第十項の規定によりなお従前の例によることとされた行為に係るこの規則による改正前の岡山県個人情報保護条例施行規則の規定の適用については、なお従前の例による。

別表 (第五条関係)

公文書の種類		写しの交付の方法	金額
一 文書、図画又は写真	イ 乾式複写機による写し	ロ 乾式複写機による写し以外のもの	一枚につき十円。ただし、多色刷りのものにあつては、一枚につき五十円
			写しの作成に要する費用に相当する額
二 ビデオテープ	イ ビデオカセットテープに複製したもの	ロ ビデオカセットテープ以外に複製したもの	一卷につき百十円
			写しの作成に要する費用に相当する額
三 録音テープ	イ 録音カセットテープに複製したもの	ロ 録音カセットテープ以外に複製したもの	一卷につき九十円
			写しの作成に要する費用に相当する額
四 電磁的記録(二の項又は三の項に該当するものを除く。)	イ 印刷物として出力したもの	ロ 光ディスク(日本産業規格X〇六〇六及びX六二八一に適合する直径百二十ミリメートルの光デ	一枚につき四十円
			一枚につき十円

備考

- 一 一の項イの場合において、両面印刷の用紙を用いるときは、片面を一枚として額を算定する。
- 二 一の項イの場合において、用紙は、原則として、日本産業規格A列三番までの大きさのものを用いることとし、これを超える大きさの規格の用紙を用いた場合は、日本産業規格A列三番による用紙を用いた場合の枚数に換算して枚数を計算するものとする。

ハ 光ディスク（日本産業規格X六二四一に適合する直径百二十ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。）に複製したもの	イスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。）に複製したもの
一枚につき五十円	

◎岡山県教育委員会規則第八号

岡山県教育委員会公印の寸法及び管理に関する規程の一部を改正する規則を次のように定める。

令和五年三月三十一日

岡山県教育委員会

岡山県教育委員会公印の寸法及び管理に関する規程の一部を改正する規則

規則第一号)の一部を次のように改正する。
第五條第二項中「岡山県個人情報保護条例(平成十四年岡山県条例第三号)」を「個人

情報保護に関する法律(平成十五年法律第五十七号)」に改める。

附 則

この規則は、令和五年四月一日から施行する。

◎岡山県教育委員会規則第九号

岡山県教育委員会の権限に属する事務の一部委任等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和五年三月三十一日

岡山県教育委員会

岡山県教育委員会の権限に属する事務の一部委任等に関する規則の一部を改正する規則

岡山県教育委員会の権限に属する事務の一部委任等に関する規則（昭和四十二年岡山県教育委員会規則第十二号）の一部を次のように改正する。

第二条第十八号中「岡山県個人情報保護条例（平成十四年岡山県条例第三号）」を「個人情報保護の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）」に改める。

附 則

この規則は、令和五年四月一日から施行する。

◎岡山県教育委員会訓令第6号

庁 中 一 般
教 育 事 務 所
教 育 機 関
立 学 校

岡山県教育委員会文書規程（平成八年岡山県教育委員会訓令第3号）の一部を次のように改正する。

令和五年三月三十一日

岡山県教育委員会

第九条中「岡山県個人情報保護条例（平成十四年岡山県条例第三号）」を「個人情報保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）」に改める。

附 則

この規則は、令和五年四月一日から施行する。

◎岡山県教育委員会告示第四号

簡易な方法による開示請求をすることができる個人情報の指定（平成十四年岡山県教育委員会告示第六号）は、廃止する。

令和五年三月三十一日

岡山県教育委員会

附 則

この告示は、令和五年四月一日から施行する。

◎岡山海区漁業調整委員会公示第六号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第六十四条第五項の規定により、公聴会を次のとおり開催する。

なお、公聴会で意見を述べようとする者は、住所、氏名、職業（漁業者の場合は、従事する漁業）、利害関係を有する理由及び意見の概要を令和五年四月十日までに書面をもって、当委員会事務局（岡山市北区内山下二丁目四番六号岡山県庁内）へ提出すると。

また、漁場計画案は、当委員会事務局、関係市役所及び関係漁業協同組合に備え置き、一般の縦覧に供する。

令和五年三月三十一日

岡山海区漁業調整委員会

会長 井本 瀧 雄

一 日時

令和五年四月十二日（水）

午後二時から

二 場所 岡山市北区下石井二丁目六番四一号

ピュアリティまきび

TEL（〇八六）二三二一〇五一

三 案件 海面区画漁業権一斉切替に係る漁場計画案について

◎岡山海区漁業調整委員会公示第七号

岡山海区漁業調整委員会事務規程第五条第一項の規定により、第五百四十二回岡山海区漁業調整委員会を次のとおり開催する。

令和五年三月三十一日

岡山海区漁業調整委員会

会長 井本 瀧 雄

一 日時

令和五年四月十二日（水）

午後二時十分から

二 場所 岡山市北区下石井二丁目六番四一号

ピュアリテイまきび

TEL（〇八六）二三二一〇五一

三 議題

第一号議案 公聴会の意見とりまとめについて

第二号議案 海面区画漁業権漁場計画の承認について

〔五〕平成二十八年三月二十九日付け公布管理職手当に関する規則の一部を改正する規則（岡山県人事委員会規則第十八号）に誤りがあった。

四・七	頁・行
五種	誤
四種	正